

# 国際情報研究





## (目次)

<b>発刊の言葉</b>	-----	1
<b>巻頭言</b>	-----	2
<b>研究論文</b>		
<b>審査論文: Original</b>		
中国の台頭と日本の安全保障 —新たな安全保障環境構築に向けて— 齊藤 孝弘	-----	3
製造業における国際的な戦略提携に関する一考察 —住友ゴムとダイキンの事例について— 丑山 幸夫	-----	15
創られた戦争美談 —肉弾三勇士と戦争美談— 増子 保志	-----	27
肺癌患者の闘病記における告知後の病期別心理過程 —Holland「がん患者の危機に対する正常な反応」モデルを用いて— 柿原 加代子、草野 純子、市川 恭子	-----	36
パフォーマンス評価の考えを導入したフィジカルアセスメント授業取組の検討 草野 純子、柿原 加代子	-----	44
J. S. バッハ教会カンタータの背景にある日曜礼拝とカトリシズム —G. シュティラー『バッハとライブツィヒの教会生活』(1982年)からの考察— 池島 与是夫	-----	56
キリスト教児童文学としてのオスカー・ワイルド作品 —ワイルドの童話を中心として— 宮本 裕司	-----	68
『ライオンと魔女』のジェンダー・ロール —Non-Human Characters を中心に— 中嶋 千秋	-----	81
カントの道徳的目的論と道徳神学 —三批判書から宗教へ— 山形 泰之	-----	93
An Extensive Study on Characteristics of Business Speeches: A Corpus-Based Approach to Metaphors in Business SHIMIZU Toshihiro	-----	104
<b>報告論文</b>		
<b>自由投稿論文: Review</b>		
フランスに学ぶ学校制度と教育費 —少子化脱却のための経済政策— 鈴木 満由美	-----	116
アジアの国際観光都市:シンガポールと香港 山田 洋	-----	126
土地制度史における土地制度の構造とその経済性、土地の権利に関する一考察 井上 隆	-----	138
国際学と情報学の融合 —国際情報学に関する1つの試論— 符儒徳、符雅娜	-----	150

## 報告論文

### 研究ノート: Research Report

北朝鮮における公式経済と非公式経済に関する一考察  
—北朝鮮経済は再建可能か?—  
宮田 敦司 ----- 156

エネルギー安全保障における核燃料物質の価値  
—災害時の有利性を中心に—  
泉谷 清高 ----- 161

大震災におけるエネルギー供給システムの信頼性  
—非常用電源を中心に—  
泉谷 清高 ----- 173

### 日本国際情報学会誌規程

----- 185

### 編集後記

----- 189

## 発刊の言葉

日本国際情報学会 会長 近藤大博

社会科学は、その研究の歴史において、多くの先達の知恵と経験を蓄積させ現在があります。たしかに知識の積重ねと経験に支えられた研究は重要です。それらの蓄積が各学問の礎としてあります。

しかし、今日、国際化・グローバル化の波は、各学問の境界・領域・枠をいとも容易に乗り越えます。各学問の境界・領域・枠を乗り越えたかたちで、新たな問題が生じています。

各研究者は、従来の礎・専門領域に拘泥しては、新時代に、新たな問題に、対処・対応できません。

また、グローバル化は、国境を超えての研究協力、積極的な情報の受発信の機会をもたらしました。この機会を大いに活用すべきです。縦横に協働研究すべきです。研究成果を共有すべきです。

今日の社会的・公共的問題は、知識・学問と社会・政治の境目にあります。さらには従来の学問体系では対処不能・対応不能となっています。解決するためには、学際的な集団の確立と学際的な取り組み、ひいては学際的な理論的枠組みが必要となります。

つまり、21世紀の現在、社会学・経済学・歴史学・心理学・哲学等々の専門領域・枠を超えた協働研究が必要不可欠となってきたのです。

既存の考え方・方法論、既存の専門分野にとらわれることなく、幅広く研究テーマを募りたいと存じます。学際的な研究に積極的に発表の機会を与えたいと存じます。多くの方々が斬新的で視点の違う研究を競い合う場を設定したいと存じます。

日本国際情報学会は、上のような思いを密かに胸に、2002年3月に設立されました。

このたび、会員の研究を促進すべく、活動の成果を公表・公開すべく、学会誌発行を企画しました。本誌がその創刊号です。

今回発刊にあたり、多くの方々から、ご指導、ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本誌が、広く世に迎えられ、新しい社会の創造に多少なりとも寄与できますよう、さらに学問の垣根が取り払われた研究の場として数多くの研究者に活用していただきますよう、祈念いたします。

2004年5月10日

当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あつてのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

2008年12月5日



## 巻頭言

## 学問探究の新たな「課題」と「方法」を求めて

佐々木 健

I 17世紀イギリスの思想家は自らの主著の来歴をめぐってこう語っている。

(友人若干名と自分の部屋で)「本著のテーマからかけ離れた主題について討議していたところ、四方八方から生じる難問のために私たちはたちまち行き詰ってしまいました。自分たちを悩ませる疑問の解決には少しも近づけずに、しばし困惑しておりました。そのうちに私はこう思いつきました。自分たちは見当違いの誤った道を辿っていたのだ、このような性質の探究を開始する前に、私たち自身の心の能力を批判的に吟味し、私たちの悟性はどのような対象を取り扱うのに適しているのか、また適していないのかを検討することが肝心である、と。このことを皆に提示してみると、一同即座に同意し、これこそが何よりも先ず探究されるべきことがらであるということ意見の一致をみました。そこで、次の会合に備えて、以前考えたこともなかった主題について若干の考えを未消化ながら、大急ぎで書き記しました。これが本著のそもそもの端緒となったのです。」

形成の緒についての西欧の近代思想の行方に対して、ラディカルな思考の転換をもたらす事業のそもそもの発端は、志を同じうする少人数の親密なグループの談論の場での出来事であった。このことが平明な寛いだ筆致で記されている。

II 《私たちの生活・人生は、また学問探究は、「空疎な興奮」でも「平板な執務」でもなく、ただただ一定の道に沿った着実な秩序ある営みである。》人生・学問の意味を「科学方法論」として追究した戦前日本の哲学者の主張である。

「方法」は、目的の追求・追究のために、それに従って、それに沿って進むべき道の謂である (method < meta + hodos)。「科学」とは、特定の個別的な専門的学問分野のことではなく、学問一般を指す。私たちが生きる人生の理念と、その人生がその中で営まれる状況・環境をめぐる探究の営為のことである。

III 道程は目的地・到着地点から切り離せない。目的地・到着地点は、常に同時に道程を予想する。行き先はどこか、どこを目指すかの問題があつて、どの方向へ、どうやって行くかが肝要となる。道程なくして、手段ぬきにして、目的地・到着地点は無に等しい。

学問探究において何を目指し、何を究明しようとするのか、同時にまた、その探究において私たちの営みを正しい方向へと導いていく道は何か。この forum は、その「課題＝問題」と「方法」とを問いつつ、私たち自身の活動をさらに推進するための場でありたい。

# 研究論文

## (審査論文 : Original)

審査論文は [J-STAGE](https://www.jstage.jst.go.jp/browse/gscs/-char/ja/) から閲覧できます。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/gscs/-char/ja/>

中国の台頭と日本の安全保障  
—新たな安全保障環境構築に向けて—

齊藤 孝弘  
日本国際情報学会

China in the Ascendant and the Security of Japan  
—A Path Toward Opening Up a New Security Environment—

Saito Takahiro  
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

---

This paper will ask how Japan should go about establishing a favorable national security environment, and Will consider this through an analysis of Japan's role in the process. First of all, it will focus on the East China Sea's Senkaku Islands, while examining China's maritime expansion and shifting American strategies. From there it will analyze the transformation of the security environment. Next, Japan's response to the changing security environment in East Asia will be considered, along with the government's approval of recourse to the right of collective defense. And Finally, attention will be paid to the influence Japan has had on setting up the Security Consultative Committee (known as 2-puls-2) with other major world powers, paving the way to establishing a new security environment.

---

はじめに

2010年9月、沖縄県尖閣諸島沖の領海で海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突してきた。海上保安庁は、中国漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕した。しかしながら、数日後、那覇地方検察庁が、日中関係に配慮する形で、処分保留として船長を釈放するのである。

中国公船による日本の領海侵入が繰り返される中で、2013年1月、日本の護衛艦搭載ヘリと護衛艦に対して中国海軍のフリゲート艦が射撃管制用レーダーを照射するという不測の事態を招きかねない事例が発生した。

日本の安全保障の要である米国は、日米安保条約第5条の適用対象範囲であるという立場をとりながら、主権問題には介入しないとされた。また、米国は、今後5年間の米国防予算削減計画を発表し、米国内の財政問題を表面化させるのである。

2014年7月、安倍内閣は、歴代内閣が憲法9条の下、許容される「必要最小限の自衛権の範囲を超える」と解釈して行使を認められないとしてきた集団的自衛権行使を、一定の条件を満たした場合に限り

できるようにする憲法解釈の変更を閣議決定した。

冷戦終焉以降、経済成長を背景とする軍事力増強による中国の台頭は、欧米からアジア重視へと国際社会構造の変化と東アジアの秩序の行方に影響を与えている大きな要因のひとつである。

安全保障環境の変化を考慮しながら、いかに日本の安全を守るのか。そのために国はどうすればよいのか、といった議論に関する先行研究については、北岡伸一による「憲法に固執して国家の安全を忘れるな<sup>1)</sup>」や集団的自衛権問題研究会による「集団的自衛権—事実と論点<sup>2)</sup>」がある。

同論は、日本を取り巻く安全保障の変化について、PKO問題やシーレーンなど多岐に渡り分析が行われ、日本の安全を守るには、集団的自衛権が必要であるとか、必要でないといった考察に終始している。

そこで本稿は、中国の海洋進出や米国の戦略の変遷を検討しながら、中国と米国による東アジア海域、特に東シナ海における尖閣諸島に焦点をおき、安全保障環境の変化から分析を行う。次いで、日本の東アジアの安全保障維持への取り組みについて概観しつつ、安全保障関連法案が成立したことで現実味が



増している集団的自衛権の行使容認の意義を明らかにしたい。さらに、冷戦時代、日本は米国との間だけに創設していた安全保障協議委員会（2 プラス 2）を、近年、世界の主要国との間に創設し、緊密な安全保障関係を築く努力が見られていることから、2 プラス 2 を視野に入れ、安全保障の目的である国家にとって好ましい安全保障環境構築に向けて、日本はどうあるべきなのか。日本の役割について安全保障環境の分析を通じて今後の課題にも触れながら考察を試みてみたい。

## 第 1 章 中国海軍の近代化と海洋権益

### 第 1 節 中国海軍と海洋戦略

中国は建国以来、毛沢東の指導下、ソ連と同盟を結び、台湾再統合など視野に入れながら、海軍の再建に取り組みはじめる。しかし、ソ連やインドとの国境に起因する領土紛争を抱えていたため、陸上戦力の強化に主眼が注がれていた。1960 年代に入ると、中ソ対立が顕在化したことにより、シベリア鉄道を經由した陸路による通商交通路から海路に通商交通路への変更を迫られるのである。

1979 年 7 月、鄧小平の指導下、沿岸防衛から近海防衛へとその局部的防衛範囲の拡大を目指す方針が示される。中国海軍司令官であった劉華清によって沖縄－台湾－フィリピンをつなぐ第一次列島線、そして小笠原諸島－グアム－ニューギニアをつなぐ第二次列島線といわれる地域防衛戦略概念を明らかにするのである。

中国にとっての近海とは、国連海洋法条約に基づいた中国の管轄に帰属するすべての海域とこれら海域に分布する中国固有の領土を包括し、西太平洋の第 1 列島線内と中国の安全そして発展利益と親密に関係するその他の海域を包括する概念である。したがって戦略情勢の進展と海軍の戦略能力の不断の向上にともなって近海作戦の範囲は逐次拡大することになり、国家の安全を十分有効に防衛することのできる戦略防御範囲に達することになる。こうした中国の近海に対する概念こそがいわゆる第 1 列島線を突破する中国の海軍活動の論理的根拠となっている。

具体的には、中国にとって台湾の独立阻止とそれに伴う米国などによる台湾独立支援を目的とする軍

事活動の阻止は最優先課題である。中国沿岸部から第一次列島線までの海域は米国の空母や原子力潜水艦の侵入を阻止し制海権を掌握することが目的である。第一次列島線から第二次列島線までは、可能な限り中国本土から遠方で米軍の増援部隊の阻止を目的とした前方防衛海域としている。いわゆる接近阻止・領海拒否戦略(A2/AD)である。

中国は自国に有利な軍事バランスの構築を目指している。その軍事バランスとは、朝鮮戦争や旧ソ連のような国境を超える軍事能力というより、むしろ地域的な勢力圏を確立することにより、重要地域へのアクセスを管理下に置くことである。たとえば、1993 年以降、石油の輸出国から輸入国へ転換し、シーレーン確保の重要性が高まっている背景も要因の一つである。

### 第 2 節 中国海軍の近代化と海洋進出の動き

中国海軍の近代化は、中国の経済成長を背景に 1990 年代から顕著にみられるようになった。中国海軍は、ロシアから購入した駆逐艦や対艦ミサイル、そしてフランスからライセンス生産委託等によって得た技術で艦船生産能力を高めた。

注目されるのは、遼寧と命名された中国初の空母であろう。2014 年 1 月、中国は 2 隻目の空母の建造に着手したことを明らかにした。米国防省は「中国は今後 10 年間で複数の空母と支援艦隊を建造するだろう」と推測している。

さらに、対艦弾道ミサイル(ASBM)開発がある。弾道ミサイル射程は、約 1500 キロとされ、近海射程である。第二次列島線内の攻撃範囲に収めることが可能となり、西太平洋上における米空母等の脅威となる。

中国海軍による海洋進出の動きは、2004 年に中国原子力潜水艦が石垣島付近で領海侵犯して以来、活発化している。

近年の例を挙げれば、2012 年、中国海軍は西太平洋で外洋訓練を 7 回行っている。翌年 10 月、中国海軍の北海艦隊、東海艦隊そして南海艦隊の 3 艦隊が大規模な演習を西太平洋で実施している。その翌月、遼寧がはじめて南シナ海に進出し、試験航行を行った。

2014 年 6 月、中国海軍は、沖縄本島と宮古島を抜けて太平洋に進出している。現在、外洋活動を活発化させる中国海軍艦艇が西太平洋やインド洋に展開するには、日本の南西諸島や複数の国が領有権を主張する島嶼が存在する南シナ海を通らなければならない。言い換えれば、南シナ海、東シナ海が封鎖された場合、中国には迂回航路がないのである。

また、中国は、日本の自衛隊と米軍の基地のある沖縄本島より尖閣諸島に約 100 キロ近い南甌島にレーダーの設置や滑走路の建設が予定されているとされ、島の要塞化が進むことが予想される。

### 第 3 節 防空識別圏の設定と海洋権益

2013 年 11 月、中国は、日本と韓国が主権を主張している海域の上空を含む防空識別圏の設定を発表した。朝鮮半島の南側から台湾の北側まで日本の南西諸島に沿うように防空識別圏を設定し、沖縄県尖閣諸島付近を含んでいる。

防空識別圏は、戦後米国がはじめたもので、日本は 60 年代に設定した。明確な国際ルールがないため各国が独自に設定することができる。

2001 年、米国の偵察機 EP-3 衝突事件に見られるように、これまで中国は防空識別圏を設定しながら、明確に公表することはなかった。今回、中国の発表により防空を識別する区域を明らかにしたことになる。

中国が防空識別圏を設定したことで、東シナ海上空の識別圏が大幅に重なり合うため、お互いに自国の防空圏としてスクランブルをかければ、接触する危険が高まる。実際、中国機とは異常接近事例も発生しており、仮に中国機が警告射撃すれば、戦闘状態に発展する恐れもある。

マイケル・グリーンは、尖閣諸島を棚上げとする了解を何度も破って日本に危機感を抱かせたのは中国の方だとしながら「中国による防空識別圏の設定は、地域的現状を少しずつ変革し、東シナ海と南シナ海における大きな影響圏を確立しようとする中国の長期的な試みの一環である」と分析している<sup>3)</sup>。

また、日中双方の外交が不適切だった部分もあると指摘しながら「両国の路線の大きな違いは、尖閣諸島を施政下におき、実効支配する日本が現状維持

を試みているのに対して、中国は強制的な圧力を行って現状を変革しようと試みていることであると指摘している<sup>4)</sup>。

中国は冷戦終焉後間もなく、南シナ海のパラセル諸島、スプラトリー諸島そして東シナ海の尖閣諸島を中国の領土と明記した領海法を制定し、1997 年には、国防の範囲に海洋権益の維持を明記した国防法を施行した。現在、国家海洋局が中心となり、島嶼の管理を強化する海島法の立法作業を進めているとされている。

日本政府は「尖閣諸島は日本固有の領土であり領土問題は存在しない。歴史的にも国際法的にも明らかである」としている。下関条約の数か月前に「無主地先占」を閣議決定したことがその根拠となっている。

衛藤瀋吉、岡部達味は 1969 年の編著の中で「一般に戦争の原因を探ってみると、領土権をめぐる紛争が発端となったり、開戦の口実にされたりした例は多い。幸いに日中間では、このような領土権の争いが存在しないのである。中華人民共和国に比べて当面、より日米両国にとって問題となるのは、中華民国の沖縄に対する領有権の主張である」と警告している<sup>5)</sup>。

現実的に表面化している尖閣をめぐる日中間の軋轢を解消するためには、唯一の超大国である米国の東アジア戦略を分析しなければならない。

## 第 2 章 米国の戦略と日本の安全保障

### 第 1 節 米国の東アジア戦略と尖閣諸島

戦後、米国による沖縄県の占領行政がはじまる。沖縄県に属する八重山群島から北方約 175 キロに位置する尖閣諸島は、沖縄駐留米軍の管理下に置かれることとなった。

1948 年頃から、ソ連と対立構造が明確になりつつある中で、国務省のジョージ・ケナン政策企画部長が訪日し、日本の占領を早急に終え、独立国日本と米国がアジアにおける勢力均衡の維持に貢献すべきであるとマッカーサー元帥に進言したことはよく知られる。

サンフランシスコ平和条約の交渉を担当したダレスは、条約策定過程で日本から琉球列島に対する主

権を認める要請と国防省の基地の維持を求める要求を満たす方法を模索していた。そこでダレスは「潜在主権」を日本に認めたのである。潜在主権（残存主権）とは、外国施政下にある地域に潜在的に有する主権を意味する<sup>6)</sup>。主権保有国の日本との合意によって米国は引き続き地政学的に重要な沖縄の米軍基地を戦略的に管理することを可能にしたのである。

## 第2節 台湾と尖閣諸島

1960年代に入ると沖縄で日本への祖国復帰を目指す運動が活発化してくる。台湾国民党の機関紙ともいべき中央日報が1968年8月23日に掲載した「琉球群島」や星島日報の1967年11月2日に掲載された「琉球の帰属問題」など、米国は日本側の「潜在主権」の存在を承認すべきではないとする論文が掲載されている。また、周士傑に見られるように、国民党が大陸を回復して強盛になったならば、沖縄に対する宗主権を再び主張するとしたものまで見られた<sup>7)</sup>。

1968年10月、アジア極東経済委員会(ECAFE)の調査により尖閣諸島周辺の海域の大陸棚より豊富な石油資源埋蔵されている可能性が報告される。次第に、中華民国は沖縄返還と尖閣諸島を切り離して論じるようになり「沖縄返還は是認するが、尖閣諸島釣魚台返還には強く反対する」立場を主張するようになった<sup>8)</sup>。

1971年6月、米国政府は尖閣の日本返還を蔣経国に伝えた。米国は台湾に対して施政権と領有権の分離返還で了解を求めた。

米國務省は、調印日の6月17日に尖閣の「対日返還は施政権のみの返還」であること「主権ではないこと」を改めて明確に内外に明言しつつ「これは中華民国の潜在請求権を損なうものではない」と強調した<sup>9)</sup>。

アイゼンハワー、ケネディと歴代の大統領は尖閣に対する日本の主権を認めていた。しかし、ニクソン大統領になり、主権に対しては中立の立場であるとした。米国は泥沼化したベトナム戦争を終わらせるには、北ベトナムを後方から支援し続ける中国の協力を必要とした。米国はアジア政策の検討時期にあった。

## 第3節 中国と尖閣諸島

中国が沖縄の国際的地位に関して最初的意思を表明したのは、おそらく1951年の周恩来の声明であろう。その論拠として「かつてこれらの島々は、いかなる国際協定の中においても日本から離脱させられると規定されたことはない」と称したのである<sup>10)</sup>。

1958年3月、北京放送が「中国外交部スポークスマンが琉球は絶対に放棄せぬ」と主張したことがあった。しかし、ただちに人民日報によってニセ放送であるとして否定された。

翌年、北京大公報は「沖縄人民の戦い」という解説記事を載せ「沖縄はもともと一つの県で、1949年以来米国によって占領されている」とした。このように中国は、その後一貫して沖縄は日本の領土であると主張するのである。

1971年10月、国連は常任理事国を台湾から中国とする決定を行った。同年12月、中国は尖閣諸島領有声明において「尖閣諸島は台湾の一部であるため中国に帰属する」としたのである。

## 第4節 米中関係の変遷と台湾

1972年7月、ニクソン大統領と周恩来首相は上海コミュニケを発表する。同コミュニケは両国の戦略的ビジョンの概要を述べたものである。米国は、台湾を中国の一部であると主張していることを認識し、異議を唱えないとした。

1978年12月、カーター大統領は鄧小平と共に、国交樹立に関するコミュニケを発表する。その後、米国はそれまで中国の合法政府として認めていた台湾と国交を断絶する。米国は中国を唯一の合法政府として認め、正式な外交関係を宣言したのである。

翌年4月、米国議会は台湾関係法(TRA)を成立させる。米国議会在が国家や政府および類似の存在として、米国の国内法で国家と認め、武器売却をできるとしたものである。しかし、米国と台湾の米台相互防衛条約に代わる同等の役割を果たすものでない。

レーガン政権に入ると、ジャーナリストの殺害事件をきっかけに、台湾を擁護する形で、台湾に民主化を迫るのである。

TRAの制定時は、台湾は国民党だけの一党独裁体制であった。当時は台湾の国益は米国の国益と沿っ



たものであり、米国の支援を必要とした。台湾の決定については予見可能であった。しかし、台湾の民主化と冷戦の終焉は、そうした状況に変化を与えている。

#### 第 5 節 米国の新たな国防戦略

1997 年、Christopher Layne は「オフショア・バラレンシング戦略」を提唱した。

同戦略は、米国が国益や安全保障に関して最も責任を負う同盟国や友好国と責任を共有するのではなく、それぞれの同盟国や友好国にその責任を転換させるというものである。言い換えれば、同戦略は、地域紛争には極力関与することを避けながら、その地域紛争関係国に任せ、米国によるリーダーシップ維持を目指すものである。米国は軍事合同演習やアジア諸国に武器を売却するなど協力関係を密にししながら、多極化による均衡勢力を形成しつつ、従来の責任から徐々に撤退すべきであるとしている<sup>11)</sup>。

しかしながら、突出した国家を抑え込むことが、戦略の根幹であることには変わりはなく、唯一の超大国である米国にとって対等なパートナーの存在は必要としない。米国の致命的な国益が絡む問題には介入する必要があるとして、引き続き強力な軍事力の維持を主張しているのである。

#### 第 6 節 米国の台湾政策論争と戦略の模索

Christopher Layne は「台湾問題は、中国内の問題であるとはっきりと宣言し、台湾への関与を放棄すべきである」とした<sup>12)</sup>。

その一方で、Nancy Tucker と Bonnie Glaser は「米国は、中国と台湾による平和協定締結に向けて平和的環境を支えてゆくことが国益であり、米国による台湾への関与は必要である」と主張している<sup>13)</sup>。

2008 年以來、中台間で交渉が行われ、ECFA を締結した。経済的統合への動きは、お互いの軍事的脅威を低下させるとし、新しい環境が生まれつつある中で、馬政権の中国政策には、引き続き経済そして軍事的に米国の協力が必要であるというのである。

チャールズ・クレイザーは「なぜ、米国は世界中で通常戦力の優位を維持しなければならないのか。中国の軍備強化によって、すでに中国沿海海域での

米軍の戦闘能力は低下している。比較的良好な米中関係は、高度な安全保障関係を維持しており抑止力は強化される。台湾防衛のような重要ではない政策は見直すべきである」と指摘している<sup>14)</sup>。

Andrew Nathan は「1979 年以來、米国は台湾を戦略上必要としていない。米国にとって台湾防衛は、地域秩序の安定にあった。同盟国の日本、韓国そして東南アジア諸国の信頼関係の維持にあった。1995 年の台湾危機は、米国の影響力の低下を露呈した」とし、現在、東アジアの秩序維持は、米国の支援なしでも可能なのではないだろうかとしながら「中国が台湾の立場を受け入れ一つの中国とふたつの主権国家となるだろう」と予測している<sup>15)</sup>。

台湾放棄を主張する側も台湾との関係強化を主張する側も、共に、中台間の平和的解決を望んでいるのである。

#### 第 7 節 米国の国益と尖閣諸島

2014 年 4 月、オバマ大統領は日本を訪問し共同記者会見で「安保条約に基づく日本防衛義務は絶対だ。防衛義務の対象には尖閣諸島も含まれる」と日米安保条約第 5 条の適用対象だと初めて公言した。尖閣諸島の最終的な主権の決定については特定の立場を取らないとした。米国による安保条約第 5 条の適用についての決定権は米国議会にある<sup>16)</sup>とされている。

中国外務省は「釣魚島を安保条約の範囲に入れることに反対する。中国政府と中国人民の領土主権と海洋権益を断固として守る決意」を強調した<sup>17)</sup>。

専門家の多くが尖閣諸島近海で軍事衝突が起きるのではないかと懸念している中で、Michael Green は「米国は中国を日本の国益となる日中間の信頼醸成措置に組み込むことにある。言い換えれば、中国を押し込んでゆくことである」と米国の国益を位置付けている<sup>18)</sup>。

#### 第 8 節 米中関係の行方と日本の安全保障

2013 年 6 月、オバマ大統領と習近平国家主席が米国のカルフォルニア州で 8 時間に及ぶ首脳会談を行った。習近平氏が国家主席に就任してわずか 3 か月後の訪米とあって注目された。

習国家主席は、会談の中で米国が中国を対等な存在と認め軍事・経済での台頭を容認する「新大国関係」を主張し、協調による関係構築が可能であるとした。「太平洋をまたぐ協力」を提案したとされ、米中関係の安定化という点では利害が重なることから「米中接近」ともいわれた。

2015 年 6 月、「米中戦略・経済対話」が米国のワシントンで開かれた。年に 1 度、米中両国が安全保障や外交分野の戦略対話と通貨や貿易分野の経済対話そして地球規模の課題や 2 か国間関係について閣僚級で話し合うものである。

今回で 7 回度目となる戦略対話は、約 400 人を越える中国の閣僚らがワシントンへ訪米し、2 日間にわたって会合が開かれた。経済分野と安全保障分野を含め約 200 項目で合意したとされる。

米中間の貿易は年間 5 千億ドルを超えるほどの関係で、冷戦時代の旧ソ連に対する封じ込めは当てはまらない。

米中間には、政治体制の違いや価値観、人権問題など問題はある。しかしながら、唯一の超大国である米国と経済が世界第 2 位そして軍事力の近代化が目覚ましい中国が接近し、東アジア地域だけでなく世界を取り仕切るという新大国関係の構築の可能性も見極めてゆかなければならない。

日本は地域秩序維持に向けて協調と対立を繰り返しながら、次第に接近しつつあるかのような米中両大国の狭間の中で、一層のリアリズムに徹する必要性に迫られている。換言すれば、過度なナショナリズムや大衆迎合主義に惑わされることなく、歴史に裏打ちされた伝統や習慣を重んじ、安全保障環境をよく観察しつつ、冷静な戦略を立てるリアリズムである。

### 第 3 章 日本の安全保障とその行方

#### 第 1 節 日米安保条約と日本の安全保障

1960 年 1 月、日米両国は片務性の是正を求めて、新たな形で安全保障条約を締結した。いわゆる日米相互協力安全保障条約（日米安保条約）である。

同条約の締結目的を述べている前文は「国際連合の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府と共に平和のうちに生きようとする

願望を再確認し、両国が国連憲章に定める個別的自衛権又は、集団的自衛権の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し協定する」としている。

日米両国は、日本を含む極東における国際の平和と安全が保たれるかどうかだということを認め合い、国連を尊重しつつ、日米安保第 3 条にある「憲法上の規定に従うことを条件として」自衛力の増強を義務づけていることから、軍事的に助け合うものとなっている。

極東の範囲に関する一般的解釈は、1960 年 2 月に開かれた衆院安保特別委員会で岸首相が「大体において、フィリピン以北並びに日本およびその周辺の地域であって韓国および中華民国の支配下にある地域である」と明らかにした。しかしながら、日中国交正常化に伴い、中華民国の支配下は台湾地域と読み替えられ、また、米台相互防衛条約が破棄されたことから、台湾を極東の範囲に入れておくことにはいささか議論の余地があるといえるだろう。

集団的自衛権については「武力攻撃が発生した場合、攻撃を受けた国だけでなく、それと密接な関係にある国も、この攻撃に対する防衛に参加できる」。言い換えれば、他国と協力し合って守る権利と解釈するのが一般的である。

1950 年から 60 年代にかけて本格的に集団的自衛権について議論された。当時は憲法第 9 条の解釈から海外派遣の禁止という文脈で議論され、次第に、集団的自衛権論争は、国連憲章第 51 条で認められながら、わが国は、権利は有しているものの、行使できないとして、他国軍と共同活動ができないとする集団的自衛権論議へと進んでいった。

1970 年代に入り、日本国内は自主防衛機運が高まりを見せはじめる中で、三木・フォード首脳会談は日米共同作戦計画(CJOEP)を前身とする「日米防衛協力のための指針」(旧ガイドライン)の策定開始に合意するのである。

旧ソ連による日本上陸侵攻を想定、侵略を防ぐための協力態勢など掲げたもので、日本の有事を想定したものであった。旧ガイドラインは、1978 年 11 月、日米の外務、防衛大臣らによる最高幹部によっ

て構成され安全保障分野の最重要問題を話し合う 2 プラス 2 にて了承した。

1981 年、日米間の深化を踏まえ、日米記者会見において日米両国は同盟関係であると初めて明記する。しかしながら、日米の同盟関係は、日本の国益というよりむしろ、米国の国益になるか、あるいは少なくとも、米国の立場を脅かすことにならない程度のものであった。

## 第 2 節 台湾海峡危機と日本の安全保障

1995 年 6 月、台湾海峡危機が勃発する。中国の軍事行動により台湾海峡は封鎖され、日本は貿易上重要であるシーレーンを失った。中国は沿岸海域の軍事的管理能力を見せつけたのである。

米国は中国の軍事行動を牽制するため、空母を台湾海峡に派遣した。台湾問題は、核武装国家であり、国連の常任理事を務める米国と中国の両大国が直接関与している国際問題なのである。

1997 年 9 月、日米両国は、新ガイドラインを発表した。新ガイドラインは、冷戦が終焉したことにより、ソ連の軍事的脅威に代わってアジア・太平洋地域の平和と安定を主要な目的としながら、日米同盟の重要性を再確認するとともに、旧ガイドラインを見直し、日本の有事に限らず、周辺地域での紛争が日本の平和と安全に重要な影響を与える場合にも枠を広げ、戦闘をしていない後方地域で米軍活動を支援できる体制を整えた。

## 第 3 節 信頼醸成措置の構築<sup>19)</sup>と日本の安全保障

日本は、強力な地域機構が発達している欧州と異なるアジアにおいて、国家の安全を如何に確保すべきなのか模索する中で<sup>20)</sup>、米国との新ガイドラインを後ろ盾としながら、ASEAN Plus Three (APT) 設立への協力や OPK 構想の提唱など、信頼醸成措置構築へと積極的な動きを見せるのである。

APT は、1990 年代初めに、マレーシアのマハティール首相の提案が基となっている。アジア通貨危機を経て、アジア諸国の結束を ASEAN と日本、中国そして韓国の 3 か国(Three)の形で結束を呼びかけたものである。

OPK 構想は、国連の UNCLOS に基づき、アジア

太平洋地域の排他的経済水域(EEZ)や公海において海洋資源の保存管理と海洋環境の保全を行い、海洋の持続可能な開発を維持すること、シーレーンの安定的利用を確保することを目的としている。

さらに、日本が提案そして主導したアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) は、2006 年 9 月に発行し、同年 11 月に同協定に基づきシンガポールに情報共有センターが設立された。ReCAAP は、海賊に関する情報共有体制と契約国と協力関係を構築し海上の保安協力強化を図ることを目的としている。いずれも基本的な考え方は、多国間における協調的安全保障である。

中国は、当初、東アジア地域の秩序安定に向けた多国間の安全保障への取り組みには消極的であった。むしろ、中国は日本との関係を念頭に海洋における中国の国益重視を前面に押し出していた。そもそも中国にとって日本と海洋協力することなど型破りな発想であり、海賊対策に対しては国家間の協力は必要ないとしていたのである。

しかしながら、1999 年、APT の会合において朱鎔基首相による「中国は APT への参加準備はできている」とする発言以降、次第に、中国国内の研究者による協調的安全保障に関する研究書が刊行されるようになり、中国による協調的安全保障への取り組みが見られはじめる。

そうした動きの背景には、日本の海洋戦略が新たな段階に入ったと認識しはじめたことが考えられる。たとえば、日本は米国の主導する「拡散に対する安全保障構想」(PSI)や平和維持活動そしてインド洋での海洋活動などの参加である。

2003 年、胡錦濤国家主席が、APT 会合で安全保障的要素の重要性を提案したところ、あっさりと ASEAN に否定された。APT は ASEAN 地域フォーラム(ARF)に代わるものではないというものである。2004 年 7 月、インドネシア、マレーシアそしてシンガポールがホットライン(MALSINDO)を開設した。マラッカ海峡における米国の干渉を防ぎ、米国主導による地域海洋安全保障(RMSI)の排除が目的である。

米国は、ブッシュ政権による一極支配への動きを強めつつある中で、APT によるアジアの地域化は、



米国の二か国間関係を重視するいわゆる、ハブ・アンド・スポークス・システムと異なると指摘し、PSIを推し進める姿勢に対して、東アジア諸国は、よもや、米国が領海や公海に関する法を変えるのではないかと危惧したほどであった。

2006年5月、日本は、米国、韓国、カナダ、ロシアそして中国との海上共同演習を実施した。中国が多国間の演習に参加したのは初めてである。同年10月、中国がReCAAPに参加表明した。

2014年現在で、ReCAAPへの参加国は19か国になる。米国は参加していない。米国主導によるPSIはReCAAPに比べていまひとつアジア諸国に受け入れられていないのである。日本は米国と関係強化しつつ、台頭が目覚ましい中国が後押しする形で、東アジア地域の秩序安定に向けて動き出すのである。

#### 第4節 尖閣諸島と日本の安全保障

2008年5月、台湾の馬英九総統の就任式に出席した日本代表団と馬総統が昼食を行った際、対台湾窓口「交流協会」の高橋雅二理事長が「当事者同士が直接話し合い、中台の問題が平和的に解決できることを期待する」と日本政府の祝賀メッセージを代読した。日本が祝賀メッセージを送るのは日台条約終了以来はじめてであった。

しかしながら、同年12月、中国の公船である「海監」2隻が初めて尖閣の日本領海に侵入した。

2012年8月、台湾の馬総統は「東シナ海平和イニシアチブ」を発表した。領有権は台湾にあるとしながら、争議を棚上げし、日中台の3者による、平和、互惠、共同開発を具体化してゆくというものである。

翌月、日本政府は米軍射撃場として使用されている久場島をのぞき、魚釣島、南小島、北小島の所有権を民間の地権者から20億5千万円で購入することを閣議決定し「尖閣諸島は日本固有の領土でかつ日本が実効支配しているため、日中間に領土問題は存在しない」とする公式の立場に変更がないと外交ルートを通じて中国に伝達した。

第18回中国共産党大会は、国家の海洋権益を守り海洋国家建設を主張し、尖閣諸島を国有化した日本を牽制したものとなった。

2013年4月、尖閣諸島周辺での漁業権をめぐる取

り決めに日台が調印した。その背景には、日本と台湾は、尖閣周辺の豊かな漁場での漁業ルールの定めが明確でなかったため問題が以前から生じていたことにある。

翌月、中国の李克強首相は、訪問先のドイツで尖閣諸島は台湾の一部であると主張し台湾などの島嶼という間接的な表現で中国の尖閣諸島の領有権を訴えた。

#### 第5節 日中関係と日本の安全保障

2014年11月、APEC首脳会議に合わせて日中首脳会談が行われた。日中首脳会談は、約2年半ぶりで、わずか25分間の会談であったものの、第2次安倍内閣になってはじめてである。これまでは、無条件の会談を主張する日本に対し、中国が沖縄県尖閣諸島をめぐる領有権問題の存在を認めることを迫り、折り合いがつかなかったのである。しかしながら、同会談は、4項目の合意を見るに至った。

中国は、国交正常化などの日中間の4つの基本文書と今回の合意文書を踏まえ、戦略的互惠関係に従って日中関係を発展させたいとした。

ここで触れられている4つの基本文書とは、一つ目は、日中国交正常化の時に結んだ日中共同声明、二つ目は、お互いに武力で問題解決をしないと誓った日中平和友好条約、三つ目は、日中関係は最重要2か国間関係のひとつであると位置づけた日中共同宣言そして4つ目は、日中の戦略的互惠関係を打ち出し、東シナ海を平和、協力、友好の海にするとした日中共同声明である。

今回の合意文書は正式なものではないものの、第2項目にある歴史認識、第3項目にある領土問題ともに日中双方が都合よく解釈できる言い回しになっている。外交上の知恵ともいえるべき曖昧さとも言えるのだろう。

たとえば、歴史認識をめぐるっては、双方若干の認識で一致しつつ、若干の不一致も認識するということである。尖閣に関して「緊張状態に両国が異なる見解を有している」と曖昧な文言が盛り込まれた。日本側は「緊張状態を認めたに過ぎない」とし、中国側は「領有権の見解相違を認めた」とした。

会談では海空連絡メカニズム構築に向けて協議を

進める方針を確認している。もともと作業が進んでいたものの、尖閣問題で中断した経緯がある。領海侵入を止めさせるなど対話の努力とともに、偶発的な衝突を防ぐ枠組みづくりを急がなければならない。しかしながら、領土や歴史認識をめぐる日中の溝は依然として深いものがある。

朱建榮は「歴史と領土問題はそれぞれの国の事情があり 1 つの方向で解決できない。友好的な日中関係の拡大で問題を自然に解消するか、限りなく問題が小さくなるのを待つしかない」と述べ、さらに「尖閣に中国が軍事侵攻する可能性はほぼゼロ」と指摘している。その理由は「軍事侵攻した場合、米国主導の対中包囲網による孤立を中国は恐れている。石油など世界経済に依存しており経済制裁にも耐えられない」とした<sup>21)</sup>。

朱建榮は日中双方の尖閣をめぐる「見解の相違」を認めるなどしたとして、それなりに合意文書の評価している。

#### 第 6 節 戦略的互惠関係の推進と日中首脳会談

2015 年 4 月、安倍首相は中国との対立先鋭化を嫌う米国への訪問を前に、2 度目となる日中首脳会談をインドネシアで実現した。

安倍首相は、尖閣諸島の情勢を踏まえ、偶発的な衝突を回避するための海空連絡メカニズムの早期運用開始の必要性を伝え、習国家主席は、安倍首相が夏に発表する予定の戦後 70 年談話の内容を注視する考えを示した。

そして両者とも、戦略的互惠関係の推進により、地域や世界の安定に貢献する必要があるとの認識で一致した。

#### 第 7 節 地域秩序の安定と日本の安全保障

Christopher Layne は「米国の同盟国は、米国による安全保障が放棄された場合に備え、自国の再軍備化をはじめつつある。また、米国の努力にも関わらず、多国間にわたって関係を構築し、自国の安全保障確保に向けて動きだしている」と分析している<sup>22)</sup>。

ユーラシア大陸の地域大国は、国家同士が隣接しているため、米国の動きよりもむしろ自国の防衛問題への関心が高まる。

多国間による安全保障関係の構築は、米国と国益が対立した場合や、米国の戦略上、安全が確保されない場合に備えるある種の保険のようなものであり、米国に対して明らかに挑戦しようという意図によるものではない。

日本の多国間における安全保障確保への動きを例に挙げれば、2007 年 4 月、日豪間で安全保障協力に関する共同宣言を結び 2 プラス 2 の創設に合意した。日本が米国以外の国と安全保障の協力関係を結んだのは 1945 年以來はじめてである。米国は日本の多国間による安全保障構築への姿勢を歓迎している。

同年 11 月、ゲイツ国防長官が訪日した際、日本の東アジア地域における安全保障の安定に向けてさらなる努力を促している。翌年 10 月、日本はインドと安全保障協力に関する共同宣言を行った。

2013 年 5 月、安倍政権は、プーチン大統領と日ロ関係を拡充し、アジア太平洋地域の安定と安全保障を確保するため、2 プラス 2 の合意を行う。翌月、日本はフランスと安全保障分野での協力関係を強めるため 2 プラス 2 を創設することに合意した。

そして英国とは 2014 年 5 月、両国首脳会談で 2 プラス 2 合意を行った。

いずれも、地域大国との 2 プラス 2 創設の背景には、中国の台頭と米国の戦略の変遷が影響しているものと考えられる。

Hugh White は日豪安全保障協定について「両国の戦略的な優先事項が異なることや日本の憲法、および政治的規制が日豪両国の安全保障協力関係に限界をもたらしている」と不満げながら「確かな関係構築への一歩である」と日豪関係のさらなる進展に期待している<sup>23)</sup>。明らかに Hugh White は、国家間の信頼関係構築には集団的自衛権が必要であると間接的に述べている。言い換えれば、集団的自衛権がなければ、本当の意味における信頼関係は構築できないとしているのである。

#### 第 8 節 集団的自衛権と日本の安全保障

国連憲章第 51 条は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的、集団的自衛の

国有の権利を害するものではない」と定めている。

個別のおよび集団的自衛権を明記した第 51 条を考案したのは英国であり、それを支持したのは米国であった<sup>24)</sup>。

英国の戦後構想は、地域連合（北アメリカ、欧州、アジア）構想であり、世界機構の構想には必ずしも積極的ではなかった。

英国は世界の安全保障を、地域レベルで確保することを念頭においていたのである。そうした英国の考えは、国際連盟の経験によるものであった。

国連は、世界組織にあっても加盟国が関心を寄せるのは自己の属する地域であり、他地域の紛争に干渉することはむしろ解決を妨げる結果になる。

自衛権を集団的に行使するとした規定を書き入れ、これによって地域的に自立的な集団行動には、一般的に合意が得られることになったのである。

言い換えれば、国連による平和は地域レベルに基づくものなのである。集団的自衛権については、締結国のいずれかに対する侵略行為が発生した場合、安保理が必要な措置を取るまでの間、とりあえずの自助救済措置として位置付けられているものであり、国際紛争を解決するものではない。

## 第 9 節 日米防衛協力指針と日本の安全保障

2015 年 4 月 27 日、翌日に開かれる日米首脳会談を前に、日米 2 プラス 2 が開催され、ガイドライン改定に踏み切った。

新たなガイドラインは、自衛隊と米軍の協力を地球規模に広げ、平時から有事まで 4 事態に国際協力活動を加えた 5 分野で「切れ目のなく」協力することで合意した。日本の外側から周辺事態、存立事態そして日本への武力攻撃事態という順になる。

周辺事態とは「放置すれば我が国の平和および安全に重要な影響を与える事態」と定義されている。現在のところ朝鮮半島有事を想定した日本周辺の有事であり、自衛隊の活動は後方地域支援に限定される。

存立事態とは「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福の追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合と定義される。日本が直接攻撃されていないものの、日本の存亡にかかわ

り、日本の有事に限りなく近い状況と解釈する。集団的自衛権の行使要件である。

安倍政権による集団的自衛権行使容認は、突如として現れたものではない。いままで、暫定的な法律の制定など積み重なってきた既成事実としてあることを堂々とするための法律化を目指したものである。これは周辺諸国に対して透明性を高めることにつながり、他国との共同訓練や演習など安全保障面での協力が可能となる。また、安倍政権は集団的自衛権の行使に関して米国だけに限らないとしている。

日米両国は、沖縄県尖閣諸島周辺で領海侵犯を繰り返す中国を念頭に離島防衛への共同対処に関して明記した。日本側は「平時を含めあらゆる事態での協力を明記すべきである」としたのに対して、米国側は「安保条約の適用は、日本有事が前提である」と譲らないまま溝は埋まらず、有事の際の島嶼防衛は明記されたものの、それ以外の事態では見送られた。

そして最も重要な日本への武力攻撃事態に対しては、自衛隊が「防御作戦を主体的に実施」し、米軍は「自衛隊を支援し補完する」としている。旧ガイドラインは「限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまってこれを排除する」としていた。最初の指針に比べれば、米国の日本防衛への関与は明らかに後退しているのである。言い換えれば、日本の米国からの自立的な動きと言えるだろう。

ガイドラインは義務ではない。両国がそれぞれの判断で政策的な方向性を示すものであり、具体的政策に反映させるように期待されているものである。

安倍首相は、日米共同声明の中で「抑止力を高めてゆくことで、結果として地域の平和と安定に資する」と強調した。オバマ大統領は「日米は幅広い課題により柔軟に対応できる。日本が世界でより大きな役割を担う」と応じた。

日本は米国との関係を強化することで、東アジア地域の秩序維持に向けて再び動き出した。

地域の平和と安定に新たに貢献する基盤ができたことは、歴史問題を抱える中国に対して抵抗を抱かせることにもなる。そこで、日本は中国と新たな安全保障関係を模索する必要性に迫られているのであ



る。

#### 第 10 節 日中安全保障の行方と日本の安全保障

2015 年 6 月、中国の王毅外相は、北京で開催された「世界平和フォーラム」で歴史認識問題に触れ、真に和解するのか日本が解決しなければならないと講演した。講演後、王外相は、中国側の対日関係改善策を問われたのに対して「中国の台頭を受け入れるかどうかだ」と返答したとされる。

ブッシュ政権下、ゼーリック国務副長官は、中国が進んで責任を持った行動を選択する環境をつくる必要から、中国の台頭を「責任ある利害共有者」として米国は受け入れると明言した。

2007 年に発表した第 2 次アーミテージ報告は、中国は責任ある利害共有者として受け入れるべきであるとし、東アジアの安定には、米国、日本そして中国の 3 か国による協力体制が必要であるとした。米国は日中両国の良好な関係を求めているのである。

日本と中国の間には、確かに不安と競合がある。貿易や投資が減れば、双方の成長が損なわれる。経済大国としてお互いを必要とする関係にある。

2020 年代中ごろには、東アジアの経済規模は、西欧、東欧そしてロシアを合わせた規模を超えるものとなる予測もある。当然その中心的な存在は中国となろう。

日本は米国と 18 年ぶりにガイドラインを改定した。東アジア地域の秩序維持に向けた絡みの中で、中国との関係をさらに一歩前進させ外務、防衛大臣による安全保障分野の重要問題を話し合う 2 プラス 2 への格上げを検討すべきである。

日本の主導下による信頼醸成措置へ中国を今まで以上に組み入れ、国際社会に一層関与させてゆくのである。抜かりなく、慎重に、信頼関係を醸成し進めなければならない。それは日本の歴史認識における責任を果たす意味もある。

安倍首相は 2014 年 9 月、国連総会の演説の中で安全保障理事会の常任理事国入りへの意欲を表明した。日本は、常任理事 4 大国すべてと 2 プラス 2 を創設している。中国と信頼関係を深めることができれば、日本の常任理事国入りに影響を与える可能性も考えられる。

そして注目された安倍首相による談話は、日本の近代史へ触れながら、孤立感を深め、国際連盟からの脱退「新しい国際秩序」への「挑戦者」となっていった歴史を振り返り、反省、謝罪を盛り込みつつ中国、韓国そして米国など欧州諸国に配慮したものとなった。これからの日本の目指すべき未来志向的国家像を描き、国内外共感できる内容となっており評価できるものである。

日本は中国と戦略的互惠関係に立ち戻ることで一致し、海空連絡メカニズムの実用化に向けて協議の場を持つことで合意した。しかしながら、中国による尖閣諸島沖の領海侵犯は引き続き行われ、南シナ海の南沙（スプラトリー）諸島のスービ礁で人工島を造成し、滑走路建設など軍事化を進める構えを崩していない。さらに、最近明らかになった中国軍による長期戦略報告書は、尖閣諸島付近を含めた防空識別圏について、空軍と海軍の連携強化を強調したのものとなっている。

現状を見る限り、日本の思惑通りに中国を信頼醸成措置に組み入れることは容易ではない。

強硬姿勢の目立つ中国に東アジア地域諸国は懸念を強めている。日米がガイドラインの改定をおこなったことで、日本の役割に期待が高まっているのも事実である。

昨年、日本はインドネシアと 2 プラス 2 を早期に開く方針で一致し、今年 6 月、海上自衛隊とフィリピン軍は、海上自衛隊の P3C 哨戒機を使った初めての共同訓練を実施している。訓練目的は、災害時の捜索救難とされているものの、中国を意識していることは明らかであろう。

日本が、これからどのように地域の安全保障に貢献してゆくのかといった課題は残されているものの、安倍首相が世界の平和と安定に貢献すると謳った「国際協調に基づく積極的平和主義」の実現に向けて、東アジア諸国がそして国際社会が注目しているのである。

#### おわりに

日本は、明らかに変化しつつある安全保障環境下、成熟した国家関係の構築の必要に迫られている。

日本は専守防衛を維持しつつ、集団的自衛権の行

使を条件付きで容認した。米国と関係強化を行い、東アジアの秩序維持に向けて再び動き出した。

日本の主導下、東アジア地域の多国間による協調的安全保障の構築は、軍事力の均衡化による安全保障の確保を求める 19 世紀型のパワーポリテックスと一線を画した秩序観である。

日本が中国との関係を 2 プラス 2 へと格上げすることは、中国の台頭を阻止する動きというよりむしろ台頭を向かい入れるものである。中国を今まで以上に東アジアおよび国際社会に組み入れることになる。

さらに、日本の歴史認識への対応は、東アジアにおける冷戦構造を明確に終焉へと向かわせるものとなる。日本の平和と安全維持への関心は、東アジア地域の安全保障機構創設に拍車をかけることに繋がり、国際社会の平和へと寄与することだろう。しかしながら、国民国家という根本的な体系の流れが根底にあるという現実から目を背けることはできない。

日本の積極的平和主義への挑戦は、はじまったばかりである。

## 注

- 1) 近藤大博『総合雑誌拾い読み』2015 年 2 月号、  
<http://atlantic.gssc.nihon-u.ac.jp/kondou/> (2015 年 1 月 26 日)。  
近藤大博『漂流する日本』花伝社、1994 年 4 月。  
北岡伸一「憲法に固執して国家の安全を忘れるな」『中央公論』  
2014 年 6 月号、73-79 頁。
- 2) 集团的自衛権問題研究会編「集团的自衛権—事実と論点(上)」  
『世界』2014 年 7 月号、85-97 頁。「集团的自衛権—事実と論点  
(下)」『世界』2014 年 8 月号、171-183 頁。
- 3) マイケル・グリーン「東シナ海における中国の現状変更路線」  
『フォーリンアフェアーズレポート』2014 年 1 月号、58-61 頁。
- 4) 同上、58-61 頁。
- 5) 衛藤藩吉、岡部達味「中国をめぐる国際情勢」衛藤藩吉、永井陽之  
助編『世界の中の日本』潮出版社、1969 年 6 月、44-115 頁。
- 6) 矢吹晋『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』花伝社、2013 年 8 月、  
73 頁。
- 7) 衛藤藩吉、永井陽之助編『世界の中の日本』、94-115 頁。
- 8) 矢吹晋『尖閣衝突は沖縄返還に始まる』、26 頁。
- 9) 同上、32 頁。  
法的立場から関連文献として E.ブルーネット
- 「米国仲裁制度の基本理念」石川信訳、  
『白鳳大学法科大学院紀要』第 6 号、2012 年 11 月、  
183-213 頁。新井弘明、石川信『民法 1』尚文堂、  
2015 年 4 月。
- 10) 衛藤藩吉、永井陽之助編『世界の中の日本』、94 頁。
- 11) Benjamin Schwarz and Christopher Layne,  
“A New Grand Strategy,” *The Atlantic Monthly*, Vol.289, No.1  
(2002), pp.36-42.
- 12) Christopher Layne, *The Peace of Illusions* (Cornell University  
Press, 2006), p.187.
- 13) Nancy Tucker and Bonnie Glaser, “Should the United States  
Abandon Taiwan?” *The Washington Quarterly*, Vol.34, No.4 (2011),  
pp.23-37.
- 14) チャールズ・クレイザー「中国の台頭と米中衝突のリスク」『フォーリン  
アフェアーズレポート』2011 年 5 月号、95-104 頁。
- 15) Andrew Nathan, “Wrong with American Taiwan Policy,”  
*The Washington Quarterly*, Vol.23, No.2 (2000), pp.93-106.
- 16) 関連文献として、関根二三夫「戦争権限に関する一考察」『日本大  
学研究紀要』第 3 号、1989 年 3 月、137-153 頁。杉山逸男、松木  
修二郎、関根二三夫他『教養 政治学』南窓社、1997 年 3 月。
- 17) 『毎日新聞』2014 年 4 月 25 日、統 12 版、総合 2 面、  
「中国の猛反発」。
- 18) Michael Green, “US-China Maritime Cooperation,”  
Andrew Erickson, eds. *China, The United States And 21<sup>st</sup> Century  
Sea Power* (Naval Institute Press, 2010), p.363.
- 19) Gaye Christoffersen, “Japan and The East Asian Maritime Security  
Order,” *Asian Perspective*, Vol.33, No.3 (2009), pp.107-149.
- 20) たとえば、猪口孝「21 世紀世界シナリオ」猪口孝『現代国際政治と  
日本』筑摩書房、1991 年 10 月、297-320 頁。
- 21) 朱建榮「今の中国、そして日中関係の行方」、長野県佐久市で行わ  
れた信毎セミナーでの講演、2014 年 11 月 12 日。
- 22) Layne, *The Peace of Illusions*, p.170.
- 23) Hugh White, “Australia in Asia,” D.Shambaugh, M.Tahuda, eds.  
*International Relations of Asia* (Rowman & Littlefield, 2008), p.224.
- 24) 筒井若水『自衛権』有斐閣選書、1983 年 7 月、36 頁。

## 製造業における国際的な戦略提携に関する一考察 —住友ゴムとダイキンの事例について—

丑山 幸夫

日本経済大学大学院経営学研究科

### A Study on the International Strategic Alliances in Manufacturing Industry — The Cases of Sumitomo Rubber Industries and Daikin Industries —

USHIYAMA Yukio

Japan University of Economics Graduate School of Business

---

Japanese manufacturers changed their international strategy of increasing export of domestic products for one of expanding overseas production, in 1980s in most cases. Indeed their direct investments in other countries still keep increasing, and yet on the other hand, forming strategic alliances in international operations has become a measure of great importance. This paper attempts, first of all, to review and examine a number of leading theories of business alliances. Then on the basis of this analysis, two cases of strategic alliances are considered: the alliances into which two Japanese companies have entered with overseas companies – Sumitomo Rubber Industries with Goodyear of USA, and Daikin Industries with Gree Appliances of China – in order to make clear the main features of and the distinctions between the alliances. And in view of the fact that these overseas partners are based in two separate home countries on largely different levels of development, special attention will be paid to what effects the differences of their respective home economies will have. In the process of analysis, several theories of strategic alliances are used, and are shown to be effective and valid methods of inquiry.

---

#### 1.はじめに

##### 1.1 研究の背景と考察対象

戦後における日本の製造企業の国際化は製品輸出から始まったが、為替要因や国内の労働コストの上昇を背景に、1970年代より対外直接投資が徐々に増加し、1980年代には日本企業の海外進出が加速した。日本企業は完全所有子会社の設立や合併・買収によって現地生産などの海外事業を拡大し、急速に国際化を進めたのである。

その後、日本企業の対外直接投資は、1990年代に停滞したが、2000年代より再び増加基調となり、2013年には、2008年以来過去最高を記録した<sup>1)</sup>。近年の金融政策により為替は一時の極端な円高から円安傾向に移りつつあるが、国内経済の停滞もあり、日本企業は海外事業をさらに拡大すべく対外直接投

資を増加させている。

海外進出・拡張戦略の手段としては、完全所有子会社の新設や合併・買収のほか、合弁会社の新設などを含む戦略提携がある。戦略提携の事例は1980年代から目立ってきたが、近年、急速な技術革新による製品寿命の短縮化や研究開発費用の上昇などの企業環境の変化を背景に、国際的な戦略提携が重要な戦略として注目されている。本研究は、この重要性を増す国際的な戦略提携を考察の対象とする。

##### 1.2 研究の目的

本論文の第一の目的は、日本の製造多国籍企業による国際的な戦略提携の事例を調査、分析し、国際的な提携の戦略的な意図と経営上の効果を明確にすることである。そして第二の目的は、提携相手企業の出身国の違いが提携戦略に及ぼす影響を特徴づけることである。本論文では、提携先企業の出自を米国と中国とする二つの事例を取り上げるが、先進国

---

1) 日本貿易振興機構(ジェトロ)『2014年版ジェトロ世界貿易投資報告  
—日本を国際ビジネス循環の基点に—』2014年8月,26頁

／途上国という出身国の違いが提携戦略の意図や提携内容に如何なる差をもたらすかを考察する。さらに、本論文では、考察対象である多国籍企業の国際戦略や経営行動を代表的な国際提携の理論・アプローチを使用して分析しているが、この作業を通してその有効性や妥当性の検証を試みる事が第三の目的である。

### 1.3 研究の方法

本論文は、日本の製造企業である住友ゴムとダイキンによる海外製造企業との戦略的な提携事例について考察する事例研究である。企業戦略の特徴を定性的な面を含め深く考察し比較分析を行うためには、事例研究が適切な方法の一つであると考えられる。

また、本論文では戦略提携の理論を整理した上で幾つかの理論・アプローチに基づき事例を分析する手法をとっている。

本論文における考察は、一般公開されている情報ソース（出版物、企業情報、新聞記事、業界雑誌、有価証券報告書、各社のウェブサイトなど）に基づいている。

## 2. 先行研究

### 2.1 対外直接投資に関する研究

米国企業の海外進出の増加を背景に、1960年代より米国や英国を中心に数多くの対外直接投資に関する研究や理論が登場した。その一部として、バーノンのプロダクトサイクル・モデル(Vernon [1966])やハイマーの対外直接投資の研究(Hymer [1976])、バックレイとカソン、ラグマンらの内部化理論(Backley and Casson [1976], Rugman [1981])、そしてダニングの OLI パラダイム(Dunning [1988])などの業績があげられる。これらの研究は、多国籍企業の対外直接投資の解明で大きな成果を上げた。

その後、日欧企業の対外直接投資が増加し、米国企業による海外進出の増加傾向が鈍化すると、米国製造企業による外国企業との提携事例が目立つようになる。こうした競争状況の変化に対応し、経営学においても 1980年代より戦略提携に関する研究が活発化する。ここで、近年までの国際的な戦略提携に関する研究を整理する。

### 2.2 国際的な戦略提携に関する研究

戦略提携に関しては、1980年代から近年まで数多

くの理論が登場し、多くの研究者がそれらの戦略提携の理論を整理している<sup>2)</sup>が、ここではフォークナーらの分類をとりあげる。

フォークナーらは、戦略提携の理論を経済学的視座と組織論的視座の2つのカテゴリーを使用して整理している。彼らによれば、経済学的視座に属するのが、戦略経営論、取引コスト理論、資源ベース・アプローチ、エージェンシー理論、ゲーム理論、リアル・オプション理論である。そして、組織論的視座に属するのが、資源依存理論、組織学習、社会ネットワーク理論、生態系の視点、構造主義パースペクティブであるとしている<sup>3)</sup>。本稿では、日本企業の国際的な戦略提携の事例を分析するにあたり、上記の理論のうち、経済学的視座から戦略経営論、取引コスト理論、資源ベース・アプローチを、そして組織論的視座から資源依存理論と組織学習を選択し、分析の中で使用している。これらの理論をとりあげたのは、フォークナーらに限らず多くの研究者が戦略提携の理論として紹介していること、そして今回の分析において極めて有効な理論であったことによる。これらの理論的アプローチについて以下で概観する。

#### (1) 戦略経営論

戦略経営論に関しては、戦略提携を競争ポジションの改善の面から捉えるマーケット・パワー理論の代表的な論者であるポーターの主張をとりあげる。

ポーターは、提携は国際的に競争するための企業の総合戦略の一環として理解すべきであるとし、「企業活動の国際的な配置」と「それらの活動が調整されている度合」といった国際戦略上の二つの次元で捉えるべきであるとする。つまり提携は、自社で全て実施する代わりに他の企業と連帯して実施する代替的活動の手段であり配置の手段である。このため、提携は、自社活動や買収あるいは市場取引の選択肢よりも、配置がより低コストで、あるいはより効果的に行える場合に選択される。ポーターによれば、提携は、企業が実施している事業活動、つまり購買

<sup>2)</sup> 戦略提携の理論は、Faulkner and Mark de Rond [2000], 今野喜文 [2006], Child et al.[1998], Reuer [2004]他が整理している。

<sup>3)</sup> Faulkner et al. [2000], 'Perspective on Cooperative Strategy', *Cooperative Strategy: Economic, Business, and Organizational Issues*, Oxford University Press, pp.4-24

物流から製造、販売、サービスに至る価値連鎖を国際的な配置の観点から分析することにより、理解できるとしている。そして、ポーターは、提携が次の4つの利点を企業もたらす、と説明する。ポーターのいう4つの利点とは、①2社の活動を1社に集中することによる規模または習熟の経済効果、②企業間に非対称が存在する事業活動を遂行する知識や能力に対し、取得、集積、販売などの接近ができること、③リスクの減少（事業リスクや費用負担リスクの回避）、④競争の形成、である<sup>4)</sup>。

## (2) 取引コスト理論

コグットは、戦略提携の一形態である合弁企業の行動を考察したが、彼は企業の枠を超えた他社との諸活動を企業がいかにかに構成するかについて、取引コスト理論で説明している。この考えの前提は、戦略的提携は企業にとって製造コストや取引コストを最小化する一つの手段であるということである。そして、「取引コストは、取引条件などに関する提携相手からの不確実なクレームへの対応やパートナーに配慮した気が進まぬ投資、さらには取引の管理など、締結された契約によって発生する諸費用に関連している」<sup>5)</sup>と説明している。

また、「合弁事業は、部分的には組織的な階層の中で管理されているため市場取引とは異なるが、合弁事業に係る複数の会社が資産の残余価値や管理権限に関する所有権を要求できるという意味で垂直統合された活動とも異なる」<sup>6)</sup>とし、所有権を共有することの目的は、「不要な資産のやむをえない取得や管理コストの発生など買収により発生する非経済性の回避、及び内部開発による高コストの回避にある」<sup>7)</sup>としている。

## (3) 資源ベース・アプローチ

フォークナーらは、資源ベース・アプローチを戦

略経営論との対比で説明している。つまり、「伝統的な新古典派ミクロ経済学では、全ての企業は同様の生産要素を用いて基本的に同様の製品やサービスを提供し企業間の差がないことが前提であり、企業の新規参入と価格の低下圧力が市場を競争均衡に向かわせるため、企業利益は平均的な水準にまで低下することを示唆している」<sup>8)</sup>とする。この前提に立てば、企業固有のマネジメントに基づく持続的な競争優位は重視されない。「こうした考えは、これほど単純化されてはいないものの、ポーターのフレームの基礎となるマーケット・パワー理論の中に反映されている」<sup>9)</sup>という。

資源ベース・アプローチは、競争均衡の考えとは異なり、企業は、模倣が困難な方法で有形／無形の経営資産を構築し、流用や複製が困難な価値ある資源や能力を有することで競争優位を獲得し、それを永続的に維持できるとする。

ただし、「提携戦略を通して不完全に模倣し移転された資源による取引では、持続的な競争優位の獲得は特定の環境でのみ可能であり、パートナーが有する曖昧で暗黙的な能力を吸収することは困難」<sup>10)</sup>であるとも指摘し、そうした能力の獲得には、「高い受容性や強い学習意思を獲得し、知識伝達プロセスの透明性を高める」<sup>11)</sup>が必要であるとしている。

## (4) 組織依存理論と組織学習

組織論的視座に属する組織依存理論と組織学習に関しては、ドーズとハメルの論考をとりあげる。

ドーズとハメルは、世界のトップ企業であっても経営に必要な全ての資源や能力を所有する企業は少なく、戦略的提携が重要になっているが、その目的として、コオプション(co-option)、コスペシャライゼーション(co-specialization)、学習と内部化の3つ

<sup>4)</sup> Porter, M.E. and Fuller, M.B.[1986], "Coalitions and Global Strategy," edited by M.E. Porter, *Competition in Global Industries*, Harvard Business School Press (「提携とグローバル戦略」M・E・ポーター[1989], 土岐坤, 中辻萬治, 小野寺武夫訳『グローバル企業の競争戦略』ダイヤモンド社) 297-309 頁

<sup>5)</sup> Kogut, B. [1988] "Joint Venture: Theoretical and Empirical Perspective," *Strategic Management Journal*, Vol.9, pp.320

<sup>6)</sup> Kogut, B. [1988] "Joint Venture: Theoretical and Empirical Perspective," *Strategic Management Journal*, Vol.9, pp.320

<sup>7)</sup> Kogut, B. [1988] "Joint Venture: Theoretical and Empirical Perspective," *Strategic Management Journal*, Vol.9, pp.320

<sup>8)</sup> Faulkner et al. [2000], 'Perspective on Cooperative Strategy', *Cooperative Strategy: Economic, Business, and Organizational Issues*, Oxford University Press, pp.10

<sup>9)</sup> Faulkner et al. [2000], 'Perspective on Cooperative Strategy', *Cooperative Strategy: Economic, Business, and Organizational Issues*, Oxford University Press, pp.10

<sup>10)</sup> Faulkner et al. [2000], 'Perspective on Cooperative Strategy', *Cooperative Strategy: Economic, Business, and Organizational Issues*, Oxford University Press, pp.11

<sup>11)</sup> Faulkner et al. [2000], 'Perspective on Cooperative Strategy', *Cooperative Strategy: Economic, Business, and Organizational Issues*, Oxford University Press, pp.11

があるとしている。

第一の目的であるコオプションとは、潜在的な競合企業や補完的な製品・サービスの提供者との提携によって、新規ビジネスの創出を試みることである。競争がグローバルにかつ深く広がると、競争のルールが変わり新たな競合企業が出現する。このような競争環境にあつては、クリティカル・マスの構築が極めて重要になる。コオプション戦略は、有効な競争の展開に必要なクリティカル・マスを獲得する手段であり、企業は提携によってネットワークのなかで中核的な地位を獲得できる。こうした状況では標準が重要な役割を果たす。また、提携はネットワークによる経済効果を生み出す。

第二の目的であるコスペシャライゼーションとは、経営資源や業界での地位、スキル、知識などを結びつけることによってシナジー効果を創出し、新たな価値を生み出すことである。グローバル企業は、自らのスキルを補完するために、ローカル・パートナーのみならず、別のグローバル・パートナーを求めるとも多い。また提携は、新たな事業に進出するうえでも有効となる。

第三の目的である学習と内部化は、まだ具現化されていないような新しいスキルをパートナーから学習して内部化することである。マーケットでオープンに取引されないスキルを、高い能力をもつ提携相手から学び内部化できれば、それは企業にとって極めて価値のあるものになる。展開の速い競争状況にあつては主要技術で遅れをとる可能性も高く、今日は周辺的と思われている技術が明日には極めて重要になるものもあり、一度遅れると取り戻すことは難しい。既存のスキルを補完し、新しいスキルを獲得していく上で、提携戦略は有効なツールとなりうるとしている<sup>12)</sup>。

### 3. 製造業における戦略提携事例

本稿では、日本企業による国際的な戦略提携について、二つの事例をとりあげ、これまで概観した理論をもとに分析する。事例の一つは、住友ゴムによ

る米国グッドイヤーとの包括的な戦略提携であり、二つ目の事例は、ダイキンによる中国企業、珠海格力電器（以下格力電器）との提携である。

この二つの提携を取り上げた理由は、どちらのケースも、同業種の企業による国際的な提携であること、また生産や研究開発などの企業活動を幅広くカバーしている提携であること、および提携行為が進出国の投資制限への対応といった受け身の方策ではなく、積極的で戦略的な性格を有することによる。

以下、それぞれの提携事例について述べる。

#### 3.1 住友ゴムの国際的な戦略提携事例

住友ゴムは、1909 年創業のゴム製品製造企業である。2013 年の連結売上高は 7,806 億円で、その内、主力のタイヤ事業が 87% を占めている。Tire Business 誌によれば、2013 年の売上高に基づくグローバルランキングは 6 位である<sup>13)</sup>。

同社は当初、英国ダンロップの日本工場として設立され、戦後もダンロップの子会社であったことから、1970 年代まで海外展開は不可能であった。しかし、1983 年、ダンロップ社の株式を住友グループの企業が引き取ることでダンロップから経営面で独立し、その後、ダンロップ社の有する欧米のタイヤ事業を順次取得することで、海外事業を急速に拡大している。

##### (1) 住友ゴムによるダンロップ社の欧米事業買収

住友ゴムは、1983 年から 1986 年にかけて、住友グループの支援を得てダンロップ社の欧米タイヤ事業を買収したが、これは次の 3 段階で実施された。

- ① 英・独タイヤ事業（資産・販売権）の買収（1983 年）
- ② 仏タイヤ事業（資産・販売権）の買収（1984 年）
- ③ 米国タイヤ事業の買収（1986 年）

住友ゴムは買収前、国内で 3 つのタイヤ工場を運営していたが、この買収で欧米の 8 工場及び欧州のタイヤ技術中央研究所を保有するに至った。同社は、英国ダンロップの事業譲渡の申し出を受けることにより、海外進出による事業の飛躍的拡大と国際企業への脱皮を図ったと考えられる。尚、英国ダンロップの事業買収に当たり、住友電工や住友商事など住

<sup>12)</sup> Doz, Y.L. and Hamel, G.[1998], *Alliance Advantage*, Harvard Business School Press, (Y. L. ドーズ, G. ハメル[2001], 志太勤一・柳孝一監訳, 『競争優位のアライアンス戦略—スピードと価値創造のパートナーシップ—』ダイヤモンド社). 5-55 頁

<sup>13)</sup> Tire Business 誌 2014 年 9 月 1 日号, pp.15



友グループ企業から増資引き受けなどの資金的な支援を得ている。

## (2) 住友ゴムとグッドイヤーの戦略的提携

英国ダンロップの欧米タイヤ事業の買収により住友ゴムの国際事業は飛躍的に拡大したが、老朽設備を抱える欧米タイヤ工場への投資が続いていた住友ゴムは 1990 年代、悪化していたキャッシュフローの改善に迫られ、国際戦略を大きく転換する。住友ゴムは 1997 年、米国における補修用タイヤ製造設備と日本の製造設備で相互生産し、お互いのタイヤをそれぞれの市場でテストする契約をグッドイヤーと締結したが、1999 年、この提携は両社による株式持合と日米欧での 6 社の合弁会社の設立に拡大した。住友ゴムは、欧米の旧ダンロップ社の工場・施設を完全所有からグッドイヤーとの共同所有（合弁会社設立）に変更したのである。

グッドイヤーとの提携の概要は以下の通りである。

### ① 株式の持合

グッドイヤーが住友ゴム株式の 10%（100 億円程度）を取得し、同額のグッドイヤー株を住友ゴムが取得する。グッドイヤーは、住友ゴムの第二位株主となる。

### ② タイヤ事業の統合

日本に自動車メーカー用と市販用の合弁会社を設立、住友ゴムが 75%を出資し、グッドイヤーが 25%を出資する。また、欧米にそれぞれ 1 社の合弁会社を設立、グッドイヤーが 75%を出資し、住友ゴムが 25%出資する。

### ③ 共同購買

世界規模で資材を共同購買する合弁会社をグッドイヤー 80%、住友ゴム 20%の出資で設立する。

### ④ 技術開発

技術の相互利用のための合弁会社をグッドイヤー 51%、住友ゴム 49%の出資で設立する。

このように、住友ゴムとグッドイヤーの提携は技術開発から購買、生産、販売に至るサプライチェーン全体にわたる広範なものであった。特に販売、生産面では、ダンロップとグッドイヤーというお互いのブランドを双方の生産拠点で生産し、双方で販売するというもので、生産量、販売量の飛躍的な拡大が見込まれた。当初、この提携の効果はグッドイヤー

一にとって非常に大きく、同社 CEO によれば、2000 年の同社の売上高 144 億ドルの内、23 億ドルが提携による寄与であった。また、タイヤ販売本数も、全体の売上本数 2 億 2,330 万本の内 3,730 万本が提携による効果であり、営業利益で 1.2 億から 1.25 億ドルの効果があった。ただし、提携がカバーする地域は、欧州、米国、日本といった先進国に限られており、近年経済の成長が著しい新興国は含まれていなかった。一方、住友ゴムは、共同購買により調達コストの低減できたほか、従来苦戦していた欧州事業を事実上手放し、日本やアジアに経営資源を集中できた<sup>14)</sup>。

住友ゴムは、欧米の旧ダンロップ系工場への一定の影響力を残しつつ資金流出を抑え、従来から強化してきたアジアなど新興国における事業の強化に必要な人的、物的、資金的経営資源を捻出したとも考えられる。住友ゴムは実際、グッドイヤーとの提携後、新興国へのタイヤ工場建設を加速した。中国では 2004 年に常熟工場を、そして 2012 年に湖南工場を建設し、タイでは 2006 年にラヨーン工場を建設、2013 年にはブラジルにタイヤ工場を建設した。このように、同社は欧米の事業はグッドイヤーとの提携戦略を基本とし、日本と新興国は独自に成長戦略を追求する地域別の国際戦略をとった。この提携は当初、両社にとって非常に有効な戦略であった。

## (3) 住友ゴムの提携戦略と戦略提携の理論

住友ゴムとグッドイヤーの提携内容は以上のとおりであるが、ここでは、既に概観した戦略経営論、取引コスト理論など 5 つの戦略提携の理論を使用し、当該事例を分析する。分析結果は、表 1 のとおりである。

### 7. 提携全般

両社の株式の持合や販売／生産、購買、技術／開発に関する合弁会社の設立、および 2001 年のグッドイヤー CEO の住友ゴム非常勤取締役就任については、取引コスト理論によって説明が可能である。これら一連の施策により、交渉に係るコストやモニタリングコスト、さらには費用／利益の配分交渉に係るコストの削減ができたと推測される。また、米

<sup>14)</sup> 「グッドイヤー 住友ゴムと提携 2 年 アジアへの拡大も検討 会長兼 CEO ジバラ氏に聞く」『日経産業新聞』2001 年 4 月 2 日、14 頁

表 1 住友ゴムの提携の意図と関連理論

	提携内容	提携の意図	理論面からの分析	関連理論
全般	株式の持合，合弁会社設立，グッドイヤーCEOの非常勤取締役選任	経営への参画 経営方針の摺合せ 合意形成	・交渉、費用/利益配分、モニタリングコストなど取引コスト削減（トップレベルの相互理解，信頼醸成） ・政治的コストの回避	取引コスト理論
販売/ 生産	販売合弁会社を設立（日本）  （自動車メーカー用と市販用）  生産・販売合弁会社設立（米国・欧州）  （双方のブランドを相互に生産・販売）	販売量の拡大  生産量の拡大	・競争ポジションの改善（規模の経済，ローコスト）	戦略経営論
			・提携相手の販売（商品，チャンネル，ブランドなど）・生産（生産設備，生産技術など）資源の活用	資源ベース・アプローチ
			・内部化の非経済性の回避（生産投資，管理コスト，生産技術の内部開発コスト） ・外部委託による高コストの回避 ・高い不確実性の回避	取引コスト理論
技術/ 開発	技術相互利用のための合弁会社設立	提携相手の技術の移転，技術の融合	・新たなスキルをパートナーから学習	組織依存理論 組織学習
			・内部開発による高コストの回避	取引コスト理論
購買	共同購買の合弁会社設立	原材料調達ルートの開拓，交渉力強化	・新たな価値連鎖の創造	戦略経営論

出所：筆者作成

国事業の合弁会社への移行は，米国における政治的コストの低減にも寄与した。加えて，1999年の提携に先立ち実施された相互生産と相互の市場テストは，両社の相互理解と信頼関係を醸成し，間接的にコスト削減効果を生んだと考えられる。信頼関係の醸成が取引コストの削減に寄与することはしばしば言及される<sup>15)</sup>が，当該ケースにおいても交渉コストなど取引コストの削減に寄与したと考えられる。

イ. 販売／生産

日米欧でお互いのブランドを相互の工場生産し相互に販売することで，両社は販売，生産量を拡大できた。これは，戦略経営論の視点からは，販売シェアの拡大による規模の経済を追求する方策と考えられるが，ローコストを実現し，競争ポジションを改善するものである。また，資源ベース・アプローチの視点からは，商品，チャンネル，ブランドなどの販売資源，および生産設備や生産技術などの生産資

源など，提携相手の経営資源を活用するものと捉えられる。更に，取引コストの観点からは，生産投資や管理コスト，生産技術の内部開発コストの回避，つまり内部化の非経済性の回避と解釈できる。

ウ. 技術／開発

技術の相互利用のための合弁会社設立は，組織依存理論の観点からは，提携企業相互の技術やスキル，知識の融合によりシナジー効果を創出し，新たな価値を生み出すコスペシャライゼーションとみなすことができる。また，組織学習の視点からは，お互いの技術やスキルを学習し内部化する手段と解釈できる。タイヤ業界では，エコタイヤの開発などの画期的な技術イノベーションが企業競争力に大きな影響を与えており，両社は，短期間での飛躍的な技術革新の達成も狙い提携戦略を採用したと考えられる。

エ. 購買

両社はまた世界規模で資材を共同購買する合弁会社を設立しているが，天然ゴムや合成ゴム，スチール，薬品などの資材に関する新たな調達ルートを開拓し，かつボリューム拡大による交渉力を強化する

<sup>15)</sup> Barney, J. B. [2002], *Gaining and Sustaining Competitive Advantage*, Prentice Hall. (バーニー, J. B. [2003]『企業戦略論(下)』,ダイヤモンド社), 33 頁

ことが可能となった。これは、戦略経営論の観点からは、新たな価値連鎖の創造と理解でき、またローコストを追求する方策の一つと解釈できる。

#### (4) 住友ゴムとグッドイヤーの戦略提携の解消

16年間続いた住友ゴムとグッドイヤーの資本・業務提携は、2015年6月、解消されると発表された<sup>16)</sup>が、両社の6つの合弁会社はどちらか一方の会社が単独で引き継ぐことになった。欧州の製造・販売の合弁会社はグッドイヤーが100%出資となり、米国の製造・販売の合弁会社は住友ゴムが100%出資となる。日本における自動車メーカー用販売合弁会社は住友ゴムが、また市販用グッドイヤータイヤの販売会社はグッドイヤーが100%出資となる。共同購買と技術開発の合弁会社は解散する<sup>17)</sup>。

提携解消の原因は、提携開始からの16年間で競争環境が大きく変化したことにある。つまり、①世界のタイヤ業界におけるグッドイヤーを含む上位3社のシェアが、2001年の56.7%から2013年には37.7%に減少し、グッドイヤーのシェアも18.2%から9.4%に大きく減少した<sup>18)</sup>こと、②中国やインド、韓国など新興国を出自とする企業が成長し、競争が激化していること、③新興国市場が拡大し、日米欧を中心とした提携の効果が、特にグッドイヤーにとって小さくなったことが原因として考えられる。

### 3.2 ダイキン工業の国際的な戦略提携事例

ダイキン工業（以下ダイキン）は、グローバル空調業界におけるリーディングカンパニーである。同社の2013年の連結売上高は1兆7,831億円で、その内、空調・冷凍機事業が87%を占める。

ダイキンの創業は1924年であるが、同社は戦後、1969年のオーストラリアへの空調機器販売会社の設立を皮切りに海外進出を本格化させ、その後、欧州、アジア、米州を中心に国際的に事業を展開した。

#### (1) 自社の経営資源を活用したダイキンの国際戦略

ダイキンの2000年までの国際戦略は、自社単独の経営資源を活用した海外進出戦略であった。

同社は、欧州では販売会社の買収により拠点を展開し、アジアではタイなどを中心に自前の生産拠点を建設した。中国に関しては、政府による規制もあり、1995年、上海協昌をパートナーとして60%出資の合弁生産会社を設立し進出した。上海協昌は空調メーカーではなく、異業種のみシンメーカーであり、生産、販売の主導権をダイキンに任せため、生産、販売の実態についてはほとんど100%出資に近いコントロールが可能であったと考えられる。ダイキンが有する差別化された製品や製品イノベーション力、生産技術、マーケティング能力、資金力などの自社資源を活かし、生産・販売政策で主導権を握ることができたと想定される。

しかし、2000年以降のダイキンの戦略は、技術やスキルなどの他社の資源や能力を活用する戦略に変化する。その戦略の一つが米国OYL社の買収である。

それまでキャリア社をはじめとする強力なライバル企業がひしめく米国において事業が停滞していたダイキンは2006年、米国などに拠点をもち、アプライド（大型空調）事業で世界第4位の空調メーカー「マッケイ・インターナショナル」を傘下に置くグローバル大手空調メーカーOYL社（本社マレーシア）を買収した。ダイキンは、この買収によって、それまで弱かった北米のビジネス基盤を強化するとともに、製品ラインの補強を行った<sup>19)</sup>。また、同社は、今後新興国での成長が見込める低価格のルームエアコンの製造技術・ノウハウを得た。

他社の資源や能力を活用する戦略の二つ目は、次に述べる格力電器との提携である。

#### (2) ダイキンと格力電器の戦略的提携

ダイキンは、2008年、中国の家庭用エアコン最大手の格力電器と、生産委託から共同生産、共同調達・購買及び共同開発に至る、包括的な提携に合意した。同社は、この提携によって、世界最大の中国市場における事業を有利に進めるための競争的地位の確保とインバータエアコンのローコスト生産技術の獲得を目指したと考えられる。ダイキンは、それまでの自社の資源や強みを活用し海外に展開する戦略から、他社の資源や能力を一部活用する戦略へ方針転換を

<sup>16)</sup> 「『日米タイヤ連合』解散 住友ゴムとグッドイヤーが発表」『日本経済新聞』2015年6月5日、11頁、

<sup>17)</sup> Tire Business 誌 2015年6月8日号、pp.1, pp.21

<sup>18)</sup> 「グッドイヤー 剣が峰 前期業績過去最悪に」『日経産業新聞』2003年4月9日、3頁、「住友ゴムと米グッドイヤー 新興国で競合激化」『日本経済新聞』2015年6月1日、9頁

<sup>19)</sup> 井上礼之[2011]『人の力を信じて世界へ 私の履歴書』日経ビジネス人文庫、103頁

図ったのである。

格力電器との提携は、ダイキンにとって大きな戦略転換であったが、この2008年に発表された提携戦略の内容は、以下の5つの協業テーマであった。

- ① 日本市場向けインバータルームエアコンの生産委託
- ② 基幹部品の共同生産
- ③ 金型の共同制作
- ④ 原材料・部品の共同調達・共同購買
- ⑤ グローバル市場向け普及可能なインバータルームエアコンの共同開発

ダイキンは2009年、この提携に基づき、「基幹部品の共同生産」と「金型の共同生産」のための合弁生産会社(ダイキン出資比率49%)を設立している。

ダイキンは長年開発してきた虎の子のインバータ技術(温度制御、気流制御、室内機/室外機の通信技術)を中国の提携企業に供与したが、その狙いはインバータ技術を世界標準とすることにあった。高い成長が見込める新興国市場において省エネ性能の高いインバータエアコンはまだ少数であるが、世界的に環境意識が高まる中、同社の得意とするインバータ機を普及させることで、エアコン業界での地位を更に強化しようとした。そして、これまで積極的でなかったボリュームゾーンの攻略を戦略として採用したのである。そのためには、中国最大の格力電器と提携し、インバータ機を世界最大の中国市場のデファクト・スタンダードとすることが、世界標準とするための近道と考えた。ダイキンは、自らのコア技術を最大限許される範囲で格力電器に提供し、インバータ機が中国標準、そしていずれは世界標準になることを目的とするオープン化戦略をとったのである<sup>20)</sup>。

また、基幹部品や金型の共同生産、原材料・部品の共同調達・共同購買、グローバル市場向け普及可能なインバータルームエアコンの共同開発により、新興国市場のルームエアコンを攻略する体制を構築している。従来中国における戦略は、最新鋭業務用エアコンと高級ルームエアコンに焦点を当てたものであったが、この戦略を、コストを抑えたルーム

エアコンのボリュームゾーン投入戦略に切り替えつつある。そして、インバータ機を世界標準の省エネエアコンとすべく、中国企業との提携に踏み切った。このように、ダイキンはこれまでの自社単独の経営資源を活用した海外進出戦略ではなく、パートナーの経営資源を活用する、または自社とパートナーの経営資源を融合させる提携戦略をとることにより、新興国市場における新興国企業との競争という新たな競争環境に対応しようとしたと考えられる。

このオープン化戦略が実り、中国市場はインバータにシフトするようになった<sup>21)</sup>。そして中国市場における同社の売上は、2011年度の1,823億円から2014年度の3,533億円へ約1.9倍拡大している。

### (3) ダイキンの提携戦略と戦略提携の理論

ここまで、ダイキンの格力電器との提携内容を見てきたが、住友ゴムの事例と同様に、5つの戦略提携の理論の視点より当該事例を分析する。この分析結果を表2に整理している。

#### ア. 提携全般

2008年に発表されたダイキンと格力電器の国際的な戦略提携は、中国や東南アジアなどの新興国市場における同社の成長と競争的地位の確保にとって極めて重要な戦略であるが、提携全般について、取引コスト理論より次の理解が可能である。

両社の戦略提携の伏線として、2006年より実施してきた格力電器への新興国向けノンインバーターエアコンの生産委託がある。ダイキンは、この生産委託の過程でトップレベルでの交流を深め、格力電器の社風およびトップの考え方や人柄を知ることにより、信頼関係を深めていった<sup>22)</sup>。信頼関係の醸成は取引コストの削減に寄与するとされるが、住友ゴムと同様、ダイキンと格力電器との提携においても、信頼関係の醸成が、交渉に係るコストやモニタリングコストの削減、費用や利益の配分交渉に係るコストなどの削減に寄与したと理解できる。また、途上国では一般的と言われているが、政治的コストの回避も提携戦略決定における重要な要因の一つと解釈

<sup>20)</sup> 井上礼之[2011]『人の力を信じて世界へ 私の履歴書』日経ビジネス人文庫, 111 頁

<sup>21)</sup> 井上礼之[2011]『人の力を信じて世界へ 私の履歴書』日経ビジネス人文庫, 112 頁

<sup>22)</sup> 井上礼之[2011]『人の力を信じて世界へ 私の履歴書』日経ビジネス人文庫, 108-109 頁

表2 ダイキンの提携の意図と関連理論

	提携内容	提携の意図	理論面からの分析	関連理論
全般	合弁会社の設立	中国・新興国における成長戦略／競争戦略	・交渉、費用/利益配分、モニタリングコストなど取引コスト削減(トップレベルの交流) ・政治的コストの回避	取引コスト理論
販売		中国での販売強化	中国の立地特殊的優位性	OLI フレーム
生産	日本市場向けインバータエアコンの生産委託	ローコスト生産	・競争ポジションの改善 (ローコスト)	戦略経営論
			・内部化の非経済性の回避 (管理コスト, 生産技術の内部開発コスト) ・外部委託による高コストの回避 ・高い不確実性の回避	取引コスト理論
	基幹部品／金型の共同生産	提携相手の技術の移転	・新たなスキルをパートナーから学習	組織学習
			・外部委託による高コストの回避など	取引コスト理論
購買	原材料・部品の共同調達・共同購買	部品調達ルートの開拓, 交渉力強化	・新たな価値連鎖の創造	戦略経営論
技術/開発	基本技術の開示 (温度制御, 気流制御, 室内機/室外機の通信技術, 設計図面)	オープン化戦略 (中国にインバータ陣営を形成⇒中国標準・世界標準の獲得)	・潜在的な競合企業や補完的な製品・サービス提供者との提携 (コオプジョン, クリティカル・マスの構築)	組織依存理論
			・内部化の非経済性の回避 (機会損失の回避) ・高い不確実性の回避	取引コスト理論
	グローバル市場向け普及可能インバータエアコンの共同開発	新興国市場の攻略	・競争ポジションの改善 (ローコスト, 差別化製品) (リバース・イノベーション)	戦略経営論 資源ベース・アプローチ 組織学習
		提携相手の技術の移転	・所有すること (内部化) の非経済性の回避 (管理コスト, 内部開発コスト) ・外部委託による高コスト回避 ・高い不確実性の回避	取引コスト理論

出所：筆者作成

できる。途上国においては、単独での進出よりも現地企業との合弁の方が、政府による有形、無形の制約を受けにくい。合弁企業の選択は、リスク回避の行動と捉えることができる。

イ. 生産・購買

ダイキンと格力電器との提携では、生産・購買面で幾つかの協業テーマがあった。その一つ目は日本市場向けインバータルームエアコンの格力電器への生産委託であるが、これはローコスト生産を目的としたものであり、戦略経営論の視点からは競争ポジションの改善と解釈できる。二つ目のテーマである原材料や部品の共同調達・共同購買に関しても、戦

略経営論の視点から、ローコスト・オペレーションの実現を目指した競争ポジションの改善と考えることができる。そしてその三つ目は、両社による基幹部品や金型の共同生産であるが、これは提携相手の技術の移転を目的とするもので、資源ベース・アプローチの視点から、他社の技術やスキルの活用と捉えることが可能であり、さらに組織依存理論の観点から、学習と内部化の活動と理解することができる。

また、以上3つの協業テーマに共通していえるが、取引コスト理論の視点からは、それらが所有すること (内部化) による非経済性の回避をもたらす活動であると解釈できる。それらを自社内部で行うこと

表 3 住友ゴム／ダイキンの提携意図の比較

	提携の意図	住友ゴム	ダイキン
戦略経営論	競争ポジションの改善		
	ローコスト（共同開発，生産）	－	○
	差別化製品	○	○
	リバース・イノベーション	－	○
	新たな価値連鎖の創造	○	○
取引コスト理論	政治的コストの回避	△	○
	所有による非経済性の回避		
	管理コスト，製造コスト	○	○
	製品/生産技術の内部開発コスト	○	○
	不確実性の回避（投資など）	○	○
資源ベース・アプローチ	提携相手の資源活用	○	○
組織依存理論	クリティカル・マスの構築	△	○
	提携相手の技術の融合	○	○
	世界標準の獲得	－	○
組織学習	提携相手の開発技術・生産技術の習得	○	○

出所：筆者作成

は管理コストなどの上昇を招くため、提携において発生する生産、管理コストが、内部化の場合に発生するコストを下回ると同社が判断したものと考えられる。また、自社単独での生産や調達、購買を実施した場合の大きな不確実性の回避も狙ったものと解釈できる。

ウ. 技術開発

技術開発の面では、第一に、ダイキンは格力電器に対し長年培ったインバータ技術を提供することになったが、これは先に述べた通り、中国で事実上の標準とすることにより世界標準に押し上げることを目的とした戦略的な意図に基づくものである。組織依存理論の視点からみると、この戦略は、ドーズらの主張する、クリティカル・マスの構築を目指すコオプシオン戦略に相当すると考えられる。また、取引コスト理論の視点からは、所有すること、つまり内部化の非経済性を回避したと捉えることができる。自社の資源のみで中国や世界でインバータ機を普及させることも選択肢としてあったが、同社は高い不確実性を回避した。さらに、将来獲得できる可能性のある新興国市場での収益増加の実現、つまり機会損失の回避を図ったとも解釈できる。

第二に、グローバル市場向けに普及可能なインバータルームエアコンの共同開発は、戦略経営論の視点からは、新興国市場攻略のためのローコスト／差別化製品の商品力強化を狙ったものであり、競争ポジションを改善する戦略と捉えることができるが、資源ベース・アプローチの視点からは、他社の技術や資源の活用と理解することも可能である。さらに、両社の技術を融合させたローコスト／差別化商品の開発は、組織依存理論の観点からは、提携によるシナジー効果を追求する戦略、つまりコスペシャライゼーション戦略として理解できる。

提携相手の技術の移転はまた、

相手の技術の吸収という側面からは学習と内部化のプロセスと捉えることができるが、取引コスト理論の視点からは、内部開発の非経済性を回避したと解釈できる。内部開発は、開発自体のコストだけでなく管理コストが発生する。さらに内部開発は、十分な成果が得られる保証はなく高い不確実性が存在するため、そうした不確実性の回避も考慮されたと解釈することができる。

3.3 住友ゴムとダイキンのケース比較

以上、住友ゴムとダイキンのケースについて、戦略の特徴と意図に関する理論的な分析を試みてきたが、両ケースを理論面から比較・整理した結果が表 3 である。

両社の戦略の意図は資源ベース・アプローチと組織学習の 2 つの項目で似通っている。つまり両社とも、提携相手の資源を活用し提携相手の技術・知識を学習するという意図があったという点で共通している。

一方、やや似通っているものの若干性質が異なる項目は、以下の 3 点である。第一に、戦略経営論の視点から見ると、両社とも提携により競争ポジションの改善を図っているが、ダイキンが共同開発や共



同生産によるローコストを重点的に追求したのに対し、住友ゴムはローコストよりもグッドイヤーの進んだ技術を自社技術と融合させるコスベシヤライゼーションを主たる目的としていた。また、ダイキンの提携は、新興国のニーズを製品開発に取り込むリバース・イノベーションの意図もあったと考えられるが、住友ゴムの場合はそうした意図は希薄である。これは、住友ゴムの提携が日米欧の先進国市場に限定されていること、そしてダイキンの提携が新興国市場をターゲットとしていることに起因している。

提携後の新興国市場の更なる隆盛により、住友ゴムの提携戦略の意義が薄れ、2015 年、同社の提携は解消された。提携先企業の出自が先進国の米国であったことが提携の存続にも影響したと推測される。

第二に、取引コストの観点からは、両ケースとも製品開発や生産技術開発において、単独での投資を避け提携相手との共同開発を進め、不確実性の回避と所有による非経済性の回避を図っており、この点は共通している。しかし、政治的コストの回避という点では、中国市場を標的とするダイキンの方が意義は大きい。これは、先進国より新興国の政治コストが大きいと認められる<sup>23)</sup>。

第三に、組織依存理論の面から考察すると、ダイキンは提携相手の技術と自社技術の融合もさることながら、世界標準の獲得とクリティカル・マスの構築を最大の狙いとしているのに対し、住友ゴムはグッドイヤーの先進技術と自社技術の融合に力点を置いている。これも提携相手であるグッドイヤーと格力電器の出自の相違が表れていると考える。

以上、両ケースの提携意図の相違として3点が確認されたが、提携相手企業の出自の違い、つまり先進国と新興国の違いがこれら3点の相違に反映されたと考える。

#### 4. おわりに

本論文では、フォークナーらの分類に基づき戦略

提携の理論を整理した上で、この中から、戦略経営論、取引コスト理論、資源ベース・アプローチ、組織依存理論、組織学習を選択し、これら5つの理論を使用して住友ゴムとダイキンの事例を分析、考察した。そして、分析の結果、両ケースに共通した提携の狙いが、①技術開発や生産、購買など価値連鎖上の各活動における競争ポジションの改善、②技術開発や生産を自社単独で行うことの非経済性や内部化がもたらす高コスト、および政治的コストの回避、③提携相手の資源の活用、④提携相手の技術の融合とシナジー効果、⑤共同生産による提携先技術の習得、にあったこと、そして、両社の提携が経営上の効果をもたらしていることを確認した。

また、本論文では住友ゴムとダイキンの提携の意図が若干異なる項目を3点抽出したが、この違いが米国と中国という提携パートナーの出自の違い、言い換えれば、先進国と新興国という性質の違いを反映したものではないかという見解を提示した。しかし、本論文では二つの限られた事例による分析に過ぎず、事例の拡大によって今回の分析結果の一般化が可能か更なる検証が必要と考える。

さらに、戦略提携の理論を使用した各事例の分析により、住友ゴムとダイキンの提携戦略の意図や経営面の効果を明確化したが、この分析過程で戦略提携に関する5つの理論の有効性を確認した。また、5つの理論を使用することで、両社の提携戦略の意図や経営面の効果について多面的な分析が可能となり、1つの視点だけでは見落としがちな側面を補うことができたと考える。ただし、本論文では5つの理論のみとりあげるに留まっており、今回検討の事例について、他の提携理論による考察も必要であると考える。

尚、戦略提携に関しては、既述の通りこれまで様々な理論が登場しているが、それらの理論は背景や土台とする研究分野が多岐にわたり、また登場後の期間が比較的短く検証が十分でない理論もあるため、体系的な整理がまだ十分でないと考えられる。それらの理論を、研究や実務で有効活用するためには、さらなる体系的な整理が求められる。

<sup>23)</sup> The PRS (Political Risk Services) Group によれば、2015 年 1 月の米国の政治リスクポイントが 82.5 であるのに対し、中国の政治リスクポイントは 56.5 であり(ポイントは 0-100 の値をとり、100 ポイントが最もリスクが低い)、その差は大きい。この政治リスクへの対応コストの差も大きいと考えられる。この傾向は、2009 年時点も同様と推測される。政治リスクポイントは、The PRS Group, Inc. [2015], *INTERNATIONAL COUNTRY RISK GUIDE* Vol. XXXVI, No. 1, January 2015. PP.8, PP.81.より引用。

## 【参考文献】

- Barney, J. B. [2002], *Gaining and Sustaining Competitive Advantage*, Prentice Hall. (バーニー, J. B. [2003]『企業戦略論』, ダイヤモンド社).
- Buckley, P. J. and M. Casson [1976], *The Future of the Multinational Enterprise*, Palgrave Macmillan. (P. J. バックレイ, M. カソン [1993]『多国籍企業の将来』文真堂).
- Child, J. Faulkner, D.[1998], *Strategies of Cooperation*, Oxford University Press.
- Doz, Y.L. and Hamel, G.[1998], *Alliance Advantage*, Harvard Business School Press,  
(Y. L. ドーズ, G. ハメル[2001], 志太勤一・柳孝一監訳, 『競争優位のアライアンス戦略—スピードと価値創造のパートナーシップ—』ダイヤモンド社).
- Dunning John H. [1988], *Explaining International Production*, HarperCollins Academic.  
—— [2001], ‘The eclectic paradigm as an envelope for economic and business theories of MNE activity’, *Global Capitalism at Bay?*, Routledge.
- Faulkner, D.O., Mark de Rond.[2000], ‘Perspective on Cooperative Strategy’, *Cooperative Strategy: Economic, Business, and Organizational Issues*, Oxford University Press
- Hymer, S. H. [1976], *The International Operations of National Firms : A Study of Direct Foreign Investment*, The MIT Press (S・H・ハイマー著[1979], 宮崎義一編訳『多国籍企業論』岩波書店)
- 井上礼之[2011]『人の力を信じて世界へ 私の履歴書』日経ビジネス人文庫。
- Kogut, B. [1988] “Joint Venture : Theoretical and Empirical Perspective,” *Strategic Management Journal*, Vol.9.
- 今野喜文[2006]「戦略提携論に関する一考察」『北星論集(経)』第45巻第2号。
- Porter, M.E. and Fuller, M.B.[1986], “Coalitions and Global Strategy,” edited by M.E. Porter, *Competition in Global Industries*, Harvard Business School Press  
(「提携とグローバル戦略」M・E・ポーター[1989], 土岐坤, 中辻萬治, 小野寺武夫訳『グローバル企業の競争戦略』ダイヤモンド社).
- Reuer, J. J. [2004], *Strategic Alliances : Theory and Evidence*, Oxford University Press.
- Rugman Alan M. [1981], *Inside the Multinationals : The Economics of Internal Markets*, Columbia University Press. (アラン・M・ラグマン [1983]『多国籍企業と内部化理論』, ミネルヴァ書房).
- 丑山幸夫[2014]「製造業におけるグローバル戦略の変容」『日本経済大学大学院紀要』第2巻第2号
- Vernon, R. [1966], “International Investment and International Trade in the Product Cycle,” *Quarterly Journal of Economics*, May 1966
- 日本貿易振興機構(ジェトロ) 『2014年版ジェトロ世界貿易投資報告 —日本を国際ビジネス循環の基点に—』  
2014年8月7日  
<http://www.jetro.go.jp/news/releases/20140807062-news>  
2014年8月29日
- The PRS Group, Inc. [2015], *INTERNATIONAL COUNTRY RISK GUIDE* Volume XXXVI, Number 1, January 2015
- Tire Business 2014年9月1日号, 2015年6月8日号, A Crain Publication  
『日本経済新聞』「住友ゴムと米グッドイヤー 新興国で競争激化」2015年6月1日  
『日本経済新聞』「日米タイヤ連合」解散 住友ゴムとグッドイヤーが発表」2015年6月5日  
『日経産業新聞』「グッドイヤー 住友ゴムと提携 2年 アジアへの拡大も検討 会長兼CEO ジバラ氏に聞く」2001年4月2日  
『日経産業新聞』「グッドイヤー 剣が峰 前期業績過去最悪に」2003年4月9日  
ダイキン工業株式会社 HP  
<http://www.daikin.co.jp/company/history.html>  
2013年12月21日  
[http://www.daikin.co.jp/press/2008/080331\\_k/](http://www.daikin.co.jp/press/2008/080331_k/)  
2013年12月29日  
<http://www.daikin.co.jp/press/2009/090218/>  
2013年12月29日  
<http://www.daikin.co.jp/investor/shiryoku.html>  
2014年7月1日  
[http://www.daikin.co.jp/data/investor/yuuka/112\\_4.pdf](http://www.daikin.co.jp/data/investor/yuuka/112_4.pdf)  
2015年8月27日

## 創られた戦争美談 —肉弾三勇士と戦争美談—

増子 保志  
日本国際情報学会

### The War and the Press

—“Nikudan San-yushi” and other 'Amazing Stories of Valiant Warriors' Made up by the Press —

MASUKO Yasushi  
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

---

With the start of the “Fifteen-Year War” against China by the outbreak of the Manchurian Incident on September 18, 1931, the press reports of the period came to be focussed on military operations in mainland China. The nation-wide hurly-burly in wartime, brought about by dramatic changes of the social situation, prepared a way to the establishment of war footing. In this atmosphere “Sensou Bidan” or “amazing stories of self-sacrificing warriors” were fabricated to “applaud their valiance.” Was it the State Power that forced the press to invent such tales? Or was it the press which prepared the path to this propagation? In order to see that the state power and the press went hand in hand in each stage of the war, I will take up “Nikudan Sanyushi” (“In Praise of the Three Suicide-Bombing Heroes”) which marked the summit of the campaign.

---

#### はじめに

1931年9月18日、関東軍は奉天北方の柳条湖付近で中国軍が満鉄線を爆破したとして一斉に攻撃を開始した。これ以後、メディアでは中国大陸での軍事行動に関する報道がトップニュースとして扱われることが多くなった。歌謡界では軍歌が流行し、映画界や演劇界では戦争物が一世を風靡し、いわゆる戦争ブームの発端となった。

こうした戦争ブームは、日清戦争や日露戦争時においても見られた現象であったが、特に満州事変時の戦争ブームは民衆文化の軍国主義化と、総力戦を支持する社会的組織の激増を生み出した。そして国民意識の変化が戦時国家体制形成への一つの要因となった。大規模な戦争の遂行には、メディアを利用

した総動員なくして不可能であった。かかる状況下で、戦争美談は戦意高揚を目的として愛国心や犠牲的精神を鼓吹するために数多く創られた。

先行研究では、この時期の代表的なイメージとして、軍国主義を推進する政府・軍部の思惑によって無力な国民が国家のプロパガンダによって国家の意図する方向へ強いられたとするもの、メディアは政府・軍部の検閲による虚偽や不正確な情報の操作、言論の統制によって計画的に国民を軍国主義へ動員、支持させる機能を果たしたという研究が多く見られる。しかし、本当にメディアは政府・軍部の圧力や検閲によって口を封じられ、満州における日本の軍事行動の公式発表を不服ながらも報道したのであろうか。このような問題意識を踏まえて、本研究では、

十五年戦争時の戦争ブームの中で生まれた戦争美談がメディアによって如何にして創り出され、その役割と影響は如何なるものであったのかについて十五年戦争時の代表的な戦争美談である「肉弾三勇士」を中心に考察する。

## 1. 戦争美談の系譜

### (1) 日清戦争の戦争美談

日清戦争の戦争美談における主な英雄は、玄武門をよじ登り日本陸軍を平壤に導いた原田重吉、瀕死の重傷で前進命令のラッパを吹いた木口小平<sup>1</sup>、艦上の火事を消しつつ敵の船はもう沈んだのかと尋ねながら死んでいった無名の水兵であった。

例えば、ラッパ手・木口小平は、戦闘中に突撃ラッパを吹いている時、胸部に敵弾を受けて一旦は倒れたものの、銃を杖にして立ち上がり、踏ん張りながらラッパを吹き続けた。しかし、長くは続かずラッパを吹いている姿勢のまま絶命したと言う美談である。被弾してもなおラッパを吹き続けながら息絶えた壮絶な最期が、当時の人々に深い感動を呼び起こした。当時の「修身」の教科書には次のような一文がのせられている。

キグチコウヘイハ イサマシク イクサニデマシタ。テ  
キノ タマニ アタリマシタガ シンデモ ラッパヲ  
クチカラ ハナシマセンデシタ。

このような戦争美談は、当時の日本軍を新たに構成するようになった平民出身の一般徴集兵の勇敢さを賛美するものであった。日清戦争の戦争美談の特徴は、一兵卒の行為が直接戦争の結果に影響を与えた犠牲的精神を描いている。

### (2) 日露戦争の戦争美談

日露戦争の戦争美談としては、乃木希典、東郷平八郎、広瀬武夫に関する美談が挙げられる。これらに共通するのは、登場する人物の殆どが将校であり、その物語は偉大な指導力を賞賛したものであった。例えば、広瀬武夫は行方不明になった部下の水兵を捜索中に斃死したので、その家父長的な慈悲心を讃え英雄視された。東郷平八郎や乃木希典は、戦争の鍵となる作戦を指揮し、東郷はバルチック艦隊を破

り、乃木は旅順包囲攻撃を成功させた。東郷、乃木は作戦遂行上、大胆さの他に戦術上の専門知識も兼ね備えた優れた提督、偉大な将軍として描き出された。

メディアに関しては、経営的に安定し、部数を伸ばしていた新聞が戦争美談を創り出しながら挙国一致を演出して、戦争支持体制の形成に日清戦争時とは比較にならない程、大きく貢献した。

### (3) 満州事変の戦争美談

関東軍が秘密裏に満鉄線を爆破し、奉天の中国軍への攻撃を開始した数時間後の9月19日朝、全国の朝刊は張学良の軍隊が日本軍を攻撃したと報じた。以後、数ヶ月間にわたって報道は続き、各社は競い合って関東軍の進軍をスクープした。満州をめぐる報道合戦は新聞をはじめとするメディアの過熱化を呼び、国民もそれに呼応した。

メディアは「満州もの」で満ち溢れ、その過程で中国大陸に関しての特定の情報や出来事を、型にはまったものとして創り上げた。「満州もの」は軍事行動を賛美し、関東軍を英雄視し、満州国の建国を激賞した。

満州事変における戦争美談の代表的なものとして、古賀伝太郎の美談が挙げられる。1932年1月初旬の錦州占領に続く掃討作戦の一環として、古賀が率いる騎兵第27連隊は錦州の南西にある錦西を占領していた。大規模な匪賊が錦西奪還を試みた後、満州での掃討作戦において古賀は命令に逆らって攻撃開始を決断する。古賀は、軍旗を守るため21人の小隊を残して、残る130人を引き連れ、1000人以上いる敵軍へ攻撃を仕掛けた。結局、古賀の無謀な一連の戦闘はなにも成し遂げることなく、古賀を含め他11名の戦死者と19名の負傷者を出した。にもかかわらず、古賀は満州事変時の英雄の一人となった。古賀の物語は、新興キネマ（大阪弁天座）の「護国の鬼・古賀連隊長」やポリドール・レコードの浪花節などの題材とされ、古賀美談は民衆の娯楽メディアにおいて軍事的英雄行為の典型として賞賛された。

『少年倶楽部』に掲載された古賀の美談「壮烈戦話 あゝ軍旗危し」では「兵賊」（この話では敵の人

数はいつのまにか 5000 人の軍隊に増やされている)への自殺的攻撃が、勇気ある大胆な行動として描かれている。古賀の美談では、命令への不服従に言及することなく、劣勢な状況下においても軍旗を守るため死ぬまで戦ったという国家のための犠牲を賛美するだけではなく、個人の英雄行為をも賞賛している。そしてその内容は、娯楽メディアによって改竄され、より劇的で英雄的なものへと変化した。

さらに戦争ブームは、新聞各社の戦勝速報の競争やおびただしい数の献身・報国の物語を量産した。天皇、国家のために進んで命を捧げる兵士や戦死者を誇りとして涙をみせない健気な家族、儉約生活で献金する国民などの物語が連日各新聞の紙面を飾った。例として、「肉弾突撃敵陣を割る 紅焰の中に日章旗 凄絶種村軍曹の人柱」「死を以て断つ導火線 爆発直前万歳」「お役に立った一人息子 黒川君の両親健気に語る」「おゝ軍国の父！愛児戦死の悲報を胸に秘めてその職務を去らず」といった美談で満たされた。戦争の悲劇はメディアによって感動の美談へと創出されたのである。

徴兵制軍隊の優秀さを讃える必要性があった日清戦争の時点では、無名の一兵卒の活躍がいかにも全軍に貢献したかという意図で美談が構成されたのに対して、日露戦争の時点では、多くの兵士を率いる軍事指導者像に武勇以外の特性を付加すべく構成された。

日清、日露戦争に共通するのは、集団のための意味ある犠牲を讃えていたことである。しかし、満州事変に際しての戦争美談は、集団のための意味ある犠牲ではなくセンセーショナルな犠牲的行為を競う個人的な美談として描かれている。国民の共感を獲得するために意図された戦争美談が、その時々戦争によって、その「内容」を的確に変化させていたという点が指摘できる。

## 2. 戦争美談「肉弾三勇士」

### (1) 肉弾三勇士美談

「ダーン、ダーン」

ものすごい大砲の音とともに、あたりの土が、高くはねあがります。機関銃の弾が、雨あられのように飛んで来ま

す。

昭和七年二月二十二日の午前五時、廟港の敵前、わずか 5メートルという地点です。

今、わが工兵は、三人ずつ組になって、長い破壊筒をかかえながら、敵の陣地をにらんでいます。

見れば、敵の陣地には、ぎっしりと、鉄条網が張りめぐらされています。この鉄条網に破壊筒を投げこんで、わが歩兵のために、突撃の道を作ろうというのです。しかもその突撃まで、時間は、あと三十分というせっぱつまった場合でありました。工兵は、今か今かと、命令のくだるのを待っています。(中略)

北川が先頭に立ち、江下、作江が、これにつづいて走っています。すると、どうしたはずみか、北川が、はたと倒れました。つづく二人も、それにつれてよろめきましたが、二人は、ぐっとふみこたえました。もちろん、三人のうち、だれ一人、破壊筒をはなしたものはありません。ただその間にも、無心の火は、火なわを伝わって、ずんずんもえて行きました。(中略)

もう、死も生もありませんでした。三人は、一つの爆弾となって、まっしぐらに突進しました。

めざす鉄条網に、破壊筒を投げこみました。爆音は、天をゆすり地をゆすって、ものすごくとどろき渡りました。すかさず、わが歩兵の一隊は、突撃に移りました。班長も、部下を指図しながら進みました。そこに、作江が倒れていました。「作江、よくやったな。いい残すことはないか。」作江は答えませんでした。「何もありません。成功しましたか。」

班長は、撃ち破られた鉄条網の方へ、作江を向かせながら、「そら、大隊は、おまえたちの破ったところから、突撃して行っているぞ。」とさげびました。

「天皇陛下万歳」

作江はこういって、静かに目をつぶりました。

(初等科国語、二の二十一)より

肉弾三勇士(爆弾三勇士)は、1932年の第一次上海事変時に生まれた戦争美談である。同年1月18日に発生した上海での日本人僧侶殺害事件を契機として、日中間の対立がエスカレートし、上海事変へと発展した。2月20日から25日まで、日本軍は上海市北の大場鎮、紅湾鎮方面で中国の第十九路軍に総攻撃をかけた。しかし、市街地に塹壕を築き、鉄

条網を幾重にも張り巡らせ、自動小銃で抵抗する第十九路軍の猛攻で、日本軍は死傷者が続出し、大苦戦を強いられた。こうした背景の中で「肉弾三勇士」の美談が出現する。

### (2) 肉弾三勇士美談の背景

3人の勇士とは、工兵第十八大隊第2中隊に属した長崎県北松浦郡佐々村出身の北川丞、佐賀県神埼郡蓮池村出身の江下武二、長崎県北松浦郡平戸町出身の作江伊之助の3人の一等兵（死後、伍長に昇進）である。

この美談の内容は、中国軍の防衛線を突破すべく、日本軍は進撃する。ところが中国軍の防衛線は高さ3mの鉄条網を張り巡らした非常に強固なもので、日本軍は進撃することが困難であった。2月21日の夜、身を以って鉄条網破壊のために中国軍の間近まで迫って爆弾を仕掛けようと試みたのが、上記の3人の工兵であった。新聞報道では、3人は初めから死を覚悟して竹製の爆破筒を抱いて、敵陣地の前に敷設されていた鉄条網へ突入して突撃路を開いたものの、自らも爆死した。しかし、自爆によって突撃路が確保されたことで、日本軍は一挙に攻勢に出て敵陣地の占拠に成功したというものである。

三勇士の記事は、新聞各紙で一斉に掲載された。『大阪朝日新聞』誌は第1面に4段で「これぞ真の肉弾！ 壮烈無比の爆死、志願して爆弾を身につけ鉄条網を破壊した三勇士」と報じた。『東京朝日新聞』は「“帝国万歳”を叫んで我が身は木端微塵、3工兵点火せる爆弾を抱き、鉄条網に躍りこむ」『大阪毎日新聞』も「肉弾で鉄条網を撃破す、点火した爆弾を身につけ、躍進した3人の一等兵、忠烈まさに粉骨破身」と報道している。これらの記事は爆発的な反響を呼んだ。昭和7年2月25日の『大阪朝日新聞』によると、「まさしく『軍神』—忠烈な肉弾三勇士『天皇陛下の上聞に達したい』陸軍省では最高の恩賞—「他の戦死と違い肉弾によって皇軍の士気を鼓舞した三勇士の比類稀な戦意を称揚するため、陸軍省恩賞課では許されたる範囲内に誇る最高の恩賞、勲六等と金鵄勲章の恩命に浴せしむるほか、天皇陛下の上聞に達したいと考慮中であるが、陸軍省では、往年の広瀬、橋両中佐の行為にもまさる軍事美談と

して教科書にその勇名を謳歌し三勇士の霊を慰めたいと考慮中である」<sup>2</sup>とある。

この様に報道された翌日には、最高の恩賞である勲六等金鵄勲章や教科書への記載、銅像や記念碑の建立、伝記の編纂を検討するなどあらゆる手段を動員して、三勇士を褒めたたえた。その対応の早さには眼をみはるものがあるが、国民の熱狂ぶりは陸軍始まって以来という弔慰金の額に象徴されていた。報道によると弔慰金の寄託者が相次ぎ、美談への感動が国民の熱狂を呼び、これを受けてさらに陸軍当局が一層の栄誉を与えるという相互の増幅作用がエスカレートした。さらに、3人が普通の兵卒であり、貧しい家庭の出身であったことも国民の感動と同情を一層助長した。その結果、数日前まで、全く無名の兵士が瞬く間に「英雄」に祭り上げられたのである。ここでは三勇士の行動の詳細な分析よりも、結果としての「死」が象徴的に顕彰されることになったのである。

### (3) 肉弾三勇士ブーム

三勇士の賛美や国民の熱狂ぶりが連日報道され、映画では、各社が競って「肉弾三勇士」の撮影を開始し、東活が「忠烈—三勇士」、新興キネマが「肉弾三勇士」をなど、日活や松竹キネマも撮影準備に突入した。

芝居でも、京都南座の鴈治郎一座、大阪道頓堀の浪花座では早川雪州一座らが、文楽にも「肉弾三勇士」が登場するというまさに「肉弾三勇士時代」を迎えた。

書籍の出版も数多く、下記の書籍はすべて三勇士の死後13ヶ月間の刊行であった。

- 小笠原長生『忠烈爆弾三勇士』（実業之日本社）
- 大和良作他『護国の神・肉弾三勇士』（護国団）
- 村松梢風『爆弾三十六勇士』（改造社）
- 植木信行『爆弾三勇士』（高踏社）
- 滝沢潤『壮烈無比爆弾三勇士』（三輪書店）
- 英雄偉人叢書『爆弾三勇士』（金蘭社）
- 愛国美談叢書（一）『爆弾三勇士』（金の星社）
- 小野一麻呂『爆弾三勇士の真相と其観察』（自費）
- 岡慶彦『爆弾三勇士物語』（第一出版協会）



宗改造編著『軍神江下武二正伝』（欽英閣）

ラジオにおいても、東京中央放送局が「三勇士の夕」を編成し、明治座から「上海の殊勲者三勇士」を中継したほか、各地方局も人形浄瑠璃「三勇士名誉肉弾」、ラジオドラマ「肉弾三勇士」、琵琶曲「噫・肉弾三勇士」を放送した。

さらに、「三勇士」熱は文化・娯楽産業にとどまらず、「三勇士まげ」という女性の髪形や、「爆弾チョコレート」「肉弾キャラメル」「三勇士煎餅」「肉弾三勇士料理」などの庶民文化へも浸透していった。

三勇士賛美キャンペーンのハイライトは「三勇士の歌」であった。『東京朝日新聞』『東京毎日新聞』は同時に懸賞募集を行うことを第一面に社告として出した。『東京朝日新聞』は「肉弾三勇士の歌」『東京毎日新聞』は「爆弾三勇士の歌」である。『東京朝日新聞』が「世界歴史上に類い稀なる三勇士の悲壮なる殉国の精神を一層深く国民に印象せしめ、かつこれを永久に記念するため」と銘打てば『東京毎日新聞』は「本社はこの忠烈な犠牲的行動を永く後世に伝うべく広く募集する」と述べ、競争となった。

『東京朝日新聞』の「肉弾三勇士の歌」には 12 万 4561 通の応募があり、山田耕筰によって作曲され、新時代の軍歌調になった。山田はこの曲を「三勇士の忠烈に対する賛歌であり、またその忠烈を弔う挽歌であり、同時に愛国行進曲でもある」と語った。一方『東京毎日新聞』の「爆弾三勇士の歌」は 8 万 4177 通の応募の中で与謝野寛こと鉄幹の作品が選ばれ、世間を驚かせた。鉄幹の詩には陸軍軍楽隊の辻順治隊長が曲をつけた。辻は作曲の狙いを「三勇士は戦死する気で戦死したのですから、ことさらに曲は哀れっぽく作らず、悲壮な中にも勇壮味の失せぬ軍歌とし、兵士たちも一般国民も歌うにふさわしい新鮮味があるものを心がけて作りました」としている。

社会的な現象でも、出征志願が果たせなかった 24 歳の工員が飛び降り自殺を図ったり、三勇士を慕う若い女性が入水自殺する事件があった。さらに、三勇士美談を種に詐欺を企み逮捕される事件も発生した。さらにその美談は国定教科書（第 5 期）にも採用され、軍事教材の一つとして教えられた。

「肉弾三勇士」の熱狂は、それ以前のメディアでの一時的流行と同じく、長くは続かなかった。しかし、メディアによる美談ブームは国民の意識を戦争と愛国のイメージで充たすのに重要な働きをした。

### 3. 創られた肉弾三勇士美談

#### (1) 肉弾三勇士美談の虚実

メディアが絶賛し、国民が熱狂した肉弾三勇士の報道は事実だったのだろうか。肉弾三勇士の真実については、技術的不備を原因とした事故による爆死という説が多い。さらにその死に際して「帝国万歳」、「天皇陛下万歳」と叫んで果てたという美談に対する疑問が存在している。

#### ア. 事故による爆死

3 月 6 日の東京朝日新聞朝刊での、三勇士と一緒に決死隊として鉄条網間際まで迫った兵士らの中で、無事に帰還した者と、その上官らが参加しての 3 人の突撃の瞬間を回想した「豪華版座談会」によると当時、工兵の中で決死隊を作って爆薬筒を鉄条網まで接近して仕掛ける事になった。決死隊の破壊班 21 人は中国の酒を少量飲んで、これを別れの盃として万歳をしたという。皆、背囊の中身を整理して煙草は同僚に分け与えて、いつ死んでもいいようにしておいた。最初の破壊班が中国軍の銃撃にばたばた倒されて、その中の尾崎一等兵は 1 人で爆薬筒に点火して担いで突進したが倒され、鉄条網爆破に失敗した後、予備の破壊班も突撃するが中国軍の猛射に苦戦、万事休した第 2 小隊長の東島少尉が「最後の破壊だ」と絶叫すると、北川、作江、江下の 3 人が 4 メートルの青竹破壊筒に点火してそれを担いで突進した。普通は 3 人で担ぐものではなかったそうだが、先の尾崎一等兵の例もあり、誰か 1 人が撃たれても残りの 2 人で担ぐ、そのうちの 1 人が倒されても、というような戦術をどうも 3 人は事前に打ち合わせていたらしい。東島少尉の目前で 3 人は爆死、同じくそれを目にした北村、杉本、梁瀬一等兵も同様に点火した爆薬筒を抱えて突進、目の前で同僚の爆死を見て咄嗟に死ぬ覚悟をしたのか。しかしこの 3 人は鉄条網に爆薬筒を投げつけてそれが当たる一瞬の隙に幸運にも土饅頭の下に滑り落ちて無事だった。北川、作江、江下は爆薬筒を突き刺したために爆死

したと後日、判明している。北川、作江、江下の爆死は中国軍への心理的な効果もあったようで、3人の爆死を見て何が何やら頭に血が上った馬田軍曹が敵陣に手榴弾を投げると、それまで優勢でびくともしなかった中国兵らは鉄条網の突破口へ向けて日本軍の進入を防ごうと銃を構える事もせずに、悲鳴を上げて逃げてしまったという。

また、肉弾三勇士の行為は非科学的であるという批判も当時から存在し、陸軍参謀本部の渡辺大尉が飛行機を使っての攻撃が今回の場合はいかに困難であったかを座談会で延々と説明している。<sup>3</sup> 実戦における最後の勝利の微妙なチャンスは肉弾戦であると述べられている。先の北川、作江、江下の3人に続いて同じように点火した爆薬筒を抱えて突進したが奇跡的に無事だった3人のうちの北村、杉本一等兵が「何で点火した爆薬筒を抱える気分になったのか」語っているので、三勇士の心境を知る上でも、ここに抜粋してみる。「全く何の考へもないやうでした。唯穴が出来るだけ大きく開いて鉄条網が一寸でも余計に裂けるとそればかりは頭を去りません」「(目の前で戦友3人が爆死したのを見てもうダメだとは) 思いません。江下等三人が死んでも突撃路開さくが思はしくなかつたら死んでも死切れないから杉本等も一緒に死んで仕事を扶けたいと思ひ高良様を一心に念じて飛び込みました」。なお経験者は語るではないが下元少将が2人の一等兵をいたわりつつ、突撃陣を飛び出す直前に気後れではないが、ちょっと変なショックがある、ある種の考えが非常に短い時間に湧いてくる、その代わり飛び出したら我ながら物凄いほどいける、と戦場を知っている人間にしかわからない独特の気分について述べている。2人の一等兵もこの変なショックを点火した爆薬筒を抱えて突撃陣を出た瞬間に感じたという。

イ。「帝国万歳」「天皇陛下万歳」

2月26日付の東京朝日新聞朝刊に掲載された肉弾三勇士の詳細によれば、先に煙幕を張って鉄条網に近づいた一団の兵士があったがあと70メートルで中国軍に発見され、銃撃を受けて壊滅、そこで日本軍では予備の破壊班を進撃させ、鉄条網に到着してから爆薬筒に点火したのでは間違いなく中国軍に

先に撃たれてしまうと感じた内田班長は、自ら爆弾と一緒に命を落とす事も覚悟して、隊長とも水盃を交わしたという。どうやら破壊班の全員が「もしかしたら任務の完遂と引き換えに帰ってこれなくなるかもしれない」と薄々感じていたというのである。破壊班は2手に分かれて突進する。あと鉄条網まで20メートルの地点で中国軍が一斉射撃、それでもなお突進したが、江下、北川、作江は咄嗟の判断で、このままでは自分らの任務を果たせないと爆薬筒に点火して、それを抱えて突進、そのまま爆死してしまう。もう1組も爆薬筒を点火したものを抱えて突進し鉄条網に投げつけたが一瞬の差で無事に退避している。この3人の命を賭けた突進で鉄条網に突破口が開き、日本軍は一気に形勢を逆転、勝利につながったのだ。3人が爆薬筒に点火して爆死覚悟で突進したのは、暗にそういう場合もあるかもしれないと先に破壊班全員が感じていたとはいえ、鉄条網を前にして中国軍の銃弾飛び交う中での咄嗟の判断であった可能性がある。

現場の士官らの証言によると3人は咄嗟の判断により爆死覚悟で突進し、その最後には特にこれといった言葉を発していないという話になっている。破壊班は2つあり、最初の正規の破壊班が失敗したため、予備の班を2手に分けて突進させ、その片方に3人がいた。遠目に突撃の様子を見ていた大島少尉によれば、「万歳」の声は鉄条網爆破の爆音と共に内田班長が壕に飛び込みながら叫んだものであるという。「その死に際して“帝国万歳”とも何も言っていないらしい」事が事件直後の新聞に既に報じられている。なお事件後に流布された3人が死の間際に「天皇陛下万歳」と言ったという説は、肉弾三勇士の戦死直後の報道には第一報で「帝国万歳」とはあっても、「天皇」という文字はなく、メディアによって創作され、さも事実であるかのように一般に信じ込まれたものであると推測される。

## (2) 美談形成とメディア

これらのリアリティに満ちた話が、メディアによって脚色されて肉弾三勇士の美談を形成した。当初の新聞報道で報じられた、戦死した三勇士以外にも点火した爆薬筒を抱えて突進した兵士が少なくとも

4人いた事や、敵弾に倒れた1人以外は紙一重の差で爆死を免れている事などの事実はいつしか人々の脳裏から消し去られてしまい、逆に当初の新聞報道にも、現場の兵士や将校も誰1人として証言していない「三勇士が最後に“天皇陛下万歳”と言って死んだ」という神話がさも事実のように独り歩きする。メディアと、美談好きな大衆とが創り上げた三勇士の虚像は、そのまま国定教科書にも採用され、三勇士の実像は不明確なものとなった。さらに、三勇士の美談を「創作」したとされる、荒木貞夫も「三勇士は事故で死んだ」説の主唱者と目される。田中隆吉も、どちらも三勇士の戦死現場には立ち会っておらず、前線からはるか離れた安全な場所で、彼らが風聞や憶測からそれぞれの三勇士像を作り上げたものである。同じ部隊にいたという兵士が証言したとされる三勇士最後の瞬間についての導火線を短く切ったから3人は死んだという話も実は伝聞情報で、実際に3人が短く切った場面を見ての証言ではない。該当する兵士の証言は内務省警保局保安課の内部文書「爆弾三勇士のほんとうのこと」(1933年10月)に収録されている。

「鉄条網まで33メートルの距離がある所を破壊地点にきめて作業にかかったが、何分敵が近いので、他の班も失敗した。そこで破壊筒を鉄条網につき込んで導火線に火をつけるようなグズグズしたことで、うまくいかないの、こっちから導火線に火をつけて行くことにしたそうです。

軍隊の導火線は完全なので途中で火が消えるようなことはないから、長くしてもよいのだが、33センチばかり短く切ったそうです。・・・急いで走って入ってすばやく帰ってくる予定だったそうです。

ところが、3人が出かけて15メートルも行ったところ、つまずいたか、弾丸にあたったかして、1人が倒れ、それで3人が皆倒れたそうです。(略)

この手記からは「軍隊の導火線は完全なので途中で火が消えるようなことはないから、長くしてもよいのだが、33センチばかり短く切ったそうです」「急いで走って入ってすばやく(原文ママ)帰ってくる予定だったそうです」と証言している兵士当人の実際の目撃ではなくて、部隊内の風聞であった事が推察される。

しかし、そういう噂が陸軍内に広まっていたという話の裏づけにはなるので、案外、事故説というのも「誰でも前線では戦死の危険と隣り合わせで戦っているのに何で3人だけちやほやされるのか」と日本国内の熱狂的な三勇士ブームに鼻白む思いの兵卒らが陸軍内で広めた話に、三勇士ブームをこころよく思わない人らが飛びついたという側面も存在する。三勇士の美談に関しては現場の兵士ほど冷めていて、戦地を知らない銃後の人ほど熱狂するというパターンであった。あれこれ脚色された話を「実際の戦地は違う」と不快に感じる現場の兵士がいても何ら不思議ではないし、三勇士というのは後の“撃墜王”軍神加藤や特殊潜航艇でホノルルに迫った九軍神などと異なり、前線の兵士なら誰でも三勇士の立場になる事が可能であった事からもあらぬ嫉妬、中傷を生んだ可能性がある。敵機を何十機も撃墜し、ハワイの敵軍港近くまで潜水艇で迫るのは、ある意味、特殊な技能や特別な訓練が要るので、それで戦死した人が軍神にされても現場の兵士は別に嫉妬もしないだろう。しかし三勇士は違った。軍神加藤は加藤自身でしか持てない技量を評価されて軍神になったが、三勇士は前線の兵士なら誰もが「明日は我が身」の存在であったのだ。マスコミも世間も三勇士を一般の兵士と切り離した特別な存在としてではなく、一般の無数の兵士の代表として顕彰して、三勇士の犠牲の背後にある多くの兵士の苦労も一緒に讃えていけば、あらぬ事故説とか中傷も現場の兵士らの間から巻き起こらなかつたであろう。

三勇士の英雄化や国民と陸軍当局との媒介役は新聞であった。この様な戦争美談が創られた過程には、次の3つの特徴が見られる。

- ① 一つの事実を拡大して、戦争を美化し、当事者を軍神化する。その報道を大々的に行い、反響に対しても一定の目的を持って国民に深い感動を与えたと自らの報道を増幅させる。
- ② 社説や論評でその行為を賞賛し、「滅私奉公」「大和魂」としてのイメージを醸成することによって国民を戦争肯定の方向へ誘導する。
- ③ 新聞社自らが率先して広く国民から弔慰金を募り、それを新聞社が国民の代表として遺族に

送る。さらに賛美のキャンペーンを行い、陸軍や政府に代わって軍国精神を鼓舞する。

『朝日』『毎日』という大新聞の圧倒的な影響力のもと、画一化された情報が国民を一つの大きな流れの中に巻き込んでいった。三勇士の一連の報道キャンペーンで『朝日』『毎日』を中心とした新聞の果たした役割として次の2点を指摘できる。

- ① 苦戦を強いられた上海事変の戦況を国民の目からそらす働きをした。
- ② 近代化する戦争の中で、「肉弾」という肉体的犠牲的精神に絶対的な価値を与えた。

上記の事は、爆薬や兵器の不備を「肉弾」という人柱や「大和魂」の発揮で補えるという時代錯誤的な精神を醸成した。此の事は、軍部の目論見以上に太平洋戦争時における「玉砕」や「特攻」という犠牲的精神高揚の役割を果たしたと言えるであろう。

関東軍が1931年10月19日に作成した「満州事変に関する宣伝計画」によると、その方針は「皇軍の正義人道主義を高唱宣伝す。状況により政府牽制又は鞭撻の意味を以って、与論を喚起し或は、空気を醸成するに努む。謀略に伴う宣伝は随時主任者と協定す」とあり、宣伝要目の中に「日本軍の実力と人道主義並びに将卒の善行美談」という項目があり<sup>4</sup>、三勇士美談はまさしくこれに該当したのである。

肉弾三勇士美談にみる、英雄的戦闘行為や犠牲の栄光は、メディアとそれに付随した大衆娯楽産業が創りあげた一つの作品であった。戦争美談という作品は、軍部が満州事変に関して国民に対して意図していたことと見事に合致していた。しかし、それは軍部があえて強制したものでもなかった。メディア自体が軍部の非公式の宣伝者となるため「美談の演出者」の役割を果たしたのである。

#### 4. 神話としての戦争美談

当時の新聞や雑誌に掲載されたおびただしい論説や単行本が、いずれも極めて高く評価している共通点は、彼ら肉弾三勇士が身をもって「帝國陸軍未だ衰えず」という神話を形成したことである。当時、朝野を問わず憂国の人士たちが、戦局の深刻な危機感にとらわれていた。この危機意識が三人の若い無

名兵士の「壮烈ナル爆死」を、比類なき美しい行為として、神格化させる原動力であった。

美術の世界においても、肉弾三勇士は幻の名画と言われた坂本繁二郎の150号の油彩《肉弾三勇士》を生んだ。坂本は「人々の熱っぽい期待の中で描けぬとは言えず」<sup>5</sup>制作されたものであった。久留米に本拠を構えるブリヂストンタイヤの石橋正二郎が、三勇士の壮挙に感動して出身部隊の久留米工兵隊に三勇士記念館を建設して寄贈し、その壁画として依頼されたものであった。坂本は三年かけてこの大作を完成したが戦災により焼失した。

さらに、三勇士の行動に様々な意味が付け加えられることによって、三勇士のイメージは膨張し、日本人のあるべき姿を象徴する存在と化した。三勇士の死が戦争美談として神話化したのは、国民自身の想像力によるところが大であり、軍部が率先して、意図的に創作し国民を扇動したのではなく、主役はむしろ同時代を生きたメディアに感化された日本国民自身であった。

この様に、肉弾三勇士ブームは、軍部・メディアのみならず民間の篤志家にも支えられ、美談の神格化はその勢いを拡大していったのである。

以上のことから、次の2点を指摘できる。

- ① 過剰・過激に書かれた記事が一度、紙面化されるとその記事が独り歩きする。記事そのものの信憑性を確認する間もなく、キャンペーンの矢継ぎ早のスピードが客観的であるべき記事を神話化させる。
- ② 虚偽の事実であることを軍部が認識していても、世論の宣伝工作のためその記事を利用して一つの目標に向けていく。新聞もその企業メリットから事実には目をふさいでセンセーショナルに報道する。

戦争美談は、民衆の意識を戦争へのイメージに変容する役割を果たした。メディアの創り出した戦争美談は、国家にとって非公式のプロパガンダとして機能する役割を担った。また、メディアは戦争美談を市場で売りさばくことで、自己の利潤とともに、国家の軍事政策に対して民衆の支持を動員するのに貢献した。

メディアはその商業主義から軍部自体のプロパガンダ以上に事変の軍事的英雄行為を定義し、大衆化する役割を果たした。戦場からの情報を供給したのは軍部であるが、メディアがこれらの情報を物語化し、歌や出版物、舞台での反復化によって英雄的行為を大衆の中に浸透させた。

一般的に、戦争美談というプロパガンダは国家の手段とみなされ、世論を形成、管理するために利用される。しかしながら、満州事変時の戦争美談は「満州もの」の需要を刺激し、商業上の好機を求めて、メディアは自己の意思で自己の利益のために戦争美談を利用し、戦争を推進する国家の代行機関として機能し、主導的な役割を果たしたと言える。メディアの商業主義が軍部の意図したプロパガンダ以上に軍事的英雄行為を賞賛し、大衆化する機能を果たしたのである。まさに「メディアは戦争を美化せよ」というスローガンは「メディアは戦争を美化する」というスローガンに置き換えることも可能であると言えよう。さらにメディアのみならず、その役割を担ったのは、日本国民自身であった。日清戦争から十五年戦争時に至るまで、戦争美談は日本国民自身の物語として時代を映す鏡でもあったのである。

## おわりに

肉弾三勇士をはじめとする戦争美談は、民衆の戦争に対する概念を変容させた。ニュース・メディアや大衆娯楽産業は、その商業的な理由から戦争美談を利用した。戦争美談による戦争熱の高まりは、メディア市場の拡大を引き起こす一端となった。メディアに関する産業技術、組織の発達、満州事変後の戦争熱と、日清・日露戦争時の戦争熱との間に差異をもたらした。当時と比べ、メディアは大規模化していた。機械化や大量生産への移行、ラジオ、映画、レコードなど新しいメディアの登場により、そのプロパガンダ手段は公式なものにせよ非公式なものにせよ、より一層拡大されたものとなった。

ジョージ・クリールは「戦争に勝つためには、その戦争が土地・人・資源をめぐる戦いではなく、理想や価値観をめぐる戦いであると国民に納得させる必要がある」と述べている。<sup>6</sup>そのために求められ

るものは、伏せ字や発禁処分のような露骨な手段で大衆の意向を制限するよりは、大衆を「その気にさせる」ための一枚岩の合意と主体的な参加への行動に駆り立てることである。戦争では、言論統制とは反対の戦争美談が必ずセットで登場するのである。

戦争のたびごとに国家とメディアが一体となりプロパガンダとしての戦争美談が創り出される。今日においても、その機能は続いている。しかし、“Wars not make one great”（戦争が人を偉大にすることはしない）

## (参考文献)

- 中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波書店、1988年  
 上野英信『天皇陛下萬歳 爆弾三勇士序説』筑摩書房、1989年  
 ルーズ・ヤング『総動員帝国』加藤陽子他訳、岩波書店、2001年  
 山室建徳『軍神』中央公論社、2007年

<sup>1</sup> 日清戦争に従軍した歩兵第21連隊第12中隊所属のラッパ手。同中隊は明治27年6月24日、宇品港を出港し、27日に仁川に到着、成歎で初めて清国軍と交戦し、木口はこの戦いで戦死した。

<sup>2</sup> 『大阪朝日新聞』昭和7年2月25日付。

<sup>3</sup> 『東京朝日新聞』昭和7年3月6日付

<sup>4</sup> 功刀俊洋、藤原彰編『資料 日本現代史8』大月書店、1983年、211-213頁。

<sup>5</sup> 谷口治達『坂本繁二郎の道』求竜堂、1968年、112頁。

<sup>6</sup> ナンシー・スノー、福間良明訳『情報戦争』岩波書店、2004年、194頁。

肺癌患者の闘病記における告知後の病期別心理過程  
 —Holland「がん患者の危機に対する正常な反応」モデルを用いて—

柿原 加代子 草野 純子 市川 恭子  
 中京学院大学 看護学部 看護学科

Psychological Process according to Disease Stage after Notification of Cancer  
 in Treatment Reports Made by Lung Cancer Patients

—Using a model of “Normal Response to Crisis in Cancer Patients” suggested by Holland—

KAYOKO KAKIHARA、JUNKO KUSANO、KYOKO ICHIKAWA  
 Chukyogakuin University

**Abstract:** This study aims at disclosing different stages of the psychological process which lung cancer patients pass through after they are notified of their cancer, in order to see if these stages are connected with the stages of the disease. From patients' own words and behaviors, recorded by themselves in their treatment reports, those which may reveal their psychological stages after notification are extracted and dissected in terms of the division of 'psychological states' defined as Phase I, II and III on the Massie & Holland model. As a result, three points come to light. Firstly, the disease stages, presence or absence of treatments or metastasis, affect psychological states. In the second place, “shock” and “denial” in Phase I and “distress”, “anxiety” and “fear” in Phase II last longer in patients on Stage IV than in those on Stage II. And lastly, immediately after the notification “efforts for adaptation” of Phase III appear more remarkably in patients on Stage II than in those on Stage IV.

## 1.はじめに

わが国における癌告知の希望に関する調査として、旧厚生省がまとめた 1985 年の「保健衛生基礎調査」によると、胃癌と診断され場合 56%は「癌の告知」を希望していた。また、1987 年日本の医師 1839 名に対するアンケート調査では、「告知」に対して慎重派と積極派にほぼ二分された。さらに、1988 年医学生 5 年生に対する「癌の告知」に関する調査では、「ケース・バイ・ケースの条件付き」「できるならしたほうがよい」「自分ならしてもらいたい」など可とするものが 75%であった。

旧厚生省の「1994 年度人口動態社会経済面調査」によると、癌で死亡した患者のうち「告げられて知っていた」のは 5 人に 1 人 (20.2%) であった。ただ 40~64 歳の中老年層の患者を対象にした前回調査 (1992 年) に比べると、同世代の告知率は 18.2%から 28.6%と約 10%と伸びており癌告知がやや進んだ。

(2001 年 12 月、読売新聞社) では「自分が癌にかかったら教えて欲しい」77.6%、「家族が癌にかかったら知らせる」38.5%で増加していた<sup>1)</sup>。

このように癌告知の希望率は増加していったが、癌告知については賛否両論があった。その背景には、癌告知のデメリットを懸念する見解 1) 死の恐怖の惹起、2) 激痛に対する恐怖の惹起等がある。一方、癌告知のメリットとして 1) 人間の尊厳の確保、2) 治療の充実ないし円滑化、3) 身辺整理の機会と有意義な余生等癌告知の意義を指摘する<sup>2)</sup>見解である。また、山崎らは、癌告知を行われなかった原因として、1) 告知に対する患者の理解不足、2) 患者の自己決定権行使の不慣れ、3) 医師の告知技術の未熟さ、4) 医療者側の告知のサポートの不十分さを挙げていた<sup>3)</sup>。

こうした中で、癌告知のデメリットを防止もしくは軽減する対策として、日本医師会生命倫理懇談会は、告知を行う前提条件をあげ告知後の精神的ケアや支援の必要を指摘している<sup>4)</sup>。また、旧厚生省の



「末期医療に関するケアのあり方検討会」(1989 年 6 月 16 日最終報告)では、癌の末期、半年以内に死期を迎える患者を対象にしてケアを検討し、告知を望む声が増えつつあることや残された時間を有効につかう上での有益な点が多いことなどを指摘し、現場の医師に対しては患者個々の状態によって異なるだろうが、いっそう積極的に取り組むべきであるとしている<sup>9)</sup>。以上のように癌の告知の是非については賛否両論があったが、次第に患者・家族の「告知」を希望する率が高くなり、「告知」を行うのが主流となってきた。

しかし、「癌」という言葉は直接「死」を連想させ、癌告知を受けた患者や家族は大きな衝撃を受ける<sup>6)</sup>。Massie.&Holland は、そうした癌患者の告知後の心理過程(第1相:初期反応、第2相:精神不安、第3相:適応)(表1)を詳細に提示し、その影響要因として身体症状、癌の進行、経済状態、他人からの援助の程度を挙げている<sup>7)</sup>。

Holland らは、キャプランの危機理論、フロイトの防衛機制論などの理論とそうした理論を用いた癌患者における心理的適応についての諸研究の知見を基盤とし、癌患者 546 名を対象として癌告知後の心理過程を分析した。その結果、癌患者は癌の診断や再発という破壊的な告知を受けても、効果的な対応メカニズムを使って健康的に適応していくことができるとし、正常な適応段階モデルを構築した。Holland らは、癌患者が不適切な心理社会的な適応をしやすい特徴として、1)医学面(多くの身体症状、進行癌、援助的でない感じの医師、予後不良の可能性が高い)、2)社会面(低い社会経済状態、夫婦間の多くの問題、背景に多くの問題がある、他人からあまり多くの援助が期待できない)3)心理面と精神面(精神医学的問題が過去にあった、高度の不安、低い自我、抑圧が強い、あらゆる種類の心配が多い、あきらめ感、アルコール乱用、効果のない対処)を挙げている。癌告知というストレスに効果的に対処するためには、他人からの援助を求め、自分で意識的に努力し、又無意識的に適応するための防衛機制(利己主義、ユーマア、我慢、希望、昇華)を有効に使っていた<sup>8)</sup>と指摘している。

日本における癌告知後の進行別(以後、病期別と

する)および部位別の心理過程に関する研究は散見するにとどまっている。病期別違いについて黒江らは、婦人科悪性腫瘍患者で告知直後から6か月以内の者7名、6か月以上経過した者4名を対象とした面接を行い、キューブラ・ロスの心理プロセスを基に、病期別の心理状況の変化について分析した。その結果、ステージⅢ以上の患者では「受容」度がステージⅢ以下の患者よりも高い<sup>9)</sup>と報告している。

小澤らは、消化器癌患者を対象として、癌の部位別および病期別の告知後の精神的ショックの程度について比較し、告知直後の精神的ショックの程度は関連が認められなかったが、告知2~3日から1~2週間後の精神的ショックの程度は、病期による違いのみ認められた。すなわち早期癌患者の精神的ショックが有意に低い<sup>10)</sup>と指摘している。

しかし、これらの先行研究では、研究対象や分析方法および基準、調査時期などが違い、被験者数が少ないなど、いまだ普遍化されるまでは至っていない。また、Holland らは、癌の部位および病期別の告知後の心理過程については明らかにしていない。そこで本研究では、病期別の告知後の心理過程を明確にしたいと考えている。

本研究は、年々増加傾向にある肺癌患者に焦点をあてた。肺癌患者を選択した理由は、肺癌は初期症状に乏しく早期発見が難しく発見時にはかなり進行している。また、中高年者に好発することから成人期の患者は家族を養い職場では中心的存在である。家族や仕事のことなど様々な心配事を抱え込み、精神的苦痛が大きいことが予測され、複雑な心理過程をとるのでとは考えたからである。

## II.研究目的

肺癌患者の告知後の心理過程について、病期よる違いを明らかにする。

## III.用語の定義

1.癌告知:癌患者に癌発見の段階から病名(特別に必要なときには余命も)を知らせ、ともに治療法の選択を考える<sup>11)</sup>。

### IV.研究方法

1. 研究対象：肺癌患者自身が著した闘病記 2 冊から、告知後の患者の心理状態を表出されていると考えられる患者の言動を基礎的データとした。

2. 研究方法：闘病記から告知後の患者の心理状態を表出していると思われる言動を抽出し、Massie. & Holland モデルの第 1 相、第 2 相、第 3 相（表 1）の各心理状態に分類・整理、検討した。

心理状態の用語を研究者間で定義しそれに基づき、患者の言動を経時的に分類・整理し検討した。分析内容の妥当性を高める為に研究者 3 名で討議し決定する方法で行った。

闘病記を基礎的データとしたのは、闘病記は日々の心理状態がより鮮明に正確に表現されていると考え、心理状態を知る上で貴重なデータとなりうるからである。しかし、闘病記を分析するには限界がある。直接インタビューに比べ心身の状態が十分に把握しにくいなどである。

表 1 がん患者の危機に対する正常反応

経過	症状	期間*
第 1 相 初期反応	疑惑あるいは否認（「誤診」「他のスライドが混じっていた」）	約 1 週間以内
	絶望（「はじめからわかっていた」、「治療を受ける理由はない」）	
第 2 相 精神不安	不安、抑うつ気分、食欲不振、不眠	約 1～2 週間つづく が様々
	集中力低下、日常活動が不可能	
第 3 相 適応	新しい情報に適応する、現実の問題に直面する  楽観的になろうとする、様々の動き（たとえば、新しい、あるいは修正した治療計画や別の目標に取り組みはじめる）	約 2 週間ではじまる

\*だいたいの目安、いろいろに変わらう

### V.結果

1. 闘病記の著者の概要：初めて肺癌に罹患し、病院で治療を受けた体験を患者自身が著した闘病記 2 冊を対象とした（表 2）。

表 2 闘病記の著者の概要

	A 氏	B 氏
性別・年齢	女性・55 歳	男性・50 歳
病名・ステージ	肺腺癌+脳転移・IV	左肺粘膜表皮癌・II
治療	化学療法、頭部の放射線療法 告知後 22 日セカンドオピニオンを決意。	左肺 10 区域切除+リンパ節郭清
告知時期 内容・場所	病院外来を受診時に病名告知を受け、その後検査目的で入院時脳転移のため放射線療法が必要なこと余命について告知を受ける。何れも A 氏一人で告知を受ける。	病院外来で病名、手術について告知を受ける。その後病院に入院した時再度手術について詳細に告知を受ける。妻と一緒に告知を受ける。
身体症状	軽度の咳嗽（外来受診時） 激しい咳嗽、血痰、頭痛（告知後 15 日目検査目的で入院時）	肺炎症状（咳嗽、発熱、痰喀出）
経済状態	会社員（編集者）	会社員
家族構成	独居、離婚した夫・息子とは別居	妻、息子（4 歳）
他者からの支援	不明	不明

### 2.告知後の心理過程

〔A 氏〕（表 2・3・4）

#### 1) 第 1 相期間

病院の外来を受診時、一人で病名告知を受けており、その直後に「まさか、まさかという気持ちで待合室で待つ」「癌でないかも知れない」など、「否認」や「ショック」表す言動が表出されていた。告知後 4 日目においても、癌を「否認」する言動が続いているが、一方では、「手術に備えて体力をつけよう」と現状を受け止め「順応」しようとする言動もみられた。

#### 2) 第 3 相期間

告知後 15 日目に検査目的で入院した時、脳転移があり放射線療法が必要であると、告知を A 氏一人で受けていた。その直後に「ショックから抜けきらない」「なんだか他人事のように」と「ショック」を、「不安でいっぱい」と「不安」を表出していた。

次いで、病名告知後 20 日目に治療目的で再入院し、放射線療法を開始した。その時、A 氏と夫

および息子と共に再度、病名と治療および余命について告知を受けており、その直後に「説明が少しも耳に入っていない」とショックを呈し、看護師の説明を受けている最中に泣いてしまうなど「混乱」を呈し、同時に「死ぬかもしれない」と「将来の死の恐怖」を表出していた。  
 一方、泣く行為によって病気や現状を受け止めるようと「順応の努力」もみられた。

表 3 A 氏の心理過程

Holland モデル	第 1 相 初期反応期 (1 週間以内)	
A 氏の経過	肺癌告知当日	肺癌告知後 4 日目
【心理状態】 言動	<p>【否認】・まさか、まさかという気持ちで待合室で待つ。</p> <p>・がんの疑い、その言葉が頭から離れない。でもがんではないかもしれないから、友人たちには結果がはっきりしてから話したほうがいいかもしれない。</p> <p>・息子に電話する「癌だなんてきつとなにかのまちがいがいいね」</p> <p>【ショック】・わたしは愕然とし、わなわたと震えがきてしまい、かろうじて立っている状態でした。</p> <p>・診察室を出てもパニック状態が続く。</p> <p>・看護師の言葉が頭に入っていない。</p> <p>・単に予約を取ることも、かなりやっかいな手続きが必要な難しいことのように思えた。</p> <p>・「え？」この言葉は想像以上のショックでした。</p>	<p>【否認】・「安静にしておくように」という医師の言葉が頭に浮かびながらも、病気ならそんな激しい運動をする元気がでるわけがない、できるということは大丈夫な証拠だ、と自分なりに言い訳をしていった。</p> <p>・目の腫れは、造影剤の注射のせいには違いない。</p> <p>・素人考えで判断し、必死で不安に耐え、「ひよっとしたら、いやそんなことはない」という堂々巡りの問答から一日中抜け出せなくなってしまいました。</p> <p>【順応の努力】・手術することになるかもしれないから、それに耐えられるよう、体力をたくわえておこう。</p>
Holland モデル	第 3 相 適応 (2 週間以降)	

A 氏の経過	告知後 15 日目 (検査入院)	告知後 16 日目 肺癌・脳転 移告知当日	肺癌告知後 20 日目 (再入院、 夫・息子と共に I C を受ける。 頭部の放射線照射開始) 脳転移告知後 4 日目
【心理状態】 言動	<p>【ショック】</p> <p>・「まったくいやらしい癌ですね」</p> <p>・ショックから抜けられずなかなか他人事のようにぼんやりと聞いていた。</p> <p>・頭の中が真っ白になる。頭で脳転移、脳転移という言葉が駆け回り、椅子に座っているのがやつとの状態。</p> <p>・魂の抜け殻のような状態。深い海の底で頼りなくただゆらゆらと揺れているだけの海草のような存在。</p> <p>【不安】</p> <p>・不安でいつもの落ち着いた状態。</p>	<p>【ショック】</p> <p>・癒鬱？テンカンの発作？まだ精神的ショックから抜け出せず深い海の底にいるような精神状態にいた。</p> <p>【混乱】</p> <p>・その後、いつも死の縁を歩いているような異常な興奮状態。</p> <p>【不安】</p> <p>・わたしは平静を装いつつも発作が起きるかという不安に必死に耐えていた。</p>	<p>【否認】</p> <p>・なぜこんな厄介な癌にかかってしまった。</p> <p>・事務的な医師の説明になかなか自分のことのように思えない。</p> <p>【ショック】</p> <p>・説明が少しも耳に入っていない。</p> <p>【混乱】</p> <p>・看護師から治療の説明を聞いたとき。突然、涙が一粒ぼりと落ちはじめ、それがどうにも止まらなくなる。</p> <p>【将来への恐怖】</p> <p>・死ぬかもしれない、死んだらわたしはどうなるのだろうか。</p> <p>【順応の努力】</p> <p>(セカンドオピニオン)</p> <p>・泣いたことにより、これからは、自分の病気をしっかり受け止めなければならないと思えるようになった。まだ明日死ぬわけではないのだから、今夜はゆっくり眠ろう。</p> <p>・わからないことだから不安がつのる。まずは主治医との信頼関係を築くことだ。</p>

表 4 Holland 分類別肺癌ステージ II A 氏心理過程

Holland	第 1 相	第 3 相
---------	-------	-------

期間分類				
A 氏の経過	肺癌告知 当日	肺癌告知後 4 日目	肺癌告知後 15 日目	肺癌告知後 16 日目 脳転移告知当日
A 氏の言動 (心理状態)	否認、 ショック	否認、順応 の努力	ショック、 不安	ショック、混乱、不安
A 氏の Holland 症状分類	第 1 相	第 1・3 相	第 1・2 相	第 1・2 相
Holland 期間分類	第 3 相			
A 氏の経過	肺癌告知後 20 日目 脳転移告知後 4 日目	肺癌告知後 22 日目 脳転移告知後 6 日目		
A 氏の言動 (心理状態)	否認ショック、混 乱、 将来への恐怖 順応の努力	順応の努力  (セカンドオピニオン)		
A 氏の Holland 症状分類	第 1・2・3 相	第 3 相		

〔B 氏〕 (表 2・5・6)

1) 第 1 相期間

病院外来で病名告知を妻と二人で受けた直後に、「メスで胸を開いて手術をしなければならぬ」と考えると「心が沈んでいく」「肩の力が抜けていく」などや手術を受けることに対する「ショック」を表出していた。同時に、肺炎症状を繰り返したおかげで、手遅れになる前に腫瘍を発見できたから幸運だったと考えることもできる」と「順応への努力」を表出していた。

告知後 1 日目 (翌日) 外来を受診し診察を受けたとき、医師から「左下葉の部分切除をする」という説明を受け、「再発の心配はないのか」と再発に対する恐怖を表出していた。

2) 第 2・3 相期間

告知後 4 日以降から病院に入院するまでは、「一日中ぼうっとしていると何もかもがどうでもよくなってくる」「日増しに坂を落ちるがごと

く心は深い闇の中に沈んでいく」など「抑うつ」の言動が表出されている。

その後、病名告知後 21 日目に病院に入院した時、再度手術について妻と母と共に告知を受け、その直後、医師の「万が一、病理の結果が悪ければ、左下葉を全部切除する」という言動に不安を募らせていた。

表 5 B 氏の心理過程

Holland 心理過程	第 1 相 初期反応期 (1 週間以内)		第 1 相初期反応期 (1 週間以内)、第 2 相 精神不安 (1~2 週間)、第 3 相 適応 (2 週以降)
B 氏の経過	肺癌告知当日	告知後 1 日目 外来診察	告知後 4 日以降~21 日目 (告知後 21 日目・外来で MRI 検査を受ける。妻と母と共に IC を受ける。午後、入院)
【心理状態】 言動	【ショック】・今度はメスで胸を開いて手術をしなければならぬ。考えると心が沈んでいく。肩の力が抜けていく。ただ、自分が癌と告知されはしたが不思議と実感が湧かなかった。それだけ、思いもよらない病状だったとも言える。 【順応への努力】・逆に肺炎症状を繰り返していたおかげで気管支鏡で肺の中を診ることに、手遅れになる前に腫瘍を発見できたから幸運だったと考えることもできる。悪くばかり考えるのではなく前向きに考えよう。 【将来への恐怖】・切るなんて痛そうだし、さりとて、このまま放置しておいて日々を過ごすなんて真綿で首を絞められているようなものだ。	【将来への恐怖】・左肺下葉を全て取ってしまうという手もある。また、部分的に取って他を残しておいたために再発するという可能性もない。	【抑うつ】・家の中で一日中、ぼうっとしていると何もかもがどうでもよくなってくる。 ・日増しに坂を落ちるがごとく、心は深い闇の中に沈んでいく。 【不安】・この医師は皆、万が一の場合についてはっきりとどうなるか伝えてくる。そのたび不安になるような事を伝えてくるが、何かあったときの覚悟をしておけということか、不意打ちを食らうよりはましであるが、そのたびビビらせられる。

表 6 Holland 分類別肺癌ステージ II B 氏心理過程

Holland 期間分類	第1相		第1~3相
B氏の経過	肺癌告知当日	肺癌告知後1日目	肺癌告知後4日目
B氏の言動 (心理状態)	ショック 順応の努力 将来への恐怖	将来への恐怖	抑うつ、不安
B氏の Holland 症状 分類	第1・2・3相	第2相	第2相

## VI. 考察

1. 第1相・2相期間における心理：ステージⅣのA氏のほうがステージⅡのB氏よりも、第1相の「ショック」「否認」が告知後20日目と長期におよんでいた。第2相の「不安」「恐怖」「混乱」については、両者ともにA氏は20日目まで、B氏21日目まで続いていた。

Hollandモデル(表1)では、第1相の初期反応は告知後1週間以内としており、A氏の場合は、それと比較しても第1相の心理状態が長期におよんでいた。

その要因として、A氏は、軽度の咳のみしか自覚症状がない中で突然、ステージⅣの進行した癌と診断されたこと、それに引き続き、不安定な心理状態が継続している中で、さらに、脳に転移しており、放射線治療が必要だと告知されている。二重三重の衝撃が短期間に加わったことが挙げられる。

肺癌のなかでも腺癌は末梢性肺癌であり、初期には無症状で経過し、発見が遅れることが多く、脳転移する割合は50~60%以上といわれている。

こうした特徴から、A氏のように、病名告知後、患者の精神状態が安定しない間に、医療者は放射線治療や化学療法の必要性を患者に伝え、治療を早期に開始することが多くある。

そのような状況下であり、A氏の心理的な衝撃は大きかったと考える。

また、A氏は編集者として仕事をしており、脳障害により社会的役割や自己実現が脅かされるという衝撃も心理状態に大きく影響したと考え

る。

さらに、A氏は初めて病院外来を受診時の肺癌告知と検査入院時の脳転移告知時、A氏一人で受けており、A氏は自分自身でその衝撃を受け止めるしかなかった。告知後、信頼できる家族や周囲の人々の精神的支援は大きく、黒江らは、自分の信頼できる誰かと共に告知を受けることは、告知後の危機的状況の中にいる患者にとって感情をぶつけやすく、「抑うつ」の感情を軽減させ、自分の辛い心境を共有し、共に歩んでくれる身近な存在として感じることで前向きな心理的变化へと向かわせる<sup>12)</sup>と述べている。しかし、A氏は夫と離婚しており、息子とも別居しているため告知の場面や告知後の不安や恐怖等を自身で克服するしかなかった。また、告知当日「がんの疑い、その言葉が頭から離れない。でもがんではないかもしれないから、友人たちには結果がはっきりしてから話したほうがいかもしれない」「息子に電話をし、がんだなんて、きつとなにかのまちがいよね。」と述べている。これらの言葉から、一人では抱えきれない不安や恐怖、衝撃を誰かに吐露し少しでも楽になりたいという願望を読み取ることができる。いかに周囲のサポートを必要としていたかがわかる。

さらに、A氏は、医師の説明や対応に対する不満も抱えており、告知後22日目にセカンドオピニオンを決意している。

こうした医師に対する不満もA氏の心理状態に少なからず影響としたと推測される。しかし、A氏の闘病記には、医師による告知内容や対応が詳細に記述されていないため断定はできない。

小池らによると癌の告知後に患者の99%が「ショック」を経験しているという報告もあり、このショックに対する医療者の適切なケアが求められている<sup>13)</sup>。

小澤らは、告知後の精神的ショックの程度と医療者によるサポートすなわち、適切な説明と精神的援助との関係性について、告知当日のショックと告知当日の支援とに正の相関が認められ、立ち直りの時期と告知後2~3日後~1~2週間後にかけての支援とに正の相関が認められた<sup>14)</sup>と

報告している。

2.第3相期間における心理：B氏は、病名告知直後に第3相症状の「順応への努力」を表出している。

B氏は、A氏と同じく、病名と手術について告知された直後に「ショック」を呈しているが、病気よりも手術事態（痛みや傷）や手術方法による再発の可能性、手術により完治するか否かに対する恐怖が大きいことが伺える。検査までの期間においても、これらの心理状態を引きずり抑うつ状態が継続している。

こうした告知後に手術を体験する人々の手術前の心理状態について、癌告知のショックと手術に対する不安や脅威、期待などが交錯しあう複雑で不安定であり、特に癌告知後の手術前は、手術後よりも有意に高く、最も気分や感情の安定さを欠いた状況にあるという報告があり、B氏も同様の心理状態であると考えられる。

一方、B氏は、告知当日に、ショックを感じつつも手遅れになる前に腫瘍が発見でき、幸運だったと安堵し前向きに考えようとする気持ちを表出している。

その要因として、医師からステージⅡと進行が遅く、「たちの悪いものではない」と説明され、手術すれば完治するのではと手術に対する期待をいただきその期待が大きく影響したと考える。

また、B氏は、2回の告知の時も妻と母が同席しており信頼できる人々が身近に存在することが前向きな姿勢に影響したと考える。“入院の前日の日曜日、自宅近く針塚古墳へ息子と散歩に出かけ、その時の心境として、子供といっしょに山々を眺めていると心が洗われる。”と述べ、家族と一緒にいることで、不安な気持ちが少し軽減されていることが推察できる。「手術後に妻が持参してくれた息子からのプレゼントについて、これは魔法の棒で、病気を直してくれる。と真顔で答え、私にとって大事な宝物だ。」と述べており、家族の存在が闘病の支えてなっていることを伺うことができる。

## VII.結論

1.肺癌患者の告知後の心理過程には、病期（治療や

転移の有無）が影響していた。

2.ステージⅣの肺癌患者のほうがステージⅡの肺癌患者よりも、第1相症状の「ショック」「否認」が長期におよんで表出されていた。

3.ステージⅡの肺癌患者のほうがステージⅣの肺癌患者よりも、第1相期間の病名告知直後に第3相症状の「順応の努力」が表出されていた。

## VIII.本研究の限界と課題

本研究で取り上げた肺癌を罹患した患者の闘病記で、告知後の心理過程を経時的に記述しているものは少なく研究対象数が少なくなってしまった。また、A氏の告知後の心理過程については、特に Hollandらのモデルの第2相（告知後1～2週間）の言動が経時的に記述されていないなど、比較検討が難しい部分もあり、一般化はできなかった。

今後は対象数を増やし分析を重ね、肺癌患者の告知後の心理過程をより明確にしていきたいと考えている。また、告知後の心理過程に影響する要因については、病期と共に医療者の告知の方法と告知後の対応および家族の支援について考察を試みたが、今回対象とした闘病記にはそれらが詳細に記述されておらず明確な結論を導き出すことができなかった。

今後、どのように告知をしその後患者をどのように支えていくかは重要課題でありその点についても検討を深めていきたい。

## 引用・参考文献

- 1) 齊藤和好(2005)わが国における癌告知とインフォームド・コンセントの現状、臨床外科、60(9)、1088
- 2) 新見育文(1991)終末期医療における真実告知の法的視点、ターミナルケア 1(1)、45-46
- 3) 山崎恵司他(2002)消化器癌患者の希望に沿うがん告知、日臨外 63、2617-2620
- 4) 久留勝(1969)癌患者にその癌をしらせしむべきか、日本医師会雑誌 62、724-727
- 5) 齊藤和好(2005)わが国における癌告知とインフォームド・コンセントの現状、臨床外科、60(9)、1088
- 6) 保坂隆(2007)サイコオンコロジーの概念と我が国の現状、Nipon Rinsho 65(1)、109-110.

- 7) Massie, M.J. & Holland, J.C (1989) 正常反応と精神障害 (今井暁才・万代慎逸、訳)、サイコオンコロジー第2巻 (河野博臣他、監訳) 東京、メデイサイエンス社、258.
- 8) Massie, M.J. & Holland, J.C (1989) 正常反応と精神障害 (今井暁才・万代慎逸、訳)、サイコオンコロジー第2巻 (河野博臣他、監訳) 東京、メデイサイエンス社、257-258
- 9) 黒江奈央、加田律子、小野博子他 (2005). 癌告知患者の精神的援助の在り方について、鹿児島母性衛生学会誌、第 10 号、10-14.
- 10) 小澤元美、福井小紀子他 (2004) 検診機関における消化器がん患者のがん告知後の精神的状況の変化およびそれらと医師および保健師によるサポートとの関連の検討、東京都立保健科学大学誌、6(4)、268-274.
- 11) 小川道雄編 (2002). 真実を伝え、支えるためのがん告知の手引き、真興交易医書出版 KK 11.
- 12) 黒江奈央、加田律子、小野博子他 (2005). 癌告知患者の精神的援助の在り方について、鹿児島母性衛生学会誌、第 10 号、12
- 13) 小池輝明、寺島雅範、滝沢恒世、赤松秀樹 (1995.6)  
肺癌症例におけるアンケートに基づいた“がん病名”告知、肺癌 35(3)、313.
- 14) 小澤元美、福井小紀子他 (2004) 検診機関における消化器がん患者のがん告知後の精神的状況の変化およびそれらと医師および保健師によるサポートとの関連の検討、東京都立保健科学大学誌、6(4)、270-271.



## パフォーマンス評価の考えを導入したフィジカルアセスメント授業取組の検討

草野 純子 柿原 加代子  
中京学院大学

## Physical Assessment Classes

## based on A Theory of Performance Assessment

JUNKO KUSANO KAYOKO KAKIHARA  
Chukyogakuin University

---

A Physical Assessment Classes is designed on the basis of a theory of performance assessment. It is intended as a means of finding out ways of making more accurate measurements of how far the students have gone to acquire nursing skills. This study examines those main effects which a special program of the course had on the students concerned when it was conducted in April - July, 2014. When performance activities are really so interesting and attractive to students, and when the assessment standards and processes are disclosed, they can have a clear idea of what they need to know on their way to professional practices of nursing care. By critically examining themselves and evaluating one another, they can learn to apply their knowledge and skills in the most proper way that their situation allows. They can learn ways of improving themselves.

---

### 1.はじめに

2008 年の中央教育審議会答申<sup>1)</sup>「学士課程教育の構築に向けて」で高等教育段階で培うことが求められる「学士力」が提示された。特に知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力の育成に、学習の「質」を評価するパフォーマンス評価を活用することが有効ではないかと考えられ大学教育の中での活用の検討がされている。このことは、社会が卒業後の学生に求める能力と関連し、グリフィンら<sup>2)</sup>の著書「21 世紀型スキル」の中にも、2009 年の「21 世紀型スキルの学びと評価プロジェクト (ATC21S)」で検討されている卒業後の学生に必要とされるスキルや、学習環境、評価方法が述べられ、その評価方法の 1 つとしてパフォーマンス評価を重視する傾向があることが述べられている。

こうした教育制度の考え方の変化は看護学教育でも起こってきている。厚生労働省の看護教育の内容

と方法に関する検討会報告書(2014 年)においても、「近年、知識習得から能力獲得へと「学習」の概念が変化している。(中略)これらの能力は、学生の実践において知識・思考・行動の統合を通して発揮されるため、単に学生の知識の保有量で評価できるのではない<sup>3)</sup>と述べられているように、卒業後に必要になる問題解決能力やコミュニケーション能力、技術の実践能力等のスキルに対する適切な評価が求められているといえる。

しかし、現在の看護学教育において「質」を評価するパフォーマンス評価については菅山ら<sup>4)</sup>が行った、東京慈恵会教務主任養成講習会での看護教育評価論演習で、パフォーマンス評価を用いた授業計画、演習を実施した報告のみで、近似学問領域については医学、薬学、音楽、美術などでの研究報告も散見するにとどまっており、いまだに看護学教育での学習評価の多くは、筆記テストなどで知識をどの程度覚えているかなど、知識の保有量による評価が多く行われている。また、授業の取り組みやカリキュラ

ム設計については、授業方略についての研究が多く、スキル等の評価方法の研究がなされていない。

看護学では、知識の保有量だけでなく、コミュニケーションや様々な知識を統合して判断していくようなスキルが必要とされるため、「質」を評価していく必要があると考え、本研究では看護学教育においてパフォーマンス評価という「質」を評価する考えを導入したカリキュラム設計を試みて、学生のスキル習得につながる授業の設計や評価方法、評価内容を明確にしたいと考えている。

## 2. パフォーマンス評価とは

### 2.1 パフォーマンス評価の背景

パフォーマンス評価が取り入れられるようになった背景には、これまで「測定」の概念が強くある中で、「質」の問題が出てきたことによる。

西岡・石井・田中<sup>5)</sup>によると 1980 年代以降、英米で州統一標準テストのような客観テストでは本物の学力は測れないという批判が起こり、パフォーマンス評価が誕生した。これは客観テストの多くが、現実世界と切り離された抽象的な文脈で断片的な知識や技能を問うものであるからで、石井は「交通法規や運転上の留意点をいくら知っていても上手に運転できるかは実際に運転させてみないとわからない。」<sup>6)</sup>と述べているように、リアルな文脈の中で評価を行うという意味が込められている。

また、田中<sup>7)</sup>によると日本では「目標に準拠した評価」が 2001 年に文部科学省により指導要録に採用された。しかし、目標を設定するにあたり、評価しやすいものが目標として優先されやすいなど、あらかじめ設定した目標に即して教育者自身が行う評価では不十分であることや教育者の意図と学生の学ぶこととの間にはズレがあり、この目標からはみ出た部分に豊かな学習の可能性や意図しない影響があるという考えが出てきた。そのため幅広く学生の実態や可能性をとらえる視点を含めた具体的な評価方法の開発がされる中で、1990 年代後半以降「真正の評価」の立場からパフォーマンス評価やポートフォリオ評価法という新たな提案がなされるようになった。

研究でもそうだが、「量的」と「質的」は対照的である。「測定」概念にもとづいて数量などのデータで

表すことができる「量的」なものとは文字や、絵、身体表現など数量などでは表せない「質的」というものは対照的である。

「質的評価」とは、数量より質が重視される評価の総称であり、「文字、絵・図、映像、音声、身体表現」などの形式で質的データが収集・記述され、それらを用いて質的な評価基準の下で学生の学習や教育活動などの質が評価され、表現されるような評価のことをいう。

この「真正の評価」は G. ウィギンズ、J. マクタイは「現実世界における重要な挑戦をシミュレーションしたり模写したりするよう設計されたパフォーマンス課題と活動から構成される評価方法」<sup>8)</sup>と定義している。現実の状況を模写したりシミュレーションしたりしながら評価するもので、例えば音楽の発表会や口頭のプレゼンテーション、芸術の展示など先に述べた量的では表せないものを可視化するための評価として用いられるようになった。パフォーマンス評価は「真正の評価」を行う方法の代表的なものとして取り入れられている。

### 2.2 パフォーマンス評価とは

パフォーマンス評価は学習成果として学生が何を学んだのか(=学習の質)をいかに評価するかが不可欠な要素と考えられるようになり、石川<sup>9)</sup>は 2006 年から旧厚生労働省看護研究研修センター幹部教員養成課程でのガイドラインで提案をするなど看護基礎教育でも活用され始めている。

ダイアン・ハートはパフォーマンス評価は、「生徒の学習にとってもっとも重要な事、すなわちさまざまな現実的な状況や文脈で知識とスキルを使いこなせる能力を評価するためのものです。」<sup>10)</sup>と述べており、学習者のパフォーマンスを引き出し、実力を試す評価課題(パフォーマンス課題)を設計し、それに対する活動のプロセスや成果物を評価する。つまり、現実のリアルな状況からの問題に対して、今まで学習したことを活かして判断し、問題を解決するための行動をどのように行っているかを見ることがので、問題に取り組むための唯一の正しい方法や応答はほとんど存在せず、従来のテストでは扱えない学生の理解力や複雑なスキル、思考を評価

することができる点で実際に必要とされていることを表している「真正」なものといえる。また、課題、プロセス、ポートフォリオなどにおける表現を手掛かりに、学習者が実力を発揮している場面に評価のタイミングや方法を合わせるものでアクティブな評価だといえる。

### 2.3 ルーブリックとは

ルーブリックとは、ダネル・スティーブンス、アントニア・レビによると「ある課題について、できるようになってもらいたい特定の事柄を配置するための道具」<sup>11)</sup> であると述べている。ある課題をいくつかの構成要素に分け、その要素ごとに評価基準を満たすレベルについて詳細に説明したもので、様々な課題の評価に使うことができる。そのため、パフォーマンスの質を評価するためにも用いることができる評価基準のことである。一つ以上の基準とそれについての数値的な尺度、および尺度の中身を説明する記述語からなる。

これはパフォーマンスが文脈の中で表現される複合的なものなので、多くの場合、多次的・多段階的なものになる。つまり、客観テストのような量的なもので表されるものより複雑なのである。

筆記試験のような客観テストは誰が採点しても同一の結果が得られるという意味で客観的だが、パフォーマンス評価では、評価者の主観が入るので、評価者は質を適切に判断するための鑑識眼を求められる。

今まで、質的な内容には主観が入りやすいので「客観性がない」「信頼性がない」などと言われることも多かったが、こうしたことを払拭する方法として、複数の評価者間で評価の一貫性（信頼性）を確保するための調整作業を行い、2 人以上の人間において同意が成り立つことで主観的でありながらも優れているとする「間主観性」を担保する。こうすることで評価としての信頼性や分析性を得て評価可能になるのである。

間主観性や分析性が持てれば、ルーブリックという評価基準でなくても評価は行えるが、ルーブリックの特徴の中には、数値的な尺度を含むため、量的に表現しやすくなることが挙げられる。

このような特徴があるため、ルーブリックを用いることでパフォーマンス評価の標準化を図ることもでき、また標準化に陥らないパフォーマンスの質の評価も行うことが可能なのである。

このルーブリックも現在 ICE ルーブリックという、今までよりもより作成しやすいモデルが開発されてきている。

土持は、ルーブリックの限界をいくつか述べているが、その一つを次のように述べている。

ディボスキー博士によれば、教員が多くの時間を費やしてルーブリックを作成するが、実際に、学生がどこに問題があるかを明らかにできない。なぜなら、ルーブリックは「標準的」なスコアであるからである。（例えば：評価基準では最高レベル A が重要であって、その意義の B、C、D はあまり意味がない。これでは学生がどこに問題があるか把握できない。しかも、評価基準は教員中心のものに過ぎない。<sup>12)</sup>

ICE ルーブリックでは動詞がキーワードになり、動詞で学生の学びを活性化する。この ICE ルーブリックの ICE は I (Ideas) =知識、C (Connections) =つながり、E (Extensions) =応用・発展の頭文字をとって表している。授業で学ぶところの基礎（専門）知識 (I) に加え、それらの知識を関連づけさせ (C)、応用・発展 (E) させるために、具体的な動詞を活用させることが重要になる。

そのため、Sue は「学習の異なるレベルという風に私は言及するのはできるだけ避けるようにしています。というのは、それらの要素というのは、階層的な、上下関係のあるものではないと思っているからです。これは、質的にそれぞれ異なる種類の学習であるという風にむしろ捉えています。」<sup>13)</sup> と述べている。

Sue が ICE ルーブリックモデルを作成するきっかけになったのは、はじめ評価としてブルームの分類（タキソノミー）<sup>14)</sup> を使用していたが、現状と照らし合わせた時に違和感があったからである。

ブルームの分類<sup>15)</sup> は3種の学習領域における多層な分類をさし、認知的レベル（記憶するから創造す

る)、情意的レベル(受け取るから自分のものにする)、精神運動領域的レベル(認識するから創案する)に分け、学習は直線的で階層的に概念化されている。しかし、Sue はこの3つの領域はバラバラに独立して存在しているものではなく、これらの領域が、それぞれに組み合わせたり、あるいは融合、統合した形で起こっているということに気づいたことや、ブルームが想定している、学習というのは階層的に起こる物であり、一つの方向にしか移行しないものであるということが前提となっていることと自分の指導法の現状とあまりに解離していることに気付いて、自分自身の持っている学習の概念により適合するような、新しいモデルを探し始めたことに始まっている。

つまり、同じことを、より回数を増やすとか繰り返すのではなく、I から E になるにつれて、自分たちの知識が増え、スキルが向上し、それが変容していくということが重要になると述べている。また、開発の過程においては、学習、教育の構成主義的な概念と、看護の初心者から達人という概念、それを統合させて作ってきた経緯があると述べていることから、看護学教育で評価として取り入れやすいものだと考える。

### 3.フィジカルアセスメントの授業概要

#### 3.1 フィジカルアセスメントとは

フィジカルアセスメントの授業でパフォーマンス評価を試みようと考えたのは、フィジカルアセスメントが身体を観察し、状態を分析・評価する技術だからである。つまり、全体および各系統別(循環器、呼吸器、頭部、感覚器、腹部、筋・骨格系など)の問診・視診・触診・打診・聴診・計測などの方法を用いて、そこから得られた情報を分析し、身体の異常の有無や状態、日常生活に支障はないのかなどを判断し、ケアに活かしていくというような技術である。実際に使える技術とするには、人体の解剖生理学や病態などの知識のほか、各診察方法や診察して得た情報についての知識、コミュニケーションスキルなど様々な学習を統合し、応用することによって確かな判断となる技術であるといえる。そのため、この技術についてどの程度学生が学べているかを評

価するには、知識の保有量だけではなく、実際に状況に応じた観察を行い分析することができるかを学生に実施させて評価をしていく必要があると考え、これにパフォーマンス評価を適用するのが最適ではないかと考えた。

#### 3.2 新しい授業構成の特徴

学生が状況に応じた観察・評価を行うための基本技術が身に付けられるようにパフォーマンス評価の考えを導入した新しい授業構成を試みた。

授業は2014年4月～7月にかけて、看護学部2年生の学生を対象として、2単位60時間の授業の中で講義、演習の授業形態をとりながら行った。

これまでのフィジカルアセスメントの授業構成として次のような組み立てが多い。各系統別の診察技術について、講義で知識を教授し、演習で問診、視診、打診、聴診、触診の実際の技術を学生同士やモデル人形を使用して行うというものである。最終の評価は筆記試験が60～80%程度、演習のレポート等10%程度、血圧測定の実技試験10～30%程度の総合評価を行うことが多い。

新しいフィジカルアセスメントの授業構成の特徴は、表1にあるように、これまでの各系統別の講義・演習の他に、パフォーマンス課題を所々に設定している。

表1 授業構成とパフォーマンス課題

回	単元	授業構成	パフォーマンス課題
1	導入 問診等	導入・ガイダンス:講義の目的・進め方	ポートフォリオ
2		看護におけるフィジカルアセスメントの意義・目的	
3		健康歴の聴取、体表面の観察	
4～6	バイタルサイン	バイタルサインの測定 演習バイタルサイン測定	
7～10	コミュニケーション	コミュニケーションとロールプレイング演習	ロールプレイング プロセスレコード
11～12	系統別 観察方法	循環器系 演習循環器系のアセスメント	
13～14		呼吸器系 演習呼吸器系のアセスメント	
15～18		脳神経・感覚器系 演習脳神経・感覚器のアセスメント	
19～21		筋・骨格系 演習 筋・骨格系のアセスメント	
22～23		腹部 演習 腹部のアセスメント	
24～25	コミュニケーション	演習 ロールプレイング発表 (コミュニケーション技術)	ロールプレイング プロセスレコード
26～28	総合演習	総合演習 フィジカルアセスメントの実際1	診察技術の実践
29～30		総合演習 フィジカルアセスメントの実際2	↓ 診察技術の実践

初回から終了までを通してポートフォリオの作成を設定した。これは、看護教育では、基礎的な知識ももちろん必要だが、知識を持っているだけでは不十分であり、知識を使いこなしながら、技術を使いケアを提供していかなければならない。患者個々に合わせた対応をしていくには、基礎看護学で学ぶ一般的な事だけでは、患者に合わないこともある。そのため、学んだ基本的な事を踏まえて、リアルな状況での観察技術の内容の選択ができるような思考の訓練ができないかと考えた時に、基礎的な知識をどれだけ自分で積み重ねてきたのかを目に見える形で作成させ、既習の知識の強化を行いつつ学習できるように科目開始から終了までを通してポートフォリオの作成を行うようにした（これに関しては 6 章で説明する）。

また、問診技術の向上のためコミュニケーションの授業・演習を取り入れ、その中にロールプレイング（役割演技）の課題を設定している。また、今までのような血圧測定の実技試験だけでは学生が全身の観察を行うことができるのかわからなかったため、各系統別の診察技術を対象の状態に合わせて使うことができるように実践に即した対応の経験として模擬患者の観察を実際に診察させる総合演習フィジカルアセスメントの実際 1、フィジカルアセスメントの実際 2 を組み込んでいる。詳細については、以下に述べていく。

### 3.3 単元コミュニケーションの授業概要

（表 1 7 回～10 回、24 回～25 回）

#### 3.3.1 授業方法

問診で患者とコミュニケーションをとり、関係を築きながら情報を収集していくことから、コミュニケーションを行う力を強化するために行った。

ここでは患者の気持ちや自分の気持ち、対応方法などの振り返りができるような記録（プロセスレコード）を取り入れたり、グループワークを取り入れ、様々な意見について気づきや学びが深まるように設定した。評価については、演習の記録およびグループ発表での教員および学生の評価を行った。

#### 3.3.2 講義

第 7 回の授業では、「ロールプレイングとは」、「プロセスレコード」、「カンファレンス」などの講義を行った。

授業の合間にコミュニケーション演習を取り入れ、プロセスレコードで自己のコミュニケーションについて振り返りをさせた。

プロセスレコードは対象と自分の会話を振り返り対象の言動、自分の言動、その時に感じたことや考えたことを細かく記述する。このプロセスを通して、自分の言動や思考の特徴、対象の気落ちを汲み取った会話になっているかなどを考察しやすくなる。

プロセスレコードは通常は実際の患者との間でなされた会話を分析していくツールとして用いられている。今回、単元コミュニケーションの最初の授業で取り入れた目的は、最近の学生のコミュニケーションの傾向として、人と対面して話すことが少なくなり、ラインやメールといった表情などが見えない中での文字のみのやり取りが多くなってきたことが挙げられ、対象の表情や雰囲気なども含めた非言語的コミュニケーションから得られる情報の収集の強化を図りたいと考えたためである。

#### 3.3.3 ロールプレイング演習

第 8 回では、ロールプレイングの方法を理解してもらうために教員が演者となって演技を行った。ここでの場面は初めて受け持ち患者を持った看護学生が、患者との間で沈黙になり会話が続き逃げ出してしまう場面と、悲観的な言葉を聞いて対応の方法がわからないという 2 つの場面を設定した。ここから、受け持ち患者との会話の流れや、対応の方法、患者の気持ちを考えさせる目的で行った。演技を見た後、教員が演じた場面における看護学生役や患者役の思いを学生個々にプロセスレコードに記述させ考えさせた。その後、10 グループ、1 グループ 7～8 名で、患者役、看護学生役、観察者の役割としての思いや対応方法をグループで検討させ、意見交換を行った。

ロールプレイングは役割を演じることによってその人の気持ちなどを理解する方法であることから、ロールプレイングだけでも対象とのかかわり方を振り返ることはできる。今回、プロセスレコードをロ

ールプレイングと合わせて取り入れた理由として、プロセスレコードはロールプレイングの記録より、より個人の内面を振り返ることが出来ると考え、自分の感じたことを整理しやすいと考えた。そのため、グループワークを行う時に、今までグループワークの経験やカンファレンスなどの経験も少ない学生が自分の感じたことなどを意見として言えるように、まずは自分の心の動きについて視点を向け、整理させ、グループワークでの意見に反映させる目的でプロセスレコードを取り入れた。

第 9 回・第 10 回でロールプレイングをグループ毎で実演させた。この実演については、2 事例の設定を学生に提示し、この内どちらか 1 事例についての実演を行った。実演での場面設定やシナリオは学生に考えさせた。

2 つの事例設定は糖尿病が悪化し治療および自己コントロールをするための教育入院の事例と大腸がんの末期の事例であり、それぞれ病態や治療などについて調べて患者がどのようなことを感じているのかなどを感じ取る練習として行った。

その結果についてグループ発表を行い、グループ発表の評価は、教員と学生全員で行った。

### 3.4 単元 総合演習 (表 1 26 回～30 回)

#### 3.4.1 授業方法

各系統別で学習した診察技術の統合を図り、リアルな状況下でより実践的な観察を行う体験をさせ、状況に合わせた対応方法を学ぶために、学生に 4 事例の患者を提示し、患者の訴えからどのような観察技術を用いるのかを考えさせるようにした。

グループ単位で学生に観察するところを実演させ、教員および学生全員で評価を行った。

#### 3.4.2 総合演習フィジカルアセスメントの実際 1

フィジカルアセスメントの実際 1 では発表方法について教員が実演して学生に提示した。

実演後、8 グループに分けて各グループで 4 事例の患者について訴えから何を予測して何を観察していくのかをグループワークで検討させ、次の演習時に実演をするための準備をさせた。

例えば、「頭が割れるように痛いんです」という訴

えから、これから何を観察するのか、緊急性などの優先順位なども考慮する必要があることや、何を問診で聞いて、どのような観察技術を用いるのかを検討させた。

4 事例は、循環器系の患者、呼吸器系の患者、脳神経系の患者、腹部の患者である。学生には、前述の患者が症状を訴え、病室に寝かされている状態から始まり、情報として患者の最初の訴えと今の状態を 1 行から 2 行程度で提示した。

#### 3.4.3 総合演習フィジカルアセスメントの実際 2

演習フィジカルアセスメントの実際 2 では、提示した 4 事例の内の 1 つについて患者の観察を行うという実演を学生にさせた。

当日の発表直前まで 4 事例のどの患者になるかわからない。発表形式は、フィジカルアセスメントモデル人形のフィジ子を使用して教員がフィジ子の声を行い学生の質問などに対応しながら発表をすすめる。観察に使用する道具は一式全部を床頭台に置いてあり、学生は必要に応じて自由に選択できるようにした。

看護師役はグループの中で 1 人が代表として実演し、グループメンバーは助言役として不足している技術についての助言を行うようにした。他のグループは観察者として、発表グループの評価を行った。

表 2 フィジカルアセスメントの実際 2 で使用している 評価表

1	患者へのあいさつや説明 適切なタイミングで行われていたか
2	インタビューの実践 (主観的情報の収集方法) 広い質問からフォーカスを絞るように収集しているか
3	フィジカルイグザムの実践 (客観的情報の収集方法) 視診・触診・聴診・打診の 1 つ 1 つの実施方法が適切である
4	視診・触診・聴診・打診の順番や使用した方法などが対象の状態に応じて実施している
5	用いた方法が事例に対して妥当であるか 問診で得た情報からフィジカルイグザムの技術を選択して実施している
6	得られた情報の表現: 大きな声、適切な表現でできている (説明や報告など)
7	イグザムをもとに適切な報告ができているか 表現方法など専門用語で報告ができているか
8	制限時間内の実施 制限時間内 A 8分まで B 9分まで C 10分以上 D
9	結果の記録 単位や表現方法 専門用語で時間、部位名、状態などが記載できる
10	その他 (特記事項) グループで協力して行っている。(相談や助言など、発表に参加している)

評価基準：とてもいいと思う=A まあ、いい方だと思う=B あまりよくない=C 全然、よくない=D

評価表として、表 2 を用いた。評価内容についてはルーブリック形式にはしていないが、複数の教員で検討を行い作成した。

### 3.5 ポートフォリオについて

ポートフォリオは自分の成長したい方向へ向かうためにはどのようなことをしたらよいか考え、その足跡を 1 つのファイルに綴じていき、最終的に自分の立てた目標を達成できたかを自己評価して、次の課題へと向かうための成長日記のようなものである。

学生には、第 1 回目の講義でポートフォリオ作成についての説明を行い、ポートフォリオの評価基準をルーブリック形式で提示し、その後作成してもらった。(表 3)

表 3 ポートフォリオ評価基準

綴じる中身	
①	ビジョンとゴール：何のために、何をやり遂げたいのか（具体的な目標）（別紙配布）
②	手引き、授業計画、授業の配布資料、手順、ミニテストなど授業に関するもの全てを綴じる。
③	自己学習ノート（解剖生理学、病態生理、疾病治療学、フィジカル関連など情報を分析するために自分で学習したもの）
④	自己の成長記録
⑤	その他自分が必要だと思うもの
評価基準（30点満点）	
0点	提出期限が遅れる。提出しない。
5点	自己学習、ビジョン、自己成長記録が書かれていない。あるいは、ない。
10点	ただ綴じただけで、整理されていない。自己学習もほとんどない。
15点	インデックスはついているが、内容が整理されておらず、自己学習もただコピーしただけなど。
20点	必要な資料は全部そろっており、インデックスが付けられ内容が整理されている。自己学習が丁寧に行われている。
30点	ビジョン、ゴール、自己成長記録がしっかり書かれ、自己学習が出来ている。見やすい、わかりやすい、創意工夫があり、後の学習で活用できる内容である。

フィジカルアセスメントは観察技術の知識だけではなく、得た情報の分析・評価を行うために他の科目の知識も必要とする総合的な科目のため、1 回の筆記試験でこうした分析・評価をする力を評価できているのか、また、1 つの技術の実技試験だけでこ

うした複合的なものを評価できるのかを考えた時に、不十分だと感じた。そのため、幅広い学習をどの程度行っているのかという質的内容やリアルな状況設定で実演したものを評価することで、学生の複合的な学びを評価できると考えた。そこで、ルーブリックの考えを取り入れて、学生の成果物（作品）の評価を行うことを試みた。

また、「フィジカルアセスメントを学習したら、どんな自分になっていきたいですか？（目指すゴール）」「ゴールに向かってどんなことを学び、どんな行動をしていきたいですか？」ということを学生に記載させた。

講義・演習の資料や自己学習で作成した資料など自分の学習成果をファイルに綴じながら記録に残していき、振り返った時に何を行ってきたかがわかるようにした。

最終提出前に自己の目標到達度を振り返り「自分が目指す目標に到達できたか？何がどのようにどのくらいできたのか？」「フィジカルを学んでみての学び、気づきなど」を記載させ、自己評価をしてもらうようにした。

## 4. 各授業取組についての結果および考察

### 4.1 単元コミュニケーションについて

まずプロセスレコードを行って見ての学生の反応では「自分はこんな返事しかしていない」「きちんと向き合っていないくて適当に返事してる」などの意見が聞かれ、自分の会話の傾向についての発言が聞かれた。

また、ロールプレイングを行い、その後の意見交換の反応では、一部の学生の意見に、「様々な考えがあることが分かった」「あんな対応方法もあるのか」など他者との考えや対応方法の違いがあること、「見ているその距離ではまずいでしょ」「もっと患者さんの話を聞いて」などよくない対応方法なども学べていた。さらに、「グループの一部の人が協力してくれないんです」や「皆で集まって力を込めて作成しました」など、グループでの作業についての意見も聞かれた。

ロールプレイングというパフォーマンス課題を行うことで、学生が自分の会話の傾向について知るこ



とができ、自分とは違う対応方法を学ぶことができた。また、グループメンバーと協力しながら行わなければならない良い発表はできないため、チームで協働する必要性の気づきがあることが分かった。その他に学生自身の気づきだけではなく、教員も学生の会話の傾向や対応方法の傾向、考え方の傾向もつかみやすいことが分かった。

#### 4.2 単元 総合演習(演習 フィジカルアセスメントの実際1、フィジカルアセスメントの実際2)

実際に行ってみて、以前はバイタルサイン(体温、脈拍、血圧、呼吸、意識レベル)を測定するだけで終わっていた部分が、他に必要な診察をしようとする態度がみられた。これだけでも、学生の中にバイタルサイン測定の他に関連する観察をしなくてはならないという意識づけができたと考えられる。

問診では、緊張して患者役に聞くことを忘れてしまう学生もいた。また、咳込んでいる患者に問診を何分も行ったり、「胸が苦しい」と訴えていても、「ご家族は何人ですか?」と問診を続け、緊急性を判断することが抜けていたり、授業で学習した診察の順番で行うことを行い、対象の状況に合わせた診察が出来ていないグループもあった。

これらのことも、実際に実践してみることで、対象に聴く内容の優先順位があることや、例えばカルテなどの他の媒体から分かる内容かどうか判断する必要があるという学びにつながった。

また、爪の角度について自分で視診を行えばわかることでも患者に質問をする、聴診する部位が違う、診察する時の対象に合わせた姿勢や体位をとっていないなど不適切な方法をとるグループもあった。

その一方で、患者の訴えから、配慮するような声掛けを行いながら、適切な診察を行うグループもあった。

発表を見た学生から「そうやればいいのか」「あのグループの方法はいいな」などの意見もあり、ここから実際の診察方法の流れや情報のつながり、観察方法の選択、声掛けなど実践でどのように行うのかに気付いていた。

また、「自分はできていると思っていたけど、全然足りない」「もっと勉強しなければ」など自分の課題

を見つけている学生もいた。

実施してみてもの反応から、各系統の技術演習で、1つ1つの診察技術について実践してみることはできても、各診察技術を状況に合わせてどのタイミングでどの方法を選択して行うのかということまではわからない。この総合演習のようにリアルな状況で実践してみることで、はじめて自分の知識としての理解度や技術として実施できるレベルに達しているのかを知る機会や学びになっていた。

また、その方法で行う根拠や目的の知識が不足していることや、優先順位の判断など学生がどこで、つまづいているのかがわかりやすいと感じた。

ただ、モデル人形を使用し、声だけ教員が行っていたので、聴診部位がわかりにくく、モデル人形の顔を見ずに声のする方に顔を向けて実施していたので、パフォーマンスとしては評価しにくい部分もあった。またその情景を見て笑ってしまう学生もおり、一時パフォーマンスが中断されることもあった。そのため、人間の患者役でできるとさらに実践に近い状態になると考える。

グループの評価表については、評価したい項目は出ているが、レベル内容を読み取れる形で作成をしていないため、明らかに違う行動をしている場合以外は4段階中A、Bの良い評価を付ける学生が多かったため、基準が曖昧であると感じた。

#### 4.3 ポートフォリオについて

実際に提出されたものの中には、細かく勉強をしている学生もいれば、授業の資料を綴じるだけの学生もいた。この両学生の間には明らかに試験等の成績も開きが出てくると感じたことや、後の実習においても事前学習としての量に差ができてくるため、実習での学びにも差が出てくるのではないかと考えた。

また、看護学の学習は高校までの学習方法では難しい面もあり、学生が「どのように勉強すればいいのかわからない」という声をよく聞くが、ポートフォリオを行ってみて「まとめるのは大変だけど、資料を見直しやすい」や「なんとなくまとめるようになった」や「ほかの科目でもまとめるようになった」などの意見も聞かれた。これらの事から学習方法で

の悩みを少しでも解消する方法として、自分なりの勉強方法を身につけることや、膨大な情報量を効率よく整理する方法として活用できると考える。

実際にこの授業以後、他の科目でも自分でノートを作成したりして、自ら勉強をするようになった学生もいる。また、これらの学生の影響を受けて、下級生がポートフォリオ方式を取り入れて勉強をするなどの良い影響もあることがわかった。

その他に、この授業終了後の病院実習でポートフォリオを用いて観察方法の確認を行う学生もいた。これらのことからポートフォリオは学生が復習を行うのと同時に実習での活用というメリットもあると考えた。

学生がポートフォリオを作成する際に、「どのように作ると点数が高くなるのか」「コピーを挿んでもいいのか」「解剖学や生理学の他にはどんなことを勉強すればいいのか」などの質問が多くあった。

また、見直しをする学生が「どこが足りないでしょうか」と質問してきたので、評価基準があることを再度伝えたところ、自分から学習するところを見出して行動する場面も見られた。

今回使用したポートフォリオの評価基準について、到達点がまだ明確に表現されていない部分があった。そのため学生の質問が多くあったと考えられたため今後の検討が必要である。

#### 4.4 パフォーマンス評価の考えを取り入れた授業取組を実施してみた

この授業の後に学生は基礎看護学実習Ⅱ（初めて受け持ち患者をもち看護計画を立てて、援助を行う実習）に行っている。ここではアンケート等はとっていないが、担当した教員等の話を聞くと、「扉の前で立ち尽くすような学生が減った」「コミュニケーションはよくとっていた」などの声が聴かれた。実習における学生の第一関門は臨床の場で緊張や自分の年代と違う患者と初めて接するため、会話に戸惑うことが多く、上手くコミュニケーションが行えないということが挙げられる。守田<sup>16)</sup>は実習前の学内でのロールプレイング演習を行うことで患者とのコミュニケーションを行う時の戸惑いや緊張を軽減できると述べている。実際、一部の教員からの話ではあ

るが、戸惑う学生が減少したように考えるため、実習前にパフォーマンス課題を用いた演習を行うことは、初めて患者を受け持つような学生に対しては有効な方法だと考える。このように、学習は1つの科目が終了した後も継続して積み上げられていくことがわかった。

## 5. 考察

### 5.1 パフォーマンス評価について

フィジカルアセスメントの授業では以前から次の事を感じていた。①各部位の観察技術に陥りがちで1つの部位に集中してしまい他の情報を観察することができない、②観察の流れがわからず不適切な方法で観察を行う、③医師のような病名診断をしようとする、④正常なのか異常なのかだけで終了する学生が多い。なぜこのようになるのかを考えた時に、思考過程において各観察方法でわかることやその情報が表す意味を学習して知識として持っていて知識と知識がつながっていないために起こるのではないかとと思われることが多かった。例えば体温を測定して高い場合に、「体温が基準値より高いので異常である」という判断だけで終わり、なぜ高いのかを考え他の観察を行い情報を収集する行動には至らない。高くなる原因の知識と高いのが異常だという知識がつながっていれば、その状況に陥っている要因がもっと明確になるところであるが、こうした思考過程における知識の双方向性を持たせることは授業の中では難しい現状があった。

しかし、パフォーマンス評価を導入して学生の反応や行動に「見ていて簡単にできると思っていたけど難しい」「やってみると頭が真っ白になった」など「知る」と「使える」の違いを体験して今までと違う反応や行動がみられるようになった。

石川<sup>17)</sup>は、パフォーマンス評価の特徴に構成主義的学習観があることを述べている。これは新たに学んだ知識がそれまでの知識構造を変質させながら、学習が進行するというものである。こうした変化を起させるためには学習者自身に自分がどう知識を再構成しているのかをモニタリングする力を身に付けさせることが「理解」を深めるうえで必要不可欠になる。また構成主義的学習観に基づく授業設計では、

「基礎から応用へ」と進むのではなく「応用しながら基礎を織り込む」という従来とは逆向きの授業を構想することもできると述べている。つまり「基礎から応用」「応用から基礎」という双方向性を持たせることができるということである。

今回フィジカルアセスメントの授業構成の初めの段階でコミュニケーションの演習を取り入れたことにより、自分の傾向についての発言があったことや他者の行動を見ることで既習知識を振り返り、自分をモニタリングする方法を知る機会になっていたと考えられる。このモニタリングする方法を次の総合演習でも実施することで、学生の反応の変化が見られ、石川が述べているような新たに学んだ知識がそれまでの知識に何らかの変化をもたらしているから現れている反応だとも考えられる。

これらの反応がなぜ起こるのかを考えると、従来の問題解決型授業との違いにあり、問題解決型授業が、知識を作り出すことや多様な考え方の交流に重きが置かれていることに対し、パフォーマンス評価は知識・技術を使う活動をより重視している点にある。

一般的に技術は「記述や表現や伝達」を意図することができる、すなわち他者に伝えることができるが、技能は人に備わっていて直接見ることができないものであり、ベテランが行うような行動は経験で築き上げたものといわれている。初心者である学生は診察方法などテキストに記述してある通りに行おうとするが、正確に素早く状況に応じて行うということは難しい。なぜなら、ベテランでは同じ部位を見ても得る情報量が違い、経験を積むことで知識の双方向性がでて幅広い視点と正確な状況判断を生み出すからである。つまり診察方法は経験を積みなければ難しい技術だということである。そのため、パフォーマンス課題を行うことで、演習では1つ1つの観察方法の手順を確認するだけにとどまっているものを、実際に近い状況に置かれるという経験をさせることによって学生の知識や技術に変化を与える機会になっているのだと考える。

## 5.2 パフォーマンス課題および評価について

次にパフォーマンス課題および評価について考え

ていく。

パフォーマンス課題によって様々な学生の学びや学力をパフォーマンスへと可視化し、パフォーマンスから学力を解釈する。こうした観点から個々の学生が基礎を振り返りながら再構成をするきっかけになるようなパフォーマンス課題の設定は、パフォーマンス評価を行う上で重要な部分となる。

パフォーマンス課題の要件として石川は「①真実味のある現実の場面で、そこから思考プロセスを表現できる。②多様な表現方法がある。③複数の解法がある。であり、知識や技能を使い考えなければならず、自然と場面に引き込まれ、思わず考え込んでしまうような課題にすると効果的である。」<sup>18)</sup>と述べている。今回の各演習で用いたパフォーマンス課題としての事例は、学生の反応や行動変化が促せたという点から石川の述べている要件の①②③を満たしており、適切であったといえ、石川の述べているような要件がパフォーマンス課題には必要だということが示唆された。

しかし、評価表については、学生に提示することは行ったが、学生にとって段階的に学習の方向性を理解でき、自己学習能力の向上という点で有効になったとはいえない。なぜなら、学生がパフォーマンスを行って振り返りを行い、「そうなのか」や「こんな方法もあるのか」と気付けた部分もあるが、良い評価を付ける学生やどんなことができると良いのかと質問してくる学生もいたことから、自分自身をモニタリングできるような評価内容になっていなかったことが考えられる。

安原らはルーブリックを作成する時に表現を具体的な行動を示す記述とし、学生の視点でも何を行えばよいのか具体的に想像しやすい記述にしたところ、「学生の中にはルーブリックの記述語が表すパフォーマンスを意識したふるまいがみられ、意欲のある学生には具体的な目標を立て易くなったと思われる。」<sup>19)</sup>と述べている。つまり評価基準を自分自身をモニタリングできるような行動レベルで記述した具体的な評価基準の設定にしていけば学生は行動のイメージができ学習の方向性が持てるようになり、学習のポイントを得やすく、知識・技術を使う活動が向上していくとことが示唆された。

その他にパフォーマンスの発表において、今回はモデル人形を使用して、声だけ教員が行ったことで、その情景をみて笑ってしまう学生がいたこともあり、パフォーマンスが一時中断されてリアル感が減少していたことも学生の学習に影響を及ぼしていることが考えられた。学生の学習をより実践に近いものにするには、やはり人形ではなく人間を相手にするなどの工夫を行い、環境を整える必要があると考えられた。

最近、一般の人に模擬患者を行ってもらおうという模擬患者を使用した OSCE を導入している教育機関も多くなってきている。医学部の診察技術の試験で 6 領域について診察をしていく方法を導入している大学もあった。より実践に近い状況を作り、技術を実施する工夫として取り入れられていることを考えると、医師の診察技術とこのフィジカルアセスメントの技術は似ていることから学生のパフォーマンスを妨げることがなく、より表現しやすいような環境を整える必要があると考えた。

### 5.3 ポートフォリオについて

次に、ポートフォリオについて考えていく。

ポートフォリオは、自分が見やすいように作成していくため、学んだことの整理がしやすくなった学生や自分なりの学習方法を見出している学生など学生の行動の変化がみられた。

西岡<sup>20)</sup>はポートフォリオが教育の世界で評価方法として活用されるようになってきた理由として、3つ挙げている。

1 つ目は学習過程に対する評価への注目である。これは学習者に対して過程の部分が大事であるというメッセージを伝えることになる。

2 つ目は学習の自律性の回復である。教師からの評価を受けることに慣れると、教師からの評価のために学習を行う学習観が生じてくる。自分の学習過程をポートフォリオの形にひとまとめにして自ら管理することにより、学習が自分のものであるという感覚を取り戻すのである。

3 つ目は学習に対するメタ認知の重要性である。学習の効果を上げるためには、学習者自身が自らの学び方を意識して調整していくことの重要性が認識

されるようになる、メタ認知を促すのである。

今回ポートフォリオを行ったことでの学生の変化は西岡が述べているような自律性の回復の 1 つの現象だといえる。また、学生が主体的に学習を行うという学士教育で上げられている学士力を培う方法として有効な方法であることが示唆された。

しかし、教員からの評価を気にする学生がいたり、評価基準を見ていない学生もいたことから学生の自律性の回復や学習に対するメタ認知などへの効果はまだ浸透していないといえるため、ポートフォリオの導入にはまだ改善の余地があると思われる。

今後の改善点として、具体的な計画表を立てさせることを取り入れていく事や、ポートフォリオを最終提出で見えるのではなく、途中で見せてもらうようにしていき、学生と学習について語る事で個人個人の学習ポイントの不足や他者に見せる事でモチベーションの向上につながっていく事も考えられるため、検討していきたい。

また、資料を綴じるだけの学生に対して、ポートフォリオの意義や作成方法をよりわかりやすく説明する、良くできているポートフォリオ例の提示をすることも検討していきたい。

特に自己学習の内容について「程度」、「内容」という部分のルーブリックの作成をしたいと考えている。

## 6.おわりに

フィジカルアセスメントでパフォーマンス評価の考えを導入して授業構成を考えパフォーマンス課題を設定し、評価を行いながら学生の反応をみてきた。

パフォーマンス評価の効果は、筆記試験などの知識面だけでは捉えられない、自分の今の技術レベルを知る事ができることや、学習方法を見つける、コミュニケーションについての不安が減少する、学習の整理ができるなどが考えられた。これらのことは、パフォーマンス課題を行うことで、学生が経験を経て 1 つ 1 つの知識や技術の間をつなげるスキルを得られるからで、今までの、模倣してただテキストを読んで覚えるというような「知る」レベルから「使える」レベル（適用・応用）にまでなる方向性に気

づかせてくれることがわかった。また、思考過程を深めることができる方法だとわかった。

パフォーマンス評価で重要になるパフォーマンス課題の設定などは学生を刺激するような課題にする必要があるが、今回の課題設定は学生を刺激するような課題となっていたことがわかった。

しかし、評価基準について具体的な行動の記述で記載し、学生がポイントをつかみやすい内容にすることが必要であることが分かった。適切な評価基準の作成は、学生が実践場面で知識や技術を適用することが出来るようにするために、具体的な記述で提示できるようにし、そのために何が必要かを考え、緻密なパフォーマンス課題を設定し、評価も教員からの一方向性ではなく、学生自身が自分で評価を行い、教員との双方向で評価を行えるようなパフォーマンス評価にしていきたいと考えている。

この科目だけでは、学生が使えるレベルにまで達することは難しいと考えるが、パフォーマンス評価は先に述べてきたような、その後の学生の自律性や自分で学習を管理し、成長が期待できるため、この科目が終了した時点で使えるレベルの手前だとしても、実践に向けての入り口に気づかせるような機会になり、その後使えるレベルになるという期待がもてる方法だとも考える。

今回の研究では一部の学生の反応や気づきなどをもとに授業の成果を考察するに留まったが、今後は授業の全受講者を対象とした客観的データを基に検証を重ねていきたい。

#### 【引用・参考文献】

- 1) 中央教育審議会、「学士課程教育の構築に向けて」答申、2008.
- 2) P. グリフィン、B. マクギー、E. ケア編、21 世紀型スキル 学びと評価の新たなかたち、北大路書房、2015.
- 3) 厚生労働省、看護基礎教育の内容と方法に関する検討会報告書、p13、平成 23 年 2 月 28 日.
- 4) 菅山明子、実原美和、谷川香代、河村恵里子、「わかる」から「使える」技術へのスムーズな移行を目指した技術評価、看護教育 2014AUG.Vol.55No8,p698-704.2014.
- 5) 西岡加名恵、石井英真、田中耕治編、新しい教育評価入門一人を育てる評価のために、有斐閣、p2-22、2015.
- 6) 石井英真、活用する力を評価するパフォーマンス評価、看護教育

2014AUG.Vol.55 No.8,p684.2014.

- 7) 西岡加名恵、石井英真、田中耕治編、新しい教育評価入門一人を育てる評価のために、有斐閣、p249-251、2015.
- 8) G. ウィギンズ、J. マクタイ著、西岡加名恵訳、理解をもたらすカリキュラム設計—「逆向き設計」の理論と方法、(株)日本標準、p396-397、2015.
- 9) 石川倫子、看護教育におけるパフォーマンス評価、看護教育 2014 AUG.Vol.55 No.8,p694.2014.
- 10) ダイアン・ハート著、田中耕治監訳、パフォーマンス評価入門—「真正の評価」論からの提案—、ミネルヴァ書房、p54、2014.
- 11) ダネル・スティーブンス、アントニア・レビ著井上敏憲、侯野秀典訳、大学教員の為のルーブリック評価入門、多摩川大学出版部、p2、2015.
- 12) 土持ゲリー法一、ルーブリックから ICE ルーブリックへ：批判的思考力の育成、日本私立看護系大学協会「大学における教育に関する事業」、日本私立看護系大学協会、p92 スライド 18、2015.
- 13) Sue Fostaty Young、ICE モデル：看護・医療系大学のためのルーブリックの設計、日本私立看護系大学協会「大学における教育に関する事業」、日本私立看護系大学協会、p108、2015.
- 14) 梶田叡一、教育評価(第 2 版補訂版)、有斐閣、p127-157、2003.
- 15) B.S.ブルーム他著、渋谷憲一他訳、学習評価ハンドブック〈上・下〉、第一法規、1985.
- 16) 守田恵理子、竹谷英子、樺野香苗、中村恵子、草野純子(旧姓苑田)、佐藤政枝：基礎看護学実習における学内実習の導入と学生の反応、愛知県看護教育研究会発表、2007.
- 17) 石川倫子、看護教育におけるパフォーマンス評価、看護教育 2014 AUG.Vol.55 No.8,p694.2014.
- 18) 石川倫子、看護教育におけるパフォーマンス評価、看護教育 2014 AUG.Vol.55 No.8,p694.2014.
- 19) 安原智久、曾根知道、河野武幸、荻田喜代一、パフォーマンス評価を施行した修正版グラウンディッド・セオリー・アプローチによる卒業研究の概念抽出と Rubric 作成、薬学雑誌 Vol.135 No1.p99-105、p104、2015.
- 20) 西岡加名恵、石井英真、田中耕治編、新しい教育評価入門一人を育てる評価のために、有斐閣、p140、2015.

## J. S. バッハ教会カンタータの背景にある 日曜礼拝とカトリシズム

—G. シュティラー『バッハとライプツィヒの教会生活』（1982 年）からの考察—

池島 与是夫

日本大学大学院総合社会情報研究科

## The Sunday Services and Catholicism underlying J. S. Bach's Church Cantatas

—Stiller, G. *Johann Sebastian Bach and Liturgical Life in Leipzig* (1982) —

IKEJIMA Yozefu

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

---

In this paper I focused on Johann Sebastian Bach's Sunday services, Church Cantatas, and Catholicism in Leipzig in the 18<sup>th</sup> Century. First of all, I tried to examine the handwritten worship notes by Johann Christoph Rost, sexton at St. Thomas in Leipzig. Secondly, I treated of Bach's Church Cantatas which were composed in the Leipzig era from 1723 to 1748 and I also investigated basic characteristics of Bach's Church Cantatas in the 1720s BWV1, 1730s BWV51, and 1740s BWV69. Thirdly, I briefly touched on Catholicism as the subject of universal. And the reason I used Günther Stiller's "*Johann Sebastian Bach and Liturgical Life in Leipzig*" (1982) is because this book includes concrete and credible expositions.

---

### 1.はじめに

本論文の「目的」は、ギュンター・シュティラー (Günther Stiler, 1934-?) の著作『バッハ叢書7 バッハとライプツィヒの教会生活』（1982 年）を主に取り上げ、それを基に、18 世紀のバッハ (Johann Sebastian Bach, 1685-1750) 当時のライプツィヒに於けるルター派教会 (ドイツ福音主義教会 *Evangelisch-Lutherische kirchen*) の日曜礼拝の状況を紹介しつつ、バッハの教会カンタータ (Kirchenkantate, Church Cantatas) と日曜礼拝との関わり合い、そして、カトリシズムの伝統と影響についても具体的に、明示することにある。

また、筆者はルター派の礼拝とローマ・カトリック教会のミサ典礼 (Missa)<sup>1)</sup>、ミサ通常式文 (Ordinarium Missae) とミサ固有式文 (Proprium Missae) ならびに聖務日課 (Divine Office)<sup>2)</sup> など、双方の側面からもバッハの教会カンタータを論ずることが、必要不可欠であると捉えている。なぜなら、バッハの教会カンタータは、ルター派教会の礼拝もしくは礼

拝式文に組み込まれ、日曜日や祝日の礼拝に演奏されているからである。そのことにより、教会と礼拝とバッハ音楽の三つが一体となり、教会に参集する牧師や信者たちに、信仰的に、かつ有効に福音を宣べ伝えていたのである。そして、その背景には伝統的なカトリック教会のミサ典礼の影響、つまり、カトリシズムの影響が横たわっているのではないかと考えている。そして、従来からのバッハ先行研究の主眼であった、作曲技法の研究を始め、歌詞やコーラルの解釈、そして自筆譜等の筆跡鑑定ならびにカンタータの成立年代測定の研究等を持ってして、バッハの教会カンタータを語るのは不十分であると判断している。さらに、神学的分野からのアプローチといえ、従来の先行研究は、一向に、ルター派教会神学の枠から超えていないのである。したがって、筆者はルター派教会のみならず、ローマ・カトリック教会の神学の側面からもバッハの教会カンタータを論ずることが不可欠であると考えている。

そのため、次の2点を中心に論じたい。第一に、

シュティラーの著作『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』(1982 年)の中で述べられているライプツィヒの聖トーマス教会管理係ロストの礼拝記録をいくつか取り上げて紹介し、論述する。二つ目として、ライプツィヒ時代のバッハが 1723 年から 1748 年にかけて創作し上演された、それぞれの年代の代表的な教会カンタータ、1720 年代のカンタータ《輝く曙の明星のいと美わしきかな *Wie schön leuchtet der Morgenstern*》BWV1、1730 年代のカンタータ《全地よ、神にむかいて歓呼せよ *Jauchzet Gott in allen Landen!*》BWV51、そして 1740 年代のカンタータ《わが魂よ、主を頌めまつれ *Lobe den Herrn, meine Seele*》BWV69 を順に取り上げ、それらのカンタータの特質について考察し、ライプツィヒ時代の教会カンタータの特徴を提示する。それらに加えて、“共にささげる礼拝—交わりと一致—カトリシズム(普遍的)”をテーマに、礼拝についても簡単に触れるものである。

## 2. シュティラーによる 18 世紀ライプツィヒの礼拝生活への眼差し<sup>3)</sup>

### 2.1 ヨーハン・クリストフ・ロストの礼拝記録<sup>4)</sup>

具体的に、そして初めに、バッハ時代の、ライプツィヒにおける礼拝生活とはどのようなものであったのだろうか、詳細に紹介する必要がある。ライプツィヒ時代におけるバッハが深く関わった日曜日と祝祭日ごとの、それぞれの礼拝や祈祷会等については、トーマス教会の管理係を務めたヨーハン・クリストフ・ロスト(Johann Christoph Rost, ?-1739)の記録が詳しく伝えている<sup>5)</sup>。シュティラー(1982)は、ロストの記録について以下のように紹介している<sup>6)</sup>。

「トーマス教会管理係ヨーハン・クリストフ・ロストの手記は、とくに貴重な資料と考えてよい。大学で神学を修めた人物でもあったこのロストについて私たちが知っているのは、1716 年から 1739 年まで、つまりヨーハン・ゼバスティアン・バッハがトーマス・カントル職に在った大部分の期間にわたって、この人が教会管理係を務めたという事実である<sup>7)</sup>。」

教会管理係ロストの業績は、日曜日と祝祭日ごと

のそれぞれの礼拝や祈祷会、それに伴う典礼上の多くの詳しい記録をまとめ、これを在職中、絶え間なく補足していったことにある。そして、彼の記録はその後、ロストの後任者たちによって絶え間なく続けられていた。ロストの報告例のいくつかを挙げるとすれば、例えば、教会暦 1 周年の中で、重要視された祝日、顕現節やマリア潔めの祝日(2月2日)、マリアへの告知の祝日(3月25日)、昇天節、三位一体節、バプテスマのヨハネ記念日(6月24日)、マリアの(エリサベツ)訪問の祝日(7月2日)、そして大天使ミカエル記念日(9月29日)などが、祝祭日の特徴的行事として採用され、ラテン語の序誦(Praefation)、つまり、感謝の祈りの導入部分が、主要礼拝において執り行われていることを彼は記録している(Ro, 3; 15; 32; 35)。また、ロストは先に挙げた全ての祝日には、必ずその前日に祝祭用の全ての鐘を鳴らして告知し、この鐘に続いて行われる晩課礼拝をもって導入されたことも伝えている<sup>8)</sup>。

さらに、ロストの記録によれば、教会暦の時節に従ってそれぞれのミサ式服の着用が行われたことが判明している。例えば、聖木曜日には「礼拝司式者は緑のミサ用式服を着用した」(Ro, 21)とあり、また、聖金曜日には「礼拝司式者はこの日に黒のミサ用式服を着用する」(Ro, 23)と、ロストは具体的に報告している<sup>9)</sup>。なお、ミサ用式服の着用というのは、明らかにローマ・カトリック教会伝統のミサ聖祭におけるミサ式服の影響がある。

そして、ロストの記録に加えて、シュティラー自身が 1963 年、ライプツィヒ市史博物館が所有しているのを確認した『ライプツィヒ教会礼拝歳時記』(Leipziger Kirchen-Andachten, herausgegeben von Johann Friedrich Leibniz, Leipzig 1694)や『ライプツィヒ教会便覧』(Leipziger Kirchen-Staat, Leipzig 1710)などの資料が、18 世紀当時の、伝統的ライプツィヒでの礼拝生活を、今日に至るまで詳細に伝えているのである<sup>10)</sup>。

### 2.2 『礼拝式規定書』(1540 年、1647 年、1712 年)

また、1540 年、ザクセン選帝侯国において発布された『礼拝式規定書』(Agenda, 1540)は、種々の礼拝や祈祷会の典礼形態を基本的に、明確に規定する重要なものといわれ、1712 年版発行の『礼拝式規定書』



(Agenda, Leipzig 1712)は、バッハがトーマス・カントル在職中に使用されていたものである<sup>11)</sup>。つまり、1712年版の『礼拝式規定書』には、各日曜日と祝祭日ごとにいろいろと異なる礼拝式及び週日における祈祷会をどのように実施すればよいのか、礼拝の規定や推奨される事項が記載されているのである。さらに、典礼の執行者(Liurg)や朗読者(Lektor)の歌うべき箇所、節に至るまで、以前に発行の、1647年版の『礼拝式規定書』に明記されたまま、バッハ時代、その後の1771年に至るまで変更されずに記載され、継承しているのである<sup>12)</sup>。

### 2.3 『新撰ライプツィヒ讃美歌集』(1682年)

特に、バッハ時代の礼拝における音楽面での重要な素材は、1682年、ライプツィヒの聖ニコライ教会のカントルであった、ゴットフリート・ヴォペリウス(Gottfried Vopelius, 1635-1715)によって編集・刊行された『新撰ライプツィヒ讃美歌集』(Neu Leipziger Gesangbuch des Gottfried Vopelius, Leipzig 1682)といわれている<sup>13)</sup>。『新撰ライプツィヒ讃美歌集』には、415の教会歌と4声から6声までの多くの合唱曲が収められている。それは教会合唱隊による教会音楽の演奏用を目的として編纂されたもので、宗教改革期とそれに続く時期に創作された、伝統的プロテスタンティズムの核心を示す古い教会歌であった、とシュティラー(1982)は説明している。なお、この讃美歌集には、1726年10月6日、三位一体節後第16日曜日のためのカンタータ《たれぞ知らん、わが終わりの近づけを Wer weiß, wie nahe mir mein Ende!》BWV27の基となる讃美歌が所収されている。

それらに加えて、バッハとの関連性からドレスデン(Dresden)の讃美歌にも十分注視することが重要で、彼が推測するに、1728年ドレスデンとライプツィヒで同時に出版された『特許・正規増補版ドレスデン讃美歌集』(Privilegirte Ordentliche und Vermehrte Dreßdnische Gesang-Buch)であろうと見解を述べている<sup>14)</sup>。

### 2.4 ナーゲルのルター派正統主義時代への視点

ナーゲル(William Nagel) (1998)は著書『キリスト教礼拝史』<sup>15)</sup>の「ルター派正統主義の時代」という項目の中で、「宗教改革時代の終わりから18世紀

にまでおよぶルター派教会の正統主義時代は、実りの乏しい神学上の空論と法的強制と霊的な荒廃とにいまだによく結びつけられる。」と述べ<sup>16)</sup>、18世紀に擡頭してきた敬虔主義と啓蒙主義思想の影響による典礼伝統の弱体化を端的に指摘している<sup>17)</sup>。しかしその一方で、ルター派正統主義時代は、三十年戦争によって破壊されたあらゆるものを再び立て直すという目標を掲げ、教会が積極的に、典礼や礼拝に取り組む時代でもあった、ということを経験している。そして一つの具体例として、「教会歌」が最盛期を迎えていた時代であったことを述べている<sup>18)</sup>。また、ナーゲル(1998)はルター派による教会音楽の貢献を物語る例として、バッハの教会音楽を紹介し、彼は「J. S. バッハはドイツ福音主義教会音楽の最初の隆盛期の頂上に位置し、同時にまたその最後でもある。」と語り<sup>19)</sup>、そして言葉を続け「そもそもバッハの教会音楽の職務上でのさまざまな争いは、多くが礼拝生活の衰退現象と関係がある。」とも述べ<sup>20)</sup>、バッハのライプツィヒ時代における礼拝生活の状況を明らかにしている。その点について、シュティラー(1982)も著書の中で「ドイツの多くの地で、すでに1700年ごろには、合理主義が(中略)勝利をもって浸透したことをしきりに力説して教えてくれたのは、パウエル・グラフの功績である。」と述べ<sup>21)</sup>、合理主義と敬虔主義の浸透が豊かであったルター派教会の礼拝生活は結果として、崩壊に至らせた、と言葉を繋げている。さらに、彼は、啓蒙主義が影響したことも素直に付け加えている。ただ、同じくティリッヒ(Paul Tillich) (1980)は、敬虔主義について「ルターの神学は神への人格的關係に基礎づけられており、したがって神秘主義的要素を含んでいたわけで、敬虔主義はこれに再び結びつくことができたのである。」と<sup>22)</sup>、敬虔主義と神秘的経験の事柄との密接な繋がりを述べている。そして、ティリッヒ(1980)によれば、ルター派主義に対する敬虔主義的改革の目的は、神学と教会と倫理の三つに関わるもので、特に、敬虔主義者にとって神学とは何よりもまず実践的訓練を意味し、彼らが最初に社会的実践に取り組んだ人々であることも付け加えている<sup>23)</sup>。

また、ホワイト(James F. White) (2002)は「1700

年から現代に至る期間は、礼拝に対する啓蒙主義の衝撃によって幕をあけた。啓蒙主義は、16 世紀における宗教改革に匹敵するほどの深甚さをもって、礼拝の新たな方向付けを促した。(中略) また、18 世紀の礼拝研究に意義があるとする研究者は少数にすぎず、賞賛に値するような事柄をこの時代に見いだせると考える研究者はさらにわずかしかない。」と、18 世紀及び 19 世紀におけるプロテスタント教会の礼拝が啓蒙主義の影響により、大きな変化が生じていたことを指摘しているのである<sup>24)</sup>。

だが、シュティラー (1982) による見解は「しかしながら 18 世紀前半のライプツィヒの事情に目を注ぐとき、ここに礼拝生活の高揚が現実に生じつつあることを示す明らかな兆候を数多く見出しうるといふ事実は、いかにしてもゆるぎえないのである。」と述べている<sup>25)</sup>。具体的には、1679 年から 1779 年にかけてライプツィヒ市での人口が増加し、それに伴って信徒が増え、礼拝の増強がなされ、教会建築の建設や再建等が行われているのである<sup>26)</sup>。したがって、シュティラー (1982) は教会を活用して、礼拝が増えたことに、当時、啓蒙主義や合理主義の影響によって、礼拝が衰退していたとする現象に逆らうものである、と分析している<sup>27)</sup>。ただ、ブランケンブルク (Walter Blankenburg) (1978) は「バッハと啓蒙主義一両者のある関連性、それは一見ありそうもないように思われるかもしれないが、われわれはもはやそれを無視することはできない。」と述べ、バッハの宗教音楽の構成法と啓蒙主義の秩序感覚や音楽と数との関わりについて問題を提起している<sup>28)</sup>。

だが筆者は、シュティラーの見解にすべて同意するものではない。なぜなら、1728 年 9 月に、バッハは聖ニコライ教会副牧師の補佐、ガウトリッツ (Gottlieb Gaudlitz, 1694-1745) と、礼拝に於けるコラールの選定権をめぐる対立しているからである<sup>29)</sup>。ガウトリッツは啓蒙主義的色彩を帯びた新しいコラールを提案し、それに対してバッハは、伝統的な『ドレースデン讚美歌集』にこだわり、強く反発している。それは、バッハが伝統的な礼拝が啓蒙主義的なものに巻き込まれ、礼拝の衰退を危惧していたということである。

### 3. ライプツィヒにおける日曜礼拝

#### 3.1 日曜日－イエス・キリストの復活を祝う

ビーリッツ (Karl -Heinrich Bieritz) (1994) は「毎年、新しい年を迎え、そして一定のリズムで、年を重ねるごとに、一連の日曜日のサイクルは、教会暦の根本原理となっている。それゆえに、キリスト教祝祭暦の記述は、まず日曜日から始めなければならない。」と述べ<sup>30)</sup>、日曜日がキリスト教礼拝の“根幹”であることを明確にしている。さらに、彼は聖書の背景を取り上げ、「週の初めの日と復活」が日曜礼拝の根拠となっていることを述べている。つまり、福音書が一致して証言している所に従うならば、ユダヤ教の週の初め日の朝、要するに、安息日の次の日の朝、婦人たちはイエスの墓を訪問し、そこでイエスの“復活”の知らせを聞いた、ということである。そして福音書には「そして週の初め日の朝早く、日が出るとすぐに墓に行った。」(マルコ 16・2。さらにマタイ 28・1、ルカ 24・1、ヨハネ 20・1 参照) とある<sup>31)</sup>。つまり、「週の初めの日」は、初代キリスト教徒にとっては、主の復活日として、聖なる日であったばかりではなく、キリスト教徒は、この日の晩に集まって会食を共にした、ということである。すなわち、「週の初めの日」の晩にキリスト教徒が規則的に集合するというのも、ごく当たり前のことであった。なぜなら、福音書記者のヨハネは、弟子たちがイエス・キリストの復活の出来事が起こった八日後に、ふたたび一緒に集まったことを自然のこととしていたからである<sup>32)</sup>。

また、先述のホワイト (2002) も「おそらくもっとも重要な意義をもっていたのは、日曜日を中心とする一週間の時間サイクルである。復活は週の最初の日の夜明けに起こったのであり、この日がキリスト教徒にとっての一週間の頂点となった。(トロアスにおいて) 週の初めの日、わたしたちがパンを裂くために集まっていると (使徒 20・7) という記述は、初期の時代から、ユダヤ人と日曜日の間にひとつの結びつきが存在していた事実を示唆している。」と述べている<sup>33)</sup>。したがって、キリスト教徒にとって、日曜日というのは単なる“お休み”ではなく、イエスの復活を記念する大切な「主日」(Dominica) ということに他ならないのである。

### 3.2 早朝説教・昼礼拝・晩課説教

日曜日の礼拝は、およそ 300 年前の、パッサのライブツィヒ時代にも重要な意味を持っていた。そのことに関して、シュティラー (1982) はライブツィヒの日曜礼拝の在り様について以下のように述べている。

「18 世紀前半を通じ、またさらにそれを超えて遙かのちにいたるまで、日曜日および祝日ごとに展開されたライブツィヒ市全体の公的生活の姿は、すでに単なる数のうえからだけ見ても豊富な礼拝や祈祷会によって特徴づけられるものであるが、これは他の場所ではおおむね、もはやとうの昔に見られなくなってしまった現象であった<sup>34)</sup>。」

上記にあるように、クリスティアン・ゲルバー (Christian Gerber, 1660-1731) はライブツィヒにおいて日曜日ごとに展開される礼拝や祈祷会の目覚ましくも充実した様子を端的に報告している。そしてライブツィヒの主要教会である聖ニコライ教会と聖トーマス教会では、礼拝が日に何回か行われたことは、特に、祝日などには決して稀なことではなく、市民たちは朝早くの礼拝から午後遅くまでの礼拝、そして祈祷会に参列する機会が多く提供されていたようである<sup>35)</sup>。では、ライブツィヒにおける日曜礼拝は、具体的にどのように行われていたのか。以下のように要約してみる。

1) 日曜日に行われる礼拝の開始は、早朝 5 時、聖ニコライ教会で鳴らされる「朝課の合図の鐘の音」(Matins bell) で開始される。

2) それが鳴り終わると、聖日の「定時祈祷」が昔ながらの朝課典礼の規律どおりに「コラリスト」(choralists)<sup>36)</sup> たちにより、ラテン語によって行われる。そしてルターの宗教改革時代になってからは、一日の夜明けから夕暮れに及ぶ時禱 (時課) を朝の定時祈祷の 1 回だけに集約して行うように簡素化している。また、朝課 (Matins) (朝の祈り) については「朝課に当たっては、一篇、二篇、もしくは三篇の詩篇を学生に歌わせるがよい。それに当該日曜日もしくは祝日用の交誦を伴い、その後で旧約聖書からの聖句朗誦、つづいてやはり当該日曜日もしくは祝

日用の交誦を結びに置くベネディクトゥスが歌われ、いずれかの集禱を持って閉じることになる。希望者によっては、会衆にドイツ語のテ・デウム・ラウドームスを歌わせることもまたよいであろう」(Ag, 78)<sup>37)</sup> と具体的に記述されている。つまり、パッサの当時には、すべての祝日の朝課は 5 時、普通の日曜日ではこれに対して 30 分遅らせた 5 時半に行われ、さらに、18 世紀の末頃になってもなお、「各日曜日ならびに祝日には、まず先立って早朝 6 時半に、ローマ教会の決まりをそのまま受け継いだ時禱の歌唱が依然として行われる」(Lh, 416)<sup>38)</sup> と、中世カトリック教会の聖務日課の由来と、その影響を明らかに述べている<sup>39)</sup>。

3) そして、ライブツィヒの日曜の公的礼拝のスタートは朝 6 時、聖ヨハニス教会から始まった。そこでは「正牧師」(regular pastor) が当該日曜日及び祝日の福音唱句について説教をする決まりになっていた。また、「説教のあと、隔週日曜日、つまり二週間に一度、聖餐式が行われた」(ScNA, 567-68)<sup>40)</sup> とある。

4) 次に、7 時になるとライブツィヒの主要教会である聖ニコライ教会と聖トーマス教会において、『ライブツィヒ教会便覧』が述べる所の「早朝説教」(Früh-Predigt, Early Rreaching) (主日の主要礼拝) が始まる。この礼拝は説教の他に、毎回、聖餐式 (Holy Communion) を含み、時間としては、聖体拝領者の人数が多い場合は「ときに 11 時にまでおよぶことがあった」(ScNA, 572) と記され、礼拝の時間の長さが 3 時間から 4 時間に及ぶものであった。

5) また、新教会及び聖ヤーコブ教会でも、日曜日の主要礼拝は朝 7 時の開始であったが、しかし聖ペーター教会と聖ゲオルク教会では 1 時間遅れの 8 時 (ScNA, 586) から始まり、さらに、聖パウリ教会では 9 時開始となっていた。そして聖ゲオルク教会と聖ヤーコブ教会との間では、互いに、ときに礼拝時間を入れ替えることもあった。加えて聖ヨハニス教会においても、夏期だけが毎回 6 時開始となり、それに対して冬期になると 6 時 30 分開始で礼拝が行われていたことが明らかになっている (LA 1723, 83-84)<sup>41)</sup>、と記している<sup>42)</sup>。

6) そして、11 時 30 分になると「昼礼拝」(Noonday Service) もしくは「昼説教」(Noonday Preaching) (主

要教会交替制の礼拝)の鐘が鳴らされ、11 時 45 分から昼礼拝が開始された。ただし、この昼礼拝は、通常の日曜日には両主要教会のどちらか一方で行われるのに限られていた。例えば、聖ニコライ教会が受け持つ日曜日には、聖トーマス教会が休み、次の日曜日は交替になるという形で昼礼拝が行われていた。また、一年中の三大祝祭と呼ばれる降誕節(Christmas)と復活節(Easter)及び聖霊降臨節(Pentecost)では、それぞれ三日間に渡り祝うことになっていたが、その第一祝日には昼礼拝が聖ニコライ教会と聖トーマス教会の双方で行われた(Ro, 21)<sup>43)</sup>。それに対して三大節とも第二祝日の昼礼拝は、「午前の礼拝で主要音楽が上演されたその教会において」のみ実施された。これは、昼礼拝に先だって行われる午前の主要礼拝において、トーマス・カントル指揮のもとに演奏されるカンタータが、三大祭においても適用されるという取り決めが 18 世紀全体を通じて成されたようである(LKS, 20; Ro, 41)<sup>44)</sup>。

しかしながら、1710 年の時点では、例えば、受難週の聖木曜日(Grüdonnerstag, Maundy Thursday)と聖金曜日(Karfreitag, Good Friday)には昼礼拝が実施されておらず、そして、三大祭の第三祝日でも昼礼拝が行われていなかったのにも関わらず(LKS, 20; Ro, 41)、その 6 年後のロストの記録によれば、聖トーマス教会では聖木曜日に昼礼拝がすでに定着していたことが報告されている(Ro, 21)。そしてジークル(Christoph Ernst Sicul, 1681-1732)は、1730 年になると、この年の 6 月に行われた三日間に渡る宗教改革大記念祭(Reformation anniversary)に、その祝日三日間とも昼礼拝が実施されたことを伝えている(ScJL, 118ff.; 169ff.; 195; 215-16)<sup>45)</sup>。また、バッハ当時の昼礼拝の時間は、常に 1 時間半であり、礼拝の終了は 13 時 15 分であった(LKS, 12)。

7) さらに、すべての日曜日と祝日の午後にも、礼拝や祈祷会が、18 世紀全般を通じて豊富に行われており、聖ニコライ教会と聖トーマス教会及び新教会では、13 時 15 分になると「晩課説教」(Vesper sermon) (夕べの祈り)がスタートしている(ScNA, 576; LKS, 12ff.)。晩課説教は、宗教改革時代には、すでに夕方から午後の早い時間帯に繰り上げられていたが、しかし名称だけは中世以来、つまりカトリック教会の

「晩課」(Vesper)<sup>46)</sup>を踏襲しているのである。また、8)教会歴上の三大祭や特別な祝日を除いて通常の日曜日には、晩課説教の後に、「教理問答試験」(Catechismus-Examen)<sup>47)</sup>が行われることになっていた(ScNA, 578)。これはライプツィヒの他の諸教会でも、同じように午後の特別な礼拝や祈祷会が行われていた、ということである<sup>48)</sup>。

ただし、これらライプツィヒの日曜礼拝の内容を詳しく分析してみると、当然ルター(Martin Luther, 1483-1546)により、新しい礼拝の規定が草案され、それが決定し運用されている<sup>49)</sup>。それがドイツ・プロテスタント教会・ルター派の伝統的な「時禱」(Stundengebt, Horen)<sup>50)</sup>として組織化されている。しかし、やはり、中世カトリック教会の聖務日課の伝統を踏襲していることは間違いない。例えば、6 世紀の修道院の戒律は 7 つの定時課と夜半の聖務である朝課を定めている。これらの礼拝の基本的な時刻と構成は、やがて中世の西方教会に於いて採用され、それがのちのルター派教会にも引き継がれている<sup>51)</sup>。何よりの証拠は、先に紹介したシュティラーのライプツィヒ教会の日曜礼拝の一連の流れ、つまり、定時課がそれを確かに物語っているのである。また、全ヨーロッパを通じて典礼には、修道院式と在俗教会式の 2 つの流れがあり、特に、在俗教会式の典礼がドイツ・プロテスタント教会・ルター派教会に於いても継承され、それがのちのライプツィヒ教会の時禱、つまり、日曜や祝日礼拝として構成するに至った、ということである。

以上、ライプツィヒの日曜礼拝の内容、特に、主要教会の聖ニコライ教会と聖トーマス教会を取り上げて簡単にまとめてみたい。

〈Gottesdiensste an gewöhnlichen Sonntagen〉<sup>52)</sup>

Anfang	S. Nicolai	S. Thomae
51/2 Uhr	Frühmette:Orgel, Choralisten (Antiphonen, Responsor -ien, Te deum usw, alles choraliter). [Schluß 61/2]	.....



巻 (Leipzig cycle III, 1725-7) 「55 曲」、第 4 年巻 (Picander and his cycle, 1728-9?) 「17 曲」、第 5 年巻 (Other church cantatas, 1730 以降) 「18 曲」、合計「168 曲」以上となり、バッハ 65 年の人生で最も多くの教会カンタータを創作した時期がライプツィヒ時代ということである。

i) 1725 年 3 月 25 日、受胎告知の祝日のための「コラール・カンタータ」《輝く曙の明星はいと美わしきかな *Wie schön leuchtet der Morgenstern*》BWV1、福音書はルカ 1 章、26-38 節 (御使いがマリアにイエス懐妊を告知する)。

筆者は、このカンタータ BWV1 を取り上げる理由として、何よりバッハ・教会カンタータの第 1 番ということにある。この点について磯山 (2004) も「バッハ作品目録(BWV)の冒頭に置かれ、第 1 番の誉をもつ。」と述べ<sup>64)</sup>、1851 年に刊行が開始されたバッハ協会版の作品全集 (旧全集) の巻頭を飾った作品だからである。そしてカンタータのうたう「輝く曙の明星」というメッセージ、それは「東」から昇る太陽であり、そして新しい朝と吉兆を意味し、これは神の子イエス・キリスト誕生の喜びを示しているのである。

バッハは、第 2 年巻にあたる 1724 年から 1725 年にかけて新作のカンタータを次々と生み出し、連ねている。この時期の特徴は、「コラール・カンタータ」(Choralkantate)、つまり、ルター正統派の礼拝音楽の古い伝統がルーツで、複数の楽曲の歌詞や音楽がただひとつの特定のコラール (教会歌) の歌詞と旋律に基づいて構成されているカンタータのことである。バッハはそのコラール・カンタータで第 2 年巻を統一している<sup>65)</sup>。

バッハは、カンタータ《輝く曙の明星はいと美わしきかな》BWV1 に於いて、イエス・キリストを曙の明星になぞらえ、壮大にして輝く楽曲に仕立てている。もとになるコラールは、Ph. ニコライによるもので、それを奏でる旋律は、中世のラテン語聖歌がルーツとなっている。バッハは、2 つのソロ・ヴァイオリンを協奏曲ふう演奏させ、そこにホルンとオーボエ・ダカッチャを組み合わせて、輝きの中にも牧歌的な旋律を紡ぎ出している<sup>66)</sup>。楽曲の編成は以下の通りである。

1) コラール合唱 2) レチタティーヴォ 3) アリア 4) レチタティーヴォ 5) アリア 6) コラール合唱

ii) 1730 年代の「ソロ・カンタータ」《全地よ、神にむかいて歓呼せよ *Jauchzet Gott in allen Landen!*》BWV51<sup>67)</sup>

磯山 (2006) によれば「この作品は、バッハの教会カンタータとしては珍しい特徴を備えており、むしろこのジャンルの例外とさえ、見なしたいほどである。」と述べ、イタリア風の特徴を備えていることを挙げている<sup>68)</sup>。そして磯山 (2006) は言葉を繋げ、「今日のイタリア人がモテットと呼んでいる宗教的独唱カンタータに酷にしている。」と語り、カトリック宗教音楽に由来するイタリア独唱モテット (本来は宗教多声音楽) がモデルになっていると指摘している<sup>69)</sup>。ライプツィヒ時代の 1730 年から 1750 年までの間、バッハ後期・晩年の時期を今日 (第 2 期・第 3 期) として分けている<sup>70)</sup>。この時期は上の所でも少し触れたが、バッハが自らの作品を集大成していくことになる。そして (第 2 期・第 3 期) (1730~48) に創作された教会カンタータは、今日 18 曲残されているが、以下、2 つのカンタータを例に挙げて説明する。

1730 年 9 月 17 日、三位一体節後第 15 日曜日及びすべての機会のためのカンタータ《全地よ、神にむかいて歓呼せよ》BWV51。この作品は「ソロ・カンタータ」といわれるもので、ソプラノ独唱用となっている。福音書はマタイ 6 章 24-34 節 (衣食を思い煩わず、神の国と神の義を求めよ)。楽曲の構成は、1) アリア 2) レチタティーヴォ 3) アリア 4) コラール 5) アリア (アレルヤ)

となっている。このカンタータの特徴は、コロラトゥーラの技法を用いたソプラノと独奏トランペットがコンチェルトふう書かれていることである。第 4 曲目のアリアは、2 つのヴァイオリンと通奏低音による (トリオ) となっており、それにソプラノが歌うコラールが組み込まれる形となっており、まさにドイツ・プロテスタント教会の伝統音楽とイタリア音楽が融合しているといえるもので、特に、第 5 曲目のアレルヤは、カトリックのミサ固有唱、「アレル

ヤ唱」を彷彿とさせるものである。

iii) 「パロディ手法」<sup>71)</sup>による 1748 年 8 月 26 日、市参事会員交代式のためのカンタータ《わが魂よ、主を頌めまつれ *Lobe den Herrn, meine Seele*》BWV69<sup>72)</sup>は、バッハ生涯最後のカンタータ作品である。歌詞の作者は不明である。第 1 曲は詩篇 103 篇 2 からで、第 6 曲はルターのコラール《願わくは神われらを恵みて *Es woll uns Gott gerädig sein*》(1524)の第 3 節からである。この楽曲は、カンタータ BWV69a のパロディ作品である。市参事会員交代式用に書き直され、特に最終楽曲のコラールは、S.ローディガイスト(Samuel Rodigast, 1649-1708)のものから、ルターのものに変更されている。

演奏は原曲の単純な 4 声体からトランペットとティンパニを組み合わせた壮大な 7 声体へと発展させている。交代式の祝賀気分をより豊かに演出させたと思われる。楽曲の構成は以下の通りである。

1) 合唱 2) レチタティーヴォ 3) アリア 4) レチタティーヴォ 5) アリア 6) コラール合唱

冒頭合唱は、バッハ得意の大規模な合唱によるもので、管弦楽の輝かしい合唱フーガとなっている。アリアはあたかもケーテン時代を彷彿とさせるかのような舞曲ふうにならされている。4 曲目のレチタティーヴォの曲尾ではアリオソが用いられている。そして最終楽曲のコラール合唱は、「父と御子われらを祝したまえ」の部分から楽節全体に伴奏し、バッハ独自の力強い音楽を作り、輝かしく全曲を閉じている<sup>73)</sup>。

なお、筆者はこの作品で使用されたルター1524年のコラールにルター派の象徴的なものを感じている。なぜなら、1524年の前年にはルターによる礼拝改革の『ミサと聖餐の原則』(*Formula missae et communionis*, 1523)が公刊され、本格的にルター派の礼拝へと舵が切られ、その翌年にコラールが創作されているからである。また、バッハがカンタータ BWV69 を創作した 1748 年、そして 49 年にかけて、ミサ通常式文に則した《口短調ミサ曲》BWV232 がまとめられているのである。

バッハのライブツィヒ・カンタータの特徴は、上に見てきたいくつかのカンタータ楽曲に見られる。

例えば、ライブツィヒ時代の多くのカンタータ作品は、大規模な合唱の導入が採用されている。そして、大きな合唱曲演奏が可能となった背景には、トーマス学校の聖歌隊(合唱隊)の存在がある。つまり、能力別に 4 つに分けられた中で、特に優秀なメンバーが、バッハのカンタータ音楽の意図をよく理解し、演奏できたからである。また、バッハはトーマス学校の第 1 聖歌隊を率いつつ、可能な限り自作のカンタータを演奏するように努めていたようである。そのため、バッハはできるだけ労力を節約することを考えた。さらにバッハは、聖歌隊の活かし方や能力というものも十分に考慮していたようである。例えば、ひとりの優れた歌手が起用できる場合は、独唱用カンタータを演奏し、聖歌隊を休憩させるなどの措置、やり繰りをしていったということである。また、バッハは旧作を転用もしくは改作する、いわゆる「パロディ」の手法を用いて、カンタータを再上演している。バッハはそうして労力を極力節減したと考えられている<sup>74)</sup>。もっとも筆者は、バッハのパロディ手法は、伝統的カトリック教会音楽の「パロディ・ミサ」(*Missa parodia*)<sup>75)</sup>の技法を踏襲するものと考えている。

## 5. 共にささげる礼拝—交わりと一致

### 5.1 礼拝—交わりと一致—カトリシズム(普遍的)

礼拝は常に信仰と結びついている。そして、信仰の究極的目的地は、イエス・キリストであり、特に、人間を救ったキリストの過越、つまり、死と復活である<sup>76)</sup>。キリスト教の礼拝は、この信仰の表明に尽きる。そして礼拝は、ミサなどの礼拝儀式としてだけでなく、その礼拝の内容のゆえにも我々を一致させる。なぜなら、礼拝はひとり一人の信者ならびにすべての信者に、イエス・キリストという核心を与えると同時に、同じキリストに我々を出会わせるからである<sup>77)</sup>。また、前田(2004)は「ルターに於いて礼拝は神の働き *opera Dei* である」と語り<sup>78)</sup>、礼拝を神の恵みにおける働きと捉えることが重要だと説いている。さらに、キリスト教的な意味に於いて「交わり」(*communion*)という言葉は重要なもので、本来、ラテン語の交わりは、ギリシャ語の「コイノニア」の訳であり、特に、パウロによって大いに用



いられている<sup>79)</sup>。そして、キリスト者のいう交わりの意味は、第一に、キリストと信者の交わりを意味し、第二に、信者が信仰と、キリストの体と血（1コリント 10・16-17）及び御霊（2コリント 13・13）という賜物に共に与っていることを意味する。第三に、これらすべての故に、信者が形成している共同体を意味している。すなわち、キリスト者は、神と交わりつつ、キリスト者が互いに交わっている（1ヨハネ 1・3、6-7）ことを意味するのである<sup>80)</sup>。カトリック教会の主張する交わりは「ひとつになる」ことを意味している。つまり、交わりこそがキリスト者の正しい生き方といえるのである。ただし、交わりの意義は、プロテスタント諸教会やルター派教会にも全く同じことがいえることで、石居（2008）も「教会を通しての神の働きは、限定された交わりの中においてだけでなく、キリスト者の総体であるキリスト教界においてなされる。」と、ルターの主張した、礼拝に集う会衆として、一定の組織を超えたキリスト教界について述べている<sup>81)</sup>。つまり、双方の宗派が今までの対立から交わりへと転換し、一致し、そして教会がひとつになることをも意味するのである。

## 6. 結論

以上、本論文は、シュティラーの著作から、特に、日曜礼拝を取り上げ、それを紹介し、バッハの教会カンタータとの関連性について検証を試みてきた。

そして、分析の結果、バッハの教会カンタータは、秩序だったルター派教会の日曜礼拝の構成の上に成り立っていることがよくわかる。また、ライプツィヒ時代、ルター派教会の日曜礼拝の性質と、礼拝に於ける教会カンタータの役割と、その重要性を改めて把握することができた。

さらに、それと同時に中世カトリック教会の聖務日課とミサ典礼、特に、ミサ固有式文の伝統を、確実に継承していることを裏付けるものである。そして、日曜と祝日礼拝に於いて上演されたバッハの教会カンタータは、コラル・カンタータやソロ・カンタータなどのスタイルがあり、また、パロディ手法を駆使してライプツィヒ教会の礼拝に彩りを与え、教会に参集した牧師や会衆たちに、音楽によって福

音の意義を宣べ伝える重要な役割を果たしている。換言すれば、日曜や祝日礼拝及び礼拝式文によって、バッハの教会カンタータは活かされているのである。シュティラーの著作はそのことを詳細に伝えている。

したがって、本論文の結論は、シュティラーの述べるところのルター派の日曜礼拝の状況を、カトリック教会のミサ典礼、つまり、ミサ通常式文及びミサ固有式文の視点から比較し、分析することによって、その結果、今までのバッハ先行研究とは違う角度からバッハの教会カンタータに迫ることができる。さらに、バッハの教会カンタータは、ライプツィヒのルター派教会の日曜礼拝に於いて、カトリック教会のミサ固有式文と同じ様な機能を有し、その役割を果たしている。そして、バッハの教会カンタータ演奏の舞台となっているルター派教会の日曜礼拝には、明らかにカトリシズムの伝統と影響が見られ、そのことにより、バッハの教会カンタータにも普遍性が備わっており、カトリシズムとの関連性を十分に窺わせるものがあるのである。

<sup>79)</sup>「ミサ典礼」：キリストの最後の晩餐を祈念してキリストの血と肉を象徴するぶどう酒とパンを受けることを中心として挙行される儀式。その際に捧げられる聖歌や祈祷は、一年中変化しない通常文と、特定の祝日に結びついた固有文とに大別される(皆川達夫『中世・ルネサンスの音楽』講談社学術文庫、2009年、234～235頁)。

<sup>80)</sup>「聖務日課」：カトリックの日々の礼拝。1)朝課、賛課、一時課、三時課、六時課、九時課、晩課、終課からなる(J.ハーパー『中世キリスト教の典礼と音楽』訳：佐々木勉・那須輝彦、教文館、2000年、32頁)。

<sup>81)</sup> Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach and das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984.

<sup>4)</sup>「トーマス教会管理係ロストの手稿記録(Ro, 略記資料)は、起草者の死後も引き続いて補充、訂正されていった。しかもその補筆は19世紀にまでおよんでいるので、この資料を利用するさいには、記載内容が実際にバッハの時代に当てはまるか否かを慎重に検討する必要がある。」と記されている(G.シュティラー『バッハ叢書7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳：杉山好・清水正、白水社、1982年、30頁)。

<sup>5)</sup> Ro=ヨーハン・クリストフ・ロスト『当地の聖トーマス教会における礼拝……の仕来り』(Johann Christoph Rost, *Nachricht, Wie es, in der Kirchen zu St. Thomas: alhier, mit dem Gottesdienst...pfleget gehalten zu werden*) (1716年起草の手稿記録)と、ギュンター・シュティラーは「略記表」の所で資料の所在を明記している(Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach and das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, pp. 7-9. / G.シュティラー『バッハ叢書7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳：杉山好・清水正、白水社、1982年、8頁)。

<sup>6)</sup>ギュンター・シュティラーの本書(原題『ヨハン・ゼバスティアン・バッハとその時代におけるライプツィヒの礼拝生活』)はライプツィヒ大学の学位論文として執筆され、1970年に東西両ドイツで出版されて大きな注目を集め、広範なオリジナル資料を駆使してバッハ時代の礼拝生活に新たな照明をあてた(G.シュティラー『バッハ叢書7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳：杉山好・清水正、白水社、1982年、387頁)。

- <sup>7)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach und das Leipziger gottesdienstliche Leben seiner Zeit*. Evangelische Verlagsanstalt GmbH. Berlin, 1970, p. 35. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、32 頁。
- <sup>8)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 56. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、G. シュティラー、66 頁。
- <sup>9)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 65. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、79 頁。
- <sup>10)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 35. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、32 頁。
- <sup>11)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 36. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、33 頁。
- <sup>12)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 36. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、33 頁。
- <sup>13)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 37. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、34 頁。
- <sup>14)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 37. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、34 頁。
- <sup>15)</sup>Nagel, William. Nagel: Geschichte des christlichen Gottesdienstes, Sammlung Göschen Band 1202/1202a, Walter de Gruyter and Co. Berlin, 1970. /W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年。
- <sup>16)</sup>W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、193 頁。
- <sup>17)</sup>W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、192~193 頁。
- <sup>18)</sup>W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、193 頁。
- <sup>19)</sup>W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、193 頁。
- <sup>20)</sup>W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、193 頁。
- <sup>21)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 39. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、38 頁。
- <sup>22)</sup>P. ティリッヒ『ティリッヒ著作集別巻 2 キリスト教思想史 I』訳: 大木英夫・清水正、白水社、1980 年、439~440 頁。
- <sup>23)</sup>P. ティリッヒ『ティリッヒ著作集別巻 2 キリスト教思想史 I』訳: 大木英夫・清水正、白水社、1980 年、440 頁。
- <sup>24)</sup>J. F. ホワイト『キリスト教礼拝の歴史』訳: 越川弘英、日本キリスト教団出版局、2002 年、220~221 頁。
- <sup>25)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, pp. 39-40. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、38~39 頁。
- <sup>26)</sup>磯山雅『バッハ=魂のエヴァンゲリスト』東京書籍、昭和 60 年(1985 年)、139~140 頁。
- <sup>27)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, pp. 39-41. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、38~40 頁。
- <sup>28)</sup>『バッハ叢書 9 バッハの世界』監修: 角倉一朗、編: 角倉一朗、白水社、1978 年、237~250 頁。
- <sup>29)</sup>磯山雅『バッハ=魂のエヴァンゲリスト』東京書籍、昭和 60 年(1985 年)、185 頁。
- <sup>30)</sup>Bieritz, Karl-Heinrich. *Das Kirchenjahr Feste, Gedenk- und Feiertage in Geschichte und Gegenwart*, Verlag G. H. Beck München 1994, S. 56. /K.-H. ビーリッツ『教会暦 祝祭日の歴史と現在』訳: 松山與志雄、教文館、2004 年、72 頁。
- <sup>31)</sup>Bieritz, Karl-Heinrich. *Das Kirchenjahr Feste, Gedenk- und Feiertage in Geschichte und Gegenwart*, Verlag G. H. Beck München 1994, S. 56. /K.-H. ビーリッツ『教会暦 祝祭日の歴史と現在』訳: 松山與志雄、教文館、2004 年、72 頁。
- <sup>32)</sup>Bieritz, Karl-Heinrich. *Das Kirchenjahr Feste, Gedenk- und Feiertage in Geschichte und Gegenwart*, Verlag G. H. Beck München 1994, S. 56-57. /K.-H. ビーリッツ『教会暦 祝祭日の歴史と現在』訳: 松山與志雄、教文館、2004 年、72~73 頁。
- <sup>33)</sup>J. F. ホワイト『キリスト教礼拝の歴史』訳: 越川弘英、日本キリスト教団出版局、2002 年、44~45 頁。
- <sup>34)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 48. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、52~53 頁。
- <sup>35)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, pp. 48-49. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、52~53 頁。
- <sup>36)</sup>『コラリスト』: 聖ニコライ教会のカントルの指揮を受けて朝課を定期的に行う務めを引き受けた大学生たちのことで、彼らはそのことにより市参事会当局から特別な給費を受けた(Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 48. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、53 頁)。
- <sup>37)</sup>Ag: *Agenda: Das ist, Kirchen-Ordnung, Wiesich die Pfarrherren und Seelsorger in ihren Ämtern und Diensten verhalten sollen* (Leipzig, 1712). The basic content appears unchanged in all editions published between 1647 and 1771.
- <sup>38)</sup>Lh: F. G. Leonhardi, *Geschichte und Beschreibung der Kreis- und Handelsstadt Leipzig nebst der umliegenden Gegend* (Leipzig, 1717).
- <sup>39)</sup>Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach und das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, pp. 48-49. /G. シュティラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、53~54 頁。
- <sup>40)</sup>ScNA: Christoph Ernst Sicul, *Neo annalium Lipsiensium Continuatio*

II: *Oder des mit 1715ten Jahre Neuangegangenen Leipziger Jahrbuchs Dritte Probe* (Leipzig, 1717).

<sup>41)</sup> LA 1723: *Das jetzt lebende und florirende Leipzig* [Leipzig Directory] (Leipzig, 1723).

<sup>42)</sup> Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach and das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, pp. 49-50. / G. シュテイラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、54~55 頁。

<sup>43)</sup> Ro: *Nachricht, Wie es, in der Kirchen zu St. Thom. Alhier, mit dem Gottesdienst, Jährlich sowohl an Hohen Feste, als andern Tagen, pfleget gehalten zu werden, aufgezeichnet von Johann Christoph Rosten, Custode ad D. Thomae, anno 1716* (Manuscript; continued by later hands).

<sup>44)</sup> LKS: *Leipziger Kirchen-Staat: Das ist, Deutlicher Unterricht vom Gottes-Dienst in Leipzig* (Leipzig, 1710).

<sup>45)</sup> ScJL: Christoph Ernst Sicul, *Das weggen der durch Göttliche gnade über zweyhundert Jahre feststehenden Evangelisch-Lutherischen Religion Jubilirende Leipzig* (Leipzig, 1731).

<sup>46)</sup> 「晩課」: ローマ・カトリック教会での聖務日課中の晩課(夕べの祈り)。詩篇を中心に構成され、最後にマニフィカがつく。ルネサンス、バロック時代の音楽家が好んで作曲した(皆川達夫『中世・ルネサンスの音楽』講談社学術文庫、2009 年、223 頁)。

<sup>47)</sup> 「教理問答」: カテキズムは、ギリシャ語の口頭で教えるという語に由来。特に洗礼志願者、子供たちに信仰の主要内容を教えるための教理を要約した信徒教育のための書(『ルターと宗教改革事典』編者: 日本ルーテル神学大学・ルター研究所、教文館、1995 年、99~103 頁)。

<sup>48)</sup> Stiller, Günther. *Johann Sebastian Bach and liturgical life in Leipzig*, Translation of: Johann Sebastian Bach and das Leipzig gottesdienstliche Leben seiner Zeit (1970), Concordia Publishing House, 1984, p. 50. / G. シュテイラー『バッハ叢書 7 バッハとライプツィヒの教会生活』訳: 杉山好・清水正、白水社、1982 年、56 頁。

<sup>49)</sup> W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、158~161 頁。

<sup>50)</sup> 「時禱」: 聖務日課のことである。ローマ・カトリック教会が司祭や修道者に与えた日毎の祈禱課題、3 時間毎の祈禱礼拝。聖務日課書(Brevier)に要約されている(W. ナーゲル『キリスト教礼拝史』訳: 松山與志雄、教文館、1998 年、13 頁)。

<sup>51)</sup> J. ハーバー『中世キリスト教の典礼と音楽』訳: 佐々木勉・那須輝彦、教文館、2000 年、110~111 頁。

<sup>52)</sup> Schering, Arnold. *Johann Sebastian Bachs Leipziger Kirchenmusik Studien und Wege zu ihrer Erkenntnis*, VEB Breitkopf und Härtel Musikverlag, Leipzig 1936.

<sup>53)</sup> Leaver, Robin A. "The Liturgical Place and Homiletic Purpose of Bach's Cantatas." *The ATLAS Serials (ATLAS R)*. (1984): pp. 194-202.

<sup>54)</sup> 「ケーテン」: ドイツ語の文献は Köthen、英語の文献では Cöthrn と表記されている。また、Malcolm Boyd の著作、*BACH*. Oxford University Press, 2000, 70. では、Cöthen (Now Köthen) と記している(樋口隆一『バッハの風景』小学館、2008 年、108~115 頁)。

<sup>55)</sup> 「トーマス教会カントル兼市音楽監督」: 16 世紀の宗教改革後、都市のラテン語学校に置かれた職業。学校の教員として宗教と語学を担当したが、同時に生徒の音楽教育を担当し、聖歌隊(合唱隊)を組織しなくてはならなかった(『バッハ キーワード事典』久保田慶一編: 江端伸昭・尾山真弓・加藤拓未・堀朋平、春秋社、2012 年、17 頁)。

<sup>56)</sup> 『作曲家別名曲解説ライブラリー12 J.S. バッハ』金澤正剛・角倉一朗・東川清一・樋口隆一・皆川達夫、音楽之友社、1997 年、391 頁。

<sup>57)</sup> 樋口隆一『バッハ カンタータ研究』音楽之友社、昭和 62 年(1987 年)、10 頁。

<sup>58)</sup> バッハの死後 1754 年に出版されたミーツラーの『音楽叢書 Musikalische Bibliothek』に収められている。樋口隆一は著書で『追悼記 Nekrolog』と訳している(樋口隆一『バッハ カンタータ研究』音楽之友社、昭和 62 年(1987 年)、37 頁)。

<sup>59)</sup> 「教会暦」: ドイツ・プロテスタント教会ルター正統派の、当時の教会暦はキリストの降誕(クリスマス)と復活(イースター)が基準となっている。当時の礼拝は「教会暦」という固有の暦にしたがって執り行われた(『バッハ キーワード事典』久保田慶一編、江端伸昭・尾山真弓・加藤拓未・堀朋平、春秋社、2012 年、239 頁)。

<sup>60)</sup> 『バッハ キーワード事典』久保田慶一編、江端伸昭・尾山真弓・加藤拓未・堀朋平、春秋社、2012 年、238 頁。

<sup>61)</sup> Dürr, Alfred. *The Cantatas of J. S. BACH*. With their librettos in German-English parallel text, Revised and translated by Richard D. P. Jones, Oxford University Press, 2006, pp. 22-39.

<sup>62)</sup> 樋口隆一『バッハ カンタータ研究』音楽之友社、昭和 62 年(1987 年)、37 頁。

<sup>63)</sup> 教会カンタータの総数は、『バッハ事典』編集者: 磯山雅他、東京書籍、1996 年、26~30 頁による。

<sup>64)</sup> 磯山雅『バッハ カンタータの森を歩む 1』東京書籍、2004 年、100 頁。

<sup>65)</sup> 『バッハ キーワード事典』編著者: 久保田慶一他、春秋社、2012 年、247 頁。

<sup>66)</sup> Dürr, Alfred. *The Cantatas of J. S. Bach*. With their librettos in German-English parallel text Revised and translated by Richard D. P. Jones, Oxford University Press, 2006, pp. 666-670.

<sup>67)</sup> Dürr, Alfred. *The Cantatas of J. S. Bach*. With their librettos in German-English parallel text Revised and translated by Richard D. P. Jones, Oxford University Press, 2006, pp. 539-542.

<sup>68)</sup> 磯山雅『バッハ カンタータの森を歩む 2』東京書籍、2006 年、60 頁。

<sup>69)</sup> 磯山雅『バッハ カンタータの森を歩む 2』東京書籍、2006 年、60 頁。

<sup>70)</sup> 『バッハ事典』編著者: 磯山雅他、東京書籍、1996 年、バッハ詳細年譜による。

<sup>71)</sup> 「パロディ」: 既存の音楽に別の歌詞を付けることで、新たな作品を創り出すことである。バッハ研究分野では 20 世紀初頭に定着した用語である(『バッハ キーワード事典』春秋社、2012 年、140~141 頁)。

<sup>72)</sup> Dürr, Alfred. *The Cantatas of J. S. Bach*. With their librettos in German-English parallel text Revised and translated by Richard D. P. Jones, Oxford University Press, 2006, pp. 737-740.

<sup>73)</sup> 楽曲の解説は『バッハ事典』編集: 磯山雅他、東京書籍、1996 年参照による。

<sup>74)</sup> 『バッハ事典』編集: 磯山雅他、東京書籍、1996 年、24~25 頁。

<sup>75)</sup> 「パロディ・ミサ」: ルネサンス後期のミサ曲に見られる手法。既存の多声楽曲をその動機、模倣などを含めて多声のまま素材とし、ミサの各楽章に用いる(『音楽大事典 第 2 巻』平凡社、1982 年、536 頁)。

<sup>76)</sup> I. M. J. コンガール『現代カトリック思想叢書 13 教会』サンパウロ、1997 年、22~23 頁。

<sup>77)</sup> I. M. J. コンガール『現代カトリック思想叢書 13 教会』サンパウロ、1997 年、48 頁。

<sup>78)</sup> 前田貞一『聖卓に集う 日本福音ルーテル教会礼拝式書解説』教文館、2004 年、12~13 頁。

<sup>79)</sup> I. M. J. コンガール『現代カトリック思想叢書 13 教会』サンパウロ、1997 年、48 頁。

<sup>80)</sup> I. M. J. コンガール『現代カトリック思想叢書 13 教会』サンパウロ、1997 年、48~49 頁。

<sup>81)</sup> 『ルターを学ぶ人のために』編: 金子晴勇・江口再起、世界思想社、2008 年、138~139 頁。

## キリスト教児童文学としてのオスカー・ワイルド作品 —ワイルドの童話を中心として—

宮本 裕司

日本大学大学院 総合社会情報研究科 博士後期課程

### Christian Literature for Children in the Works by Oscar Wilde - A Study of His Short Fictions -

MIYAMOTO Yuji

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies, Doctor's Programme

---

This paper focuses not only on the definition of “Christian literature for children”, but also on the religious aspects of two books, namely, *The Happy Prince and Other Tales* (1888) and *The House of Pomegranates* (1891) by Oscar Wilde. Although these two books are well-known as children's literature, there are few studies about them. In these books for children, Wilde praised God in various ways. In this sense, these two books are definitely different from Wilde's *The Picture of Dorian Grey* (1890) and others. So, I respectively investigated several definitions of “Christian literature” and “Literature for children”, and I have clarified the idea of “Christian literature for children” as well as the religious aspects of his short fictions.

---

#### はじめに

本稿では、先行研究を手がかりとして、キリスト教児童文学としてのオスカー・ワイルド作品という観点で検証を試みる。「キリスト教文学」と「児童文学」の定義と要素を確認し、そのうえでワイルドの童話がそれぞれに分類することができるかどうかを確認する。

戯曲や小説で有名なワイルドが、2編の童話集を著していることは良く知られている。最初の童話集である『幸福な王子そのほか』(*The Happy Prince and Other Tales*, 1888)には、「幸福な王子」(‘The Happy Prince’), 「ナイチンゲールとばらの花」(‘The Nightingale and the Rose’), 「わがままな大男」(‘The Selfish Giant’), 「忠実な友達」(‘The Devoted Friend’), 「すばらしいロケット」(‘The Remarkable Rocket’)の5編が収録されている。2編目の童話集である『ざくろの家』(*The House of Pomegranates*, 1891)には、「若い王」(‘The Young King’), 「王女の誕生日」(‘The Birthday of Infanta’), 「漁師とその魂」(‘The Fisherman and His Soul’), 「星の子」(‘The Star-Child’)の4編の童話が収録されている。

ワイルドの童話は、キリスト教賛美の描写が濃い。

自己犠牲の結果、悲劇的な死を迎える王子とつばめの魂を神が救済する「幸福な王子」、掌と足に傷跡を持つ、キリストを連想させる少年が大男を天国へ導く「わがままな大男」は、特に敬神的な作品である。また、神の奇跡で戴冠を祝福される「若い王」や、改心したのちに神の赦しで外見が美しく変貌する「星の子」なども、キリスト教賛美の描写が濃い。ワイルドの童話は、9中8編で主人公が死ぬが、神が主人公の魂を救済する作品が半数を占める。

このように、キリスト教賛美のメッセージが込められたワイルドの童話であるが、児童文学やキリスト教文学の先行研究で取り上げられることはあまりなかった。

#### 1. 先行研究

海外においても、日本においても、ワイルドの代表作は小説や戯曲とみなされ、先行研究もそれらが中心であった。

ジャーラス・キレーンの *The Fairy Tales of Oscar Wilde* (2007) が単著として初のワイルドの童話論である。キレーンは、ワイルドの全作品のうち、童話

は特異で、ワイルドの他の作品とは無関係なものともみなされてきたとしている。その理由としては、児童文学は教訓的で保守的なものであり、社会の危険分子であったワイルドと似つかわしくないイメージがあったと指摘している<sup>1)</sup>。アン・マーキーの *Oscar Wilde's Fairy Tales: Origins and Contexts* (2011) は、キレーンに次いでワイルドの童話を研究した著作である。マーキーは、ワイルド作品が再評価される動きの中にあっても、童話は置き去りにされてきたとしている。その理由として、児童文学研究に対する社会の関心が低かったことを理由として挙げている<sup>2)</sup>。

吉田健一は、ワイルドをイギリス近代文学の祖としている<sup>3)</sup>。喜劇と『ドリアン・ 그레이の肖像』(*The Picture of Dorian Gray*, 1890)、『アーサー・サビル卿の犯罪』(*Lord Arthur Savile's Crime and Other Stories*, 1891)、『獄中記』(*The Profundis*, 1905)、『サロメ』(*Salomé*, 1893)、『レディング牢獄の唄』(*The Ballad of Reading Gaol*, 1898) をワイルドの代表作として挙げ、「彼の仕事で一般に知られているのは、大体その辺の所だろうか<sup>4)</sup>」として、童話は挙げていない。この一文は 1958 年に刊行された吉田の『英国の文学の横道』に記されており、唯美主義的な小説や戯曲がワイルドの代表作であると日本でも長年考えられてきたことが読み取れる。大野成司は、ワイルドの童話が多く読者に親しまれている一方、研究対象として補足的にしか言及されていないのが実情だと指摘している。「童話というジャンルゆえに著作全体のなかではどうしても二義的に考えられてしまう」ことと、「警句をちりばめて人をけむに巻くような評論や皮肉のきいた劇の世界、ひいてはワイルドの実人生と童話そのものがあまりにもかけ離れているように見え、研究対象として扱いにくいかもしれない<sup>5)</sup>」と考えられる理由を述べている。

このため、キリスト教を讃えるワイルドの童話が

研究されることがあまりなかったと考えられる。

## 2. 〈キリスト教文学〉の定義

「キリスト教文学」という言葉を用いる時、その意味を定義する必要がある。聖書的題材を扱う文学を指す場合や、キリスト教徒が書いた文学を指す場合など、書き手や読み手によって、定義が異なるからである。

定義の傾向として、作者がキリスト教徒であるかどうかを問う主体論のものと、キリスト教的主題を扱っているかどうかを問う素材論のものと、大きく二種類ある。また、後者の場合、キリスト教への直接的言及か間接的言及かという区別もされている。年代順に複数の先行研究を引用し、〈キリスト教文学〉の定義の実情を見ていく。

### 2.1. シャルル・デュ・ボスの定義 (1933)

批評家のシャルル・デュ・ボス (Charles Du Bos, 1882-1939) は、『フランソワ・モーリヤックとカトリック作家の問題』(*François Mauriac et le problème du romancier catholique*, 1945) で、「作家」と「カトリック作家」との違いについて述べている。両者の間で集めるべき素材や再現すべき真実に違いはないとしつつ、作品の描き方に違いがあるとしている。

カトリック作家にとって、神の恩寵の働きによって、自分の不透明性を失うような信仰を生きていなければならない、それを通じて作品の人間の真実を表現できるとデュ・ボスは指摘している<sup>6)</sup>。カトリック作家が宗教的な素材を扱わない場合があるとしても、作品の描き方は、神の影響によるものだとデュ・ボスは考えていたと読み取れる。

### 2.2. T.S. エリオットの定義 (1935)

詩人の T. S. エリオット (T. S. Eliot, 1888-1965) は『宗教と文学』(*Religion and Literature*, 1935) において、宗教と文学の関係として三つ挙げている。第一に欽定訳聖書や、ジェレミー・テイラーの作品を文学と看做すように、歴史文学や科学文学と同列のものとする、第二に「宗教的」或いは「敬神的」

<sup>1)</sup> Killeen, Jarlath. *The Fairy Tales of Oscar Wilde*. Surrey: Ashgate Publishing. 2007., p.1

<sup>2)</sup> Markey, Anne. *Oscar Wilde's Fairy Tales: Origins and Contexts*. County Kildare: Irish Academic Press, 2015, p.1

<sup>3)</sup> 吉田健一『英国の近代文学』岩波文庫 1959, p.9

<sup>4)</sup> 吉田健一『英国の文学の横道』講談社文芸文庫, 1992, p.161

<sup>5)</sup> 大野成司「ワイルド文学の源流としての童話作品」神奈川大学大学院言語と文化論集 6 号、2000、p.88

<sup>6)</sup> 聖心女子大学キリスト教文化研究所 編『宗教文学の可能性』春秋社、2001、pp.207-208

と呼ばれている詩の中に見いだすように題材として扱っているもの、第三に宗教的活動を推進しようと切に望んでいる人々の文学作品であるとしている<sup>7)</sup>。しかしエリオットは、そうした意識的な宗教性を帯びた文学ではなく、無意識的な宗教性を帯びた文学を求めていると述べている。

これらは宗教と文学の関係を述べたものであるが、一つの参考になる。

### 2.3. ハインリッヒ・ベルの定義 (1960)

作家のハインリッヒ・ベル (Heinrich Theodor Böll, 1917 - 1985) は、「キリスト教的文体とか、キリスト教的小説とかいうものは存在しない。存在するのはものを書くキリスト者である<sup>8)</sup>」と述べている。同様の立場をとる者も多く、佐古純一郎も「主体論という限り、『キリスト教文学』とは『キリスト者の文学』といってよいのではないのでしょうか<sup>9)</sup>」と定義している。

### 2.4. 佐藤泰正の定義 (1968)

佐藤泰正はキリスト教文学の明確な定義を示していないが、「今日我々の前には、未だ『文学と宗教』という課題に対する、いかなる方法論も確立していないかに見える<sup>10)</sup>」と述べている。佐藤にとって、宗教と文学とのかかわりとは、「常に二元にして一元の問題」として、宗教と文学、キリスト教と仏教など、単一の図式では語るができないという、日本文学者の立場からキリスト教文学を論じている<sup>11)</sup>。「〈キリスト教文学の可能性〉なるものもまた、彼がキリスト者であるか否かではない<sup>12)</sup>」という佐藤の発言は、キリスト教が多数派ではない日本でキリスト教文学を語ることの難しさを示している。

### 2.5. リーランド・ライケンの定義 (1998)

リーランド・ライケン (Leland Ryken, 1942- ) は、文学を含む芸術の中にキリスト教教理を題材としたものを、「キリスト教芸術」と定義している。そのうえで、「宗教芸術」と「キリスト教芸術」を区別している。芸術における聖なるものをみつけることがキリスト教芸術なのではなく、キリスト教特有のものをみつけることだとし、キリスト教が宗教のうちの一つであるということ課題提起している<sup>13)</sup>。

また、ライケンはキリスト教芸術の三つの段階を定義している。芸術がキリスト教とかわる際、第一段階とはキリスト教へ言及する場合、第二段階とは作者がキリスト教的価値や見方を示す場合、最終段階とはキリスト教の見方を示す場合とし、段階が進むほど定義は狭くなっている<sup>14)</sup>。ライケンは最終段階をキリスト教芸術と定義している。

### 2.6. 小玉晃一の定義 (2002)

小玉晃一は、「〈キリスト教文学〉とは、クリスチャンの文学者によって書かれた作品、あるいは作中でキリスト教が何らかの形で重要な役割を果たしている文学作品<sup>15)</sup>」と定義し、主体論と素材論のいずれも可能であるとしている。

### 2.7. 山形和美的定義 (2003)

山形和美は日沼倫太郎の言葉を引用して、〈キリスト教文学〉と〈キリスト教的文学〉の言葉の難しさを述べている<sup>16)</sup>。それぞれの定義を明確には示していないが、山形はキリスト教徒の書いた文学を議論の出発点としている。

### 2.8. 高柳俊一の定義 (2009)

高柳俊一は、「過去二百年、つまりヴィクトリア朝文学から二十世紀文学までの期間に限るならば、キリスト教文学とはキリスト教信仰をもち、積極的に

<sup>7)</sup> T. S. エリオット (白井善隆 訳) 『エリオット評論選集』早稲田大学出版部、2001、pp.59-62

<sup>8)</sup> 横塚祥隆「キリスト教文学に関する一考察—ル・フォールとランゲッサ—」成城文芸 49 号、1968、p.101

<sup>9)</sup> 佐古純一郎『キリスト教と文学』新教出版社、1965、p.12

<sup>10)</sup> 佐藤泰正『文学と宗教の間』創文社、1968、p.297

<sup>11)</sup> 佐藤泰正『文学と宗教の間』創文社、1968、pp.296-297

<sup>12)</sup> 佐藤泰正「キリスト教文学の可能性—ひらかれた文学と宗教を求めて」『キリスト教文学研究』29、日本キリスト教文学会、2012、p.2

<sup>13)</sup> リーランド・ライケン (新井明監 訳) 『聖書の視座から人間の経験をよむ』すく書房、1998、p.301

<sup>14)</sup> リーランド・ライケン (新井明監 訳) 『聖書の視座から人間の経験をよむ』すく書房、pp.302-306

<sup>15)</sup> 安藤敏隆・吉海直人・杉野徹 編『キリスト教文学を学ぶ人のために』世界思想社、2002、p.19

<sup>16)</sup> 山形和美「文学とキリスト教」『キリスト教文学研究』20、日本キリスト教文学会、2003、p.29

かかわった作家・詩人の作品である、と規定することも可能<sup>17)</sup>」と定義している。19 世紀後半から 20 世紀にかけて、キリスト教に反対したり無関心・中立的に書かれたりした作品であっても、キリスト教や聖書の影響が残されていると指摘している<sup>18)</sup>。

## 2.9. 兒玉實英の定義 (2009)

兒玉實英は、キリスト教文学の定義を提示していないが、「キリスト教と文学とのかかわりは、四つの型 (パターン) に分類できる<sup>19)</sup>」とし、それらを以下の切り口でまとめている。

- ① 聖書の題材を用い、宗教的感動をともなう作品
- ② 聖書の題材を用いるが、宗教的感動をともなわない作品
- ③ 世俗的題材を扱うが、宗教的感動をともなう作品
- ④ 世俗的題材を扱い、宗教的感動をともなわない品

「宗教的感動」とは、「改心、新生、信徒の交わりと恋愛、別れ、隣人愛、祈り、啓示、迫害、罪の許し、などに伴う宗教的感情<sup>20)</sup>」に起因する感動であると兒玉は定義している。①はミルトンの『失樂園』や湯浅半月の『十二の石塚』、③はディケンズの『クリスマス・キャロル』であり、④はほとんどの文学作品がこれに属すと兒玉は指摘している。重要な論点として、②について「たとえば、オスカー・ワイルドの『サロメ』がこれにあたる」と述べる一方、③について「ふしぎなことに、『サロメ』を書いたワイルドも、この分野に属す『幸福な王子』などを書いている<sup>21)</sup>」と述べている。また、キリスト教文学は、①と③を指すと兒玉は定義している<sup>22)</sup>。兒玉の定義では、①と③や、③と④の組み合わせは考えられるが、②と③を同じ作家が書くというのは、あまりな

いということが読み取れる。唯美主義の旗手であったワイルドがキリスト教徒としての面を持っていたという二律背反を兒玉は指摘し、『サロメ』の退廃的な印象に隠れて、ワイルドの童話における宗教的感動が従来あまり論じられてこなかったことがわかる。しかし、『サロメ』は、宗教的感動は伴わないが、神の前の人間の小ささや愚かさを描いているという点では、宗教的感情を描いていると考えることもできる。

兒玉がこの分類を提示する以前に、佐古は②に類する作品について言及している。石川淳の作品を例にとり、聖書の題材を巧みに取入れていても、キリスト教文学とは呼べないことから、素材論でのキリスト教文学の定義の難しさを指摘している<sup>23)</sup>。

これまで〈キリスト教文学〉の複数の定義を列挙してきたが、「作者がキリスト教徒であるものをキリスト教文学とする」ものについては、定義が広すぎるという印象を筆者は受ける。キリスト教徒がキリスト教を扱わない文学を書くことがありうる一方、非キリスト教徒がキリスト教を扱う文学を書くこともありうる。また、欧米文化がキリスト教とともに発展してきた以上、欧米文学はキリスト教の影響とは無縁ではありえない。しかし、キリスト教の影響を受けた文学をキリスト教文学と定義してしまうと、キリスト教文学と西洋文学とを区別することが難しくなる。また、キリスト教が普遍的な存在ではない日本においては、作者の信仰と文学とを区分して考える必要がある。

筆者はエリオットの第二段階(「宗教的」或いは「敬神的」と呼ばれている詩の中に見いだすように題材として扱っているもの)に共感する。キリスト教布教を目的とせずとも、キリスト教的題材を扱う場合において、読者に宗教的感動を与えることが可能だと筆者は考える。

## 3. キリスト教文学の要素

「わがままな大男」におけるキリスト教に関わる明示的な描写の他、「幸福な王子」や「星の子」の結

<sup>17)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学』創文社、2009、p.7

<sup>18)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学』創文社、2009、p.6

<sup>19)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学』創文社、2009、p.114

<sup>20)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学』創文社、2009、p.122

<sup>21)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学』創文社、2009、p.114

<sup>22)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学』創文社、2009、p.122

<sup>23)</sup> 佐古純一郎『キリスト教と文学』p.12

末における神による救済など、ワイルドの童話ではキリスト教的価値観が描かれている。しかし、キリスト教と文学の関係を論じた研究書で取り上げられることはあまりなく、唯美主義作家として論じられることの方が多い。

そこで、先行研究を参照しつつ、ワイルドの童話のキリスト教文学としての一面について検証していく。

### 3.1. 神についての態度

キリスト教文学において、神についての態度や姿勢が重要となる。山田正章は、ワイルドの『獄中記』をキリスト教文学として取り上げつつも、ワイルドの信仰に疑問を呈している。

ワイルドが獄中であって、キリストに救いの手を求めたことは紛れもない事実だが、出獄後、前非を悔い、僧院での修道生活を思い立つならともかく、芸術家としての社会復帰を望むなら（R・ロスへの手紙、一八九六・三・一〇参照）、それなりの都合がある。そして、その都合に合わせて、ワイルドはキリストを想起したまでの話である。<sup>24)</sup>

『獄中記』は投獄中にワイルドが執筆した書簡集であり、深い悔恨と達観した境地在り述べられている。『獄中記』において、破滅へと追いやられた自分の立場をキリストの受難に、ワイルドは何度となく喩えている。だが、獄中でキリストに救いを求めたワイルドは、出獄後に自堕落な生活に戻ってしまっている。ワイルドは出獄後にイエズス会に入信しようとしたが、それは世間からの非難と借金から逃避するためのものであり、宗教的な理由ではなかったと言われている<sup>25)</sup>。『獄中記』でのキリスト教信仰は本心からのものと考えられるが、それが永続的なものだったのかどうかは疑問が残る。しかし、『獄中記』と同様、童話においてもワイルドはキリスト教を賛

美している。悲劇的な結末の多いワイルドの童話だが、神が登場する作品では、最後に必ず神が主人公を救済する。『幸福な王子そのほか』においても、『ざくろの家』においても、共通していることから、神の偉大さを称賛することが、ワイルドの意図したことの一つであったのだろう。

唯美主義を信奉し、享樂的な生活をおくったワイルドの信仰の真偽については、いまだ結論は出ていない。少年時代の洗礼、売れない作家時代の童話、獄中での悔恨、死に臨んでの改宗という具合に、苦境や弱い立場の時にキリスト教に接近している<sup>26)</sup>。一方、作家としての名声を手に入れた時代には、唯美主義的な小説や戯曲のみを著している。ワイルドの二律背反の言動から、キリスト教に対する本心をどう読み取るのかは、現在も議論が行われている。

### 3.2. 芸術と道徳

山形は信仰について、芸術家としての行為と人間としての行為とを区別している。「もし芸術家がなによりも神を愛することがあるとすれば、自分が一人の人間であるかぎりにおいてそうするものであって、一人の芸術家であるかぎりにおいてそうするのではないのである<sup>27)</sup>」としている。同様に、芸術的価値と道徳的価値を区別しており、「芸術的価値と道徳的価値はそれぞれ違う二つの領域に属する。芸術的価値は作品に関わり、道徳的価値は人間に関わる<sup>28)</sup>」と指摘している。

ワイルドは複数の著作で、唯美主義や反道徳について語っている。「美しい不実なものを語るこそ、「藝術」の本来の目的である<sup>29)</sup>」と論じる「嘘の衰退」(‘The Decay of Lying’) や、「あらゆる藝術は不道徳なのだ<sup>30)</sup>」と論じる「芸術家としての批評家」(‘The Critic as Artist’) など、その傾向が批評におい

<sup>26)</sup> Tucker, Jeffery A. ‘Oscar Wilde, Roman Catholic’  
<http://www.catholiceducation.org/en/culture/literature/oscar-wilde-roman-catholic.html>

(閲覧日: 2015 年 8 月 19 日)

<sup>27)</sup> 山形和美 編『新しきミュージック』新教出版社、1987、p.66

<sup>28)</sup> 佐藤泰正『文学と宗教の間』創文社、1968、pp.62

<sup>29)</sup> オスカー・ワイルド(西村孝次 訳)『オスカー・ワイルド全集 第4巻』青土社、1980、p.49

<sup>30)</sup> オスカー・ワイルド(西村孝次 訳)『オスカー・ワイルド全集 第4巻』青土社、1980、pp.133

<sup>24)</sup> 安森敏隆・吉海直人・杉野徹 編『キリスト教文学を学ぶ人のために』p.208

<sup>25)</sup> 宮崎かすみ『オスカー・ワイルド―「犯罪者」にして芸術家』中公新書、2013、p.216



て顕著に現れている。これらはワイルドの代表作とされている『ドリアン・グレイの肖像』の序文と共通する内容でもあり、ワイルドのイメージを決定づけるものだと考えられる。

道徳や信仰を説く美しい童話を著しつつ、背徳的で芸術至上主義の『サロメ』や『ドリアン・グレイの肖像』を著したワイルドは二律背反であった。こうした人間の矛盾や二面性はワイルドの作品においてはたびたび主題となっており、「漁師とその魂」における肉体と心と魂の分離や、『ドリアン・グレイの肖像』におけるドリアンと肖像画の相関などが代表例である。

### 3.3. 芸術と宗教

石浜弘道は、耽美主義（唯美主義）と宗教との違いを以下のように指摘している。

芸術には想像によって造り出されたいわば演技された自己完結性というものがあります。完結状態にあるということは芸術のもつ偉大さであり、芸術の与える喜びですが、同時にまた危険です。その危険は想像上の完結さが真の完結さと混同されるところにあるのです。こうなると芸術は宗教に取って代わるものになります。そこで人は、芸術が与えることの不可能な真の高揚、真の完全さ、真の救いを芸術のうちに求めるようになります。これが耽美主義です<sup>31)</sup>

ワイルドと同時代を生きたイギリスの詩人・批評家であるマシュー・アーノルド（Matthew Arnold, 1822-1888）は、「宗教がもはや人々の将来を導くものではなく、詩がそれに取って代わった<sup>32)</sup>」と論じた。ヴィクトリア時代では科学が隆盛であり、科学と両立するのは宗教ではなく文学であるとアーノルドは問題提起した。文化（理性）の中に科学（知性）、道徳（意志）、芸術（感情）があり、人間の世界・文化とは本質的に異なるものとして宗教（霊性）があ

ると石浜は定義している<sup>33)</sup>。文化（理性）の中に科学と芸術が含まれていることから、文化（理性）が絶対的な価値観を持つ時代ではアーノルドの論は有力であったと考えられる。しかし、「宗教はこの世の価値基準では測ることのできない、いわば超越的な価値の世界<sup>34)</sup>」と石浜は言っており、ワイルドの実人生や童話の結末において、ワイルドが宗教に救済を求めたことが見て取れる。

唯美主義者であったワイルドは、投獄され全てを失った後、キリスト教に救いを求め、死の前日にカトリックに改宗した。石浜が指摘するように、芸術は宗教と異なり、真の救済をワイルドにもたらさなかったと考えられる。「若い王」や「星の子」の結末において、神の奇跡が描かれている。「若い王」では、快樂主義者であった若い王が悔い改めて神に祝福され、「星の子」では、美しい外見と残酷な心を持つ星の子が、罰を受けて醜い外見となり、最後に神の赦しで美しく変貌する描写がある。快樂や外見の美しさよりも、信仰や奇跡の偉大さをワイルドは大切にしていたと言える。

### 3.4. キリスト教文学の総括

〈キリスト教文学〉の定義の章で論じたように、聖書の題材を扱っていなかったり、作者が敬虔なキリスト教徒でなかったりしても、キリスト教的なものの見方を提示した文学は、キリスト教文学であると筆者は考える。『サロメ』は聖書の題材を扱っているが、退廃的な内容で、キリスト教的なものの見方は示していない。一方、「幸福な王子」で示された神による救済や、「わがままな大男」で描かれたキリストを連想させる傷跡を持つ少年と天国への導きは、キリスト教的なものの見方である。

石浜が指摘するように芸術が神にとってかわろうとするのが唯美主義であるが、唯美主義者として名声を得たワイルドのイメージと、キリスト教的価値観とは結びつきにくい。童話の中でも、「幸福な王子」や「わがままな大男」の結末では、神による救済が描かれ、読者に宗教的感動を与える一方、「忠実な友達」や「すばらしいロケット」、「王女の誕生日」で

<sup>31)</sup> 石浜弘道 編著『芸術と宗教』北樹出版、2008、p.37

<sup>32)</sup> 高柳俊一『英文学とキリスト教文学—長崎純心レクチャーズ第12回』創文社、2009、p.7

<sup>33)</sup> 石浜弘道 編著『芸術と宗教』、p.4

<sup>34)</sup> 石浜弘道 編著『芸術と宗教』、p.4

は神は描かれず、人間の醜い自我と残酷な結末のみが描かれている。また、童話以外の作品、特に代表作とされる小説や戯曲では敬神的な描写はあまり描かれていない。それゆえ、ワイルド作品のキリスト教文学としての面は研究されることが少なかったものと考えられる。

#### 4. 〈児童文学〉の定義

子どものための本ということであれば、児童文学や童話、フェアリー・テール、ファンタジーなど、複数の言葉が思い浮かぶ。

児童文学とは、子どものために書かれた文学、あるいは子どもが読む文学という意味で使われている場合が多い。複数の先行研究を参照し、〈児童文学〉の定義を年代順に確認する。

##### 4.1. 吉田新一の定義 (1987)

吉田新一は、文学形式として、子どものための文学という独立の一分野が存在することを認めつつ、文学に初めから子どもと大人を区別すべきではないという考えを示している<sup>35)</sup>。児童文学を成人が読んで感動する理由は、児童文学はなにより文学であり、そこには普遍的な楽しみが存在するからであるとしている。「子どものため」という言葉の具体的な定義が書かれていないが、「子どもを読者と想定して書いた」という意味合いで使われている。

##### 4.2. 三宅興子の定義 (1993)

三宅興子は、児童文学の定義を示していないが、「児童文学史」を考える場合の複数の観点を提示している。文学としての価値を第一義においた歴史、子ども読者が要求するものを提供してきた歴史、子どもの成長に役立つことを中心にする考え方という、三つの観点である<sup>36)</sup>。児童文学と呼ぶには、これらの条件を全て満たさなければならないわけではなく、それぞれの観点や定義で児童文学と呼ぶことができると考えられる。

##### 4.3. 谷本誠剛の定義 (1998)

谷本誠剛は、児童文学を子どものために書かれた本だとしつつ、「子どものために」ということはそう簡単なことではないと問題提起している。「直接子どもの心に語りかけることがきっかけで生れた作品」もあれば、「大人のために書いたものが、これは児童文学だということこちらのジャンルにまわってきたものもある<sup>37)</sup>」と谷本は指摘し、前者の例としてルイス・キャロルの『不思議の国のアリス』、後者の例としてマーク・トウェインの『トム・ソーヤの冒険』を挙げている。

また、谷本は「児童文学の発生時においては人びとの生き方に関するキリスト教の立場からする道徳的規範であり、そこでは物語はいわばキリスト教のメッセージを例証するためにあったと言える<sup>38)</sup>」と述べ、児童文学がキリスト教を伝えるためのメディアとしての側面があったとしている。

##### 4.4. 神宮輝夫の定義 (2001)

児童文学者の神宮輝夫は、児童文学には複数の種類があると述べている。童話は児童文学のジャンルの一つであり、純創作の文学作品としている。児童文学は創作文学であるが、神話や伝説の再話など、童話よりも定義が広い。

大人が子供をおもな読者と想定して創作した文学。形式上、絵本、童話、小説、童謡、詩、戯曲などの純創作に、神話、伝説、昔話などの再話、『ロビンソン・クルーソー』のような本来大人の文学で子供によってこの分野に含まれたものの再話や、広く知識の本までをも含む<sup>39)</sup>。

それに加えて、フェアリー・テールとファンタジーの違いについて、マージェリー・フィッシャーの言葉を引用しつつ神宮は次のように解説している。フェアリー・テールが公認された魔法の世界である

<sup>35)</sup> 吉田新一 編『ジャンルテーマ別 英米児童文学』中教出版、1987、p.7

<sup>36)</sup> 三宅興子『イギリス児童文学論』翰林書房、1993、pp.7-8

<sup>37)</sup> 谷本誠剛『児童文学入門』研究社出版、1995、pp.2-3

<sup>38)</sup> 日本イギリス児童文学学会 編『英米児童文学ガイド』研究社出版、2001、p.6

<sup>39)</sup> 『日本大百科全書 第7巻』小学館、2001、p.79

のに対して、ファンタジーはすでに知られているものや場面をつかって、好みのままに改変するものであるという違いがある<sup>40</sup>。この違いは他の先行研究において厳密に用いられるとは限らないが、ファンタジーを「各時代の今日的諸問題にはじまる、さまざまな生きた事象を表現する一方法<sup>41</sup>」であると、神宮は注目すべき指摘をしている。ワイルドの童話は、ヴィクトリア時代を舞台とした現実味のあるファンタジーと分類できる。例として、「忠実な友達」は、語り手が動物であることを除けば、現実にも起こっても不思議のない出来事を描いている。盲目的な友情に従い命を落とすハンスの無知や、金銭のためにハンスを利用する粉屋の営利主義など、ヴィクトリア時代の風習や通念を批判している。

#### 4.5. L. H. スミスの定義 (2008)

L. H. スミスは、児童文学とは子どものために書かれた文学であるとしつつ、「子どものために書かれた本がすべて、かならずしも文学ではない」ということと、「こういうものが子どもの本だとおとなの考えることが、いつも子どもの考えと一致するものではない<sup>42</sup>」と発言している。文学として価値のあるものということがスミスの論点である。

筆者は神宮輝夫の定義に従いたい。文学的価値があることを前提としつつ、子どもを主な読者とした創作物語を児童文学ととらえたい。

児童文学と童話の違いは何かという点について、『ブリタニカ国際大百科事典』で定義されている。児童文学は以下のように記述がある。

子供を読者対象とする文学の総称。形式的に大別して (1) 絵本, (2) 童話, (3) ファンタジー, (4) 小説, (5) 童謡, 詩, (6) 戯曲などに分類される<sup>43</sup>

一方、童話を、以下のように説明している。

児童文学の一ジャンル。主として幼年者を対象とした「お話」。またドイツ語のメルヘン Märchen の訳語にあて、空想的な物語をさす<sup>44</sup>

『ブリタニカ国際大百科事典』も神宮と同様、童話は児童文学のジャンルの一つであるとしている<sup>45</sup>。「広義の童話」として、児童文学の別称とされていた時代もあったとする説もあるが<sup>46</sup>、本稿では『ブリタニカ国際大百科事典』の定義を採用し、論を進める。

### 5. 児童文学の要素

ワイルドの童話は、『妖精文庫シリーズ』のような児童文学集に収録されることが多い一方、児童文学論として取り上げられることはあまりなかった。多くの先行研究で取り上げられているルイス・キャロルやジョージ・マクドナルドとは対照的である。

先行研究において、児童文学が備えている要素を踏まえた上で、ワイルドの童話の特異な点を確認する。

#### 5.1. 物語の結末

谷本誠剛は、児童文学の多くはハッピーエンドで終わるものだとしている。「昔話や児童文学の物語は、最終的にはきまって無垢で善意なものが勝利するものであり、そこには J. R. R. トールキンの言う「ハッピーエンドの慰め」がある<sup>47</sup>」と述べている。

ワイルドの童話では、主人公の死や俗物が裁かれない結末など、谷本の定義する児童文学からは外れている。「ナイチンゲールとばらの花」、「忠実な友達」のように俗物に利用された無垢で善意な者の死や、「幸福な王子」や「漁師とその魂」のように、最後は神に救済されるものの、現世では俗物に敗北する作品がある。「若い王」以外の全ての童話で、主人公

<sup>40</sup> 神宮輝夫『童話への招待』日本放送出版協会、1970、pp.89-90

<sup>41</sup> 神宮輝夫『童話への招待』日本放送出版協会、1970、p.90

<sup>42</sup> L. H. スミス(石井桃子・瀬田貞二・渡辺茂男 訳)『児童文学論』岩波書店、2008、p.10

<sup>43</sup> 『ブリタニカ国際大百科事典小項目版 2015 DVD-ROM』ブリタニカ・ジャパン、2015

<sup>44</sup> 『ブリタニカ国際大百科事典小項目版 2015 DVD-ROM』ブリタニカ・ジャパン、2015

<sup>45</sup> 『日本大百科全書』の児童文学と童話の定義は、神宮が持論を記載したものである。

<sup>46</sup> 吉田新一『イギリス児童文学論』中教出版、1978、p.57

<sup>47</sup> 日本イギリス児童文学学会 編『英米児童文学ガイド』p.3

が死ぬという結末であり、悲劇的な内容である。

## 5.2. 無垢なる者

谷本が述べるように、児童文学の主人公は無垢で善なる者が主人公である場合が多い。フレッド・イングリスは無垢と無知は相関するものであるが、無垢は必ずしも悪徳ではないとしている。「無垢はいくらも無知に通じている。知恵の実を食べたあと、アダムとイヴはエデンの園から追放された。だが無知は無垢が正しく働くための単なる条件である<sup>48)</sup>」という具合に、無垢であることは人間の可能性の一つであると述べている。その一方で、「無垢という言葉が表すのは、心と関心の持続的な純粋さである。それは無知であるがために、危険と悪を見落とすかも知れないが、不誠実ではあり得ない。無垢はただちに豊かな特性ではないが、その素地である<sup>49)</sup>」とし、無垢と経験と道徳の関係を論じている。

ワイルドの童話では、「王女の誕生日」の中で無垢と無知が描かれている。12歳の王女は無垢ではあるが、他者と自分の所有物の区別がついていないことや、死が残酷なものであることを理解していない無知な少女として描かれている。「幸福な王子」、「わがままな大男」、「ナイチンゲールとばらの花」、「忠実な友」、「星の子」では、無垢なる者の死と、死による現実からの救済を描いている。こうした作品における無垢な者は、死という自己犠牲によって、「完全な精神的純潔の成就<sup>50)</sup>」をとげている。これらは子どもが読むには無情な物語であり、ワイルドの童話が、典型的な児童文学としては分類されにくい理由の一つであると考えられる。また、主人公が無垢なる者とは限らないのも、ワイルドの童話の特徴である。

## 5.3. 世相の反映

児童文学は教訓物語をはじめとして、世相を反映したものが多く。「いつの時代にも、子どもの本は、

その時代の風潮を色濃く反映する。特に、大人に認知された子どもの本、つまり、大人が子どもに読ませたいと強く願って作られたものには、その傾向が著しい<sup>51)</sup>」と三宅は述べている。

ワイルドの童話はヴィクトリア時代の世相批判の意味合いが込められた作品が多く、三宅の意見と一致する。「幸福な王子」で金銭的な価値のみを尊重する営利主義的な政治家や、「忠実な友達」でハンスを利用して殺してしまう粉屋、「若い王」で弱者への共感は無意味だと主張する司教、「漁師とその魂」において精神主義を主張する神父などがあてはまる。

児童文学が世相を反映することについて三宅は、「宗教が人々の暮らしに密着し、不可欠なものであった時代の子どもの本には、必然的に宗教が前面に出ているというわけである<sup>52)</sup>」としている。宗教が前面に出る時代の一つとして三宅はヴィクトリア時代を挙げており、ワイルドが「わがままな大男」や「王女の誕生日」で行ったプロテスタント批判<sup>53)</sup>とも合致する見解である。

## 5.4. 子どもへのメッセージ

児童文学は子どものために書かれたものであることから、備えられたメッセージが重要となる。谷本誠剛は、子どもにとって理解できるメッセージであるかどうかを論点にしている。

「イギリス 19 世紀末の唯美主義作家ワイルド Oscar Wilde (1854-1900) のフェアリー・テールズ<sup>54)</sup>の知名度は、わが国においてもきわめて高い。しかしそれがどこまで児童文学かということになると疑問のあるところだろう<sup>55)</sup>」という具合に、ワイルドの童話を単純に分類することの難しさを谷本は指摘している。

イギリスのアンデルセンといわれるワイルドの童話は、もとより十分に子どもの心に訴えるものであるが、しかしその高度に洗練された詩

<sup>48)</sup> フレッド・イングリス(中村ちよ・北條文緒 訳)『幸福の約束—イギリス児童文学の伝統』紀伊國屋書店、1990、p.436

<sup>49)</sup> フレッド・イングリス(中村ちよ・北條文緒 訳)『幸福の約束—イギリス児童文学の伝統』紀伊國屋書店、1990、p.437

<sup>50)</sup> オスカー・ワイルド(西村孝次 訳)『オスカー・ワイルド全集第3巻』青土社、1980、p.417

<sup>51)</sup> 三宅興子『イギリス児童文学論』、p.277

<sup>52)</sup> 三宅興子『イギリス児童文学論』、p.277

<sup>53)</sup> 山田勝『世紀末とダンディズム』創元社、1981、p.261

<sup>54)</sup> ここで言うフェアリー・テールズは、神宮の定義とは異なり、童話という意味で使われていると考えられる。

<sup>55)</sup> 高杉一郎 編『英米児童文学論』中教出版、1977、p.78

的な文体の味わいを、そこにこめられたアレゴリーの意味や皮肉とともに受け取れるのは、やはり成熟した読者だろうと思われる。ただもとよりこのことは幼い二人の息子のために書いたワイルドの作品の児童文学たることまでを否定するものではない。<sup>56)</sup>

ワイルドの童話は、子どもだけを対象に書かれたものではなかった。そのため、子どもに理解しやすいレトリックやメタファーを必ずしも使っておらず、大人でなければ理解できない性質の物語が多い。日本で絵本として出版されている「幸福な王子<sup>57)</sup>」や「わがままな大男<sup>58)</sup>」、「星の子<sup>59)</sup>」などは、物語の美しさゆえに子どもにも感動を与えるものだが、ワイルドの意図したキリスト教賛美や世相批判という根底にあるメッセージは、子どもには伝わりづらい。一方、谷本は別の著作で、「わがままな大男」について肯定的に言及している。

同じ童話集のほかの作品とちがって、人間の醜さを風刺的に暴露することのない作品は、どこまでも美しい話となっている。語り口もごく平明だが、しかしここぞというところでは、‘casement’といった詩語を用いている。視覚的に美しい作品のリズム構造もみごとである。また作品は「幸せに遊ぶ子どもたちのところに、しかし巨人がもどってくる」という出だしからはじめて、たえず劇的反転を伴って進行している。さまざまな視点からして、これは秀れたフェアリー・テールズといえるのである<sup>60)</sup>

ワイルドの童話の多くは、世相批判やキリスト教賛美のような隠れたメッセージや皮肉、装飾的で美しい文章など、子どもが容易に理解できるものではない。そのような作品に批判的な谷本であるが、「わがままな大男」のような美しく、平易なものについては高く評価している。子どもに伝わるメッセージ

を備えた作品がすぐれた児童文学だと谷本は指摘している。

### 5.5. 児童書を書く方法

「子どものための本を書く人々が仕事に取り組むにあたっては、三つの方法がある<sup>61)</sup>」と C. S. ルイス (C. S. Lewis, 1885-1951) は論じている。

- ① 子どもにその好むものを与える
- ② ある特定の子どもにおそらく即興で、じかに話して聞かせたものがもともとなっている
- ③ そういう書き方しかできない

ワイルドの場合、子どもが好むものを提供しているわけではないこと、子どもに聞かせたわけではないこと、童話以外の作品を多数著していることから、①から③まで全て当てはまらないと考えられる<sup>62)</sup>。

ワイルドは詩と批評で名声を得ることを望んでいたが、後年まで叶わなかった。『幸福な王子そのほか』が初めて人気を博した作品となったが、童話を書いた理由は今でも明確となっていない。オックスフォード大学モードリン・カレッジで古典を専攻したことに加え、神話や伝承について父 William の *Irish Popular Superstitions* (1852) と、母 Jane の *Ancient Legends, Mystic Charms and Superstitions of Ireland* (1888) と *Ancient Cures, Charms and Superstitions of Ireland* (1890) の出版が、動機となった可能性がある。Jane の著作については一冊目が『幸福な王子そのほか』と同年、二冊目が『ざくろの家』の前年に出版されている。

### 5.6. 対象読者

児童文学は子どものための本であり、大人のための本が子どものための本になった場合もあると、〈児童文学〉の定義の章で述べた。一方、童話は必ずしも子どもだけのものではないとルイスは発言している。「ファンタジーや神話は、ある読者にとってはあ

<sup>56)</sup> 高杉一郎 編『英米児童文学論』中教出版、1977、p.78

<sup>57)</sup> オスカー・ワイルド(清川あさみ 訳)『幸せな王子』リトルモア、2006

<sup>58)</sup> オスカー・ワイルド(北村太郎 訳)『わがままな大男』富山房、1987

<sup>59)</sup> オスカー・ワイルド(矢川澄子 訳)『星の子』ほるぷ出版、1981

<sup>60)</sup> 谷本誠剛『児童文学入門』p.35

<sup>61)</sup> C. S. ルイス(中村妙子 訳)『別世界にて』みすず書房、1991、pp.42-45

<sup>62)</sup> 全9編の童話のうち、「幸福な王子」については、ケンブリッジ大学の学生に即興で聞かせたものが作品のもともとなっている。

らゆる年齢において読むに堪える形式」であり、「正しく用いられ、然るべき読者にめぐり会うなら、それはあらゆる年齢の読者に対して同じ力をもつ<sup>63)</sup>」とルイスは指摘している。この一文は、複数の児童文学研究書で引用されており<sup>64)</sup>、童話は必ずしも子どものためだけの文学ではないとされている。

ワイルドの場合、子どもを対象読者としているだけでなく、世相批判やキリスト教的価値観など、子どもにはわからないメッセージをメタファーとして使い、大人も読者として考えていた。ワイルドは『幸福な王子そのほか』の対象読者について、書簡において以下のように述べている。

not for children, but for childlike people from eighteen to eighty<sup>65)</sup>

(子どもたちのためではなく、18 歳から 80 歳までの子供のような人々のため)

しかし別の書簡では、「子ども向けのもの<sup>66)</sup>」と述べており、ワイルドの発言は首尾一貫していない。

ところで、子どものために書いたものではない本が、児童文学として扱われている例は複数ある。『メアリー・ポピンズ』(Mary Poppins, 1934) の著者であるパメラ・トラバース (Pamela Lyndon Travers, 1899-1996) は、子どものために書いたのではない本が、子どものためにもあるという旨を、以下のように述べている。

わたし〔ママ〕は子どものために書いているのではない。ビアトリクス・ポターが<自分の楽しみに書いている>と言っているのはまさに真実で、人々が自分自身の楽しみに書くものには、ある特別の持ち味、内面的な自己満足の味わいがあるということに気づくであろう。子どものために書かれたものでない、そうした本を

子どもたちが盗みとって自分のものにしてしまう。本というのが専ら子どものためにあるのではなくて、子どものためにもあるのだ、と私〔ママ〕は思っている<sup>67)</sup>。

ワイルドは対象読者を変えながら童話を書いたとも考えられる。

## 5.7. 擬人法

アンデルセンやグリム兄弟の作品をはじめ、擬人法は、童話でよく使われる技法である。ルイスは、擬人法の効用について、以下のように述べている。自分が発表したい素材について、フェアリー・テールが理想的な形式であると、ルイスが判断した理由の一つである。

フェアリー・テールの中で人間以外の生き物——巨人や小人、ものをいう動物——が程度の差こそあれ、人間のように振る舞うということに関してです。私はこうした生き物の存在は少くとも（彼らの力と美の厳選はもっとほかにもいろいろあるかも知れませんが）小説以上に簡潔に人間の心理すなわち、性格のさまざまな型というものを伝達するすばらしい象形文字であり、それは小説という形式が到達しえないような読者にも理解されるのではないかと思います<sup>68)</sup>

ワイルドの童話では、全ての作品で擬人法が用いられている。「幸福な王子」や「ナイチンゲールとばらの花」では、利己的で俗悪な人間と、自らの命を犠牲にする動物の純粹さとが対照的に描かれている。「わがままな大男」では、庭に冬が居座り、大男の改心に伴い春が訪れる。しだいに開いていく大男の心のメタファーのように使われている。ルイスの指摘する「小説以上に簡潔に」、自己犠牲や憐憫の情を表現している。

<sup>63)</sup> C. S. ルイス(中村妙子 訳)『別世界にて』p.68

<sup>64)</sup> 吉田新一『イギリス児童文学論』p.58/日本イギリス児童文学会 編『英米児童文学ガイド』、p.3/吉田新一 編『ジャンルテーマ別 英米児童文学』p.8

<sup>65)</sup> Holland, Merlin. *Oscar Wilde: A Life in Letters*. New York: Carrol & Graf Publishers. 2007., p.108

<sup>66)</sup> Holland, Merlin. *Oscar Wilde: A Life in Letters*. New York: Carrol & Graf Publishers. 2007., pp.108-109

<sup>67)</sup> 吉田新一『イギリス児童文学論』p.59

<sup>68)</sup> C. S. ルイス(中村妙子 訳)『別世界にて』pp.50-51

### 5.8. 児童文学の総括

いわゆる児童文学の多くが迎える「無垢で善意なものが勝利するハッピーエンド」や、子ども向けメッセージを、ワイルドの童話は必ずしも備えていない。「王女の誕生日」では残忍な王女が無垢な侏儒を殺してしまったり、「忠実な友達」では無垢なハンスが友人に利用されて死んでしまったりする。無垢な者の死や、子どもの持つ残酷さが描かれている。また、児童文学は子どもが主人公である場合が多いが、ワイルドの童話でそれが当てはまるのは「星の子」しかない。無垢なる者の最期や、子どもの描き方が、一般的な児童文学とは異なっている。ワイルドの童話が児童文学論で取り上げられてこなかった理由の一つがここにあると筆者は考える。美しく簡素な内容ながら、9 編中 8 編が主人公の死という過酷な結末となっている。

その一方で、教訓や世相批判、擬人法、平易な文章のような児童文学の要素を備えている。谷本は美しい物語が子ども向きであり、人間の醜さを風刺したワイルドの童話は児童文学としてはふさわしくないように論じているが、皮肉や批判という形で三宅が言う世相を反映してもいる。

先行研究における児童文学の定義が複数あるように、児童文学の要素も複数ある。ワイルドの童話は児童文学の要素を備えている点もあれば、相反する点もある。このようなワイルドの矛盾や二律背反が、単純に児童文学として論じ難い点である。

### 結論

これまでの〈キリスト教文学〉と〈児童文学〉の議論に基づき、〈キリスト教児童文学〉を定義することを試みる。谷本は「児童文学の発生時においては人びとの生き方に関するキリスト教の立場からする道徳的規範であり、そこでは物語はいわばキリスト教のメッセージを例証するためにあったと言える<sup>69)</sup>」と述べ、児童文学がキリスト教を伝えるためのメディアとしての側面があったとしている。この両者の関係が深かったことから、キリスト教文学であり、かつ児童文学であるという作品が存在する

はずである。本稿では、この二つの要素を同時に持つものを、〈キリスト教児童文学〉と定義したい。これまでの論を踏まえて、〈キリスト教文学〉をエリオットの定義に、〈児童文学〉を神宮の定義に従うなら、〈キリスト教児童文学〉とは、「宗教的或いは敬神的題材を用いて、それを子どもに伝えるための創作物語」であると定義できる。

これに近い考え方を滑川道夫が示している。狭義には「神に仕えるキリスト教信者の祈りの文学」、広義には「キリスト教の精神、ヒューマニズムを基調とした児童文学<sup>70)</sup>」を提示しつつ、滑川自身は広義の〈キリスト教児童文学〉の定義に共感している。「キリスト教の信仰の有る無しに拘わらず、キリスト教への深い関心があれば、キリスト教児童文学を研究したり書いたりできる<sup>71)</sup>」と述べている。

本稿では、〈キリスト教文学〉と〈児童文学〉という定義と要素を通して、ワイルドの童話をそれぞれに分類することの可否を検証してきた。唯美主義や反道徳の側面が濃いワイルドの戯曲や小説と異なり、キリスト教賛美の描写や擬人法などが用いられたワイルドの童話は、ワイルド文学の中で特異な作品群である。また、キリスト教文学や児童文学の要素を備えつつも、皮肉屋のワイルドらしいやり方で、良き結末や無垢なる者の勝利などの一般的な技法を覆している。そのような点で、児童文学やキリスト教文学としても、ワイルドの童話は特異なものであると言える。

一方、ワイルドの童話の多くで、救済や天啓などのキリスト教的主題が描かれている。主人公の死を神が救済する「幸福な王子」や「わがままな大男」の結末は、読者に宗教的感動を与えるものであり、敬神的な創作物語である。従って、ワイルドの童話は、キリスト教児童文学であると言える。キリスト教文学としても、児童文学としても研究されることが少なかったワイルドの童話だが、それぞれの文学の要素と、キリスト教に対するワイルドの深い関心を含んでいる。機知に富んだワイルドの戯曲や退廃的な小説と同様、童話で描かれたキリスト教精神も、ワイルドの一面である。ワイルドの童話は、ワイル

<sup>69)</sup> 日本イギリス児童文学学会 編『英米児童文学ガイド』研究社出版、2001、p.6

<sup>70)</sup> 日本児童文学学会『日本のキリスト教児童文学』国土社、1995、p.8

<sup>71)</sup> 日本児童文学学会『日本のキリスト教児童文学』国土社、1995、pp.8-9

ドの二律背反と独創性、キリスト教徒としてのワイ  
ルド像を示す重要な作品であると考えられる。



『ライオンと魔女』のジェンダー・ロール  
—Non-Human Characters を中心に—

中嶋 千秋

日本大学大学院総合社会情報研究科

Gender Roles of Non-Human Characters in  
*The Lion, the Witch, and the Wardrobe*

NAKAJIMA Chiaki

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

*The Chronicles of Narnia* (1950-1956) which was written by C.S. Lewis (1897-1963), have been very popular among children all over the world for more than 60 years. One of the major features of the series is the presence of Non-Human Characters. Their behavior, especially their speech, reflects Lewis's sense of values he intended to convey to the children. In this article, gender roles of the Non-Human Characters in *The Lion, the Witch, and the Wardrobe*, the second book of *The Chronicle*, are mainly analyzed through their behavior in order to clarify Lewis' views of gender.

---

## 1. はじめに

C.S.ルイス(Clive Staples Lewis, 1898-1963)は現在の北アイルランド・ベルファスト出身の作家、文学史家、キリスト教弁証家である<sup>1</sup>。代表作のひとつである『ナルニア国年代記物語』(*The Chronicles of Narnia*, 1950-56) (全7巻)は、彼にとって唯一の児童向けファンタジー作品である。『ナルニア国年代記物語』は47言語に翻訳され<sup>2</sup>、本邦でも1966年に瀬田貞二訳で岩波書店より出版されて以来、現在まで版を重ねている<sup>3</sup>。また2005年以降、シリーズが映画化され、現在第4作目『銀のいす』(*The Silver Chair*, 1953)が製作中である<sup>4</sup>。このように、第1

巻<sup>5</sup>『ライオンと魔女』(*The Lion, the Witch and the Wardrobe*, 1950)の出版後60年を経て今なお世界中の子ども達に愛されている。

『ナルニア国年代記物語』は別世界物語であり、20世紀前半のイギリスに設定された現実世界と、別世界であるナルニア世界<sup>6</sup>とがパラレルワールドになっている。主に現実世界の少年少女たちが様々なきっかけでナルニア世界に入り込み、そして再び現実世界に戻って来る〈行きて帰りし物語〉が基本となっている<sup>7</sup>。ナルニア世界には多数のNon-Human Characters (以下NHCと記す)が生息しており、彼らの存在が『ナルニア国年代記物語』を魅力的にしている理由のひとつだと筆者は考える。

では、NHCとはどのような生き物であろうか。まず、ナルニア世界の住人は4つのカテゴリーに分類できる。すなわち

- ・人間
- ・通常の動植物

<sup>1</sup> 山形和美「C.S.ルイス—人と作品」山形和美、竹野一雄編『C.S.ルイス『ナルニア国年代記』読本』(増補改訂版、国研出版、1995年)、p.3

<sup>2</sup> GoodKnight, Glen H., Narnia Translations (Narnia Editions and Translations) ([http://inklingsfocus.com/translation\\_index.html](http://inklingsfocus.com/translation_index.html)) (2014年12月12日閲覧)

<sup>3</sup> 本稿での『ナルニア国年代記物語』の各巻の日本語タイトルは岩波書店版に準ずる。また、固有名詞の日本語表記は瀬田貞二訳に準ずるが、一部異なるものがある。

<sup>4</sup> DAVID MAGEE TO WRITE THE FOURTH NARNIA FILM: THE CHRONICLES OF NARNIA: THE SILVER CHAIR FOR THE MARK GORDON COMPANY AND THE C.S. LEWIS COMPANY (The Chronicles of Narnia Official Website) (<https://www.narnia.com/uk/news-extras/narnia-news>) (2014年12月12日閲覧)

<sup>5</sup> 出版順。年代記の時系列順では第2巻に当たる。

<sup>6</sup> 本稿での〈ナルニア〉表記は、『ナルニア』は『ナルニア国年代記物語』を指し、この作品に登場する別世界を〈ナルニア世界〉、ナルニア世界にある国名を〈ナルニア国〉とする。

<sup>7</sup> 但し、第5巻『馬と少年』(*The Horse and His Boy*, 1954)と第7巻『さいごの戦い』(*The Last Battle*, 1956)はこのパターンに沿っていない。

- ・ものいうけもの (Talking Beasts)
- ・神話・想像上の生き物 (魔女、フォーン、バックス、ニンフ、ドワーフ、巨人など)

である。その内、人間以外の 3 種、〈通常の動植物〉、〈ものいうけもの〉、〈神話・想像上の生き物〉を NHC と定義する。

NHC は物語に大きく関わり、作品世界を豊かに、かつ唯一無二のものにしている。そこで本稿では、ルイスが子ども達に伝えようとした価値観、特にジェンダー観が、NHC のジェンダー・ロールを通してどのように反映されているかを検証する。ジェンダー・ロール (gender role) とは、「性別によって社会から期待されたり、自ら表現する役割や行動様式。性別役割。性役割」<sup>8</sup>と定義される。すなわち、男らしさ、女らしさを示すものである。ではまず、ルイスがどのようなジェンダー観を持っていたのかを検討する。

## 2. ルイスとジェンダー観

### 2.1 ルイスを巡るジェンダー議論

『ライラの冒険』(*His Dark Materials*, 1995-2009) 三部作で知られるイギリスのファンタジー作家のプルマン (Philip Pullman, 1946-) が、『ナルニア』に人種差別や性差別的な表現があると痛烈に批判した記事がイギリスのガーディアン紙に掲載されたのが 1998 年のことである<sup>9</sup>。その後もプルマンは『ナルニア』を批判し続け、「ひとりの少女はファッションや異性に関心を持ち始めたので地獄に落とされた」<sup>10</sup>と主張した。一方、そのような議論に対して反論したのが Asbury University の英文学教授であるブラウン (Devin Brown) である。ブラウン曰く、もし『ナルニア』に女性蔑視的な表現を感じるのであれば、それはルイス自身の信条からではなく、あくま

でも人格が完璧ではないキャラクター自身の言動から来るものである。ルイス自身はジェンダー観については立場を明確にはしていない<sup>11</sup>。

### 2.2 ルイスの生い立ち

ルイスは、ヴィクトリア朝 (1837-1901) 末期に、ベルファストの事務弁護士の父と牧師の家に生まれた母の間に空想好きの次男として誕生し、アッパーミドルクラスとして不自由のない生活を送った。しかし、ルイスが 10 歳の頃、愛する母を病で失った。母の死後、ルイスと兄は「父親から疎外されていると感じるようになり、家族生活は二度と再び、暖かく、満足のいくものとはならなかった」<sup>12</sup>。

ルイスが幼少期を過ごしたヴィクトリア朝の頃の女性観は以下のようなものであった。

この時代はまた、家族や男女、親子などの関係についても、家庭を守り、私的な分野を領分とする女性と、公の場で活動し、稼ぎ手となるべき男性というような、非常に明確な役割分担の考え方が定着した時代でもあった。女性は男性に従い、つねに受け身で、控えめで、従順で、自らの意思をもたない、多産な妻であることが理想とされた。ヴィクトリア自身が、夫君アルバート公との家庭生活を、このような理念のモデルとして国民に示した。<sup>13</sup>

このような時代背景、アッパーミドルクラス出身であること、そして亡き母への思慕が、ルイスに保守的かつ複雑な女性観、家族観を持つに至らせたとしても不思議ではない。

さて、ルイスは、NHC にも前述のヴィクトリア朝の頃の女性観を投影したジェンダー・ロールを与えている。特に『ライオンと魔女』には、夫婦単位の NHC (ものいうビーバー) が登場し、ジェンダ

<sup>8</sup> 松村・三省堂編修所編『大辞林 第三版』(三省堂、2014) インターネット版 (<http://www.weblio.jp/category/dictionary/ssdjj>) (2014 年 11 月 22 日閲覧)

<sup>9</sup> Pullman, P., *The Darkside of Narnia* (*The Guardian*, 1998 年 10 月 1 日) (現在 Cumberland Lamp Post <http://www.crlamppost.org/darkside.htm> で閲覧可能。2015 年 1 月 20 日閲覧)

<sup>10</sup> “One girl was sent to hell because she was getting interested in clothes and boys.” Ezard, J., *Narnia Books Attacked as Racist and Sexist* (*The Guardian*, 2002 年 6 月 3 日)

(<http://www.theguardian.com/uk/2002/jun/03/gender.hayfestival2002>) (2014 年 11 月 20 日閲覧) 以下、英文和訳は筆者によるもの。

<sup>11</sup> Brown, D., *Are The Chronicles of Narnia Sexist and Racist?* (the Keynote Address at The 12th Annual Conference of The C. S. Lewis and Inklings Society, Calvin College, 2009 年 3 月 28 日)

(<http://www.narniaweb.com/resources-links/are-the-chronicles-of-narnia-sexist-and-racist/>) (2014 年 11 月 20 日閲覧)

<sup>12</sup> 山形和美「C.S.ルイス一人と作品」山形和美、竹野一雄編『C.S.ルイス『ナルニア国年代記』読本』(増補改訂版、国研出版、1995 年)、p.8

<sup>13</sup> 川北稔、『イギリス』(世界の食文化〈17〉)(農山漁村文化協会、2006)、p.202

一・ロールの比較対象が明確である。また、ファーザー・クリスマスの贈り物に見られるジェンダー・ロールについても考察する。

### 3. 『ライオンと魔女』について

#### 3.1 物語の概要

『ライオンと魔女』のプロットは以下の通りである。

ロンドンより疎開したペベンシー4 兄弟姉妹（上から順にピーター[Peter]、スーザン[Susan]、エドモンド[Edmund]、ルーシィ[Lucy]）が、疎開先の学者先生の屋敷で古い衣装箆筒を発見する。その衣装箆筒は実は別世界への出入り口となっていた。彼らは衣装箆筒の中を通り抜け、別世界ナルニアに行く。

そこはものいうけものや神話・想像上の生き物が住むところだった。しかし、ナルニア国は女王を僭称する白い魔女により、100 年もの間雪に閉ざされた永遠の冬の国にされていた。

ナルニア国には古からの予言がいくつかあり、そのひとつが「4 人の人間の少年少女がナルニアの王座に就くとき、魔女の命が尽きるとき」というものであった。彼らは白い魔女に命を狙われる。更に、白い魔女の誘惑に負けたエドモンドは、3 人を裏切り彼女に彼らの居場所を教えてしまう。

やがてエドモンドは改心する。4 人は白の魔女を倒し、ナルニアの住人達を助けるべく、ナルニアの創造主であるライオンのアスランに導かれながら奮闘する。しかしアスランは裏切り者エドモンドの罪を贖うため、自ら犠牲となり白い魔女の手にかかって死ぬ。しかしその翌朝復活を果たし、白い魔女を倒す。果たして 100 年に及ぶナルニア国の冬は破れ、平和が訪れる。そして予言どおり、ペベンシー4 兄弟姉妹はナルニア国の王座に就く。後世で〈ナルニア国黄金時代〉と呼ばれる長い治世のあと、彼らは衣装箆筒を通り元の現実世界に戻って来るが、現実世界での時間はまったく経過していなかった。

#### 3.2 『ライオンと魔女』の Non-Human Characters

『ライオンと魔女』<sup>14)</sup>に登場する主な NHC は以

<sup>14)</sup> 使用テキスト:Lewis, C.S., *The Lion, the Witch, and the Wardrobe*, New York: HarperCollins (1994) 以下、引用については頁数のみ記す。

下の通りである。

- ★タムナス (Tumnus、フオーン)
- ★ビーバー夫妻 (Mr & Mrs Beaver、ビーバー)
  - ・モーグリム (Maugrim、オオカミ)
- ★ファーザー・クリスマス (Father Christmas<sup>15)</sup>
  - ・白い魔女 (White Witch、ジン<sup>16)</sup>×巨人)
- ★アスラン (Aslan、ライオン)

★印をつけたものはペベンシー4 兄弟姉妹の味方であり、白い魔女からナルニア国を解放したいと願っている者たちである。支配者である白い魔女から見れば、彼らは己が支配の転覆を企む抵抗勢力だと言える。

### 4. Non-Human Characters のジェンダー・ロール

#### 4.1 ビーバー夫妻

##### 4.1.1 ビーバー夫妻と子どもたち

続いて、『ライオンと魔女』に登場する NHC のジェンダー・ロールを、その言動から検証する。

本作品では特にビーバー夫妻の言動にその傾向が顕著に現れている。

ビーバー夫妻は、ナルニア世界に入り込んだペベンシー4 兄弟姉妹たちが初めて出会う〈ものいうけもの〉である。夫妻は凍てついた川にダムを作り、二人で暮らしている。彼らは後ろ足で立ち、人間に近い生活をしている。

夫妻はペベンシー4 兄弟姉妹が白い魔女に命を狙われている事実、そしてその根拠として前述の古からの予言を伝える。そして、アスランのこと、白い魔女の正体、言い伝えなど、謂わばナルニア国のあらましを 4 兄弟姉妹に、そして読者にも伝える役割を果たしている。ビーバー夫妻は単に語り部的存在というだけでなく、4 兄弟姉妹を匿い、そしてアスランや仲間たちと落ち合う場所である石舞台へと導く役目も持っている。

夫妻に固有名詞はなく、単に “Mr. Beaver” “Mrs.

<sup>15)</sup> サンタクローズのこと。

<sup>16)</sup> 「アラブ世界で信じられている、神が創造した知力と体力を備えた超自然的な存在」松村明編『大辞林』第三版、三修社 (2008) (オンライン版)

Beaver”とだけ記されている。本作品以外に登場するのは最終巻『さいごの戦い』で、〈真のナルニア〉(=天国)に行くことのできる者たちの中に名前が挙げられているのみである<sup>17</sup>。ただし、ルイスはシリーズ中で〈ものいうけもの〉や〈人語を解するけもの〉については頭文字を大文字で表記する<sup>18</sup>ので、実質的に Beaver が固有名詞だと見なすことが可能である。

では、以下にビーバー夫妻おのおののジェンダー・ロールについて見て行く。

#### 4.1.2 ビーバー氏の行動

ビーバー氏は、一家の家長として、そして夫として非常に男性的なジェンダー・ロールを担っている。

例えば、ダムを建設したのは彼である。ペベンシー4 兄弟姉妹が初めてビーバー宅を訪問した際に川に作られたダムを目撃し、

Just below them a dam had been built across this river, and when they saw it everyone suddenly remembered that of course beavers are always making dams and felt quite sure that Mr. Beaver had made this one. (p. 69)

と、ビーバー氏がダムを作ったと確信している。すなわち、大工仕事は男性が行うものであるとの認識である。

その後、夫妻と4 兄弟姉妹の夕食用に魚を獲って来るようにビーバー夫人に言われたビーバー氏は、ピーターを伴って外に出る。

“That I will,” said Mr. Beaver, and he went out of the house (Peter went with him), and across the ice of the deep pool to where he had a little hole in the ice which he kept open every day with his hatchet. They took a pail with them. Mr. Beaver sat down quietly at

the edge of the hole (he didn't seem to mind it being so chilly), looked hard into it, then suddenly shot in his paw, and before you could say Jack Robinson had whisked out a beautiful trout. Then he did it all over again until they had a fine catch of fish. (pp. 72-73)

ビーバー夫妻は(あるいは NHC は) 経済活動を行っている様子はないので、このように、〈食料の確保〉という、経済活動のない世界での〈稼ぎ手〉と等価の役割をビーバー氏は果たしている。また、ビーバー氏が伴うのは、ナルニア世界におけるペベンシー家の実質的家長であるピーターである。

更に、ビーバー氏は獲った魚を自分でさばく。

Just as the frying-pan was nicely hissing Peter and Mr. Beaver came in with the fish which Mr. Beaver had already opened with his knife and cleaned out in the open air. (p.73)

西洋では、大きな塊の肉類の切り分けは家長である夫(父)の役目である。

イギリスも、もともと肉食の国ですから、他のヨーロッパ諸国と同様、古来、主食の肉を分け与えるということは、権力者である家長の仕事でした。そして、その肉を切り分けるナイフは、大切な食料分配権を握っていることを示す権威の象徴であったのです。英語の「ファミリー」とは、もともと権力者の家長に服従する奴隷の意味で、これはイギリス社会の父性的特徴をよくあらわしています。<sup>19</sup>

ビーバー宅での主食は肉ではなく魚であったが、やはりナイフを使って魚をさばき、掃除をするのは家長であるビーバー氏の役割である。

<sup>17</sup> Lewis, C.S., *The Last Battle*, New York:HarperCollins (1994) p.207

<sup>18</sup> 例えば本作品であれば、pp.60-63 に登場するコマドリは人語を話せるかは不明だが、明らかに理解はしている様子なので大文字の Robin 表記である。

<sup>19</sup> 武本昌三「男尊女卑とレディー・ファースト —生活と文化をめぐる随想(5)—」(<http://www.takemoto-shozo.com/essay1-10.htm>) (2015 年 2 月 10 日閲覧)

また、料理の最中、ビーバー夫人はビーバー氏のために、自分を含めた他の5人と異なる飲み物を用意する。彼女は、“draw a huge jug of beer for Mr. Beaver” (p.73) と、ビーバー氏にだけビールを供している。当然ペベンシー4兄弟姉妹は年端も行かない少年少女なので、飲酒する表現は好ましくないのは当然だが、成人であるビーバー夫人がビールを飲む様子は描かれていない。食事中にビールを飲むのは家長であるビーバー氏のみが許された特権なのである。

一方、ビーバー氏は家長としての責任も果たそうと努める。エドモンドが裏切り、白い魔女の襲来が時間の問題と知ったとき、ビーバー夫妻と残りの子どもたちはアスランらと落ち合う場所である石舞台に向かう。その際、危険な先導役を努めるのはビーバー氏である。

The snow had stopped and the moon had come out when they began their journey. They went in single file — first Mr. Beaver, then Lucy, then Peter, then Susan, and Mrs. Beaver last of all. (p. 102)

更に道中、洞窟に避難した際に、“Mr. Beaver was out of the cave like a flash the moment he heard it.” (p. 105) と、聞こえて来た怪しい鈴の音<sup>20</sup>に素早く反応し、危険を顧みず確認しに外に出たのもビーバー氏である。また、白い魔女に反抗的な口を利き、アスランに窘められるシーンもある(p.142)。

このように、ビーバー氏は川北が述べたヴィクトリア時代の「公の場で活動し、稼ぎ手となるべき男性」<sup>21</sup> としてのジェンダー・ロールを具現化した存在だと言える。

#### 4.1.3 ビーバー夫人の行動

一方、ビーバー氏の妻・ビーバー夫人は、非常に家庭的な女性として描かれている。

彼女は、家の中でいつでも食事の支度が始められるように火を起し、家事をしながら夫がペベンシ

ー4兄弟姉妹を連れて戻るのが待っている。

The first thing Lucy noticed as she went in was a burring sound, and the first thing she saw was a kind-looking old she-beaver sitting in the corner with a thread in her mouth working busily at her sewing machine, and it was from it that the sound came. (pp. 71-72)

ルーシィのビーバー夫人に対する第一印象である。このように、ビーバー夫人は老婦人で、ミシン仕事を行っている。非常に家庭的な、典型的な母親像である。

そしてビーバー夫人は、夫が獲って来た魚を少女たちと調理し、テーブルセッティングをする。

Meanwhile the girls were helping Mrs. Beaver to fill the kettle and lay the table and cut the bread and put the plates in the oven to heat and draw a huge jug of beer for Mr. Beaver from a barrel which stood in one corner of the house, and to put on the frying-pan and get the dripping hot. (p. 73)

Susan drained the potatoes and then put them all back in the empty pot to dry on the side of the range while Lucy was helping Mrs. Beaver to dish up the trout, so that in a very few minutes everyone was drawing up their stools… (p. 74)

前項のビーバー氏とピーターの行動と、ビーバー夫人とペベンシー家の少女たちの行動とを比較すると、外から食糧を持ち帰るのは男性で、その一方でそれを調理し供するのが女性のジェンダー・ロールとして描かれていることが明確である。

また、前項で触れた通りビーバー氏は食事中にビール、少年少女たちはミルクを飲んだが、ビーバー夫人については特に記載がない。“There was a jug of creamy milk for the children (Mr. Beaver stuck to beer) …” (p. 74) ビーバー夫人に果たして飲むも

<sup>20</sup> 白い魔女は普段の移動に鈴のついたソリに乗っている。

<sup>21</sup> 川北稔、『イギリス』(世界の食文化(17)) (農山漁村文化協会、2006)、p. 202

のが最初からなかったのか、もしくは飲む暇もなかったは不明だが、恐らく後者ではないかと思われる。更にメイン・ディッシュの魚を食べ終わる頃、ビーバー夫人はオーブンから熱々のマーマレード・ロールを取り出し皆に振る舞い、食後のお茶の準備を始める(p. 75)。食事中も気を配りながら甲斐甲斐しく皆の世話をする様子が窺える。

一方で、女性が外出準備に時間がかかりすぎることを揶揄するような描写もある。エドモンドの裏切りに気づき、白い魔女の追っ手が来る前に一刻も早く石舞台に出発しようとするビーバー氏と少年少女たちの苛立ちを余所に、ビーバー夫人は逃亡中の荷物をあれこれ用意しようとする。

As soon as Mr. Beaver said, “There’s no time to lose,” everyone began bundling themselves into coats, except Mrs. Beaver, who started picking up sacks and laying them on the table and said: “Now, Mr. Beaver, just reach down that ham. And here’s a packet of tea, and there’s sugar, and some matches. And if someone will get two or three loaves out of the crock over there in the corner.”

“What are you doing, Mrs. Beaver?” exclaimed Susan.

“Packing a load for each of us, dearie,” said Mrs. Beaver very coolly. “You didn’t think we’d set out on a journey with nothing to eat, did you?” (p. 100)

逃亡中の食糧などを袋に詰め込み、皆を散々に待たせた挙句、ビーバー夫人は驚きのひとことを発する。“I suppose the sewing machine’s too heavy to bring?” (p.102) さすがにビーバー氏がミシンの持ち出しは拒否し、そもそも逃亡中にミシンを使う余裕などないと論ず。しかしビーバー夫人は、“I can’t abide the thought of that Witch fiddling with it,” said Mrs. Beaver, “and breaking it or stealing it, as likely as not.” (p. 102) と、自分たちに差し迫った身の危険よりもミシンのことを気にかける。ビーバー夫人にとっては、命よりもミシンが大切なのだ

とも取れる発言である。これには心優しいペベンシー家の末っ子ルーシィさえも兄姉達と口を揃えて““Oh, please, please, please, do hurry!”” (p. 102) とビーバー夫人を咎めている。ルーシィはまだ学校にも通っていない幼い娘だが、その彼女さえ呆れてしまうほどビーバー夫人のミシンに対する拘りは強いのである。

このように、甲斐甲斐しく皆の世話をするビーバー夫人は非常に家庭的で、ヴィクトリア時代の〈家事一切をこなす家庭を守る〉女性像にぴったりと合う。一方で、差し迫った危険よりも身支度を整えたりミシンに対して異常とも言えるほど拘る様子の描写は、プルマンが批判するように、ルイスが「女性や少女に対して途轍もなく軽蔑的」<sup>22</sup> な考えを持っているように捉えられる。

#### 4.2 白い魔女のジェンダー・ロール

白い魔女は巨人の父親とジンの母親の間に誕生したNHCである。外見は人間のようだが、非常に大柄であり、紙のような真っ白い肌の美貌の持ち主である。彼女はナルニア国の女王を自称しているが、人間の血は一滴も引いていないので善良なナルニア国の民からは女王として認められていない<sup>23</sup>。ルーシィはエドモンドに、白い魔女について以下の通り説明する。

“She is a perfectly terrible person,” said Lucy. “She calls herself the Queen of Narnia though she has no right to be queen at all, and all the Fauns and Dryads and Naiads and Dwarfs and Animals — at least all the good ones — simply hate her.” (p. 42)

白い魔女が善良なナルニア国の民から忌み嫌われるのは、女王を僭称しているだけでなく、暴君だからである。魔力を使ってナルニア国を100年もの間雪に閉ざし、ものいうオオカミのモーグリムを長官とする秘密警察を活用するなど恐怖政治を行っている。

<sup>22</sup> “It is monumentally disparaging of girls and women” Ezard, J., *Narnia Books Attacked as Racist and Sexist* (The Guardian, 2002 年 6 月 3 日)

<sup>23</sup> ナルニア国に古来より伝わる詩では、人間がナルニア国の玉座に就くと悪の時代が滅び消え去るとされる (p.81)。

白い魔女は冷徹でありながらも非常に感情的で、すぐに激昂する。彼女の逆鱗に触れた者は魔法で石に変えられてしまい、彼女の館にはそのような不幸な目にあった者たちの成れの果てである石像が立ち並ぶ。気に食わなければすぐに大声を張り上げ、相手を威嚇するような発言をする。

“Speak, vermin!” she said again. “Or do you want my dwarf to find you a tongue with his whip? What is the meaning of all this gluttony, this waste, this self-indulgence? Where did you get all these things?” (p. 115)

上記は森の中で楽しげにクリスマスのごちそうを食べようとしていたNHCたちを見咎めた白い魔女が詰問する様子である。威嚇している様がありありと描写されている。このごちそうは、実はファーザー・クリスマスの贈り物である。それを知った白い魔女は激昂し、彼らをごちそうごと石に変えてしまう。それは単に彼らが楽しそうだったからだけでなく、ファーザー・クリスマスの登場は彼女の魔力が破られつつあることの証であり、彼女の内心の恐怖や焦り、そして動揺を隠すための行動である。一般的に女性は感情的だといわれるが、白い魔女は典型例であるといえる。前項で述べたビーバー夫人のように、ルイスは白い魔女にも女性の悪い面を誇張し、揶揄するような性格付けを行っている。

一方で、白い魔女はビーバー夫人のような家事は一切行わない（もしくは家事を行う様子は一切描写がない）。常に左大臣であるドワーフを伴い、命令を下すだけで思い通りにものごとが進む。彼女自身が飲食をする場面はないが、エドモンドに魔法で飲み物や食べ物を供したところから、料理をする必要もないのであろう（飲食をする必要すらない可能性もある）。家事という点においては、彼女は女性的なジェンダー・ロールは与えられていないのである。

しかし、自身が女性であることは意識していることは間違いない。エドモンドがナルニア国で初めて出会った際、はじめはただ横柄で脅迫的な口調だった白い魔女が、彼が人間の子もだと知り、がらり

と態度を変える。

“My poor child,” she said in quite a different voice, “how cold you look! Come and sit with me here on the sledge and I will put my mantle round you and we will talk.”

Edmund did not like this arrangement at all but he dared not disobey; he stepped onto the sledge and sat at her feet, and she put a fold of her fur mantle round him and tucked it well in. (p. 35)

その後白い魔女はエドモンドに暖かい飲み物と、ターキッシュ・ディライトという甘い菓子を供する。もちろんこれらも魔法で出したものである。エドモンドは特にターキッシュ・ディライトを気に入り、夢中でどんどん食べ進める。その間、エドモンドは白い魔女から、特にペベンシー家の残り3人の子どもたちについて次々と質問されるが、そのことについては何の疑問も持たずにペラペラと喋ってしまう。更に、白い魔女は3人をおびき寄せる囹としてエドモンドを利用するため、甘言を弄する。

“It is a lovely place, my house,” said the Queen. “I am sure you would like it. There are whole rooms full of Turkish Delight, and what's more, I have no children of my own. I want a nice boy whom I could bring up as a Prince and who would be King of Narnia when I am gone. While he was Prince he would wear a gold crown and eat Turkish Delight all day long; and you are much the cleverest and handsomest young man I've ever met. I think I would like to make you the Prince some day, when you bring the others to visit me.” (pp.38-39)

白い魔女の提案は、エドモンドにはとても魅力的なものであった。彼は4人兄弟姉妹の3番目として、常に不満を抱えていた。兄姉は常に一番下のルーシィの味方をし、自分は蔑ろにされ不当な扱いを受け

ていると感じていた。そこに、降って湧いたような「王子にする」という誘惑である。しかも、白い魔女は彼を王子にするだけでなく、他の3人を自分より身分の低い臣下の者としてナルニア国に呼ぶことを提案する。“You are to be the Prince and — later on — the King; that is understood. But you must have courtiers and nobles. I will make your brother a Duke and your sisters Duchesses.” (p. 39) と、白い魔女はあくまでもエドマンズの地位が一番上であることを強調する。自尊心をくすぐられ、魔女とのこの空約束を信じたエドマンズは兄弟を裏切る途を選ぶこととなる。

白い魔女は決してエドマンズに対して厳しい口調で他の3人を連れてくるように命令した訳ではない。彼女は声色を変え、優しい態度で接する。そして甘い菓子、暖かい飲み物と毛皮に優しい言葉でエドマンズを歓待する。すなわち、白い魔女は女性としてのジェンダーを生かしてエドマンズを裏切りの途へと誘惑したのである。特にそれがエドマンズに有効だったのは、他の3人の前では強がってはいるもののエドマンズが疎開先で母をととても恋しく思っているからである。エドマンズが、早く就寝するように促すスーザンを咎める場面がある。

“Don't go on talking like that.”

“Like what?” said Susan; “and anyway, it's time you were in bed.”

“Trying to talk like Mother,” said Edmund. (p. 4)

このように、エドマンズは自分と年が2歳しか離れていない姉<sup>24</sup>が、母親のような振る舞いをするのに対して明らかに気分を害している。これは実際の母を恋しく思う気持ちの裏返しである。白い魔女はエドマンズのこのような心理につけこんで、大人の女性として彼を優しくマントに包み込んだり菓子を与えたりし、更には甘やかすといった母親のような振る舞いをしている。白い魔女は母親的なジェンダ

<sup>24</sup> スーザンは1928年、エドマンズは1930年生まれ。Sammons, Martha C. *A Guide Through Narnia*, Vancouver: Regent College Publishing, Revised and expanded edition (2004) pp. 104-105

ー・ロールを悪用することで、エドマンズを誘惑することに成功しているのだ。

## 5 ファーザー・クリスマスの贈り物

### 5.1 ファーザー・クリスマス

ファーザー・クリスマスは、主にイギリスにおけるサンタクロースの呼称である。

前述の通り、『ライオンと魔女』でのナルニア国は、白い魔女の魔力によって100年もの間雪に閉ざされた永遠に冬の世界である。そのためにクリスマスも訪れることはない。

しかし、予言通りに4人の人間の少年少女がナルニア国に出現したこと、そしてアスランがナルニア国に上陸したことから、白い魔女の魔力は徐々に打ち破られて行く。その証拠のひとつが、ファーザー・クリスマスの登場である。

ビーバー夫妻とエドマンズを除くペベンシー家の少年少女たちが魔女の追っ手を逃れ石舞台に向かう途中、洞窟で一夜を過ごす。洞窟の外から、怪しい鈴の音が聞こえて来たのでビーバー氏が様子を見に行くと、興奮して洞窟の中に向かって声をかける。

“Didn't I tell you,” answered Mr. Beaver, “that she'd made it always winter and never Christmas? Didn't I tell you? Well, just come and see!” (p. 106)

残る4人が外に出てみると、果たしてそこには絵から抜け出たようなファーザー・クリスマスの姿があった。ファーザー・クリスマスは真っ赤な衣装に身を包み、茶色のトナカイが曳くそりに乗っているという典型的な姿であるものの、より厳かな存在として描かれている。

ファーザー・クリスマスの登場にそれほどビーバー氏が興奮した理由は、それこそがナルニア国にクリスマスがやって来た、すなわち白い魔女の魔力が削がれているという証拠に他ならないからである。

そしてファーザー・クリスマスは彼らひとりひとりに贈り物を渡す。ではそれぞれに対する贈り物を見てみよう。

### 5.2 ピーターへの贈り物



ファーザー・クリスマスは長男ピーターに黄金の柄の剣と、銀地に真っ赤なライオンが描かれた盾を贈り、それらを使うときがそれほど遠くないこと、そしてしっかりと使うようにと言いつける。ピーターはそれを厳粛に、真摯に受け取る(p. 108)。

剣と盾は当然いくさで使用するものである。ファーザー・クリスマスはピーターに戦いが近いことを示唆した。そして剣と盾とは、直接敵と戦うための武器であり、ピーターは自分が最前線の戦士として相手と直に対決する役割を担っていることを、この贈り物によって認識したのである。

### 5.3 スーザンへの贈り物

次にファーザー・クリスマスは長女スーザンに弓矢と小さな角笛を贈る。その弓矢は的を外すことはほとんどないが、彼は本当に必要に迫られたときだけ使うようにと命じる。その理由として彼はこのように述べる。

“You must use the bow only in great need,” he said, “for I do not mean you to fight in the battle. It does not easily miss.” (p. 108)

少女であるスーザンがいくさで戦うのはファーザー・クリスマスの意図するところではないのである。また、ピーターに渡した剣と盾と異なり、弓矢は接近戦ではなく敵とある程度の距離を保っているときに使用する武器である。すなわち、ファーザー・クリスマスはスーザンがいくさに参加することは決して望まず、万が一止むを得ず参加するとしてもなるべく相手から離れた場所で、直接敵と接しない手段として弓矢を与えたのである。

一方の角笛は、助けが欲しいときに吹くようにとスーザンに渡される(p. 108)。ここでもファーザー・クリスマスはスーザンが直接戦いに関与せず、あくまでも受動的で庇護を受ける立場にいることを望んでいることがわかる。

### 5.4 ルーシィへの贈り物

ルーシィは、ファーザー・クリスマスからダイヤモンドでできた小瓶と小さな短剣を与えられる。

“In this bottle,” he said, “there is a cordial

made of the juice of one of the fire-flowers that grow in the mountains of the sun. If you or any of your friends is hurt, a few drops of this will restore them. And the dagger is to defend yourself at great need. For you also are not to be in the battle.” (p. 109)

小瓶にはほんの数滴であらゆる傷を治せる薬が入っている。すなわちファーザー・クリスマスは彼女に戦闘員としてではなく、後方支援の役割を与えたのである。また、短剣は自らの意思で相手を攻撃するための武器ではなく、身を守る最後の手段としてルーシィに渡している。そして手渡す際に、スーザン同様、ルーシィには戦闘に加わらないように彼は厳命している。

### 5.5 ビーバー夫妻への贈り物

ファーザー・クリスマスはビーバー夫妻にも贈り物をしている。

“And now,” said Father Christmas, “for your presents. There is a new and better sewing machine for you, Mrs. Beaver. I will drop it in your house as I pass.”

“If you please, sir,” said Mrs. Beaver, making a curtsy. “It's locked up.”

“Locks and bolts make no difference to me,” said Father Christmas. “And as for you, Mr. Beaver, when you get home you will find your dam finished and mended and all the leaks stopped and a new sluice-gate fitted.”

Mr. Beaver was so pleased that he opened his mouth very wide and then found he couldn't say anything at all. (pp.107-108)

ビーバー氏にはダムの完成、そしてビーバー夫人には新品のミシンと、それぞれ、彼らが留守宅にて気がかりだったものを贈られている。彼らへの贈り物には、家の外を担当する男性、家の中(家事)を担当する女性、と明確な役割付けが強調されている。

### 5.6 贈り物から見るジェンダー・ロール

このように、NHCであるファーザー・クリスマス

は五者五用の贈り物をしている。男性には男性らしい、女性には女性らしい贈り物である。

更に、贈り物を通してルイスの戦争観も見えて来る。ピーターに対しては勇ましく戦えるような武器を贈る一方で、少女二人に対しては直接戦闘には参加しないよう繰り返し諭している。ルーシィは自分も勇敢に戦いたいと申し出るが、それに対しファーザー・クリスマスは、“But battles are ugly when women fight …” (p. 109) と、女性が戦わなければならないいくさの悲惨さを仄めかしている。ルイス自身第一次世界大戦で1917年から1918年の間従軍経験があり、戦闘で友人を亡くし自身も怪我を負っている<sup>25</sup>。戦争の悲惨さを、ルイスは身をもって体験している。

すなわち、ルイスは戦うのは男性の役割であると考え、女性が戦闘に加わることは良しとしなかったのである。

## 6. 『ライオンと魔女』に秘められたジェンダー・ロール

### 6.1 ビーバー夫妻のジェンダー・ロール

では、本当にビーバー夫妻はヴィクトリア時代の典型的ジェンダー・ロールの具象として描かれているのであろうか。特に、ビーバー夫人の描写は、ブルマンが批判するように女性を軽蔑的に描いたものであろうか。

確かにビーバー夫人は、〈ミシンに対する拘り〉〈外出準備に時間がかかる〉〈荷物を不必要に多くする〉と言った女性の愚かさを象徴するような振る舞いをしている。しかし、ビーバー夫人は本当に愚かな存在では決してない。また、夫に従うだけの控えめで従順な女性でもない。

ビーバー氏が少年少女達を連れて帰宅した際、夫人は既にジャガイモを火にかけ、お湯を沸かし、マーマレード・ロールを仕込み、ミシンがけまでしている(p. 72)。非常に有能であり、本当に愚かであればこのような段取りをつけて家事を行うことはできない。ビーバー氏が魚獲りに出るのはビーバー夫人

に“Mr. Beaver, you'll get us some fish.” (p. 72) と促されたからである。

また、エドモンドが裏切ったことに気づいたとき、白い魔女の館へ彼を救出しに行きたいと主張するルーシィに対し、ビーバー夫人はきっぱりと反論する。

“Go to the Witch's House?” said Mrs. Beaver. “Don't you see that the only chance of saving either him or yourselves is to keep away from her?”

“How do you mean?” said Lucy.

“Why, all she wants is to get all four of you (she's thinking all the time of those four thrones at Cair Paravel). Once you were all four inside her House her job would be done-and there'd be four new statues in her collection before you'd had time to speak. But she'll keep him alive as long as he's the only one she's got, because she'll want to use him as a decoy; as bait to catch the rest of you with.” (pp. 85-86)

ビーバー夫人は少年少女たちに対して非常に明瞭に、白い魔女の目的がペベンシー4兄弟姉妹全員が白い魔女の館で揃うことにあること、そしてエドモンドがあくまでも囮として利用されていることを説明している。続けて、

“It seems to me, my dears,” said Mrs. Beaver, “that it is very important to know just when he slipped away. How much he can tell her depends on how much he heard. For instance, had we started talking of Aslan before he left? If not, then we may do very well, for she won't know that Aslan has come to Narnia, or that we are meeting him, and will be quite off her guard as far as that is concerned.” (p. 86)

と、エドモンドがどの時点でいなくなったかを特定することが、彼らが次に取るべき行動を左右すると

<sup>25</sup> C.S. Lewis Foundation, *The Life of C.S. Lewis Timeline* (Living the Legacy of C.S. Lewis) (<http://www.cslewis.org/resource/chronocsl/>) (2015年10月20日閲覧)

いう非常に冷静な指摘をしている。その後、少なくとも彼らがアスランの話をしていたときにはエドモンドはまだその場にいたことが判明した。アスランと落ち合う場所である石舞台に白い魔女が先回りする危険性を恐れるビーバー氏に、

“But that isn't what she'll do first,” said Mrs. Beaver, “not if I know her. The moment that Edmund tells her that we're all here she'll set out to catch us this very night, and if he's been gone about half an hour, she'll be here in about another twenty minutes.” (p. 87)

と夫人がまたもや冷静に白い魔女の行動を予測する。夫人の指摘を受け、彼らは直ちにビーバー宅をあとにして石舞台に向かうことにした。夫人の冷静な発言がなければできなかった判断である。

そして石舞台に向かう道中、一行を先導するのはビーバー氏の役割である。ヴィクトリア朝の女性像であれば女性は夫について行くだけの存在だが、4.1.2でも指摘した通り、魔女の追っ手から逃れる際に先頭につくのはビーバー氏、そして3人の子どもたちを挟みビーバー夫人は最後尾につく。もし彼女が本当に愚かな女性であれば、何も考えずに夫について二番手につくであろう。当然ながら最後尾は決して安全な位置ではなく、背後から敵に襲われた場合に最も危険なポジションである。夫人は、最後尾につくことで少年少女たちを護る役割を自然に果たしているのである。とても勇気があり、出会ったばかりの少年少女たちに愛情を持って接していることが判る。

ビーバー夫人は前述の通りミシンに対して強い拘りを持っている。ミシンがけは代表的な家事労働であり、彼女が非常に家庭的で、むしろ家庭的でありすぎるあまりの拘りのように読める。しかし一方で、ビーバー家には他にろくな家財道具がある訳ではない。ビーバー宅はこのように描写されている。

Lucy thought the Beavers had a very snug little home though it was not at all like Mr.

Tumnus's cave. There were no books or pictures, and instead of beds there were bunks, like on board ship, built into the wall. And there were hams and strings of onions hanging from the roof, and against the walls were gum boots and oilskins and hatchets and pairs of shears and spades and trowels and things for carrying mortar in and fishing-rods and fishing-nets and sacks. And the cloth on the table, though very clean was very rough. (p. 75)

フォーンのタムナスの家には、沢山の本や絵画が置いてあり、立派な茶器のセットを使用していた。このシリーズが著された20世紀前半の現実世界で言えば、少なくともミドルクラスの暮らしぶりである。しかし上記の描写を見ている限り、ビーバー宅にはそのような装飾的なものはなく、ベッドも壁に作り付けされた二段ベッドである。保存食がぶらさげられ、置かれている家財は生活に必要なものだけの、慎ましやかな生活である。そのような暮らしの中で、ミシンは非常に高価で大切な家財道具であることは容易に想像できる。つまり、ビーバー夫人は単に家事労働の大切な道具ゆえにミシンを持ち出したいと望んだのではなく、ビーバー夫妻にとっての貴重な財産だからこそ、白い魔女に蹂躪されることを望まず、叶うことであれば持ち出したいと願ったのではないだろうか。そうであれば、彼女は非常に責任感の強い女性だと言える。

## 6.2 戦争における女性のジェンダー・ロール

5.6で述べた通り、ファーザー・クリスマスは女性がいくさに直接的に参加することを望まなかった。ルイスは自身の従軍経験から余計にそのような思いが強いことは想像に難くない。しかしそれでも、当人の自由意志は尊重される。ファーザー・クリスマスからいくさに参加しないように言われた長女スーズンはその言葉に素直に従ったが、彼の言葉に「なぜ？」と聞き返した末娘のルーシィは、成長後ナルニア国の女王のひとりとして甲冑を身につけ騎馬兵

として堂々と戦争に参加する<sup>26</sup>。もちろん彼女はファーザー・クリスマスという言葉に蔑ろにした訳ではないであろう。誰に強制された訳でもなく、彼女自身が統治者として愛する国を護ることを選択したのである。

そしてルイスは決して女性を蚊帳の外に置いている訳ではない。ファーザー・クリスマスはいくさにおいても少女たちに役割をきちんと与えている。すなわち、弓矢を使って後方から味方を支援すること、そして傷病兵の手当である。安全な場所での高みの見物ではない。後方支援も傷病兵の手当もいくさの只中で行われ、少女たちが危険に晒されていることには変わりない。ルイスは、直接的な戦闘ではない形で少女たちがいくさに関わることは否定していないのである。

## 7. おわりに

これまで見て来た通り、『ライオンと魔女』のNHCの行動は、ヴィクトリア朝のジェンダー・ロールに影響されているような印象を一旦は受ける。しかし、ルイスが偏ったジェンダー観を持ち、プルマンらが批判するように男尊女卑的思想を持っていたと判断するのは早計である。

ビーバー夫人は確かに愚かな振る舞いをする場面があることは事実である。それはブラウンが“The point is that the sexist remarks we find in the Chronicles are part of Lewis’s realistic depictions of immature characters”<sup>27</sup> と指摘するように、ルイス自身が性差別主義者で女性を蔑視しているのではない。あくまでもビーバー夫人が完全無比な存在ではなく、欠点のあるリアリティ溢れるキャラクターだからである。このような欠点があるからこそ、NHCたちはより生き活きとし、読者に〈そういえばそんな人が周囲にいる〉と既視感を覚えさせ、奇想天外な別世界をぐっと身近に感じさせるのである。

ビーバー夫人は家事が得意ではあるが、決して従順で受け身ではない。彼女は自分の考えや意見をしっかりと持ち、そしてそれを発言できる存在である。そしてビーバー氏はリーダーシップを取りながら力仕事は自分が担当し、夫婦が互いに支え合いながら暮らしている。

ルイスは男女が対等に、かつお互いを補い合えるように異なった特質を与えており、それこそがルイスのジェンダー観である<sup>28</sup>。ビーバー夫妻にはそれぞれの得意分野を作り補い合う。いくさにおいても男女がそれぞれの立場で補い合う。男女それぞれが互いを尊重しあう、真に対等な関係をルイスは構築しているのである。

<sup>26</sup> Lewis, C.S. *The Horse and His Boy* New York:HarperCollins (1994) p. 176

<sup>27</sup> Brown, D., *Are The Chronicles of Narnia Sexist and Racist?* (the Keynote Address at The 12th Annual Conference of The C. S. Lewis and Inklings Society, Calvin College, 2009 年 3 月 28 日) (<http://www.narniaweb.com/resources-links/are-the-chronicles-of-narnia-sexist-and-racist/>) (2014 年 11 月 20 日閲覧)

<sup>28</sup> 中嶋千秋「ナルニア国年代記物語における Non-Human Characters の行動—『馬と少年』のジェンダー・ローラー—」日本大学大学院総合社会情報研究科紀要第 15 号 (2015) p.277

## カントの道徳的目的論と道徳神学 —三批判書<sup>1)</sup>から宗教へ—

山形 泰之  
日本大学大学院総合社会情報研究科

### Kant on Moral Teleology and Moral Theology —From the three *Critiques* to the Notion of Religion—

YAMAGATA Yasuyuki  
Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

In this essay the author is concerned with the development of Kant's philosophy in which the *Critiques* lead to the notions of God and religion, in particular reference to his analysis of the 'teleological judgment' in *Critique of Judgment*. Kant's discussion in this part of the work concerning what makes a human being really moral directs us toward a new phase of thinking beyond the general scheme of *Critique of Practical Reason*. On this new horizon of thought, a moral human being, in pursuing ultimate good, is supposed to be moving toward the goal of superlative good of humans. And this is exactly where God comes down to relate Himself with humans. It is this idea of the relation between God and humans which provides a key to Kant's perspective on religion (*re-ligio*). The relation between Divine Being and human beings is considered in terms of its logical structure against the background of the progress from the *Critiques* to *Religion within the Boundaries of Mere Reason*.

---

#### 1. はじめに

カントは、『判断力批判』の中の目的論的判断力に関する議論の中で、反省的判断力の働きを、私たちの外的世界に当てはめてみることを主張した<sup>2)</sup>。そこから見てとることのできる世界の諸相は、有機体的世界と言えるものであって、それ以前の世界の機械的連関とは異なる姿を、私たちに提示するものであった。さて、外的世界を有機体的世界として捉える——すなわち、目的の相で捉える、ことは、私たちの目の前に広がるものを、そのような観点から見ることに留まることはなく、自ずと私たち自身を目的の相で捉える議論を引き起こすものである。私たち人間は、当然のことながら他の動植物と同様に、私たちの眼前に広がる有機体的世界の一構成要素である。しかし、その一方で、人間は一構成要素でありながらも、有機体的世界を構成する主体であると言うことに留意しなければならない、ということである。

多様な被造物のすべては、どれほど大きな技術的な仕組みをもち、どれほど合目的に互いに関係しあう多様な連関をもっている、(中略) もしもこれらのうちに人間(理性的存在者一般)が存在しなければ、なにもものためにも現存しないであろう、言い換えれば、人間が存在しなければ、全創造は単なる荒野であり、無駄であり、究極目的をもたないであろう<sup>3)</sup>

ここで、カントが提示していることは、私たち人間が存在しなければ、そもそも有機体的世界は存在することは無い、ということである。こうした、有機体的世界の一構成要素でありながらも、その世界を構成するという人間の独自の立ち位置は、それでは私たち人間の目的は一体何であるのかと言う議論を引き起こすものと考えられる。カントに即して言うならば、それは最終目的(*letzter Zweck*)と究極目的(*Endzweck*)に関する議論を惹起することになるのだが、これら両目的の内実の検証と、異同の確認から、

『判断力批判』の付録「目的論的判断力の方法論」(以下「方法論」)の議論は始まるものと言える。筆者は、本論を通じて、『純粹理性批判』『実践理性批判』では、不十分であった私たち人間と神の直接的な結びつきを考察するものであるが、その結びつきの媒介を為す最高善に関する議論を確認していくことが自ずと本論の中心となる。しかし、ここで留意せねばならないことは、カントの最高善に関する議論は、「方法論」によって初めて展開されている訳ではないということである。周知のように、カントは『実践理性批判』に於いて、最高善に纏わる議論を展開し、そこから神の導出を試みた。もし仮に、「方法論」に於ける最高善の議論が、『実践理性批判』の中で論じられたものとその内実を同じくするのであれば、『判断力批判』がそれ以前の二批判書の不十分な点を補うことは不可能となり、ひいてはカント三批判書の体系を瓦解させる要因ともなりうるのである<sup>4)</sup>。こうした点に留意しながら、まずは、筆者は最高善の内実の比較を通じて、「方法論」に於ける神の導出経緯が、それ以前のカントに於ける議論のものとは異なるということを論じていきたい。また、神の導出の議論は、ただ単に神が存在することを論じるだけではなく、自ずとその議論は私たち人間と神との関係を検証する方向に向かう。言わば宗教へと向かうその議論は、「方法論」の範疇からはいささか逸脱するものであると考えられるが、神の導出から宗教へと転じるに際しての、導入的な議論も行っていくことになるだろう。

## 2. 『実践理性批判』に於ける最高善と神の導出に関して

『実践理性批判』の中で展開される最高善の議論は、私たち人間の両義性に基づいて行われていると言ってよい。すなわち、『純粹理性批判』に於いて論じられた、感性界と叡知界の両方に跨る人間が、実践理性(私たちの自由な意志の能力)に基づいて行なった場合、何を指すのかということである。カントは、感性的存在としての存在であり、かつ感性界を超えた高次の使命を持つ人間の目標としての最高善を提示している。

人間は、感性界に属しているかぎり、満ち足りるということのない[存在]者であり、(中略)しかし、人間は、そうだからといってまったくの動物ではなく、理性が自前で語るあらゆることに無関心で、理性をもっぱら感性的[存在]者としての自分の必要を満たす道具としてのみ用いている、というわけではない。<sup>5)</sup>

感性的な人間の本性と、理性的な人間の本性の統一を図るに際して、その方法は前者が後者を包摂する、後者が前者を包摂する、そして前者と後者が対等な関係で結合するという三つの方法が考えられよう。その際、第一のものは、議論の対象にならないことは言うまでもない。というのも、感性的なものに全てを委ねると言うことは、人間の理性的な有り様を滅却し尽くしてしまうものであるからである。さて、第二の方法を検討することになるが、結論先取的に論じるのであれば、この方法は、カントがストア学派(*der Stoiker*)的として排斥しているものであると言えよう。ストア学派が論じる最高善は、最高善を構成する道德と幸福の関係が分析的関係にあり、理性的な人間の本性が、感性的な人間の本性を呑み込む構造を成しているのである。

ストア学派によれば、幸福の感情はみずからの徳の意識のうちすでに含まれていた。<sup>6)</sup>

幸福と道德性が最高善の要素でありながら種的に全く異なったものであり、それゆえ両者の結合は分析的に認識することができない<sup>7)</sup>

それでは何故、カントがストア学派の考えを斥けるのであろうか。筆者は、カントが、私たち人間が感性的本性に基づき、自らの幸福を追求することが必要不可欠であると捉えていたから、ではないかと考える。

幸福の原理を道德性の原理からこのように区別することは、そうはいつでもただちに両者を対立させることではない。純粹実践理性が欲しているのは、幸福への要求を断念すべきであると

いうことではなく、ただ義務が問題となるやいなや、幸福にまったく心に向けてはならないということだけなのである。しかもある観点からすれば、自分の幸福を気遣うことは義務でさえある<sup>8)</sup>

「義務が問題となるや…」の件は、カントの最高善思想をストア学派的と思わせるのに十分な箇所ではあるが、筆者が注目するのは、むしろ「自分の幸福を気遣うのは義務」という部分であり、ここにカントが、ストア学派とは異なり、私たち人間の感性的な本性を重視する姿を表していると思われる。また、カントの最高善思想とストア学派のそれを区別する場合、最高善がどのようにして実現されるのかという観点における両者の違いにも着目すべきであろう。ストア学派が最高善をこの世の人生の中で見出すことを主張したのに対し、カントは、一人の人間の一生を超えた、言わば永遠の追求の中で最高善は見出されるべきものと考えていたのである。

エピクロス(Epikur)もストア学派も、一生において徳の意識から生ずるような幸福を何にもまして賞揚したからである。<sup>9)</sup>

われわれの考え [カントの考え——引用者] では、最高善とは理性がすべての理性的 [存在] 者に掲げるそのあらゆる道徳的願望の目標であるが、その最高善の可能性を、はるか彼方に、すなわち知性界との結合のうちに求めなければならない。<sup>10)</sup>

ともあれ、上述したようなストア学派への批判を通じて、カントは自らの最高善思想を展開している訳であるが、幸福と言う感性界に属するものと、道徳と言う叡知界に属するものを総合するに当たって、カントが持ち出す概念が神であると言えるだろう。『実践理性批判』に於いては、神の属性について語られる箇所は見受けられないが、カントが神に全能の意を持たせ、幸福と道徳と言う相異なるものの総合を神に委ねたと言うことは想像に難くないのである<sup>11)</sup>。さて、こうして展開された最高善に関する議

論は、神の導出に至り、その結末を迎えるに至るが、筆者はもう少し詳細に最高善に依って実現されるべきその幸福の内実について検証してみたいと考える。

カントが、私たち人間の幸福の追求を重んじていたことは、先に見てきたことではあるが、ではその幸福と言うものは一体どのようなものであるのだろうか。

幸福とは、この世界(in der Welt)における理性的 [存在] 者にとってその存在の全体について一切のことがその希望と意志のとおりになるといった状態<sup>12)</sup>

幸福の原理は、たしかに格率 [行動方針] を与えることができるが、しかし、仮にひとが [自分のみならず] 普遍的な [万人の] 幸福を客体としたとしてみてさえ、意志の法則となりうるようなものをつくりなすことは決してない。(中略) また幸福にかんする各人の判断ははなはだしく各人各様の見方に左右され、くわえてその見方そのものも時に応じてさまざまに移り変わる<sup>13)</sup>

こうしたカントに依る議論を確認していくならば、ここで論じられている幸福は、まさに感性的な世界で考えられ(in der Welt とあるように)、また主観的な幸福であると言えるであろう。カントが『実践理性批判』を通じて論じようとしたことは、感性的・主観的幸福を構成要素とする最高善と、その実現のための神の概念の要請と考えられるのである。

### 3. 『判断力批判』の「方法論」に於ける最高善と神の導出に関して——主観的幸福と客観的幸福の考察を通じて

さて、本論冒頭の「1. はじめに」でも触れたように、『実践理性批判』で論じられた最高善思想は、『判断力批判』の「方法論」にも引き継がれることになる。この両者は、私たち人間の幸福と道徳を総合し、その実現に当たって神を要請するという基本的な論理に関しては違いはないのだが、仮にそうであるとすると、三批判書の連関の中で「方法論」の新たな価

値は見出されぬこととなる。本章では、最高善思想に纏わる「方法論」の独自の地平を検証することになるが、注目すべきは、私たち人間の幸福が主観的に語られているのか、客観的に語られているのかという視点にあると考える。カントは、『判断力批判』の議論に際し、反省的判断力の働きを持ち出しながら、その働きを、私たちの内的・主観的なものと、私たちの外的・客観的なものへと当てはめていった。内的なものは、私たちに美という表象をもたらし、外的なものは、有機体的世界観をもたらした訳であるが、世界を目的の相で捉えると言う観点は、ただ単に外的世界を有機体的諸相で見ることのみならず、私たち人間のそもそもの目的を言及していく地点まで導くものなのである。カントはまず始めに、私たち人間の目的を、「この地上における創造の最終目的 (der letzte Zweck der Schöpfung hier auf Erden)」<sup>14)</sup>として捉える訳である。「地上における創造の最終目的」とは如何なることかと言えば、私たち人間は世界における植物界と動物界の連関、草食動物と肉食動物の連関を捉え、そして自らも動植物との連関の中にありながら、それらが連関しているとする世界観を創造する立場にあると言うことである。

人間は、諸目的を理解し、合目的的に形成された諸物の集合を自分の理性によって諸目的の体系にすることができる地上における (auf Erden) 唯一の存在者だからである。<sup>15)</sup>

さて、カントは、私たち人間の目的が、地上における有機体的世界の観察者となり、世界観の創造者となることだけを論じようとしたのではない。そうした人間のそもそもの目的は何であるのかということに議論は及ぶのである。この議論を展開する際に、カントが繰り返し用いている「地上における (auf Erden)」という文言に着目する必要があるだろう。この「地上における」という表現は、筆者は、「自然界における」もしくは「感性界における」とほぼ同義であると解釈できるのではないかと考えるのであるが、感性的存在としての人間の目的は何かと言えば、それは先に『実践理性批判』に於ける最高善思想を確認したときに明らかになった私たち人間の

幸福であると言えるのではないだろうか。カントは、「方法論」第 83 節に於いて、自然の最終目的としての人間と幸福の関連について議論を行う訳であるが、その議論の中から、私たち人間の主観的な幸福の追求に対し、思いもよらない障害が立ち現われてくることが看取されるのである。

人間が幸福と理解していることは、また実際に人間自身の最終の自然目的 (自由の目的ではない) であるものは、それでも人間によってはけっして達成されないであろう。というのも、人間の本性は、所有と享受のどこかで停止し満足するような類のものではないからである。<sup>16)</sup>

私たち人間は、幸福を追求しようとしても追求し尽くせない、というのは違和感を覚えることかもしれない。モノやサービスが溢れ、金を払えばありとあらゆる快を (一見) 享受できる現代日本社会にいる私たちにとっては不可解なものとして映る可能性がある。しかし、私たちに提供されているモノやサービスの類は、資本・企業が自らの延命のために作り出しているものであって、本来的な人間の欲求なのかどうかは、知ることはできないのもまた事実ではなかろうか。このように考えていくのであれば、「地上における、自然における、感性的な」幸福の追求は、私たち人間の本性に根ざした幸福ではないということも考えられるのである。それでは、こうした主観的幸福の乗り越えをカントは如何にして図っていくのであろうか。ここでカントが議論を展開するのは、私たち人間を「自然の最終目的」として見るのではなく、「究極目的 (Endzweck)」として見るという視点なのである。

地上の幸福は、この後者の種類の目的 [その可能性が自然からのみ期待されてよい諸物に基づくようなすべての目的——引用者] に属する。この幸福によって理解されるのは、人間の外および内の自然によって可能な人間のすべての目的の総括である。これは、地上における人間のすべての目的の実質 (Materie) であって、人間はこれらを自分の全目的にすれば、人間が自分自



身の現存に究極目的を置き、究極目的と合致するというこの実質は不可能にさせる。<sup>17)</sup>

敷衍して論じるのであれば、「自然の最終目的」は、感性的・主観的幸福を追求する人間の有り様であり、「究極目的」は、そうした言わば感性的な実質(Materie)に依存することない叡知的な幸福を追求する人間の姿と言ってよいだろう。カントは、「究極目的」を追求する「適性(Tauglichkeit)」<sup>18)</sup>が人間の本性にあるものとして考え、ヌーメノン(Noumenon)としての人間へと逢着するのである。

われわれは、世界における次のような唯一の種類存在者をもっている。すなわち、その原因性が目的論的であるような存在者であり、言い換えれば、諸目的に向けられており、しかも同時に、この存在者がそれにしたがって自分に諸目的を規定しなければならない法則が、無条件的で自然の諸条件に依存しないものとして、しかしそれ自体では必然的なものとして、存在者自身によって表象されるような性質をもつ存在者である。この種類の存在者は人間である。しかし、ヌーメノンとみなされた人間である。<sup>19)</sup>

カントに依るヌーメノンとして見られる人間の導出は、そうした人間に即した目的を導出するに至る訳であるが、感性的存在としての人間の目的が、感性的・主観的幸福であるとするならば、ヌーメノンとして見られる人間の目的は、感性的・主観的幸福とは位相の異なる叡知的・客観的幸福と考えることができるのではないだろうか。カントが「方法論」第 87 節に於いて主張している「最高の世界最上善(das höchsten Weltbeste)としての理性的諸存在者の幸福」<sup>20)</sup>は、感性的・主観的幸福では決して満足されることのない私たち人間に対し、それを越えた高次の人間一般の客観的幸福を提示していると考えるのである。ガイヤー(Paul Guyer)は、「最終目的」「究極目的」の内実の違いそして最高善との関係を踏まえて、次のように論じている。

カントは、自然の最終目的[letzter Zweck]と自然

に対する究極目的[Endzweck]との違いを区別することによって彼の議論の最終段階に達する。その上、両者の目的は同じでなければならない、すなわち最高善を実現することでなければならないと論じる。両者の概念の最初の違いは、カントによって殆ど明確にされていないが、(中略)おそらく、因果的に関連した一連の出来事として考えられた(中略)理論理性の対象と、一方で無条件で内在的な価値をもつ何かであり、自然の究極目的でもあり、最終目的でもある(中略)実践理性の実現なのである。<sup>21)</sup>

ガイヤーの議論は、最高善の実現が、私たち(感性的であれ、叡知的であれ)人間の目的であることを踏まえつつも、「最終目的」の名に依って展開される最高善が、一方では理論理性すなわち私たちの感性界に依拠するものであることと、他方では「究極目的」の名に包摂されるそれが、実践理性に依拠し、叡知界に属するものであることを示唆しているのである。こうしたことを見ていくなれば、カントは「方法論」に於ける議論を通じて、「最終目的」と「究極目的」の異同を論じ、ひいてはそこから私たち人間の主観的な幸福と客観的な幸福の違いを導出しようとしたのではないかと考えられるのである。ここに於いて、カントの最高善思想は『実践理性批判』で述べられた私たちの主観的幸福を条件とするものから、『判断力批判』の中の「方法論」で論じられた客観的幸福を基礎とするものへと移行したものである。シュヴァイツァー(Albert Schweitzer)は、カントの最高善思想の変化を主観的幸福から客観的幸福への移行に留意しながらその議論を展開している。

カントの道徳神学に対しては「最高善」に関する完全に異なった二つの概念が確認されるのである。一方の概念はみずからを世界の目的として理解する道徳的人類の完全な道徳的共同体に関係する。われわれはこれを今後「最高善の一般的概念」として表わすことにしよう。他方の概念は『実践理性批判』からよく知られている論理的関係に立つ「徳と福の統一」として表わされる。われわれはこれを今後「最高善の主観

的概念」として表わすことにしよう。<sup>22)</sup>

シュヴァイツァーが、「方法論」で論じられる最高善と『実践理性批判』に於けるそれとの違いを見て、議論を進めていることはまさに慧眼と言えるであろう。最高善を一般的な最高善と、主観的な最高善とに区別し、『実践理性批判』にて到達した結論とは、異なる思想的地平を『判断力批判』に於いて見出していこうとすることは、筆者の考えとも符合するところである。しかし、シュヴァイツァーの議論は、彼自らが考えだした最高善の主観性と客観性の区別を、さらには、その条件を成す主観的幸福と客観的幸福の違いを、その結論に於いて曖昧にしてしまったが故に、『判断力批判』は、『実践理性批判』の思想的地平を超え出すことはできなかったという結論に終始していると言わざるを得ない。

『実践理性批判』の思想が道德神学の完成のために使用されることになった。それでカントの叙述はその最終段階において、福の概念を借用したための必然的帰結をはっきり示しているのである。<sup>23)</sup>

道德神学がその最高善の概念の中に福の概念を受け入れる場合には、創造の道德的究極目的としての人間の概念は道德神学が福の概念の領域へと移ってゆくことと得られなくなってしまうがゆえに、この神学はそれと同時にみずからに固有な地盤を破壊することとなる<sup>24)</sup>

シュヴァイツァーは、「方法論」で展開されている最高善思想が、その構成要素として幸福を持ち出しているが故に、『実践理性批判』の思想的範疇に留まるものとしている。そして目指すべきは「福の思想を忌避した」<sup>25)</sup>最高善にあり、その結論には『判断力批判』に於ける議論では到達することがないとして、自らの論を完結させているものと思われる。ただ、こうしたシュヴァイツァーによる議論は、先にも述べたように、幸福を、感性的存在としての私たち人間の目的である主観的幸福と、叡知的存在としての私たち人間の目的である客観的幸福とに区別す

ることなく、全て『実践理性批判』で論じられている幸福、すなわち前者の幸福に結びつけられているが故に、「方法論」の前半部で論じられた、私たち人間の「最終目的」と「究極目的」の議論が生かされずじまいになっているのではないだろうか。ガイヤーが論じるように、私たち人間の感性的存在としての側面と、叡知的存在としての側面を区別し、そして、そのそれぞれ位相の異なる目的を考える、というような視点が必要であろう。

カントが最初に論じた幸福は、傾向性の自然の対象物として把握されたもの、即ち自分自身や、ことによると自分自身にたまたま親密である他の者の幸福のことであり、長期間よりも短期間のものとして把握されたものであった。しかしながら最高善の概念において理解される幸福とは、即ち人間の美德の産物としての、全体としての人類の幸福とは傾向性の自然の対象物では全くない。むしろ人間理性の自由な行使によって、自然の傾向性の上に課された概念である。<sup>26)</sup>

ガイヤーが、幸福と言う文言を「方法論」に於ける議論を踏まえて、使い分けていることは言うまでもないだろう。こうした議論を踏まえるならば、シュヴァイツァーが展開するような、『判断力批判』が『実践理性批判』の思想的範疇に留まるものであると言う主張は妥当ではないと考えるのである<sup>27)</sup>。

さて、これまで見たような幸福の内実の変遷から、「方法論」に於ける議論は、そうした幸福を条件とした最高善の実現、さらには神の導出へと展開していく。本章冒頭でも記したように、最高善の実現のための神の要請という論理構成は、『実践理性批判』と『判断力批判』に於いて変わりはないと言えるだろう。すなわち、私たち人間は、最高善に向かう永遠の努力が求められ、永遠の努力と目標への到達、そして私たちにとって最善の状態を担保するために神が要請されるのである。

われわれは、ある普遍的な最高目的に向けて努力するよう(nach einem allgemeinen höchsten Zwecke zu streben)道德法則によって促されてい

るが、しかしそれでもわれわれと全自然には、この最高目的に達することは不可能であると感じている。またわれわれは、この最高目的に向けて努力するかぎりでのみ(nur sofern wir danach streben)、悟性的世界原因(こうした世界原因が存在するとすれば)の究極目的に適合していると判断することが許されるのである。<sup>28)</sup>

永遠の努力の結果、私たち人間の前に立ち現われる神は、「全知(allwissend)」、「全能(allmächtig)」、「慈悲・正義(allgütig und zugleich gerecht)」の存在であるが故に、私たち人間の最高善を保証することができるのである。そしてこの最高善は、私たち人間にとっての共通善を意味しているものと言えるであろう。このように見ていくのであれば、「方法論」に於ける最高善の議論は、主観的幸福から客観的幸福へとその議論が移行していくことのみならず、私たち人間と神の関係が個々の人間と神との関係から、人類全体と神の関係と言うように変化していくことを示唆するものである。ともあれ『判断力批判』に於ける議論の展開は、私たち人間の反省的判断力の働きから始まり、世界をそして人間自らを目的の相で捉えることを通じて、新たな最高善(人類の共通善としての)思想を創造しながら、神の導出、ひいては私たち人間と神の関係を構築しようとしている訳である。『判断力批判』は、私たち人間が自らの内在的な能力(反省的判断力)を踏まえながら——まさに批判哲学の地平から、超越者を展望することを目論んだものと言っても過言ではないだろう。

#### 4. 「方法論」第 89 節以降の議論に関して

「方法論」第 89 節以降は、それまでの議論とは異なり、道徳神学こそが私たち人間に理解されうる唯一の神学であることを論じるものである。この部分に於いて、カントは、「方法論」以前で展開された自然神学の否定を再度行うことになるのであるが、それまでの議論に比べると、証明の方法に拘泥するきらいもあり、やや形式的な印象を受けるのも否めない。本章では、その内容を概観するとともに、その議論を通じてカントが何を提示しようとしていたのかを検討していきたい。

カントは自然神学的な神の証明法が、神の存在を私たちに説得(überreden)しようとするものとして非難し、その証明法の通俗的有用性(populäre Brauchbarkeit)が、見せかけ(Schein)であることを喝破するのである。そして、それに関する詳細な議論は、第 90 節で行われ、既存の証明法としてあった、(1)論理的厳密な理性推論、(2)類比、(3)臆見、(4)仮説、に基づく証明をそれぞれ不可能なものとして論じているのである<sup>29)</sup>。

私たち人間が、何かある物の存在を証明するとすれば、感性界にその物の素材が与えられ、悟性に因って把握されなければならない。こうした認識の過程を経ることに因って私たちは、何かある物を事実として証明することができるのである。上記 4 点の証明法によって、何故神が証明されないのかと言えば、神と言う超感性的な素材を、私たちは把握することができないからである。

神性としての根源的存在者(中略)の現存在に対しては、きわめてわずかな程度でも真と見なすことを引き起こすための証明は、理論的意図では人間理性にとってまったく可能ではない。またこのことは、この超感性的なものの諸理念を規定するために、われわれには素材はまったく存在しないというきわめて理解しやすい理由による。<sup>30)</sup>

それでは、道徳神学と自然神学とでは、神に対するアプローチがどのように変わるのだろうか。何故、私たち人間は、道徳を通じてであれば、神に接近できるのであるか。カントは、神や魂の不死と並ぶ超感性的なものとしての自由に着目する。私たち人間は、両義的存在であるが、道徳的存在でもある故に、自らの意志の自由を発揮することができる。自由は、私たち人間が本来的に持つ能力として、言わば事実として存在し、私たちに超感性界への展望を開くのである。

しかし、大いに注目に値することであるが、ある理性理念ですら(理性理念は、それ自体としては直観のうちに描出されることができず、し

たがってまた、この理念の可能性を理論的に証明することもできない)、事実には属する。これは自由の理念である。<sup>31)</sup>

神および魂（この不死に関する）という両概念の規定は、次のような述語によってのみ行われる。それは、たとえそれ自身が超感性的根拠に基づいてのみ可能であるとしても、それでも経験のうちでその実在性を証明しなければならないような諸述語である。というのも、このようにしてのみこれらの述語は、まったく超感性的な存在者についての認識を可能にすることができるからである。——ところで、人間理性のうちに見出されるこの種の唯一の概念は、道德諸法則のもとにあり、それとともに理性が道德諸法則によって指令する究極目的のもとにある、人間の自由の概念である。<sup>32)</sup>

こうしてカントは、自由を媒介としながら私たち人間が道德的存在であることを確認し、道德的存在の最終的目標である最高善を追求する営みの中から、神を導出するに至る訳である。

ここで相変わらず大いに注目に値するのは、以下のことである。[第一に] 神、自由および不死という三つの純粋理性理念のうちで、自由の理念だけが、次のような超感性的なものの唯一の概念である。この概念は、自然について自分の客観的実在性を（この概念のうちで考えられる原因性を介して）自然のうちで可能な自由の結果によって証明し、まさにこのことによって他の両理念と自然との連結を可能にするが、しかし宗教のために三つの理念相互の連結を可能にするのである。<sup>33)</sup>

さて、本章では「方法論」第 89 節以降の議論に関して見てきた訳であるが、カントが論じようとしたことは、ただ単に自然神学の通俗的証明の有用性を批判するだけでなく、私たち人間の事実に基づいて、人間と神を結び付けることが如何にして可能なのか、ということと言えるであろう。私たち人間にとって

の理念である神、魂の不死、自由は、私たちにとって超絶的な理念である。しかしカントは、その理念の一つである自由は、道德諸法則という形で私たちの事実として存在し得ることも確認し、その視点を以って人間と神の間を繋いだものと考えられるのである。そうした意味で、第 89 節からの議論は、証明法という言葉ば形式的なものへの注意に終始することなく、「方法論」に於けるそれ以前の議論を補強する役割を担っているものと考えられることができるのである。

## 5. 結びにかえて——『判断力批判』の目的論的判斷力の批判がもたらすもの。

本論「1. はじめに」でも触れたように、筆者はカントの三批判書が、人間が思弁に陥ることなく、如何にして神を見出すことができるのかを課題とし、三批判書が、先立つ批判書の不足する点を補いながら、その目標に向けて議論を展開しているものと考えている。そうした中で、『判断力批判』は、三批判書の完成形として位置付けることができるだろう。無論、『実践理性批判』も、私たち人間の道德的意識、あるいは良心といった事実から、自由の能力としての実践理性の働きを導出し、そこから私たち人間と神を結び付けることを可能にした訳であるが、実践理性の事実に依拠しすぎた議論の展開は、筆者にとってはいささか説得力に乏しいものとして映るのである。その一方で『判断力批判』で行われている議論は、『実践理性批判』の議論の弱点を補強する役割を果たすものと考えられる。カントは『判断力批判』の中の「方法論」で、反省的判断力の議論が、実践理性の働きの議論を補うものとして、次のように論じている。

自然の諸目的に注意を喚起し、また自然の諸形式の背後に隠れている理解を超えた偉大な技術の探究に注意を喚起して、こうして純粋実践理性が提供する諸理念に自然目的に照らして付随的な確証を与えるのである。<sup>34)</sup>

つまり、カントはこの中で、実践理性が追求する理念である神に関する議論が、反省的判断力という

私たちの人間の外界・客観を把握する議論と符合していくことを確認し、「実践理性の優位」に基づく主観的と捉えられがちな理念が、客観的なものとして立ち現われることを示唆しているのである。筆者は、最高善に関する議論が、『実践理性批判』では、主観的に論じられ、『判断力批判』では客観的に論じられたと見ているが、それと同時に、人間と神との関係も、前者では個々の人間と神の関係、後者では人類全体と神の関係と言うように、位相の異なる次元で展開されているものと考えているのである。いずれにしても、筆者は両批判が、幸福と道德の一致から神を要請するという基本構造を同じくする中で、その違いは探求の視点が主観的か、あるいは客観的か、にあるように思われるのである。

さて、本論を終えるに当たって最後に一つ検討しておきたい。上記議論は、三批判書の体系について論じたものであるが、『判断力批判』に於ける神の導出は、私たちに道德神学から宗教へと至る視点を準備するものではないか、と言うことである。すなわち、私たち人間は、カントの議論を通じて神へと至ることになった訳であるが、その神と人間はどのような関係にあるのだろうか。無論、詳しい議論は他に譲るが、カントによる神学の位置づけから宗教へと論点が移動していくに際し、留意せねばならぬことを提示して今後の議論に繋げておきたい。これまで見てきたように、カントが導出した神は、道德を媒介としたものであり、人間と神との関係に於いても、当然のことながら道德を前提としている。ここから発展する宗教が、果たして所謂宗教の体をなすことができるのかということは興味深い点である。筆者は、救いの問題とカントの人間中心的世界観の二点が、カントの思想を宗教的か否かを考える際の重要な論点になると思われる。

福音書には、イエスが、徴税人や罪人と一緒にいることをファリサイ派の人に咎められた時に、「医者が必要とするのは、丈夫な人ではなく病人である」<sup>35)</sup>と答えたとの記載があり、そのことは、宗教の根底には無条件的な人間の救いがなければならぬことを示しているものと言えよう。無論、福音書における「山上の説教」<sup>36)</sup>のように、私たち人間が守らねばならぬこと、すなわち道德的な要請も聖書には記さ

れている訳ではあるが、やはり宗教にとって救いと言う視点は欠かせないものとしてあるのではないだろうか。仮に、人間が本来的に道德的存在であるとするならば、そもそも救いと言う概念自体が議論の対象にならないようにも思われるのである。こうした点については、当然ではあるが、三批判書内では論じられていない訳であり、その後のカントの議論の中からその答えを見いだしていかなければならぬであろう。

人間中心的世界観とは、神が先にあるのではなく、人間が先あって神が後に要請されるという議論のことであるが、こうした視点は、聖書の中から見出されるようなキリスト教的な世界観とは異なり、人間的宗教ともいえるカント独特な世界観・宗教観を表しているものと言えよう。クローナー(Richard Kroner)は、こうしたカントの独特な世界観・宗教観を簡潔に論じている。

カントの世界観の亀裂[Riß]は、このように大変明白である。カントのその世界観は、道德法則を人間の意識の中で最高のもの[Höchste]として作り変えることを望む。そして、その世界観はそれにもかかわらず、この最高のものの上に更に神を置くことを望むのである。<sup>37)</sup>

カントの世界観にとって更に決定的なことではあるが、彼は道德的意識が宗教的意識に先行すると主張する。(中略)神は人間の努力からその意味を知るのであって、この人間の努力は神の視点からは決して我々が説明できうるものではない。<sup>38)</sup>

1793年に公刊される『たんなる理性の限界内における宗教』は、三批判書で展開された人間と神の関係を踏まえて論じられたものと考えている。カントの考える宗教、ひいては人間のありかたとは一体どのようなものなのであろうか。以後検討していきたいと考えている。

( )での原語の挿入は、翻訳書にはないものを筆者が挿入した。また、[ ]での原語の挿入は、原書のままの挿入である。

<sup>13</sup> 「三批判書」とは、カント(Immanuel Kant)によって上梓された『純粹理性批判』(1781 年、第二版 1787 年)、『実践理性批判』(1788 年)、そして『判断力批判』(1790 年)のことを指す。それらは、私たち人間の悟性、理性、判断力を吟味するものであり、その対象とする範囲は、それぞれ異なるものの、総じて人間の認識能力とその限界について論じるものである。三つの批判書の中で展開された思想は独断論と懐疑論を排し、学としての形而上学を展望するものと言える。さて、それらに通底する思想に着目するのであれば、カントが三つの批判書を通じて、人間の認識に関する一つの体系を論じようとしていたことを看取することができる。「三批判書」とは、上記のようなカントの思想的統一性を顧慮した上で、批判書の総称であると言える。なお、「三批判書」に対するアプローチは、様々な視点から可能ではあるが、筆者は宗教という視点を以て読み解くものである。(註4参照)

<sup>14</sup> カントは、1790 年に上梓された『判断力批判』の「第一序論」に於いて、私たちの認識能力としての反省的判断力に言及している。カントによれば、反省的判断力はその働きが、美感的判断力と目的論的判断力に大別され、前者は私たちの主観に、構想力と悟性と言う判断能力の調和的戯れ(私たちはそれを美として感じる)をもたらし、後者は、私たちの目の前に広がる多様で、偶然的なものに調和をもたらすものとされるのである。以上のような内実を踏まえて論じられる『判断力批判』の「目的論的判断力の批判」は、主として後者の働きと、その外的世界への当てはめ、さらにはそこから現れてくる世界観(有機体的世界)について検討するものであると考える。

<sup>15</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 86. S.370. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000 年、126 ページ。

<sup>16</sup> 筆者は、カントの三批判書が相互に関連しながら一つの体系として、人間と神の関係を考察しようとしているものと考えている。『純粹理性批判』で消極的に提示された神の存在は、『実践理性批判』に於いて、実践理性の働きの範疇の中で積極的に位置づけられた。しかし、「実践理性の優位(Primat der reinen praktischen Vernunft)」と言える中で、神の存在の導出は、人間の事実から神を展望しようとするカントの批判哲学の地平からすれば、やや説明不足の感には拭えない。『判断力批判』は、そうした前の二批判書の不十分さを踏まえながら、カント批判哲学の総決算として上梓されたものとする。当然、二批判書との相互連関は保ちつつも、それらの思想の発展形としてあるわけであり、神の導出に至る議論の不十分さが乗り越えられなければならない。

<sup>17</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.83-84. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、212 ページ。

<sup>18</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.151. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、287 ページ。

<sup>19</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.152. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、287 ページ。

<sup>20</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.126. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、258 ページ。

<sup>21</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.156. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、291 ページ。

<sup>22</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.155. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、291 ページ。

<sup>23</sup> 『判断力批判』の中の「方法論」には、神の属性として全知(allwissend)、全能(allmächtig)、慈悲・正義(allgütig und zugleich gerecht)が挙げられている。

<sup>24</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag, 1999(1788), S.167. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、303 ページ。

<sup>25</sup> Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft*, Ferix Meiner Verlag,

1999(1788), S.49. 『カント全集7』(坂部恵・伊古田理訳)、岩波書店、2000 年、174 ページ。

<sup>26</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 82. S.349. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000 年、104 ページ。

<sup>27</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 82. S.349. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000 年、104 ページ。

<sup>28</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 83. S.354. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000 年、108-109 ページ。

<sup>29</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 83. S.355. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000 年、110 ページ。

<sup>30</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 83. S.355. Tauglichkeit の訳出に関し、筆者は、岩波版『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波文庫版『判断力批判(下)』(篠田英雄訳)、以文社版『判断力批判(下)』(宇都宮芳明訳)を参考にした。牧野、宇都宮訳には「有能性」という訳が記載されているが、筆者は篠田訳「適性」が文意に沿うと判断した。

<sup>31</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 84. S.360. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000 年、115 ページ。

<sup>32</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 87. S.382. das höchsten Weltbeste の訳出に関し、筆者は、岩波版『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波文庫版『判断力批判(下)』(篠田英雄訳)、以文社版『判断力批判(下)』(宇都宮芳明訳)を参考にした。牧野訳「世界の最高福祉」、篠田訳には「世界における最高の福祉」という訳が記載されているが、筆者は宇都宮訳「最高の世界最上善」が文意に沿うと判断した。

<sup>33</sup> Paul Guyer, *Kant's System of Nature and Freedom*, Oxford university press, 2005.P.331.

<sup>34</sup> Albert Schweitzer, *Die Religionsphilosophie Kants*, Verlag von J.C.B.Mohr(Paul Siebeck),1899.S.297.アルベルト・シュヴァイツァー『カントの宗教哲学(下)』(斎藤義一・上田閑照訳)、白水社、2004 年、241 ページ。

<sup>35</sup> Albert Schweitzer, *Die Religionsphilosophie Kants*, Verlag von J.C.B.Mohr(Paul Siebeck),1899.S.299.アルベルト・シュヴァイツァー『カントの宗教哲学(下)』(斎藤義一・上田閑照訳)、白水社、2004 年、244 ページ。

<sup>36</sup> Albert Schweitzer, *Die Religionsphilosophie Kants*, Verlag von J.C.B.Mohr(Paul Siebeck),1899.S.300.アルベルト・シュヴァイツァー『カントの宗教哲学(下)』(斎藤義一・上田閑照訳)、白水社、2004 年、245 ページ。

<sup>37</sup> Albert Schweitzer, *Die Religionsphilosophie Kants*, Verlag von J.C.B.Mohr(Paul Siebeck),1899.S.302.アルベルト・シュヴァイツァー『カントの宗教哲学(下)』(斎藤義一・上田閑照訳)、白水社、2004 年、249 ページ。

<sup>38</sup> Paul Guyer, *Kant's System of Nature and Freedom*, Oxford university press, 2005.P.335.

<sup>39</sup> ガイヤーは、最高善に関する議論を踏まえた後、次のような議論を展開し、自らの主張をまとめている。「人間にこうした有機体の経験を与えることは『判断力批判』に一貫した、カントの道徳への接近と矛盾しない。」(Paul Guyer, *Kant's System of Nature and Freedom*, Oxford university press, 2005.P.342.)これは、筆者と同様にガイヤーが、『判断力批判』の根底には、道徳的目的論があることを考えているものと言える。反面で、「こうした人間の有機体の経験は、目的論的観点を普通の人間[normal human agents]、つまり、カントの道徳的人間学の究極的主体[the ultimate subjects of Kant's moral anthropology]に伝える、欠くことのできない役割を果たしているだろう。」(Paul Guyer, *Kant's System of Nature and Freedom*, Oxford university press, 2005.P.342.)と論じ、道徳的目的論の議論が、人間中心の世界観に至ることを示唆している。無論、カントの思

想を考えるに当たって、理性的存在者である人間を中心に置くことは、至極当然のことではあるが、本論で筆者は『判断力批判』に見られる道徳的目的論が如何にして道徳神学さらには、宗教へと至るのかを見ている訳であるので、ガイヤーの見解とは異なるものである。

<sup>28)</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 86. S.376. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、132 ページ。

<sup>29)</sup> 4つの方法に基づく証明の問題点を簡単に記せば、次のようになる。論理的厳密な理性推論は、『純粹理性批判』において論じられたように、「自然を超えて求められるべき存在者の概念には、われわれに可能などのような直観も対応せず」(Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 90. S.399. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、156 ページ。)とされる点、類比は「われわれが技術作品と呼ぶある種の諸産物の諸形式の根拠としての悟性との類比にしたがって、自然諸目的としての世界の諸物に関する根源的存在者の原因性を考えることは確かに許されている」ものの、「その諸結果に関して感性的に条件づけられている原因と超感性的な根源的存在者の概念におけるこの存在者そのものとの間で考えられており、それゆえ根源的存在者へと転移されることは不可能」(Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 90. S.401. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、157 ページ。)である点、臆見は、「われわれが出発点とする(ここでは、それは世界における諸目的である)与えられた証明根拠が経験的であるとしても、これらの証明根拠によって感性界を超えて臆見をもつ」(Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 90. S.402. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、159 ページ。)点、仮説は、「認識のうちで直観に基づくものにしたがった認識の必要な諸条件はなにも与えられておらず、それゆえたんなる矛盾律(der Satz des Widerspruchs)(矛盾律は、考えることの可能性以外になにも証明できず、考えられた対象そのものの可能性を証明できないのである)だけがこの可能性の標識として残る」(Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 90. S.403. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、160 ページ。)点、以上がカントによって、それらの証明を真とすることができない問題点として挙げられている。

<sup>30)</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 90. S.403. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、160 ページ。

<sup>31)</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 91. S.406. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、163 ページ。

<sup>32)</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 91. S.413. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、170-171 ページ。

<sup>33)</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 91. S.414. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、171-172 ページ。

<sup>34)</sup> Immanuel Kant, *Kritik der Urteilskraft*, Ferix Meiner Verlag, 2009(1790), § 86. S.373. 『カント全集9』(牧野英二訳)、岩波書店、2000年、129 ページ。

<sup>35)</sup> マタイによる福音書 9.12

<sup>36)</sup> マタイによる福音書 5.1-7.29

<sup>37)</sup> Richard Kroner, *Kants Weltanschauung*, Verlag von J.C.B.Mohr(Paul Siebeck),1914,S.39.

<sup>38)</sup> Richard Kroner, *Kants Weltanschauung*, Verlag von J.C.B.Mohr(Paul Siebeck),1914,S.42.

# An Extensive Study on Characteristics of Business Speeches: A Corpus-Based Approach to Metaphors in Business<sup>1)</sup>

SHIMIZU Toshihiro

Institute for Promotion of General Education, The University of Shiga Prefecture

## ビジネススピーチの特徴に関する広範的研究： ビジネス・メタファへのコーパス・アプローチ

清水 利宏

滋賀県立大学 全学共通教育推進機構

---

本稿は、ビジネス英語スピーチにおける概念構造の特徴を明らかにするために、通算 6 年間分のビジネススピーチを分析・考察するものである。2010 年のビジネススピーチ 10 本を分析した先行研究では、「概念メタファの時系列的支配性」の存在が示された。そこで本研究では、その先行研究の結果を更に検証することを目的とし、まず 2005～2009 年の 5 年間に発表された 50 本のビジネススピーチ・コーパス（素材集）を新たに構築した。12 万語以上から成るそのコーパスを、話者の時系列的な概念構造を数値化する「メタファグラム分析」を経て統計処理をし、さらにそのデータを先行研究の結果と照合することで、「(1)量的」「(2)分布的」「(3)時系列的」という概念構造の 3 つの支配性の特徴を改めて検証した。先行研究と本研究を合わせて、2005～2010 年の通算 6 年間分、約 15 万語に及ぶコーパスを用いた広範的な再調査の結果、先行研究によって提起された第 3 の支配性（時系列的支配性）の存在と特徴、そしてスピーチの概念構造における 3 つの支配性の「相互の関連性」が、本研究においても改めて支持された。

---

## I Introduction

The main aim of this research is to re-examine the findings, proposed in the preceding study (Shimizu, 2014) about the chronological features of conceptual metaphors in business speeches, by taking a more extensive corpus-based approach. Similar to the previous study of the “business executive speech” (BES) corpus 2010 (Shimizu, 2014, p. 58), this study will establish another unique BES corpus that consists of 50 business speeches delivered over a five-year period: from 2005 to 2009. Ten speeches representing each year will be selected for the corpus. An extensive coverage of statistical data from the corpus, which has not been explored before, will be analyzed to further justify, or to question, the original findings about metaphors proposed by the preceding study (Shimizu, 2014).

The crucial roles of metaphors are highly recognized and appreciated. For example, VanOosting (1985) states

that “a metaphor is an implied comparison between two unlike things ... its function is to explicate or highlight an embedded meaning in a word or image” (p. 138). In addition, “good metaphors can create new understanding and uplift an audience” (McKerrow, Gronbeck, Ehninger, & Monroe, 2000, p. 235). Specifically regarding “metaphors in business speeches,” however, clear guidelines for making effective use of metaphors have not been fully explored. Thus, the extensive approach to be taken in this study will be helpful in discovering the unique characteristics of metaphorical structures in business speeches.

As Shimizu (2014) demonstrated, conceptual structures of business speeches consist of three factors.

- 1) the quantitative value of metaphors
- 2) the dispersion rate of metaphors
- 3) the chronological dominance of metaphors varying along the timeline

It is hoped that this study will emphasize the focus



on the timeline-based investigations into metaphors, which was hypothesized and examined by Koller (2008). In other words, this paper will aim to reinforce the significance of chronological viewpoints in the field of metaphor research.

## II Research Procedure

### 2.1 Method: Procedure Outline

The general research procedures follow the same steps as those taken in the preceding study (Shimizu, 2014), which focused on the business executive speeches (BES) corpus 2010.

First, the “BES corpus 2005-2009” will be newly established, including 10 speeches each year, from 2005 to 2009. This study applies the same metaphor search-word list for the concordancing process as that employed in the original analysis of the BES corpus 2010 in the preceding study.

When the automatic concordancing process is done, every “metaphor candidate”<sup>2)</sup> is manually checked to verify its metaphoricity. Then, the refined data will be processed by the T-Scope software (Shimizu & Shimokura, 2010) to yield 50 metaphorgrams (cf. Section 2.3.2) for further investigations.

Finally, all the data will be compared with those obtained in the preceding study of the BES corpus 2010 to reconfirm the unique characteristics of metaphors in business speeches from a long-term perspective.

## 2.2 Data Preparation

### 2.2.1 Corpus selection

The corpus selection policy for this follow-up study is identical to that applied by Shimizu (2014, p. 57). In brief, the following conditions are required.

- 1) All speeches<sup>3)</sup> are made by CEOs or those who represent the commercial organization.
- 2) The length of each speech is around 2,500 words on average.
- 3) The same speaker does not appear twice in a single year.

The lists of business executive speeches that establish the BES corpus 2005-2009 are noted in Tables A1-05 through A1-09 in Appendices. This new set of BES corpus 2005-2009 contains 126,325 words in total.

### 2.2.2 Conceptual metaphor group (CMG) setting

The policy for the “conceptual metaphor group”<sup>4)</sup> (CMG) setting in this study is shown below. This is also identical to that explained in Shimizu (2014, p. 58). This same policy guarantees consistent standards as a succeeding follow-up study.

#### \* Six conceptual metaphor groups (CMGs)

- 1) Competition-related CMG: <CG>, such as GAME<sup>5)</sup>, WAR, SPORTS, DEBATE, etc.
- 2) Relation-related CMG: <RG>, such as ROMANCE, MATING, RELATIONSHIP, FRIENDSHIP, COUPLE, CONNECTION, etc.
- 3) Structure-related CMG: <SG>, such as BUILDING, FACTORY, PLANT, CONTAINER, SUBSTANCE, MACHINE, etc.
- 4) Human-related CMG: <HG>, such as HEALTH, FOOD, BODY, FEELING, BODILY ACTION, etc.
- 5) Experience-related CMG: <XG>, such as JOURNEY, ADVENTURE, HARDSHIP, ARTISTIC ACTIVITY, etc.
- 6) Moving-force-related CMG: <MG>, such as PHYSICAL FORCE, CAR, SHIP, HORSE, TRAIN, AIRPLANE, etc.

### 2.2.3 Metaphor search-words

The same metaphor search-word list, established in the preceding study (Shimizu, 2014, pp. 59-60), is applied to the concordancing process of this research. Since the metaphor search-word list is already prepared, the first manual metaphor identification process simply for creating a search-word list is not necessary this time.

Once the appropriate BES corpus 2005-2009 has been created, the next step is to start the computerized concordancing process using the prepared metaphor search-word list.

## 2.3 Corpus-Based Metaphorgram Analysis

### 2.3.1 Concordancing and manual verification

The next process is automatic concordancing, using the

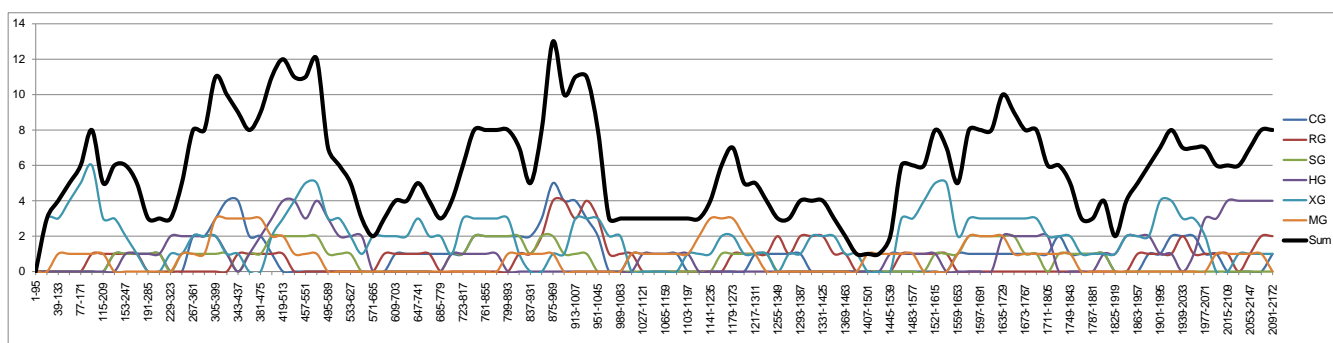


Fig. 1 Metaphorgram: From Shimizu (2014, p. 63)

WordSmith Tools (Scott, 2008). The first concordancing process brought 6,410 “Hits” of metaphor candidates in total on the operating screen. Each numerical value of all CMGs is listed in the “Before” columns in Table 1. As these 6,410 metaphor candidates are simple mechanical hits of the search-words, they can not be used for metaphor analysis until the proper manual metaphor verification has been conducted.

In the next process, all metaphor candidates are manually verified, while checking if they are used metaphorically in the corresponding context. Following the same policy in the preceding study, a linguistic expression is annotated metaphorical if: (1) it is an

instance of a conceptual metaphor (Lakoff & Johnson, 1980), (2) it creates semantic and/or cognitive tension (Charteris-Black, 2004, p. 21), and (3) it has a “value-added projection” (Shimizu, 2010, p. 174). The values shown in the “After” columns in Table 1 indicate the numbers of metaphor keywords which have passed the manual verification. According to the separate table labeled, “Total (BES 2005-2009),” on the bottom right of Table 1, 4,707 metaphor candidates have passed the verification process.

The passing rate of 73.4% is lower than 86.1% of the BES corpus 2010, shown in the preceding study (Shimizu, 2014, p. 60). This difference can be explained by the fact that the BES corpus 2010 was processed by the dedicated metaphor search-word list, which had been created entirely by the manual metaphor identification process over the same corpus in advance. On the other hand, since the BES corpus 2005-2009 employed the same, prepared metaphor search-word list, which was created originally for the analysis of BES corpus 2010, the passing-rate in the manual verification process naturally becomes lower.<sup>6)</sup> The allowance of this tolerable difference will be discussed in Section 3.1.

Table 1 Quantitative comparison of Hits values: Before and after the manual verification

BES 2005				BES 2008			
C.M.G.	Before	After	Valid %	C.M.G.	Before	After	Valid %
CG	304	291	95.7%	CG	191	180	94.2%
RG	148	137	92.6%	RG	111	98	88.3%
SG	151	127	84.1%	SG	209	146	69.9%
HG	303	169	55.8%	HG	306	149	48.7%
XG	242	177	73.1%	XG	198	151	76.3%
MG	144	111	77.1%	MG	174	134	77.0%
<b>Sum</b>	<b>1,292</b>	<b>1,012</b>	<b>78.3%</b>	<b>Sum</b>	<b>1,189</b>	<b>858</b>	<b>72.2%</b>

BES 2006				BES 2009			
C.M.G.	Before	After	Valid %	C.M.G.	Before	After	Valid %
CG	219	201	91.8%	CG	188	176	93.6%
RG	106	98	92.5%	RG	155	133	85.8%
SG	169	153	90.5%	SG	150	128	85.3%
HG	450	202	44.9%	HG	504	258	51.2%
XG	251	204	81.3%	XG	237	164	69.2%
MG	180	123	68.3%	MG	129	107	82.9%
<b>Sum</b>	<b>1,375</b>	<b>981</b>	<b>71.3%</b>	<b>Sum</b>	<b>1,363</b>	<b>966</b>	<b>70.9%</b>

BES 2007				Total (BES 2005-2009)			
C.M.G.	Before	After	Valid %	C.M.G.	Before	After	Valid %
CG	205	173	84.4%	CG	1,107	1,021	92.2%
RG	164	149	90.9%	RG	684	615	89.9%
SG	148	115	77.7%	SG	827	669	80.9%
HG	297	174	58.6%	HG	1,860	952	51.2%
XG	255	192	75.3%	XG	1,183	888	75.1%
MG	122	87	71.3%	MG	749	562	75.0%
<b>Sum</b>	<b>1,191</b>	<b>890</b>	<b>74.7%</b>	<b>Total</b>	<b>6,410</b>	<b>4,707</b>	<b>73.4%</b>

### 2.3.2 Metaphorgrams

After the manual verification process, all the numerical data that holds 4,707 metaphor keywords is set on the original VBA (Visual Basic for Applications) program, T-Scope 2.0 (Shimizu & Shimokura, 2010), to obtain metaphorgrams. A metaphorgram is a visualization and quantification tool of metaphors to analyze a text. A

sample metaphorgram is shown in Figure 1.

The parameter setting policy for “Scope & Step” values (Shimizu & Shimokura, 2010, pp. 332-334) in the quantification process is also set at the same values as those in the preceding study. The Step value is set at the rounded average number of words per sentence, and the Scope value is five times the number of the Step value.

### 2.3.3 Dominant conceptual metaphor groups

When the metaphorgrams of the 50 speeches are created, all the statistical data is now ready for analysis and discussion. The preceding study (Shimizu, 2014) proved that there were three dominant factors of metaphorical structures in business speeches: (1) “Per 1,000” values for quantitative dominance, (2) “Dispersion” rates for spreading dominance, (3) “Sum-relate” values for chronological dominance.

Based on the findings about these three dominant factors, all the statistical data is summarized. In Tables A2-05 (BES 2005) through A2-09 (BES 2009), which show the results, gray highlights indicate the CMGs that hold the highest values in each factor of the speeches.

## III Discussion

### 3.1 Reliability of Manual Metaphor Verification

To begin with, we should review the reliability of manual verification process of the metaphor candidates in each business executive speech (BES) corpus. As mentioned in Section 2.3.1, the average verification passing-rate of the BES corpus 2005-2009 is 73.4%, while it was 86.1% in the BES corpus 2010 (Shimizu, 2014, p. 60). Is this difference permissible? A statistical correlation analysis (Table 2) between the passing-rates of six years’ corpora will answer this question. Table 2 is processed based on the individual passing-rates displayed in Table 1.

First, let us refer to the results in Table 2 with a focus on the first five rows (except the BES\_2010 column), which show the internal statistical correlations within the BES corpus 2005-2009. As explained, all 50 speeches in the BES corpus 2005-2009 were analyzed completely

**Table 2** Correlation coefficients of the manual metaphor verification passing-rates

		Correlations					
		BES_2005	BES_2006	BES_2007	BES_2008	BES_2009	BES_2010
BES_2005	Pearson Correlation	1	.920**	.944**	.923**	.955**	.815*
	Sig. (2-tailed)		.009	.005	.009	.003	.048
	N	6	6	6	6	6	6
BES_2006	Pearson Correlation	.920**	1	.931**	.837*	.855*	.884*
	Sig. (2-tailed)	.009		.007	.038	.030	.019
	N	6	6	6	6	6	6
BES_2007	Pearson Correlation	.944**	.931**	1	.899*	.830*	.761
	Sig. (2-tailed)	.005	.007		.015	.041	.079
	N	6	6	6	6	6	6
BES_2008	Pearson Correlation	.923**	.837*	.899*	1	.876*	.850*
	Sig. (2-tailed)	.009	.038	.015		.022	.032
	N	6	6	6	6	6	6
BES_2009	Pearson Correlation	.955**	.855*	.830*	.876*	1	.860*
	Sig. (2-tailed)	.003	.030	.041	.022		.028
	N	6	6	6	6	6	6
BES_2010	Pearson Correlation	.815*	.884*	.761	.850*	.860*	1
	Sig. (2-tailed)	.048	.019	.079	.032	.028	
	N	6	6	6	6	6	6

\*\* Correlation is significant at the 0.01 level (2-tailed).  
\* Correlation is significant at the 0.05 level (2-tailed).

through the same procedure. Therefore, as far as the BES corpus 2005-2009 is concerned, all *r* values regarding “BES\_2005” through “BES\_2009” in Table 2 show statistically significant correlations ( $p < .05$ ). Moreover, these *r* values are high enough ( $r \geq .830$ ) to verify their similar qualities in the manual metaphor verification. This indicates that the verification process was objectively and uniformly done, while maintaining similar qualities in spite of the different passing-rates shown in Table 1.

Next, let us focus on the bottom row in Table 2, which shows the statistical correlations between the passing-rates of the BES corpus 2005-2009 and those of the BES corpus 2010. Although there is one non-significant value ( $r = .761, ns$ ) found between the BES corpora 2007 and 2010, all the correlation coefficients are considerably higher ( $r \geq .761$ ), and most are statistically significant ( $p < .05$ ). The *r* value between the BES corpora 2007 and 2010 is the only exception. Nevertheless, its *p* value is .079, which is still relatively low, while showing a higher *r* value at .761. Therefore, this exceptional value itself may not appear to negate the overall positive impressions Table 2 proposes.

Through these investigations, it can be stated that the manual metaphor verification processes for all the BES corpora from 2005 through 2010 were adequately conducted.

**Table 3** Correlation coefficients of the dominant factors: BES corpus 2005-2009

		Correlations		
		Per1000 BES2005_20 09	Dispersion BES2005_20 09	SumRelate BES2005_20 09
Per1000_BES2005_2009	Pearson Correlation	1	.483**	.564**
	Sig. (2-tailed)		.000	.000
	N	300	300	300
Dispersion_BES2005_2009	Pearson Correlation	.483**	1	.342**
	Sig. (2-tailed)	.000		.000
	N	300	300	300
SumRelate_BES2005_2009	Pearson Correlation	.564**	.342**	1
	Sig. (2-tailed)	.000	.000	
	N	300	300	300

\*\* Correlation is significant at the 0.01 level (2-tailed).

### 3.2 Significance of the Third Factor

The next discussion explores the significance of the third dominant factor of metaphors in business speeches – the “Sum-relate” value. Tables A2-05 through A2-09 in Appendices are statistical results of the investigations regarding the new BES corpus 2005-2009. In these tables, the highest values of each dominant factor (Per 1,000, Dispersion, and Sum-relate) in the six CMGs are highlighted in gray.

Tables A2-05 through A2-09 visually demonstrate that the highlights in the “Sum-relate” column are often located on the rows where no other numbers are highlighted in the other two columns. This means that the third dominant factor, which was proved independent in the preceding study, can also be considered independent. In that regard, the third factor should not be overlooked in the analysis of metaphors.

In the preceding study, the following two points were statistically proposed (Shimizu, 2014, p. 66).

- 1) The first factor (Per 1,000) and the third factor (Sum-relate) demonstrate a correlative relation.
- 2) The second factor (Dispersion) and the third factor (Sum-relate) play separate roles in business speeches.

We will re-examine this finding, using the larger statistics newly gained in the extensive analysis of the BES corpus 2005-2009.

Table 3 shows the correlation coefficients between the numerical elements of the BES corpus 2005-2009: Per 1,000 (the number of metaphor keywords per 1,000

**Table 4** Partial correlation coefficients of the dominant factors: BES corpus 2005-2009

		Correlations		
			Dispersion BES2005_20 09	SumRelate BES2005_20 09
Per1000_BES2005_2009	Dispersion_BES2005_2009	Correlation	1.000	.096
		Significance (2-tailed)	.	.097
		df	0	297
SumRelate_BES2005_2009	Dispersion_BES2005_2009	Correlation	.096	1.000
		Significance (2-tailed)	.097	.
		df	297	0

words in the speech), Dispersion (the uniformity of the spread of metaphor keywords throughout the speech), and Sum-relate (the index of chronological dominance of conceptual metaphors).

According to Table 3, both Dispersion and Sum-relate have significant correlations with Per 1,000 ( $r \geq .483, p < .01$ ). This trend parallels the finding in the preceding study of the BES corpus 2010.

In the preceding study, on the other hand, Dispersion and Sum-relate did not show a significant correlation. Therefore, it was hypothesized that they were “working separately” (Shimizu, 2014, p.66), playing some independent roles. In Table 3, however, a significant correlation ( $r = .342, p < .01$ ) between Dispersion and Sum-relate is found. They seem to share a slight correlation between themselves on the surface, but this turns out a premature judgement, if we conduct a deeper, partial-correlation analysis of these two factors.

Table 4 shows the partial-correlation coefficient between the Dispersion and Sum-relate with the other variable (Per 1,000) controlled. This analysis reveals the pure and precise correlation status between the two factors. As we see in Table 4, there is no significant correlation between them ( $r = .096, ns$ ), as hypothesized in the preceding study (Shimizu, 2014, p. 66).

All these findings in this extensive follow-up study lead to the identical conclusion to what was proposed in the preceding study (Shimizu, 2014). The results can be summarized as follows.

- 1) The third dominant factor (Sum-relate) should be recognized as an important, indispensable element in metaphor research.

- 2) The third factor works correlatively with, but not exactly the same way as, the first factor (Per 1,000).
- 3) The third factor plays a separate metaphorical role from the second factor (Dispersion).

These results indicate that in business speeches, if the number of metaphorical expressions varies, they help create the quantitative “peaks and troughs”<sup>7)</sup> along the chronological timeline. This is the collaborative feature demonstrated together by the first and third factors. This trait has been successfully reconfirmed through the extensive corpus-based research.

#### IV Conclusion

This paper serves as a follow-up study of the preceding research (Shimizu, 2014). It demonstrated an extensive corpus-based approach to metaphors in business speeches, with a specific focus on the three dominant factors: Per 1,000 values, Dispersion rates, and Sum-relate values. Through this research, it has been shown once again that the third dominant factor, the Sum-relate value, is also recognized very important in the business executive speech (BES) corpus 2005-2009.

In addition, all the statistical verifications together demonstrate the highly similar characteristics as those identified in the preceding study. The third factor reflects the chronological features of metaphors in business speeches. It works independently from the second factor (Dispersion) to demonstrate its original significance, while partly sharing a collaborative relationship with the first factor (Per 1,000) that simply determines the quantitative dominance of conceptual metaphors.

Put another way, in business speeches, conceptual impressions, which chronological variations of “peaks and troughs” of metaphors create, can be manipulated by designing the quantitative and qualitative allotment of metaphorical expressions along the chronological timeline. This quality of conceptual structures in business speeches gains even more importance when we think of further applications of metaphors from a

practical and/or educational point of view.

It may not be always easy to design the chronological effect of metaphors in business speeches. However, the statistical findings in this study encourage us to become more aware of the chronological role of metaphors. It is necessary to appreciate the chronological, quantitative peaks and troughs of metaphors.

In order to fully utilize the metaphor research in business communication, there seem to be two further approaches we should take in the future. One is to establish an even wider collection of BES corpora. The other is to take a comparative approach, using a political speech corpus as a reference. By taking such parallel approaches, the study of metaphors in business communication will be even more enhanced. It is hoped that reconsidering the chronological features of conceptual metaphors will broaden and vitalize the power of metaphors especially in business speech communication.

---

#### Appendices (5 pages)

##### A-1 Corpus listing<sup>8)</sup>

Table A1-05	BES corpus 2005
Table A1-06	BES corpus 2006
Table A1-07	BES corpus 2007
Table A1-08	BES corpus 2008
Table A1-09	BES corpus 2009

##### A-2 Dominant factor comparison

Table A2-05	BES corpus 2005
Table A2-06	BES corpus 2006
Table A2-07	BES corpus 2007
Table A2-08	BES corpus 2008
Table A2-09	BES corpus 2009

**Table A1-05** BES corpus 2005

Ref. #	Date	Speaker	Position	Company Name	Speech Title	Words	Sent.	W p S	Source
05-01	2005/1	LAFLEY, A. G.	Chairman, President and CEO	The Proctor & Gamble Company	Leading Change in Germany	2,314	159	14.6	Vol. 71 (8), pp.242-245
05-02	2005/2	NOTEBAERT, Richard C.	Chairman and CEO	Qwest Communications International Inc.	Overseeing the Unforeseeable	2,855	213	13.4	Vol. 71 (11), pp.333-336
05-03	2005/4	LIDDY, Edward M.	President and CEO	The Allstate Corporation	From Pigging Out to Piggy Banks	2,430	188	12.9	Vol. 71 (21), pp.663-666
05-04	2005/6	DIMICCO, Daniel R.	President and CEO	Nucor Corporation	The Steel Industry	2,785	170	16.4	Vol. 71 (17), pp.535-538
05-05	2005/9	TILTON, Glenn.	Chairman and CEO	United Airlines	Flying into the Future	2,351	121	19.4	Vol. 72 (6), pp.171-174
05-06	2005/11	HEARD, Eric F.	President and CEO	AMtech USA	A 21st Century Approach to Doing Business with the Japanese	2,146	120	17.9	Vol. 72 (7), pp.217-220
05-07	2005/12	ROGEL, Steve	Chairman, President and CEO	Weyerhaeuser Company	A Tale of Two Industries	2,336	135	17.3	Vol. 72 (5), pp.151-153
05-08	2005/12	WHISLER, J. Steven	Chairman and CEO	Phephs Dodge Corporation	The Second Copper Age	2,111	103	20.5	Vol. 72 (6), pp.169-171
05-09	2005/12	ESSNER, Robert	Chairman, President and CEO	Wyeth	The Patient Is Waiting	2,541	114	22.3	Vol. 72 (8), pp.253-256
05-10	2005/12	MCNERNEY, Jim.	Chairman and CEO	The Boeing Company	Secrets of High-Performing Executive Teams	2,490	138	18.0	Vol. 72 (11), pp.349-352
<b>Min. number: 2111 Max. number: 2855 Differential range: 744</b>						<b>Average numbers:</b>	<b>146.1</b>	<b>16.7</b>	

**Table A1-06** BES corpus 2006

Ref. #	Date	Speaker	Position	Company Name	Speech Title	Words	Sent.	W p S	Source
06-01	2006/1	LIDDY, Edward M.	Chairman and CEO	The Allstate Corporation	Curing Catastrophe Amnesia	2,367	165	14.3	Vol. 72 (10), pp.296-299
06-02	2006/2	LASORDA, Tom	President and CEO	Chrysler Group	Frivolous Litigation	2,339	120	19.5	Vol. 72 (9), pp.272-275
06-03	2006/2	CAMDEN, Carl	President and CEO	Kelly Services, Inc.	Defining Success	2,926	189	15.5	Vol. 72 (12), pp.366-369
06-04	2006/2	MCKINNEL, Hank	Chairman and CEO	Pfizer Inc.	"Sick-Care" to Healthcare	3,127	169	18.5	Vol. 72 (14/15), pp.443-447
06-05	2006/3	SEIDENBERG, Ivan	Chairman and CEO	Verizon	Customer Service	2,334	130	18.0	Vol. 72 (12), pp.373-376
06-06	2006/3	CHALLENGER, John A.	CEO	Challenger, Gray & Christmas, Inc.	Preparing for the Knowledge-Based Economy	2,925	141	20.7	Vol. 72 (13), pp.394-397
06-07	2006/4	TILLERSON, Rex W.	Chairman and CEO	ExxonMobil Corporation	Energy	2,245	123	18.3	Vol. 72 (14/15), pp.441-443
06-08	2006/7	ESKEW, Michael L.	Chairman and CEO	United Parcel Service of America, Inc.	We All Need Access to the Global Community	2,337	153	15.3	Vol. 72 (22/23), pp.623-626
06-09	2006/9	KAUFMAN, Henry	President	Henry Kaufman & Co. Inc.	Creeping Inflation, Monetary Tactics	2,566	160	16.0	Vol. 73 (1), pp.23-26
06-10	2006/12	LEWIS, Ken	Chairman and CEO	Bank of America	Capital Markets	2,974	138	21.6	Vol. 73 (2), pp.80-83
<b>Min. number: 2245 Max. number: 3127 Differential range: 882</b>						<b>Average numbers:</b>	<b>148.8</b>	<b>17.6</b>	

**Table A1-07** BES corpus 2007

Ref. #	Date	Speaker	Position	Company Name	Speech Title	Words	Sent.	W p S	Source
07-01	2007/1	SEIGEL, Stuart E.	Chairman and CEO	Seigel & Associates	There's a FIN in the Water	2,829	136	20.8	Vol. 73 (3), pp.108-111
07-02	2007/3	SHRADER, Ralph W.	Chairman and CEO	Booz Allen Hamilton	Perspectives on Leadership, Logistics, and Linkages in the 21st Century	2,150	104	20.7	Vol. 73 (5), pp.201-203
07-03	2007/3	RUSO, Patricia	CEO	AkateH-Lucent	Building on the Telephony Network's Traditional Strengths	2,307	123	18.8	Vol. 73 (5), pp.223-226
07-04	2007/5	BOECKMANN, Alan	Chairman and CEO	Fluor Corporation	Change	2,532	135	18.8	Vol. 73 (9), pp.388-391
07-05	2007/7	HAY, Lani.	President and CEO	Lanmark Technology, Inc.	Defining Your Success to Have It All	2,369	117	20.2	Vol. 73 (9), pp.413-415
07-06	2007/7	SUGAR, Ronald D.	Chairman and CEO	Northrop Grunman Corporation	The Precondition for Business Success	2,170	127	17.1	Vol. 73 (11), pp.504-506
07-07	2007/10	GRANT, Hugh	Chairman and CEO	Monsanto Company	Beyond Food and Fuel	2,723	184	14.8	Vol. 74 (1), pp.10-13
07-08	2007/10	IZZO, Ralph	President and CEO	Public Service Enterprise Group	Climate Change	2,386	141	16.9	Vol. 74 (1), pp.13-16
07-09	2007/11	MCGRAW, Harold	Chairman, President and CEO	The McGraw-Hill Companies	U.S. and Japanese Relationship	2,248	139	16.2	Vol. 74 (2), pp.63-66
07-10	2007/12	ISELL, Neville	Chairman and CEO	The Coca-Cola Company	It's Our Hands	2,391	132	18.1	Vol. 74 (4), pp.175-177
<b>Min. number: 2150 Max. number: 2829 Differential range: 679</b>						<b>Average numbers:</b>	<b>2,411</b>	<b>133.8</b>	<b>18.0</b>

**Table A1-08** BES corpus 2008

Ref. #	Date	Speaker	Position	Company Name	Speech Title	Words	Sent.	W p S	Source
08-01	2008/1	BERKLEY, William R.	Chairman and CEO	W. R. Berkley Corporation	China	2,077	110	18.9	Vol. 74 (3), pp.129-131
08-02	2008/5	LEWIS, Ken	Chairman and CEO	Bank of America	Observations of the Housing Crisis	3,132	157	19.9	Vol. 74 (7), pp.306-309
08-03	2008/5	SALZBERG, Barry	CEO	Debate & Touche USA	Who Took My Workforce?	2,968	186	16.0	Vol. 74 (8), pp.349-352
08-04	2008/6	IZZO, Ralph	President and CEO	Public Service Enterprise Group	Education Is Our First Step	1,998	97	20.6	Vol. 74 (9), pp.403-406
08-05	2008/6	MORRIS, Mike	President and CEO	American Electric Power	The Next U.S. Challenge	2,370	149	15.9	Vol. 74 (9), pp.420-422
08-06	2008/11	KAUFMAN, Henry	President	Henry Kaufman & Company, Inc.	The Financial Consequences of the Credit Crisis	2,049	109	18.8	Vol. 75 (1), pp.24-26
08-07	2008/11	FULTON, Dan	President and CEO	Weyerhaeuser Company	Working Together to Release Our Potential	2,876	173	16.6	Vol. 75 (3), pp.122-125
08-08	2008/12	BERNHARD, J. M.	Chairman, President and CEO	The Shaw Group Inc.	Nuclear Renaissance	2,894	128	22.6	Vol. 75 (2), pp.85-88
08-09	2008/12	MOSBACHER, Georgette	CEO	Borghese Corporation	Republicanism	2,893	179	16.2	Vol. 75 (3), pp.119-122
08-10	2008/12	SUGAR, Ronald D.	CEO	Northrop Grunman Corporation	From Climate Data to Knowledge	2,214	118	18.8	Vol. 75 (3), pp.133-136
<b>Min. number: 1998 Max. number: 3132 Differential range: 1134</b>						<b>Average numbers:</b>	<b>2,547</b>	<b>140.6</b>	<b>18.1</b>

Table A1-09 BES corpus 2009

Ref. #	Date	Speaker	Position	Company Name	Speech Title	Words	Sent.	W p S	Source
09-01	2009/2	LOESCHER, Peter	President and CEO	Siemens AG	Yes We Can	2,581	140	18.4	Vol. 75 (3), pp.139-142
09-02	2009/2	DAVIS, Scott	Chairman and CEO	UPS	Global Trade	2,515	188	13.4	Vol. 75 (4), pp.180-183
09-03	2009/3	MA, Jack	Chairman and CEO	Alibaba Group	Change Can Be Good	1,997	149	13.4	Vol. 75 (6), pp.256-257
09-04	2009/3	LOMBARD, Didier	Chairman and CEO	France Telecom	The Future of Telecommunications	1,924	110	17.5	Vol. 75 (6), pp.268-270
09-05	2009/4	QUIGLEY, Jim	CEO	Debate Touche Tohmatsu	A Time for Transatlantic Leadership	2,790	131	21.3	Vol. 75 (6), pp.258-261
09-06	2009/4	BRENNAN, David	CEO	AstraZeneca	Healthcare Reform	2,968	192	15.5	Vol. 75 (7), pp.306-309
09-07	2009/9	LEWIS, Ken	CEO	Bank of America	Prosperity and the Tree of Persistence	2,898	142	20.4	Vol. 75 (11), pp.493-496
09-08	2009/10	SEIDENBERG, Ivan	Chairman and CEO	Verizon	How the Government Can Promote a Healthy, Competitive Communications Industry	2,709	132	20.5	Vol. 75 (12), pp.540-543
09-09	2009/11	MATHAS, Ted	Chairman and CEO	New York Life Insurance Company	Leaving Las Vegas: Why We Must Help Americans Stop Gambling on Their Financial Futures	2,827	167	16.9	Vol. 76 (2), pp.81-84
09-10	2009/12	MURDOCH, Rupert	Chairman and CEO	News Corporation	From Town Crier to Bloggers: How Will Journalism Survive the Internet Age?	3,041	158	19.2	Vol. 76 (2), pp.61-64
						<b>2,625</b>	<b>150.9</b>	<b>17.4</b>	
						Average numbers:			
						Min. number: 1924 Max. number: 3041 Differential range: 1117			

Table A2-05 BES corpus 2005

Speech (BES2005)	C.M.G.	Per 1,000	Dispersion	Sum-relate
<b>#05-01</b> (2,314 words)	CG	26.36	.857	.756
	RG	11.67	.707	.512
	SG	9.51	.748	.296
	HG	13.40	.748	.464
	XG	8.21	.706	.391
<b>#05-02</b> (2,855 words)	MG	6.05	.604	.217
	CG	6.30	.881	.402
	RG	1.75	.550	.015
	SG	4.90	.414	.488
	HG	3.85	.537	.400
<b>#05-03</b> (2,430 words)	XG	10.86	.816	.662
	MG	3.50	.687	.013
	CG	6.17	.773	.511
	RG	3.29	.650	.380
	SG	4.12	.687	.489
<b>#05-04</b> (2,785 words)	HG	5.76	.604	.392
	XG	3.70	.785	.304
	MG	3.70	.581	.504
	CG	8.26	.639	.607
	RG	5.75	.714	.205
<b>#05-05</b> (2,351 words)	SG	5.75	.609	.324
	HG	2.51	.640	.524
	XG	6.46	.750	.336
	MG	7.90	.738	.457
	CG	16.59	.799	.838
<b>#05-06</b> (2,146 words)	RG	2.98	.414	-.010
	SG	7.23	.693	.586
	HG	10.63	.687	.484
	XG	7.23	.615	.092
	MG	3.40	.505	.241
<b>#05-07</b> (2,336 words)	CG	6.52	.621	.469
	RG	13.98	.563	.727
	SG	5.13	.537	.538
	HG	6.52	.809	.231
	XG	7.92	.886	.244
<b>#05-08</b> (2,111 words)	MG	2.80	.478	.110
	CG	14.98	.847	.735
	RG	3.85	.581	.150
	SG	4.71	.795	.419
	HG	8.99	.757	.627
<b>#05-09</b> (2,541 words)	XG	8.99	.868	.418
	MG	5.14	.670	.435
	CG	6.63	.588	.472
	RG	7.11	.169	.441
	SG	5.21	.642	.389
<b>#05-10</b> (2,490 words)	HG	10.42	.699	.397
	XG	4.26	.510	.439
	MG	3.32	.723	.300
	CG	4.33	.674	.492
	RG	4.33	.561	.639
<b>#05-10</b> (2,490 words)	SG	2.75	.572	.381
	HG	3.54	.478	.427
	XG	5.12	.536	.398
	MG	5.51	.679	.617
	CG	24.50	.876	.697
<b>#05-10</b> (2,490 words)	RG	3.61	.318	.456
	SG	3.21	.714	.527
	HG	6.02	.425	.110
	XG	9.24	.715	.511
	MG	3.61	.720	.272



**Table A2-06** BES corpus 2006

Speech (BES2006)	C.M.G.	Per 1,000	Dispersion	Sum-relate
<b>#06-01</b> (2,367 words)	CG	2.53	.553	.399
	RG	0.42	-.069	.069
	SG	8.03	.611	.829
	HG	5.49	.673	.467
	XG	5.91	.604	.371
<b>#06-02</b> (2,339 words)	CG	8.12	.746	.791
	RG	3.85	.581	.468
	SG	5.56	.697	.682
	HG	2.99	.723	.391
	XG	2.14	.550	.432
<b>#06-03</b> (2,926 words)	CG	16.06	.852	.749
	RG	3.08	.720	.599
	SG	5.47	.681	.361
	HG	3.08	.785	.294
	XG	5.13	.577	.133
<b>#06-04</b> (3,127 words)	CG	7.99	.680	.300
	RG	4.80	.652	.443
	SG	2.88	.667	.236
	HG	8.31	.806	.376
	XG	8.31	.710	.469
<b>#06-05</b> (2,334 words)	CG	8.57	.709	.380
	RG	6.86	.825	.513
	SG	4.28	.580	.205
	HG	16.28	.854	.622
	XG	10.71	.824	.425
<b>#06-06</b> (2,925 words)	CG	6.84	.677	.441
	RG	3.76	.613	.293
	SG	5.13	.706	.395
	HG	6.15	.679	.711
	XG	8.55	.722	.531
<b>#06-07</b> (2,245 words)	CG	5.79	.787	.334
	RG	6.68	.687	.628
	SG	4.45	.495	.260
	HG	8.46	.776	.625
	XG	13.36	.823	.759
<b>#06-08</b> (2,337 words)	CG	6.24	.679	.398
	CG	4.71	.561	.322
	RG	4.71	.674	.397
	SG	2.14	.446	.201
	HG	8.13	.760	.349
<b>#06-09</b> (2,566 words)	XG	6.42	.652	.549
	MG	3.85	.622	.428
	CG	6.63	.560	.421
	RG	1.17	.478	-.139
	SG	12.08	.748	.647
<b>#06-10</b> (2,974 words)	HG	5.85	.749	.327
	XG	6.24	.687	.418
	MG	7.79	.771	.377
	CG	7.73	.752	.237
	RG	2.69	.650	.228
	SG	8.41	.730	.310
	HG	12.78	.746	.463
	XG	11.10	.748	.621
	MG	5.04	.687	.218

**Table A2-07** BES corpus 2007

Speech (BES2007)	C.M.G.	Per 1,000	Dispersion	Sum-relate
<b>#07-01</b> (2,829 words)	CG	3.18	.622	.526
	RG	2.47	.723	.070
	SG	3.18	.720	.380
	HG	3.89	.674	.482
	XG	6.36	.826	.653
<b>#07-02</b> (2,150 words)	MG	2.12	.767	.367
	CG	17.67	.793	.811
	RG	5.58	.644	.051
	SG	6.05	.650	.607
	HG	6.05	.673	.552
<b>#07-03</b> (2,307 words)	XG	7.44	.697	.245
	MG	4.19	.667	.284
	CG	9.10	.693	.692
	RG	6.50	.773	.476
	SG	11.27	.787	.690
<b>#07-04</b> (2,532 words)	HG	6.07	.557	.167
	XG	6.07	.659	.355
	MG	6.94	.825	.465
	CG	5.53	.748	.330
	RG	7.50	.706	.418
<b>#07-05</b> (2,369 words)	SG	4.74	.731	.599
	HG	2.37	.413	.363
	XG	6.32	.681	.416
	MG	3.55	.667	.299
	CG	5.91	.640	.307
<b>#07-06</b> (2,170 words)	RG	3.80	.448	.170
	SG	4.22	.379	.127
	HG	3.38	.596	.491
	XG	19.00	.654	.742
	MG	2.11	.550	.088
<b>#07-07</b> (2,723 words)	CG	8.29	.644	.570
	RG	3.69	.650	.235
	SG	7.83	.560	.667
	HG	7.37	.697	.362
	XG	7.37	.753	.320
<b>#07-08</b> (2,386 words)	MG	1.84	.596	.155
	CG	3.31	.622	.298
	RG	11.75	.593	.712
	SG	3.67	.648	.463
	HG	6.24	.759	.257
<b>#07-09</b> (2,248 words)	XG	4.04	.537	.171
	MG	4.77	.753	.492
	CG	6.29	.773	.461
	RG	4.61	.451	.506
	SG	3.77	.720	.299
<b>#07-10</b> (2,391 words)	HG	6.71	.774	.340
	XG	15.51	.800	.686
	MG	3.35	.714	.295
	CG	8.45	.630	.170
	RG	12.01	.720	.584
	SG	1.33	.478	.126
	HG	15.57	.816	.493
	XG	4.00	.510	.216
	MG	5.34	.514	.161
	CG	6.69	.516	.671
	RG	3.76	.622	.370
	SG	2.51	.644	.110
	HG	15.89	.802	.534
	XG	4.18	.687	.249
	MG	2.09	.550	.164

**Table A2-08** BES corpus 2008

Speech (BES2008)	C.M.G.	Per 1,000	Dispersion	Sum-relate
<b>#08-01</b> (2,077 words)	CG	7.22	.652	.566
	RG	3.37	.640	.435
	SG	7.70	.774	.328
	HG	4.33	.667	.305
	XG	3.85	.798	.575
MG	6.74	.700	.598	
<b>#08-02</b> (3,132 words)	CG	4.47	.723	.337
	RG	3.83	.699	.462
	SG	8.62	.754	.227
	HG	12.45	.750	.690
	XG	6.07	.760	.389
MG	4.15	.673	.436	
<b>#08-03</b> (2,968 words)	CG	10.78	.673	.774
	RG	7.41	.690	.393
	SG	1.35	.596	.346
	HG	1.01	.478	.186
	XG	6.74	.758	.435
MG	4.72	.679	.360	
<b>#08-04</b> (1,998 words)	CG	14.01	.748	.580
	RG	5.01	.495	.662
	SG	10.01	.802	.550
	HG	4.50	.622	.349
	XG	12.01	.849	.284
MG	4.00	.714	.242	
<b>#08-05</b> (2,370 words)	CG	4.22	.687	.176
	RG	2.53	.553	.385
	SG	3.38	.596	.522
	HG	7.59	.667	.557
	XG	5.91	.572	.466
MG	3.80	.720	.627	
<b>#08-06</b> (2,049 words)	CG	7.32	.773	.223
	RG	2.44	.446	.089
	SG	9.76	.667	.493
	HG	9.76	.720	.477
	XG	5.37	.613	.411
MG	8.78	.655	.553	
<b>#08-07</b> (2,876 words)	CG	11.47	.689	.592
	RG	4.52	.673	.340
	SG	4.87	.748	.627
	HG	8.34	.650	.278
	XG	7.30	.734	.568
MG	5.56	.774	.497	
<b>#08-08</b> (2,894 words)	CG	4.84	.679	.442
	RG	3.11	.720	.380
	SG	3.11	.785	.305
	HG	5.18	.620	.724
	XG	4.84	.809	.500
MG	4.84	.679	.424	
<b>#08-09</b> (2,893 words)	CG	3.80	.537	.531
	RG	1.73	.359	.264
	SG	4.15	.767	.597
	HG	1.73	.359	.471
	XG	4.15	.810	.410
MG	5.53	.636	.440	
<b>#08-10</b> (2,214 words)	CG	3.61	.596	.383
	RG	4.07	.544	.170
	SG	7.23	.548	.720
	HG	3.16	.847	.551
	XG	3.61	.650	.523
MG	5.42	.767	.190	

**Table A2-09** BES corpus 2009

Speech (BES2009)	C.M.G.	Per 1,000	Dispersion	Sum-relate
<b>#09-01</b> (2,581 words)	CG	8.91	.822	.636
	RG	3.10	.596	.329
	SG	2.32	.644	.411
	HG	9.30	.714	.644
	XG	6.20	.733	.384
MG	2.71	.723	.492	
<b>#09-02</b> (2,515 words)	CG	7.55	.811	.468
	RG	2.78	.219	.251
	SG	6.76	.852	.508
	HG	7.55	.719	.437
	XG	7.16	.785	.323
MG	7.55	.660	.419	
<b>#09-03</b> (1,997 words)	CG	3.00	.300	.357
	RG	3.51	.572	.428
	SG	6.01	.767	.437
	HG	6.51	.488	.650
	XG	2.00	.192	.395
MG	0.50	-.069	-.046	
<b>#09-04</b> (1,924 words)	CG	9.36	.622	.713
	RG	2.08	.596	.069
	SG	2.60	.446	.530
	HG	4.16	.465	.465
	XG	6.76	.724	.601
MG	5.20	.522	.005	
<b>#09-05</b> (2,790 words)	CG	11.83	.725	.578
	RG	8.96	.722	.228
	SG	5.73	.609	.280
	HG	12.19	.768	.683
	XG	6.45	.785	.371
MG	3.23	.448	.225	
<b>#09-06</b> (2,968 words)	CG	6.40	.776	.297
	RG	11.46	.759	.588
	SG	3.37	.648	.348
	HG	7.08	.770	.633
	XG	9.43	.762	.478
MG	4.72	.679	.370	
<b>#09-07</b> (2,898 words)	CG	4.49	.650	.385
	RG	5.18	.669	.519
	SG	2.76	.650	.135
	HG	22.08	.851	.849
	XG	6.90	.667	.422
MG	6.56	.811	.353	
<b>#09-08</b> (2,709 words)	CG	8.12	.728	.425
	RG	5.17	.659	.105
	SG	9.97	.746	.524
	HG	16.24	.728	.708
	XG	6.64	.851	.365
MG	7.01	.732	.276	
<b>#09-09</b> (2,827 words)	CG	2.48	.414	.548
	RG	2.12	.644	.421
	SG	3.89	.613	.268
	HG	5.66	.714	.692
	XG	3.54	.687	.380
MG	1.41	.596	.126	
<b>#09-10</b> (3,041 words)	CG	5.26	.697	.309
	RG	4.27	.724	.486
	SG	5.26	.733	.454
	HG	4.93	.669	.531
	XG	6.25	.682	.505
MG	1.64	.687	.144	

---

### Notes

- 1) This article is a revised edition of the partial excerpt from the un-published doctoral dissertation of the author (Shimizu, 2012b). All the analyses in this study have been entirely re-conducted with refined parameters exclusively for this follow-up study.
- 2) A metaphor candidate is a word that is annotated automatically in the computerized concordancing process. Metaphor candidates must be manually verified if they are really used metaphorically, before the analysis. Metaphor candidates, which have passed the manual verification process, will then be called, “metaphor keywords.”
- 3) All the speeches in the corpus are sampled from the monthly journal, *Vital Speeches of the Day*, published by McMurry Inc. of Phoenix, Arizona.
- 4) In the studies, all metaphor keywords are categorized into one of the six conceptual metaphor groups (CMGs). The analysis will follow to investigate the characteristics of metaphors based on these CMGs.
- 5) In this article, in order to distinguish the conceptual metaphor and its linguistic metaphorical expression, metaphoric concepts are represented graphically by SMALL CAPITALS.
- 6) This is because the metaphor keyword list was established based on the BES corpus 2010, and it is not a collection of actual search-words extracted directly from the new BES corpus 2005-2009.
- 7) Chronological quantitative troughs, or “literal periods,” of metaphors in business speeches are considered as important moments, where speakers tend to deliver the core messages (Shimizu, 2012a, p. 47).
- 8) “W p S” in the top row of each table represents “Words per Sentence,” which shows the average number of words per sentence in the speech.

---

### References

Charteris-Black, J. (2004). *Corpus approaches to critical metaphor analysis*. New York: Palgrave Macmillan.

- Koller, V. (2008). Brothers in arms: Contradictory metaphors in contemporary marketing discourse. In M. S. Zanotto, L. Cameron, & M. C. Cavalcanti (Eds.), *Confronting metaphor in use: An applied linguistic approach* (pp. 103-125). Amsterdam: John Benjamins Publishing Company.
- Lakoff, G., & Johnson, M. (1980). *Metaphors we live by*. Chicago: The University of Chicago Press.
- McKerrow, R. E., Gronbeck, B. E., Ehninger, D., & Monroe, A. H. (2000). *Principles and types of speech communication*. New York: Longman.
- Scott, M. (2008). WordSmith Tools (version 5), Liverpool: Lexical Analysis Software.
- Shimizu, T. (2010). Born to be a weapon: A critical analysis of metaphorical business communication, *Osaka Keidai Ronshu (The Journal of Osaka University of Economics)*, vol.61(3), 165-177.
- Shimizu, T. (2012a). Dots or flows?: A field of metaphors in business, *Kenkyu Nempo (The Journal of the Japan Business Communication Association)*, vol.71, 41-50.
- Shimizu, T. (2012b). Re-defining the dominance of conceptual metaphors in business speeches from a chronological perspective, un-published doctoral dissertation, Osaka: Kansai Gaidai University.
- Shimizu, T. (2014). Examining the dominance of conceptual metaphors in business speeches: The third factor, *Kokusai Joho Kenkyu (The Journal of the Japanese Society for Global Social and Cultural Studies)*, vol.11, 56-67.
- Shimizu, T., & Shimokura, M. (2010). Developing the T-Scope (version 2.0) program for a statistical approach to business metaphor analysis, *Osaka Keidai Ronshu (The Journal of Osaka University of Economics)*, vol.61(2), 329-343.
- VanOosting, J. (1985). *The business speech: Speaker, audience, and text*. New Jersey: Prentice-Hall.

**報告論文**  
**(自由投稿論文 : Review)**

報告論文は審査・査読を行っておりません。

## フランスに学ぶ学校制度と教育費 —少子化脱却のための経済政策—

鈴木 満由美  
日本国際情報学会

### Consideration about the school system and education cost —To learn from policy for the declining birthrate breakaway of France—

SUZUKI Mayumi  
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

---

Poverty rate of children is 16.3%. Japan has problem with the declining birth rate and aging population. The purpose of the paper is to consider an expense in child care and the education to stop declining birthrate. Tuition fees in France are free of charge from nursery school to national University. All applicant can enrolled to certified child Gardens and vocational high school. It is free. They do not require a cream school for exam. Installing the National Junior College. And, they learn free the technic of welfare and nursing. They have the knowledge and skills for the job. So, they would be likely to be regular employee. They may hope to give birth.

---

#### はじめに

2013 年 6 月 26 日「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」が公布され、2014 年 1 月 17 日より施行された。我が国の子どもの貧困率は 16.3%（2012 年厚生労働省）、OECD 加盟 34 カ国中 25 位（2010 年）とかなり高い。生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、全体が 98.6%に対し、90.8%（2013 年文部科学省）と少ない。

厚生労働省は、2015 年「3 月に生活保護を受けていた世帯は 1,622,458 世帯<sup>(1)</sup>」で、受給者数も 2,174,331 人となり、過去最多を更新したと速報値を公表した。しかも、増え続ける 65 歳以上の高齢者世帯が増えており、約 49%をしめるという。

我が国の人口は減少に転じている。総務省統計局のデータによると、総人口は 2008 年の約 128,084 千人をピークに、2014 年は 127,083 千人まで減少した。男性は 2008 年から、女性は 2011 年から減少している。この人口減少の主な要因は自然減少である。今後、人口減少は続く予定だという。

だが、「子どもの多い社会は賃金があがらない<sup>(2)</sup>」そして、「急激に増えた人口に、資源量が追いつかない<sup>(3)</sup>」。それに対し、人口が減ると、「節約と国際倍増によって食糧の依存度を大幅に下げることが簡単<sup>(4)</sup>」となるとメリットの可能性を説いた意見もある。

我が国の人口の割合は人口ピラミッドでいえば、複雑なつぼ型となり少子超高齢社会である。生産年齢人口（15～64 歳）の減少を通じた労働投入量の減少により、日本経済や財政上のデメリットも考えられる。人材不足のため、企業や伝統文化で培われてきた知識や技能の継承が途絶え、国力が衰退していくかもしれない。さらに、高齢人口（65 歳以上）の増加から、年金は減少し投資に回す資金も減り、貯金を取り崩しながら、儉約の生活がすすめられることを予測する。

超高齢社会は既成のことであり、医療技術の進歩等のおかげで長生きができるようになったため、老

---

(1) 「生活保護受給者が最多 3 月」朝日新聞 6 月 4 日朝刊、37 面

(2) 日下公人 『「人口減少」で日本は繁栄する』(祥伝社、2005 年、17 頁)

(3) 同上、36 頁

(4) 同上、113 頁

年齢人口はますます増大する見込みである。それに対し、少子化は子どもの出生を増やすことに成功すれば、避けることができる。少しでも、釣鐘型の人口ピラミッドに近づけ、生産年齢人口を安定させ経済力を保ち、人口減少社会のメリットが享受できるかもしれない。

人生には誕生から就学・就職を経てリタイア・死に至るまで、いろいろなイベントが起こる。その間、結婚、出産、子育て・教育、住宅、老後資金、冠婚葬祭などに多くの資金が必要となる。その中でも、とくに「住宅資金」「教育資金」「老後資金」は大きなウエイトをしめ、三大資金という。

誰にでも老後はくる。また、持家か借家かの選択はあるものの住むところは必要である。それに対し、家族問題、結婚や出産、子育て・教育は各個人の選択による。結婚するか否か、子どもを持つか否か、子どもの数という多肢の選択が可能である。未婚の人や結婚していても子どもがいなければ、「教育資金」をほかにまわすことができるため出産に慎重になる人が少なくない。

これらを踏まえ、少子化を少しでもくい止めるため、子どもが増えても育てやすい環境を経済面から、すなわち子育て・教育における費用を保育・学校教育の制度を考慮することにある。

さらに少子化の背景、我が国の子どもの貧困化の原因を考察、出生率の持ち直したフランスの現状とその制度とを比較して、認定こども園の活用と授業料無償化を追求していきたい。

## 1 少子化の背景

### (1) 我が国の出生数

表 1 は、厚生労働省の統計表より「男女別人口の総人口(1920～2000年)」「人口動態総覧の年次推移」「人口動態総覧(率)の年次推移」を組み合わせ、抜粋したものを筆者が作表したものである。

合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数をさす。未婚者もいるので、夫婦の最終的な出生数である完結出生児数とは異なる。第 14 回出生動向基本調査(2010年)

で初めて 2 人を切り、完結出生児数 1.96 人となった。合計特殊出生率は 1.42 人(2014年)であり、人口減少に歯止めをかけるのに必要とされている 2.07 には遠く及ばない。

表 1 全人口と出生数と合計特殊出生率の推移

年次	(年)	人口(千人)	出生数	出生率
1949	(昭和 24)	81,773	2,696,638	4.32
1960	(昭和 35)	93,419	1,606,041	2.00
1966	(昭和 41)	99,036	1,360,974	1.58
1973	(昭和 48)	109,104	2,091,983	2.14
1985	(昭和 60)	121,049	1,431,577	1.76
2000	(平成 12)	126,926	1,190,547	1.36
2005	(平成 17)	127,768	1,062,530	1.26
2010	(平成 22)	128,057	1,071,304	1.39
2014	(平成 26)	127,083	1,003,532	1.42

資料 厚生労働省の統計表

団塊ジュニア世代(1971～1974年生まれ)以降、出生数は減少しつつづけている。具体的には 2,091,983 人(1973年)から 1,003,532 人(2014年)と半数以下になっているのである。合計特殊出生率は 2.14 人(1973年)から 1.26 人(2005年)を底に減りつづけ、1.42 人(2014年)と若干持ち直している。これは「近年合計特殊出生率は上昇しているが、出産する女性(15～49歳)の人口規模が減少しているため、出産数は減少傾向<sup>(5)</sup>」にあるからである。

表 2 日本の将来推計人口<sup>(6)</sup>

年次	年	総数 千人	割合 (%)		
			0-14 歳	15-64 歳	65 歳-
2014	(平成 26)	127,083	12.8	61.2	26.0
2022	(平成 34)	122,813	11.4	59.0	29.8
2040	(平成 52)	107,276	10.0	53.9	36.1
2060	(平成 72)	86,737	9.1	50.9	39.9

資料 国立社会保障・人口問題研究所の表 1-1

(5) 「少子化問題について」内閣府 2014 年 2 月 24 日、2 頁

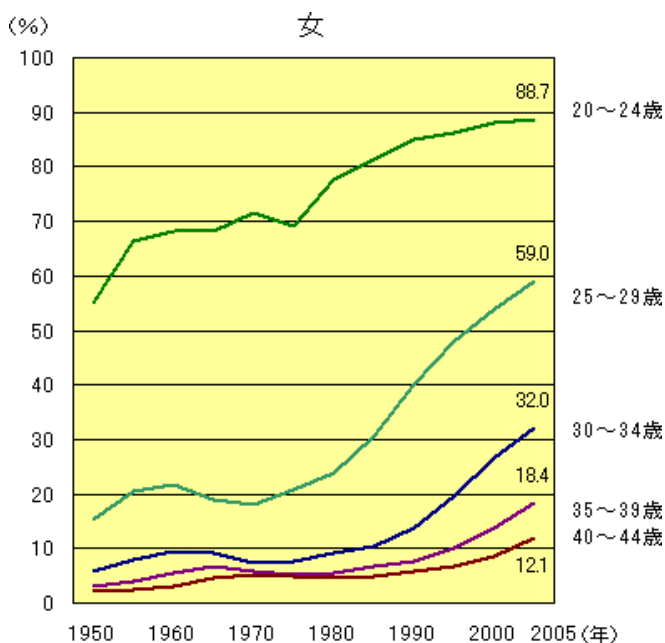
(6) 国立社会保障・人口問題研究所

表 2 は「日本の将来推計人口」であり、国立社会保障・人口問題研究所の表 1-1-から筆者が抜粋し、総数と、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口、老齢人口に分け作表したものである。

2014 年にそれぞれが占める割合は、年少人口 12.8%、生産年齢人口 61.2%、老齢人口 26.0%であった。国勢調査の行われた 2010 年と比べると、年少人口と生産年齢人口は減少しているが、老齢人口の割合は 3.0%も増加している。4 人に 1 人以上の者が高齢者となっている。そのうち、75 歳以上の後期高齢者は 12.5%であり、初めて 8 人に 1 人を超えた。年少人口とほぼ同数である。

団塊の世代（1947～1949 年生まれ）が老齢人口に達し、生産年齢人口が減少している。老齢人口は増加しており、ますます、高齢社会が予想される。人口減少のおもな要因は自然減であり、男性は 10 年連続、女性は 6 年連続となっている。団塊ジュニア世代も 40 歳代となり、合計特殊出生率をあげなければ、出生数は減り続く予想である。

(2) 少子化の要因



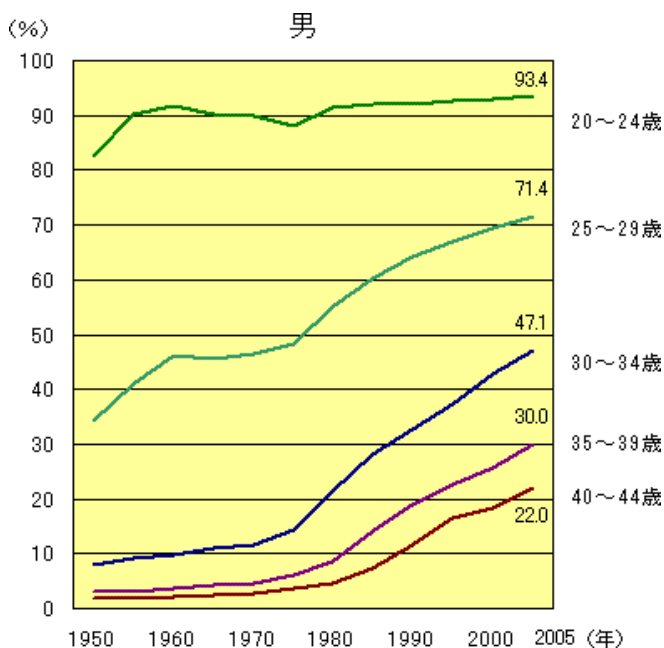
図表 3 年齢別未婚率の推移

資料 総務省統計局 国勢調査 (2010) 配偶関係

図表 3 と図表 4 は、総務省統計局の国勢調査 (2010

年)、配偶関係の未婚率上昇のグラフである。

少子化の要因は複合的なものである。社会が発展してゆくと産業も高度化し技術やスキルの高い人材が求められる。そのため習得のため学生である時期が長くなり、就職する年齢は高くなり、教育費が増える傾向にある。先進国での少子化は社会の構造的な問題であり、共通の問題となっている。



図表 4 年齢別未婚率の推移

資料 総務省統計局 国勢調査 (2010) 配偶関係

図表 3 と図表 4 より、男女とも晩婚になってきている。総務省国勢調査 (2010 年) によると、「生涯未婚率は、男性で 20.14%、女性で 10.81% (7)」であり、1980 年代以降、男女ともすべての年齢層で未婚率が上昇している。結婚と出産において、「諸外国と比べて結婚と出産が密接な関係にあること (8)」が日本の特徴である。婚姻件数は近年継続的に減少しており、婚姻数も同様に低下傾向にある。

独身にとどまる理由として、男女とも「適当な相手にめぐり合わない (9)」が最も多く、「経済資金が足りない (10)」という男性も少なくない。

(7) 「少子化問題について」 6 頁

(8) 同上、3 頁

(9) 同上、7～8 頁

(10) 同上、10 頁

男性の教育別生涯未婚率（2010 年）によると、大学・大学院卒が 13.8%、短大・高専卒が 17.2%、高卒が 20.6%、中学校卒が 35.2%と学歴の低い人ほど未婚率が高い。

総務省「職業構造基本調査（2012 年）」を基に舞田俊彦の作成した「職業別の平均年収・生涯未婚率」によると、男性の場合、医師 1421 万円で 3.6%、鉄道運転従業者 599 万円で 2.2%、管理的公務員 754 万円で 4.2%と生涯未婚率 5%以下で低い。安定して高収入である。

また、裏付ける資料として、正規雇用の労働者の男性と比較すると、すべての年齢層において、非正規雇用の労働者の男性の有配偶率は低くなっている。総務省統計局の就業構造基本調査（2007 年）では、「15～34 歳の有配偶率において、正規雇用 40.3%に対し、非正規雇用 11.1%<sup>(11)</sup>」であり、安定した正規雇用は重要な要件の一つとなっている。

女性の教育別生涯未婚率は、中学校卒が 15.5%と高いが、次は大学・大学院卒の 12.8%、短大・高専卒の 9.8%、高卒の 8.6%とつづいている。子育てしやすいとはいえない環境の下、大学・大学院卒の女性は仕事に重きをおいていると考えられる。

「2012 年において、女性の平均初婚年齢は 29.2 歳であり、出産時の母の平均年齢は第 1 子で 30.3 歳、第 2 子で 32.1 歳、第 3 子で 33.3 歳<sup>(12)</sup>」である。30 歳代での出産が多くなっているため、30 歳代以上での 2 人目以上の壁は、「年齢や健康上の理由で子どもができない<sup>(13)</sup>」という理由が多く、妻が 35 歳以上の夫婦では 65.3%と高い割合である。

国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（夫婦調査 2010 年）」によると、平均理想の子ども数は 2.42 人となった。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）は 2.07 人である。「一方で実際には平均現存子ども数が 2 人未満となっており、希望と現実とのギャップが存在<sup>(14)</sup>」している。

「理想のこども数を持たない最大の理由は子育て

費用<sup>(15)</sup>」であった。

### （3） 主要国の合計特殊出生率

表 5 は各資料を組み合わせ、筆者が作表したものである。WHO（世界保健機構）加盟国 194 カ国の平均値は 2014 年 2.5 人であり、国際規模では人口増加の様子である。

表 5 主要先進国の合計特殊出生率

国名	2012	2005	1995	1975
日本	1.41	1.26	1.42	1.91
フランス	2.00	1.92	1.71	1.96
スウェーデン	1.92	1.77	1.74	1.78
イギリス	1.90	1.79	1.71	1.81
アメリカ	1.88	2.05	2.02	1.80
イタリア	1.42	1.32	1.19	2.15
ドイツ	1.38	1.34	1.25	1.48

資料 世界保健統計 2014（世界保健機構）

人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所）

表 5 より、主な国の合計特殊出生率の推移（2012 年）をみると、フランス 2.00、スウェーデン 1.92、イギリス 1.92、アメリカ 1.88、イタリア 1.42、日本 1.41、ドイツ 1.38 である。

スウェーデン等「スカンジナビア諸国では、実際には育児期に一時的離職をする女性が多いが、すぐ労働力に再参入でき、また以前と同様の職に就ける可能性も高い。育児による離職の機会コストの高さが少子化を促進させている以上、今後我が国で労働市場での再参入の道を開く。（略）、OECD22 カ国のデータ分析で育児手当ては出生率を高める効果は在るが、育児休業の効果はないと結論<sup>(16)</sup>」という先行研究がある。

フランスは 1996 年に 1.65 まで落ち込んだ合計特殊出生率を、2009 年に 2.07 にまで回復させた。スウェーデンも 1998 年の 1.50 から 2010 年に 1.98 まで回復させ、回復傾向となった。両国とも、経済的支

(11) 同上、11 頁  
 (12) 同上、12 頁  
 (13) 同上、15 頁  
 (14) 同上、13 頁

(15) 同上、14 頁  
 (16) 「女性の労働力参加と出生率の真の関係について」山口一男、2005 年 12 月、24 頁



援と併せ、保育や育児休業制度といった両立支援の施策が進められた。

特に「フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心あったが、1990 年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち、両立支援を強める方向で政策<sup>(17)</sup>」が進められた。

次に、少子化脱却に成功したフランスと日本の保育・教育のシステムと費用について調べてみる。

## 2 日本とフランスの制度と費用

### (1) 日本の就学前の保育・教育制度

日本の学校系統図は、就学前教育が幼稚園（3～6 歳）、初等教育が小学校（6～12 歳）、中等教育は中学校（12～15 歳）と高等学校（15～18 歳）、高等教育は大学、短期大学、専修学校専門課程等から成り立っている。そのうち、小学校と中学校が義務教育である。

日本の就学前の保育・教育は、保育所と幼稚園が担ってきた。制度上において、両者は目的・機能の異なる機関とされている。

保育所は厚生労働省の所管で児童福祉法を根拠法にしている。保育所保育指針を内容基準として、就業等で保育が困難な乳幼児（0 歳～就学始期）の「養護及び教育を一体的に行うことを特性<sup>(18)</sup>」に、原則 8 時間の保育を行っており、教育には位置されない。

これに対し、幼稚園は文部科学省の所管で学校教育法を根拠法とし、幼稚園教育要領を内容基準に、「幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なもの<sup>(19)</sup>」であり、幼児（3 歳～就学始期）に、原則 4 時間を標準としている。

しかし、3 歳児以上の幼児において養護との一体、遊びの中で行われるとしても、集団生活をし、保育

を受ける場として似たような機能をはたしてきた面もある。保育所保育指針に記載された第 3 章の保育の内容の教育に関わる事項は、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の 5 領域であり、幼稚園教育要領の第 2 章に記載された 5 領域と一致するからである。

2006 年、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）が制定・施行され、認定こども園が制度化された。幼稚園の長所と保育所の長所を活かしながら、その両者の役割を果たすことができる新しいシステムである。

2012 年に「子ども・子育て新システムについて」が発表された。社会全体で子ども・子育てを支援することを前提に、子育て支援制度と財源を一元化するため「税と社会保障の一体改革」の中で 2015 年 4 月 1 日より、「子ども・子育て新システム」が施行された。「少子化対策」から「次世代育成政策」へと総合的に推進していくことになる。

この新システムでは、「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設が行われた。前者は今まで通りの「認定子ども園」「幼稚園」「保育所」である。管轄が分かれず、施設給付として一本化される。教育・養育といった微妙な差異を包括できる可能性をもっている。

後者は 3 歳未満児を対象として新設されたもので、待機児童が問題になっているので、少人数の単位で預かり、少しでも解消に向かうことを目的としている。

この「子ども・子育て新システム」は税と社会保障の一体改革の政策に含まれるので、「所要額（公費）2015 年、0.7 兆円程度、税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超程度の措置を今後検討<sup>(20)</sup>」の財源が確保できた。そのため、「2015 年 4 月 1 日現在、認定こども園は全国で 2,836 件（公立 554 件、私立 2,282 件）認定と前年度 1,360 件から 1.476 件増加し、およそ倍増する結果<sup>(21)</sup>」となった。

(17) 「諸外国との国際比較」内閣府ホーム、平成 26 年版少子化社会対策白書 2014 年、1 頁

(18) 「保育所保育指針」厚生労働省告示第 41 号、2008 年 3 月 28 日、1 頁

(19) 「幼稚園教育要領」平成 20 年文部科学省告示第 26 号、1 頁<sup>1)</sup>

(20) 「社会保障・税一体改革成案における改革項目参考資料」内閣官房社会保障改革担当室、2 頁

(21) 「認定こども園の数について」1 頁

(2) 日本の保育・教育の制度と費用

保育所や認定こども園等の利用者負担額は、各家庭での負担能力に応じて、応能負担を採用している。例えば、国の規定では「生活保護世帯は月額 0 円や区市町村民税非課税世帯は月額 0.9 万円（3 歳以上 0.6 万円）であり、納税額により最大 10.4 万円（3 歳以上 10.1 万円）<sup>(22)</sup>」を最大に各市区町村で決めることになっている。

日本では児童手当が中学校修了までの児童を対象に第 1 子から支給される。2015 年度において、3 歳児未満は 15,000 円、3 歳から小学校修了前までは 10,000 円、但し、第 3 子以降は 15,000 円、中学生は 10,000 円である。所得制限限度額があり、扶養親族の数により違うが夫婦と児童 2 人の場合、年間所得 960 万円未満が対象となる。所得制限以上は特例として一律 5,000 円が支給される。児童手当の制度ができたため、扶養家族の税制控除はなくなった。

表 6 大学卒業までにかかる平均的な教育費  
(下宿代・住居費等は除く) 単位円

	公立	私立
幼稚園	662,340	1,610,918
小学校	1,821,397	8,810,687
中学校	1,379,518	3,849,621
高等学校	1,175,267	2,755,243
大学	国立 2,626,400	5,267,200

資料 文科省「2010 年度子どもの学習費調査報告書」

表 6 は、文部科学省「2010 年度子どもの学習費調査報告書」に基づいて筆者が作成したものである。

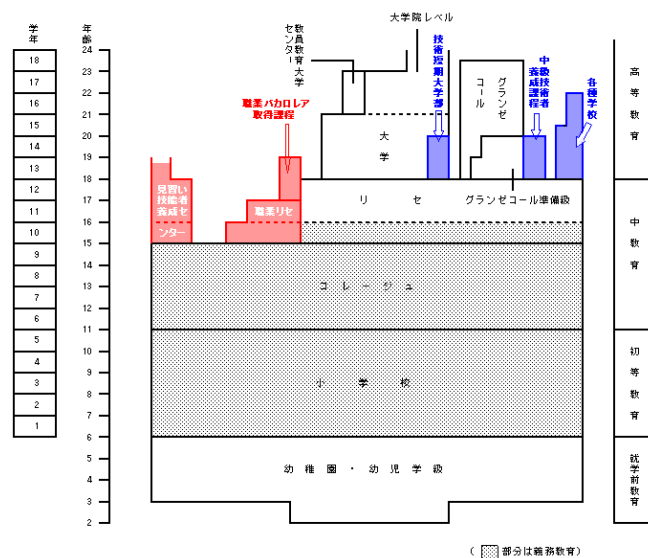
この表より、大学卒業までにかかる平均的な教育費は、すべて国公立でも約 800 万円、すべて私立だと約 2,300 万円かかる。

総務省統計局の資料の中に、学校教育費と学校外活動費を含む教育費がある。学校教育費は修学旅行費、学用品費、通学費等であり、月額平均、小学校で 5 千円、中学校で 1 万円、高等学校で 2 万円程度が必要である。小・中学校の義務教育での学校教育

(22)「子ども・子育て支援制度なるほど Book」2014.9 改訂版、内閣府・文部科学省・厚生労働省、15 頁

費は公立にいけば、児童手当で何とか賄えそうである。

(3) フランスの保育・教育の制度と費用



図表 7 フランスの学校系統図  
資料 文部科学省

図表 7 は文部科学省の資料である。フランスの保育学校 (ecole maternelle、幼児学級) は教育の一環に位置づけられており、2～5 歳児を受け入れている。「3～5 歳児はほぼ 100%、2 歳児の約 3 分の 1 が就学しており、就学率の高さは世界一<sup>(23)</sup>」を誇っている。1989 年の「新教育基本法」により、保育学校と小学校 (6～11 歳児) を初等学校とし、小学校以降の学習への準備を行うことと明確に位置づけられている。初期学習期 (2～5 歳)、基礎学習期 (5～8 歳)、深化学習期 (8～11 歳) として、3 年ごとに進級か落第かを決定している。

保育学校の活動領域は、「言語」「共に生活する」「身体による行動・表現」「世界の発見」「感受性、表現力、創造性」の 5 領域である。なかでも「言語」が重視され、保育学校修了までに身につくべき能力を、コミュニケーション、会話、連想、書くこと、

(23)「世界の学校」二宮皓編著、学事出版、2006 年 4 月 1 日、46 頁

の 4 点としている。就業時間は午前 8 時半から午後 4 時半までが一般的である。保育学校内に託児所を設けて、就業時間外の幼児を引き受けることが多い。有料で給食のサービスも受けることができる。

保育学校からリセの教員養成機関として、主に大学 3 年修了後に進む教員教育大学センター(2 年制)に進学する。第 1 学年終了時に教員採用試験を受験し試験合格者とならなければ教員資格を取得できない。公国立の教員は教育省の国家公務員となる。

親が働いている 3 歳未満児を対象とした保育所がある。約 49% が利用する。市町村立か県立の保育所は、保育時間の融通はきかず、補助金を受けており、親の所得水準により保育料は異なる。親が共同で運営する親保育所は常勤の保育者を中心に保護者も参加する。保育時間の融通が付き、補助金を受け保育料を払う。市町村が保育ママを雇って運営する家庭内保育所もある。20,079 ユーロ (221 万円) 未満という所得要件はあるものの、約 5 万円の支給がある。これは、保育時間の融通がきき、保育料は親の所得水準により異なる。

義務教育は 6 歳から 16 歳までの 10 年間である。小学校は 5 年間で週 24 時間である。コレージュは 4 年間で高学年になる程専門知識を学ぶ選択科目が増え、登下校の時間も一様ではなくなる。修了時に国家資格である中等教育修了資格証書を受け取る。

2010 年の欧州連合による教育調査の学位取得は、「第三課程 (博士・修士・学士等) が 27%、第二課程 (中等教育・専門学校) が 42%、第一課程 (初等教育) が 30%<sup>(24)</sup>」と報告されている。

進学する者は適正に合わせ、3 年制のリセか 2 年制の職業リセに観察・進路指導の結果に進学する。バカロレアを取得すると更に進学できる。バカロレアの取得率は 3 割以下である。

高等教育は主にエリート養成機関であるグランゼコールと大学による。学士を得るのに 3 年間、修士は 5 年間の教育課程、博士は 8 年間の研究課程が必要である。国立大学が 9 割であり、登録料以外は無料である。

学年の始期は 9 月であるので、2 年余の育児休暇を取得し、2 歳児から保育学校に入学させれば、費用の必要な保育所に行かせることもなく、日本のように待機児童で悩むこともない。

児童手当として、フランスでは 20 歳未満の子どもを対象に第 2 子に月額 1.8 万円、第 3 子以降に月額 2.3 万が、所得制限なしに給付される。N 分 N 乗方式という世帯全体の所得税額の計算方式を用い、子どもの数が多いほど所得税負担が緩和される税制をとっている。

その他所得要件はあるものの、3 歳から 21 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯に家族補足手当、学齢期の子どもがいる世帯に新学年手当、乳幼児受入手当などがある。

育児休業は子が 3 歳になるまで完全休暇か労働時間短縮が選択できる。休業給付として、完全休暇の場合、第 1 子は半年間月額約 8 万円、第 2 子以降は 3 歳まで賃金補助月額約 8 万円が給付される。

保育学校から大学まで国立にいけば授業料が無償なので、フランスの児童、生徒および学生 1,500 万人、総人口の約 4 分の 1 が学業に専念している。

### 3 教育費から考察する少子化脱却

#### (1) 貧困の状態

2014 年版内閣府子ども・若者白書によると、子どものいる世帯の相対的貧困率は、OECD 34 カ国中 25 位だが、ひとり親だと 50.8% で 33 位となり最貧国となっている。

「子どもの貧困対策法」でいう子どもの貧困の対象の世帯は、生活保護世帯の子どもだけではなく、就学援助費を受給している子どもも含まれる。就学援助費とは、子どもの義務教育にかかる学校教育費や給食費等を低所得世帯に支給するものである。

表 8 男女別 20 代学歴別の貧困率と正規雇用者率

	貧困率男	貧困率女	正規男性	正規女性
大卒	20%弱	10%強	74.9%	71.8%
高卒	15%位	15%位	57.7%	34.6%
中卒	30%弱	30%強	40.0%	10.9%

資料 内閣府男女共同参画局

(24) フランスの学校系統図  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/)

表 8 は、内閣府男女共同参画局の相対的貧困率（2010）と正規雇用者の比率（2007）の図の一部を筆者が作表したものである。

正規雇用者は学歴の高い順となっている。大学卒以上の男性の場合、20 歳代は学業のため貧困でも 30 歳代以降は 10%以下の貧困率となっている。中学卒の女性の場合、正規雇用は難しく、30 歳代は 40%強になるが常に 30%前後の貧困率となっている。我が国の 15～34 歳の学歴を調べてみると、「高校卒は 91%<sup>(25)</sup>」であり、就業するには知識・技術が必要と考えられる。

「子どもの貧困は、学力や学歴といった認知能力のみならず、さまざまな不利を子どもに与える。そして、それらの不利を背負った子どもは大人となっても貧困から抜け出すことが難しくなり、次の世代の子どもたちに不利が引き継がれる<sup>(26)</sup>」といわれ「貧困の連鎖」が課題となっている。

## (2) 認定こども園の活用と授業料無償化の案

「我が国の公財政教育支出の対 GDP 比は、機関補助と個人補助を合わせて 3.8%であり、データの存在する OECD 加盟国の中で最下位<sup>(27)</sup>」である。「一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は 9.1%であり、データの存在する OECD 加盟国の中で下から 2 番目<sup>(28)</sup>」である。

フランスの GDP から当てる教育予算の割合は 5.6%（公費 5.5%）に対し、日本は 4.9%（公費 3.3%）であり、日本は個人負担が多い特徴がある。

授業料無償化の初等中等教育段階でも、公財政教育支出の対 GDP 費は平均 3.6%に対し 2.7%、在学者 1 人当たりで同様の水準 24.8%であった。小中学校に係る「公財政支出は約 9 兆円」であり、私立授業料等納付が保護者負担約 0.2 兆円となっている。

これに対し、就学前教育段階での OECD の平均

0.6%、1 人あたり 18.8%であり、日本は 0.1%、8.2%と遠く及ばず、公費負担は 45.4%で最下位であった。幼稚園において「公財政支出は約 0.6 兆円、保護者負担分約 0.31 兆円<sup>(29)</sup>」しかない。

「子ども・子育て支援新制度」を活用し、公立認定こども園を充実させる。3～5 歳児は保護者の就業等の有無に関わらず入園できるので、希望者を全員在籍できるように環境を整備する。フランスの保育学校を参考に小学校教育の準備機関として、公立認定こども園の授業料の短時間部分（4 時間程度）は無償化とする。義務教育ではないので、私立の幼稚園、認定こども園や公立の保育所より選択できるようにする。

認定こども園の費用が幼稚園並とすれば、2 兆円程度必要と考えられる。2015 年に公費 0.7 兆円程度は財政確保できているので、幼稚園からの移行も含め 7 割程度の入園は可能である。後は検討中の税制抜本改革以外の財源も含めた 1 兆円超程度の措置が活用できれば、短時間部分において、所得制限なしに財政確保が可能かもしれない。

但し、3 歳未満児や 3 歳児以上の短時間部分を越える長時間保育の部分においては、公私立保育所も充実させ、待機児童をださないことが肝要である。予算の関係で今まで通り保護者応能負担で対処するしかやむを得ないのではないかと考える。

## (3) 高等学校の授業料無償化の案

2014 年度より「高等学校等就学支援金」制度で、「国公立問わず、高校等の授業料の支援として市町村民税所得割額が 304,200 円（年収 910 万円程度）未満の世帯<sup>(30)</sup>」には、公立全日制（定時制 2,700 円、通信制 520 円）と私立に月額 9,900 円支給する。

都立高等学校に進学した場合、所得制限があるものの年額授業料 118,800 円なので、事実上無償となる。但し、私立高校の授業料は高く、市町村民税所得割額により加算制度があるが無償とはいかない。

中学生の学校外活動費において、公立中学校に進

(25) 「15～34 歳全体の最終学歴別人口」国勢調査 (2000)

(26) 『子どもの貧困Ⅱ』阿部彩、岩波新書、38 頁

(27) 「わが国の教育行政について」文部科学省、2013.6.14、2 頁

(28) 同上、4 頁

(29) 同上、5 頁

(30) 「高等学校等就学支援金について」文部科学省、1 頁

学した場合、「学習塾に月額約 2 万円<sup>(31)</sup>」もかかる。学習塾に行かなくても希望者は誰でも入学でき、授業料無償の学校を設ける。「高等学校等就学支援金」を廃止し、その予算を使う。公立高等学校の職業科を対象にすれば、手に職をつけ正規雇用され、貧困に陥りにくいのではないかと考える。

但し、手に職をつける目的で職業訓練校（職業能力開発センター）もあるが、厚生労働省の所管であるので含まない。公立普通科は今までどおり、選抜、授業料を徴収する。

入学試験がなく習熟度の差が予想されるので、習得できず、「途中退学者がでるかもしれない。フランスを参考に、1 年修了時に観察・進路指導をしてその結果、手に職をつけて修了する 2 年制と手に職をつけ高等学校を卒業する 3 年制に分ける。

2 年制の修了者の中で高等学校卒業を希望する者は働きながら、同校の夜間課程に通い、不足単位を修得すれば、授業料を納め取得できる制度にする。

### 3.4 大学等の授業料無償化の案

日本の高等教育機関において、「家庭の年間収入が 300 万円以下の学生の割合は、大学生が 8.7%であるのに対し、専門学校生は 17.4%<sup>(32)</sup>」である。経済的理由で専門学校へ進学する学生も少なくない。

「我が国の公財政教育支出の対 GDP 費を教育段階別で比較しても、全ての教育段階で OECD 平均を下回る。とくに、就学前教育段階と高等教育段階では、OECD 加盟国の中で最下位<sup>(33)</sup>」である。

高等教育のうちの「大学は公財政支出約 2 兆円程度に対し、授業料納付約 3.1 兆円程度<sup>(34)</sup>」である。フランスのように、国立大学の授業料を無償化するのは難しい。大学進学は「OECD 平均 58%、日本 52%<sup>(35)</sup>」で平均を下回る。日本の教育費負担は家計に頼らざるをえない状況にある。「国際的には大学

生向けの奨学金は返済不要の給付型が一般的<sup>(36)</sup>」である。日本の学生支援機構は第一種、第二種とも貸与型奨学金であり、就業が非正規等で返済のために貧困となっている者が少なくない。

専門の生かせる正規雇用の職場を確保していくことが課題である。予備校や学習塾に行かなくてもすむように、書類選考や小論文で入学できる制度を導入するのも一案である。

人材不足の深刻な福祉・医療系や工業系等において、専門知識や技術を学べる国立大学に別科や短期大学部を設置し、登録料のみで授業料無償という制度を導入してはどうかと考える。修了後、即勤務してもよいし、該当学年に編入試験を経て編入し一般学生と同様に学士号取得も可能な制度にする。そうすれば、専門知識をもった人材を確保できる。

### おわりに

本論文の目的は、少子化を少しでもくい止めるため、子どもが増えても育てやすい環境、すなわち子育て・教育における経済面から、保育・学校教育について考慮することにあつた。

医療技術等の進歩や社会福祉の充実により高齢人口は増えていく。それに対して、年少人口は 34 年間連続で減少しつつづけている。晩婚化も進み、一人の女性が理想の子ども数である 2～3 人産んで育てるには、体力面とともに経済的にも大変である。

現在での平均教育費では、すべて公立で高等学校までいっても 500 万余円、1 人当たり月額 3 万円弱必要となってしまう。認定こども園と高等学校職業科の授業料と学習塾等がなければ、計算上 2 人分の教育費とほぼ同額になる。

「子ども期の貧困→低学歴→非正規労働→現在の低所得→成人後の生活困窮<sup>(37)</sup>」という経路になりやすい。「低学歴」「非正規労働」「現在の低所得」から脱却できれば、結婚、出産を希望する者が増えるかもしれない。教育は貧困の連鎖を打ち切る大切な手段である。

(31) 「児童・生徒 1 人当たり学習費」総務省統計局

(32) 「Journal of Financial Planning」日本 F P 協会、2015 年 8 月、8 頁

(33) 「わが国の教育行政について」3 頁

(34) 同上、21 頁

(35) 同上、20 頁

(36) 「Journal of Financial Planning」7 頁

(37) 「子どもの貧困 II」阿部彩、岩波新書、2014 年 1 月 21 日、69 頁

正規雇用のままで出産するには、社会全体で環境を整える必要がある。待機児童をださない保育所整備は必須である。また、専門職だと勤務を続けやすいので、授業料無償の学び舎を含め、個に応じた進路が肝要である。0.7 兆円程度という予算がつき、子育てのための認定こども園の充実等、実施がしやすい環境が整った。

その結果、フランスの国立学校の授業料無償はとも参考になる。日本でも公立の認定こども園と公立小・中学校と公立の高等学校職業科を希望者が全員在籍できて、授業料無償にすれば、子どもにかかる教育費を引下げることができ、少子化対策の一つとなるといい。

本論文では公立を中心に教育費を考慮した保育・学校教育制度について考察してみた。しかし、認定こども園の約 80%が私立である。私立も公立と同様に考えられるか今後の課題として残った。

## 参考文献など

## A (書物に関するもの) 7

- ・阿部彩『子どもの貧困Ⅱ』岩波新書、2014.1.21
- ・日下公人『人口減少で日本は繁栄する』祥伝社、2005.8.5
- ・山口一男『女性の労働力の参加と出産率の真の関係について：OECD諸国の分析』RIETI Discussion Paper Series 05-J-036
- ・日本FP協会「Journal of Financial Planning」
- ・『幼保連携型認定こども園教育・保育要綱 平成 26 年告示』フレーベル館、2015.5
- ・文部科学省『幼稚園教育要領 平成 20 年 3 月告示』
- ・厚生労働省『保育所保育指針 平成 20 年 3 月告示』

## B (web に関するもの) 9

- ・総務省統計局ホームページ／人口推計  
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2014np/>
- ・総務省統計局ホームページ／人口推計  
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.htm>
- ・総務省統計局／児童・生徒 1 人当たり学習費  
<http://www.stat.go.jp/data/nihon/g5122.htm>
- ・文部科学省 各国の学校系
- ・内閣官房社会保障改革担当室  
「社会保障・税一体改革案における改革項目」
- ・内閣府「子どもの貧困／平成 26 年子ども・若者白書」  
<http://www8.cao.go.jp/youth/whitpaper/h26honpen/bl3>
- ・榊原智子「少子化対策の限界と『次世代育成政策』のめざすべき方向」
- ・厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」2014.3
- ・内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の形成の状況 2007」

## C (リーフレット) 6

- ・内閣府「子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK」
- ・文部科学省「高等学校等就学支援金について」
- ・文部科学省「平成 22 年度子どもの学習費調査報告書」
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律 (概要)」
- ・文部科学省「わが国の教育行政について」
- ・内閣府「少子化問題について」2014.2.26



# アジアの国際観光都市：シンガポールと香港

山田 洋

日本大学大学院総合社会情報研究科博士課程修了生

## Asia's Cities of International Tourism: Singapore and Hong Kong

YAMADA Hiroshi

---

Singapore and Hong Kong used to be the most popular tourist destinations in Asia receiving more than 10 million foreigners every year, however, it seems that these two cities have faced sluggish growth of inbound tourism recently. In this article, I would like to examine major tourism policies and branding strategies in Singapore and Hong Kong through cultural perspectives paying attention to a unique strategy of tourism development by “*Shakkei*” (borrowed scenery).

Keywords: multicultural society, tourism development by “*Shakkei*” and the “*Courtesy Campaign*.”

---

### 1. はじめに

小論は、アジアの代表的な国際観光都市としてのあり方に関して、シンガポールと香港を対象として文化学的観光研究の視点で考察を試みるものである。

これらの二つの都市は、移民起源の小規模な社会であること、英国の「姉妹植民都市」(岩崎 2007, 49)として開発が進められたこと、西洋と東洋の諸要素が混在すること等、多くの共通点を持つ。外貨獲得に資する国際観光の振興が重視されている点でも共通しており、「観光立国」を標榜する日本にとって両都市の経験に学ぶべき点は少なくない。とりわけ、国際観光の分野での中国の影響力に関して、両都市を巡る考察からは有益な示唆が得られると思われる。

外国人旅行者の来訪促進に関して、シンガポールと香港はアジアにおける「先進国」であり、日本は長らく「発展途上国」と言える状況にあった。だが、後述するとおり、シンガポールへの外国人旅行者数は 2014 年に対前年比でマイナスに転じており、また、2015 年 1 月から 5 月までの来訪外国人旅行者数累計の比較では、日本がシンガポールを上回っている。日本の好調の主な要因の一つは、中国からの旅行者の顕著な増加であるが、中国を除く来訪外国人旅行者数の比較でも日本はシンガポールを上回っており、

この点に関しては香港についても同様の状況である。

「観光立国」に向けた日本の歩みとは対照的に、国際観光に関するシンガポールと香港の状況は必ずしも好調とは言えない。四季折々の自然や観光資源の多様性等の点で優位性のある日本とは異なるため、単純に比較できないが、そうした点で制約の少ないシンガポールと香港が国際観光都市として発展し得た要因は何か。両都市の観光政策等を跡づけることで明らかにすることを試みたい。また、シンガポールに関しては、1965 年の独立当初から為政者が観光振興を重視していた点を踏まえ、<sup>1</sup> 為政者の見解にも目配りしつつ論考を進めたい。この点に関連して、Lee Kuan Yew が推進した “*Courtesy Campaign*” という政策を視野に入れて考察するが、この政策はシンガポールの観光を巡る研究において従来殆ど注目されることがなかったものである。

小規模な都市であるシンガポールと香港において、観光資源の多様化には限りがある。しかし、文化・社会的な独自性と対外的な開放性を維持することで、国際観光都市として特異な存在であり続けることが可能であると筆者は考える。そうした観点で、以下、論考を進めることとしたい。

## 2. シンガポール：観光振興と「借景」

### 2.1 質的向上を重視する国際観光都市の現状

シンガポールへの外国人旅行者の来訪促進を行う組織が設立されたのは、同国がマレーシアから分離、独立する 1965 年の前年、1964 年であった。<sup>2</sup> 同年にシンガポールを訪れた外国人旅行者は約 91,000 人であったが、約半世紀が経過した 2013 年には約 1,560 万人が同国を訪れ、国際観光収入は約 235 億シンガポールドルに達し同国の GDP の 4% を占めるまでになっている (STB 2014b, 29)。資源の乏しい小規模な都市国家である同国では、雇用創出や外貨獲得に資する観光の経済効果が独立以前から重視されていたが、現在でもその重要性は変わっていない。

2013 年の来訪外国人旅行者数は対前年比 7.4% 増、国際観光収入は同 1.7% 増で堅調に推移したが、前述したとおり、2014 年には来訪外国人旅行者数が減少傾向に転じ対前年比 3.0% 減となり、国際観光収入はほぼ前年並みの約 236 億シンガポールドルとなった (STB 2014a, 1)。国籍・地域別のシンガポールへの来訪外国人旅行者数の推移は表 1 のとおりである。

表 1 シンガポールへの来訪外国人旅行者数

(単位：人)

	2013 年	2014 年	増減率
総数	15,567,923	15,095,152	-3.0%
インドネシア	3,088,859	3,025,178	-2.1%
中国	2,269,870	1,722,380	-24.1%
マレーシア	1,280,942	1,233,035	-3.7%
豪州	1,125,179	1,074,878	-4.5%
インド	933,553	943,636	+1.1%
日本	832,845	824,741	-1.0%
フィリピン	687,794	676,481	-1.6%
香港	539,810	631,029	+16.9%
韓国	471,768	536,975	+13.8%
タイ	497,409	506,509	+1.8%

出所：STB ホームページより作成 (Singapore Tourism Board. “International Visitor Arrivals.” *Singapore Tourism Board Website*. Web. 26 Sep. 2015.)。

後述するとおり、現在シンガポールでは国際観光

の質的向上が重視されており、来訪外国人旅行者数に関しては年間 3% から 4% の増加、国際観光収入に関しては年間 4% から 6% の増加が目標とされている (STB 2014b, 54)。国際観光収入の増加がより重視されているのであるが、前述したとおり 2014 年の国際観光収入は前年並みに留まり、とりわけ、来訪者数の上位 3 カ国からの観光収入はインドネシアが約 1% 減、中国が約 12% 減、マレーシアが約 4% 減となり、質的向上の目標を大幅に下回る結果となった (STB 2015, 5)。

特に減少が著しいのは中国であり、来訪者数で約 24%、観光収入で約 12% といずれも二桁台の減少幅となった。中国からの来訪者数の減少要因について、2013 年 10 月に施行された同国の「旅遊法」<sup>3</sup> の影響によるとの見方を STB は示している (STB 2015, 6)。前述したとおり、来訪者数の減少幅に比べ観光収入の減少幅が小さいことから、「旅遊法」の規制により低価格のツアーを利用してシンガポールを訪れる旅行者が大きく減少したと考えられるため、STB の上記の見方は概ね妥当なものと言えるだろう。

なお、シンガポールでは自国における人材不足を補完するため中国等からの労働者の誘致が進められ、労働者に占める外国人労働者の比率が 1990 年以降顕著に高まっている (岩崎 2005, 236-37)。中国等からシンガポールへのいわゆる「新移民」と一般国民との折り合いが必ずしも良くないとの見方があり、<sup>4</sup> そのことが中国人のシンガポール旅行に関しても一定の制約要因になっている可能性があると思われる。

だが、中国に関しては以上のような特殊要因を考慮するとしても、他国・地域からの来訪者も軒並み減少しているため、シンガポールにおける国際観光の振興は停滞気味の観がある。最近の状況を見ても、来訪外国人旅行者数に関して日本と比較した場合、2015 年 1 月から 5 月までの累計でシンガポールが約 607 万人、日本が約 754 万人で、従来シンガポールの後塵を拝していた日本が現在は優勢となっている。ちなみに、中国からの来訪者数を除いた数値の比較でも、シンガポールが約 527 万人、日本が約 582 万人であり、やはり後者が前者を上回っている。<sup>5</sup>

シンガポールは国際観光都市として新たな局面を迎えている可能性があるようにも思われる。今後の



展望を考察する上で、以下、同国の観光政策の特徴や推移を明らかにすることを試みたい。

## 2.2 アジアにおける観光の「ハブ」への模索

シンガポールにおける半世紀に及ぶ国際観光振興の歩みが STB の資料で概説されている (STB 2014b, 29-45)。年間来訪外国人旅行者数が僅か 9 万人程度であった同国がどのようにして「観光立国」に発展し得たのか。まず、同資料に沿って観光政策の推移を跡づけ、次に、対外的イメージ戦略について論考することとしたい。

国際観光振興の初期の段階では、観光対象や観光関連施設の整備が喫緊の課題であった。セントーサ島やジュロンボードパークの開発、マーライオン像の設置等のプロジェクトが 1970 年代初頭に進められた。また、国際観光振興の重要性に関して自国民の理解を促すことも重視された。同国を訪れる旅行者に対し親切に接することを奨励するキャンペーン “Courtesy is our Way of Life” が 1978 年に行われた。この取り組みは観光振興の目的に留まらず国民的運動として 21 世紀初頭まで継続されたものであり、<sup>6</sup> その点でユニークな政策と言える。この点について上記の STB の資料が簡単に言及しているが、同国の観光振興との関わりでこの取り組みは従来殆ど注目を集めることのなかったものである。

1980 年代に入ると、同国初の観光振興のマスタープランが策定されることとなる。まず、1984 年に設置された観光タスクフォースで国際観光都市としての魅力向上を巡る検討が進められ、チャイナタウンの保存に関する提言等が行われた。そして 1986 年、マスタープランである観光開発計画が公表された。10 億シンガポールドルを投じた同計画では、①熱帯のリゾートアイランド、②清潔で緑の多い庭園都市、③コロニアルな遺産、④エキゾチックな東洋の魅力、⑤国際的スポーツイベントの開催地、等がテーマに掲げられた。クラークキー、ボートキー等の主要な観光エリアの再開発が、同計画に基づき進められた。

マスタープラン策定から約 10 年を経た 1990 年代半ばには、観光振興を巡るパラダイムシフトが模索された。1996 年に公表された新たなマスタープラン “Tourism 21: Vision of a Tourism Capital” では、同国

をアジア太平洋地域の観光の「ハブ」とすることが志向された。国内での観光開発には限りがあるため、近隣諸国と相互に補完して相乗効果を発揮することが模索されたのである。国境を越えたアプローチについて、STB は日本の「借景」の発想によるものであることを明らかにしており、観光資源等に制約のあるシンガポール、香港、マカオ等にとって「借景」は有効な手法である旨の見解を示している (Chang 1603)。この新たな戦略は、小規模な国際観光都市のあり方を考察する上で示唆に富むものと思われる。

国際観光の振興の端緒が開かれてから満 40 年の節目となる 2004 年、その後 10 年間のロードマップとして “Tourism 2015” が策定された。アジアを代表する国際会議開催都市となることや、アジア太平洋地域のレジャーの中心地となること等が志向され、2015 年までに達成すべき数値目標として、観光収入 300 億シンガポールドル、来訪外国人旅行者数 1,700 万人、観光関連産業における新規雇用創出 10 万人等が掲げられ、20 億シンガポールドルの観光開発基金が創設された (STB 2005, 3)。同計画に基づき推進された大規模プロジェクトとして、F1 グランプリの開催や統合型リゾート (IR) の開発等が挙げられる。

それでは、国際観光都市としてのシンガポールのブランド化がどのように図られてきたのか、対外的イメージ戦略を概観してみたい。まず、初期の段階では富裕な欧米人旅行者が主要ターゲットであったため、それを意識した自画像が描かれた。観光資源の乏しい同国にとって、アジア系の移民起源の国民、すなわち華人系・マレー系・インド系の国民が織り成す文化の多様性が、特に欧米人旅行者にとっては主要な観光魅力になり得ると考えられた。そのため、“Instant Asia” をコンセプトとして、手軽にアジアの文化の多様性を垣間見られる都市としてのイメージ戦略が進められた。

1970 年代後半になると、それまでの急速な発展、近代化を踏まえたイメージ戦略の見直しが行われた。伝統性と近代性、そして東洋と西洋の諸要素が目を見張るような対照を成している都市。それが新たな自画像であり、“Surprising Singapore” をテーマとするイメージの発信が 1977 年に開始された。そして、シンガポール初の観光振興のマスタープランが策定

された 1986 年には、“Surprising Singapore: A Magic Place of Many Worlds” がマーケティング・イメージとして策定されている。“Surprising Singapore” 戦略は約 20 年間の長きにわたり展開されたものであり、国際観光都市として成長期にあったシンガポールのブランディングであった。

観光振興の新たなマスタープラン “Tourism 21” の策定 (1996 年) に先立ち、イメージ戦略の見直しが行われ、新たなブランディングとして “New Asia – Singapore” が 1995 年に公表された。これは、東洋と西洋の文化の坩堝として改めてシンガポールを位置づけるものであった。高度に発展しているとともにアジア系の各民族の文化が融合している特異な都市、それが同国の新たな自画像となった。シンガポールでは 1990 年代初頭に「アジア的価値観」を強調する政策が導入されており、それに拠る各民族の調和や、近代性と「アジア的」な伝統性の両立が模索されていた。<sup>7</sup> 近代的かつ伝統的な「新しいアジア」というイメージ策定の背景にそうした政策があった経緯を踏まえれば、初期のイメージである “Instant Asia” と本質的に異なる自画像であることが理解できる。この新たなイメージとともに、前述した「借景」の発想をあわせ持つ観光振興が図られた点で、1990 年代半ば以降のシンガポールの観光政策はユニークなものであったと言えるだろう。

この特異なイメージは、観光振興の新たなロードマップ “Tourism 2015” の策定と同じ 2004 年に見直しされ、新たに “Uniquely Singapore” が公表された。これは、近代的な多文化社会としてのシンガポールの真正性をアピールする意図によるものであった。“New Asia – Singapore” が策定された当時、同国では前述 (注 7) したとおり国民統合が依然として課題とされていたが、アジア系の各民族の融合が図られ、近代性と「アジア的」な伝統性をあわせ持つ国家としての独自性や真正性が強調されるようになった。新たなブランディングの背景には、そうした同国の自己認識の変化があったと考えられる。“Singapore. What will you bring home?” をコピーとするメディアキャンペーンが展開され、同国ならではのユニークな発見があることが各国の消費者向けに強調された。

“Uniquely Singapore” を更に発展させたものとして、

“YourSingapore” が 2010 年に導入された。旅行者がより成熟しており嗜好性も多様化していることから、各自の関心に応じてより個性的な楽しみ方ができる旅行目的地としてシンガポールを訴求することが意図された。「ビジター第一主義」が標榜され、これが現在の STB のマーケティング戦略の基本となっている。この考え方にに基づき、ターゲットとする市場別の取り組みが強化され、例えば、増加しつつあるインドの中間層を対象とする “The Holiday You Take Home with You” キャンペーン (2012 年) 等が展開されている。

### 2.3 今後の展望：異種混濁性と「借景」を巡って

以上、観光開発やイメージ戦略の推移を踏まえて「観光立国」シンガポールの発展の経緯を概観した。現在、同国がアジアを代表する国際観光都市の一つであることに関しては論を俟たないものと思われる。だが、前述したとおり来訪外国人旅行者数の比較で長らく「発展途上国」であった日本の後塵を拝している最近の状況を勘案すれば、同国は国際観光都市として新たな局面を迎えている観がある。前述したとおり、“Tourism 2015” では 2015 年までに来訪外国人旅行者数 1,700 万人を達成する目標が掲げられているが、2014 年の状況 (表 1) を踏まえれば、目標達成は決して容易とは言えない。中国の「旅遊法」が施行当初と比べ最近は必ずしも遵守されていない傾向があるため、中国からの旅行者数の増加が期待できることはプラス材料であり、実際、2015 年 1 月から 5 月までの STB 統計 (注 5 参照) によれば、中国からの旅行者数は微増 (3.1% 増) となっている。しかし、最大の市場であるインドネシアは同期間の増減率が 13.6% 減、第三位の市場であるマレーシアは 4.6% 減となっており、容易ならざる状況と言える。

シンガポールでは、国家建設の歩みに伴い、国際観光都市としての自画像を描き直す試みが続けられてきた。その取り組みは真摯なものと思われるが、その一方、徹底したプラグマティズムに基づく観光開発が進められ、それによって「観光立国」の地歩を固めてきたことも事実である。例えば、前述した F1 グランプリの開催やカジノを含む IR の開発は、為政者に当初は否定的に捉えられたものの、それら

のもたらす経済効果を勘案した結果、ゴーサインが出されたものであった。中国、マレーシア、インドネシア等からの旅行者の来訪を加速する効果が期待され、実際、カジノのもたらす経済効果で観光産業が 30% 成長した旨を 2010 年に Lee Kuan Yew が述べている。<sup>8</sup> しかし、F1 グランプリの開催やカジノの運営については、同じアジアの国際観光都市であるマカオの取り組みの方が遥かに息の長いものであり、主要市場である中国からの来訪が容易であるという点でも、マカオに比較優位性があると言えるだろう。シンガポールでしか満喫できない、固有の観光魅力を対外的にアピールしていくことが重要と思われる。

では、シンガポールの固有性・独自性とは何か。“New Asia – Singapore”が志向した多様な文化の坩堝、文化の異種混濁性といったものが、同国の際立った特徴の一つであることは明らかと思われる。文化の坩堝として「新しいアジア」のイメージを打ち出し、更には “Uniquely Singapore” により独自性や真正性が強調されるようになった。しかし、シンガポールでは依然として、「新しいアジア」として変貌を遂げつつあるのが現状である。前述したとおり「新移民」の流入に伴い国民構成自体が変容しており、それに伴う摩擦も生じているため、多様な民族の諸要素が融合した坩堝としては、未だその形成過程にあると言えるだろう。そのため、“New Asia – Singapore”が志向された時代のシンガポールにおける取り組みを振り返ることに、少なからず意義があると思われる。

多文化社会として文化の異種混濁性を見つめ直すことで、シンガポールの固有性・独自性が明らかになるとと思われる。実際、同国では文化の異種混濁性は必ずしも肯定的に捉えられてこなかった。例えば、“Straits Chinese”あるいは “Baba”（女性の場合は “Nyonya”）<sup>9</sup> と呼ばれる、文化変容の度合いの高さを特徴とする華人集団の文化は概して評価されず、移民起源の各民族の「本家」の文化が規範とされてきたのが同国の実情である。<sup>10</sup> シンガポール固有の英語の変種である “Singlish” を例に取れば、これを抑制して「正しい英語」の使用を奨励する政策が、2000 年 4 月に開始されている。中国系方言やマレー語の語彙や語法が混ざり土着化したピジン英語は、価値の低いものと見なされてきたのである。しかし、

“Straits Chinese”の文化や “Singlish”が見直されるようになってきているのが近年の傾向であり、固有性・独自性を明確にする上で望ましいものと考えられる。ただし、“Straits Chinese”の文化を巡っては、隣国・マレーシアにおける取り組みがより注目に値する。

マラッカおよびペナンは、シンガポールとともに “Straits Chinese”の三大居住地であったが、<sup>11</sup> 2008 年にマラッカの歴史地区とペナンのジョージタウンの街並みが世界遺産(文化遺産)として登録された。マラッカは「ポルトガル、オランダ、中国文化が混濁して独自の内発的文化を築いてきた土地」であり、「文化遺産を環境ごと保存する」考え方が世界遺産登録の決め手になったとの見解がある(奥村 304-5)。マレーシアでは、文化の異種混濁性が必ずしも否定されず、“Straits Chinese”の社会と密接な関わりを持つマラッカとペナンの固有性が肯定的に捉えられているものと考えられる。シンガポールにおいても、異種混濁的なものが見直されつつあるが、その兆しが見え始めてからまだ日が浅く、そこに積極的価値を認めるまでには至っていないものと考えられる。

最後に、“New Asia – Singapore”が志向された時代の独特な戦略である、「借景」の発想を再評価する視点を提示したい。観光振興を図る上で、自国の固有性・独自性を確かめることは重要と言えるが、概して観光資源に乏しい小規模な都市国家として、周囲と一体となり魅力をアピールすることは合理的であり、同じプラグマティズムに基づくといっても、カジノの開発に比べれば相乗効果が期待できる点においてメリットが大きいものと思われる。前述したとおり、「借景」の発想は香港やマカオ等にとっても有効な手法であるとの指摘があり、小規模な国際観光都市のあり方を考察する上で示唆に富んだものである。一案として、“Straits Chinese”の社会と文化を巡り、その独特な魅力をマラッカおよびペナンと連携してアピールすることも効果的ではないか。この独特で異種混濁的な社会や文化のあり方は一様でないため、マラッカおよびペナンと組み合わせで見聞することでより味わい深い経験ができるであろう。そうした経験を通して旅行者は “Uniquely Singapore”を実感するのではないだろうか。

### 3. 香港：「アジアの国際都市」を目指して

#### 3.1 中国本土からの来訪者が牽引する特異な市場

香港の国際観光振興の取り組みは、シンガポールより早く 1950 年代に端緒が開かれており、1957 年、Hong Kong Tourist Association (HKTA; 香港旅遊協會) が設立された。<sup>12</sup> 当時、香港を訪れる旅行者は年間約 5 万人に過ぎなかったが (HKT B 2008, 5)、2014 年には約 6,084 万人が来訪し、国際観光収入は約 3,590 億香港ドルに達している (HKT B 2015, 2)。ただし、約 4,725 万人は中国本土からの来訪者であり、それを除いた旅行者数は約 1,359 万人となっている。ちなみに、シンガポールへの中国を除く来訪外国人旅行者数は、2014 年には約 1,337 万人であり (表 1)、中国を除いた来訪者数の比較では、シンガポールと香港はほぼ同水準である。また、年間約 6,084 万人の来訪者のうち約 3,307 万人は日帰りで訪れており、そのうち約 2,817 万人が中国本土からの旅行者となっている (HKT B 2015, 9)。中国本土からの来訪者が極めて多く、また、その 6 割程度が日帰り客であることが、国際観光都市としての香港の際立った特徴であるが、この点については改めて考察したい。

表 2 香港への来訪旅行者数 (中国本土を含む)

(単位：人)

	2013 年	2014 年	増減率
総数	54,298,804	60,838,836	+12.0%
中国本土	40,745,277	47,247,675	+16.0%
台湾	2,100,098	2,031,883	-3.2%
韓国	1,083,543	1,251,047	+15.5%
米国	1,109,841	1,130,566	+1.9%
日本	1,057,033	1,078,766	+2.1%
シンガポール	700,065	737,911	+5.4%
フィリピン	705,319	634,744	-10.0%
マレーシア	649,124	589,886	-9.1%
英国	513,430	520,855	+1.4%
インド	434,648	516,084	+18.7%

出所：HKT B ホームページより作成 (Hong Kong Tourism Board. “Research & Statistics.” *Hong Kong Tourism Board Website*. Web. 26 Sep. 2015.)。

2014 年の香港への来訪旅行者数は対前年比 12.0% 増となり (表 2)、一見好調であるが、中国本土からの来訪者を除いた数値の対前年比は 2.8% 増であり、微増に留まっている。HKT B 統計における市場別の区分 (近距離市場 (中国本土を除く)、長距離市場、新興市場) に沿って見ると、近距離・長距離市場のいずれもほぼ前年並み (増減率は 0.5% 以下) であり、インドの好調 (18.7% 増) により新興市場が 4.0% 増となったものの、全般的には停滞したと言える状況である。また、香港に 1 泊以上宿泊した来訪者の数は約 2,770 万人で対前年比 8.2% 増であるのに対して、日帰りの来訪者数は前述したとおり約 3,307 万人で対前年比 15.5% 増であり、後者がより大きく伸びている状況である。とりわけ、中国からの日帰りの来訪者 (約 2,817 万人) は対前年比 19.1% 増と顕著に増加している。全体として香港への来訪者数は増加しているが、日帰りまたは素通りで訪れる旅行者が全体の伸びを牽引しているのが実態である。

停滞気味と言える状況の背景に、2014 年 9 月下旬から 12 月中旬まで行われた香港の反政府抗議運動の影響があったことは明らかである。2017 年の香港特別行政区行政長官選挙を巡る中国中央政府の方針に異議を唱え、学生や民主化を標榜する団体が主要商業地区や繁華街の一部を長期間にわたり占拠したデモ活動の影響を受けて、不要不急の香港への旅行を手控える動きが顕著となった。日本を例に取って見れば、2014 年 9 月までは来訪者数が対前年同月比で概ね増加傾向で推移していたが、10 月以降急速に減速傾向となり、12 月には対前年同月比 11.0% 減と大きく減少している (HKT B 2015, 36-37)。

なお、デモ活動の影響は中国本土にも及んだが、前述したとおり 2014 年通年では来訪者数は大きく増加しており、特に日帰り客の増加が顕著である。日帰り客の中には、香港で粉ミルクや日用品を大量に購入し中国本土で転売する「水貨客」(「運び屋」) が含まれており、その顕著な増加により日常生活に影響を受けた香港の住民との間で摩擦が高まった。その結果、中国広東省深セン市の住民に対して香港への渡航を制限する措置が 2015 年 4 月にとられ、<sup>13</sup> 以後「水貨客」の流入は抑制されることとなったが、中国の一般大衆の間でも香港のイメージが悪化し、

旅行を敬遠する動きが見られるようになっている。

中国本土からの来訪者数は1994年に約190万人となって香港への全来訪者数の2割を占め、最も重要な旅行者送り出し市場となった（HKTB 2008, 10）。その10年後の2004年には、香港への全来訪者数に占める中国本土からの来訪者数の比率は56.1%、2014年には同77.7%となり、顕著に成長してきた（HKTB 2015, 8）。しかし、その成長に陰りが見えるのが最近の状況であり、今後の動向が注視される。ちなみに、中国を除く2015年1月から6月までの来訪者数の比較では、香港が約648万人、日本が約696万人となっており、シンガポールと同様、香港も長らく「発展途上国」であった日本の後塵を拝しているのが現状である。

こうした点を勘案すれば、香港における国際観光も新たな局面を迎えている観がある。国際観光都市としての香港の行方について、以下、論考を進めることとしたい。

### 3.2 脱「オリエンタリズム」への観光振興の歩み

前述(注12)したとおり、HKTAは2001年にHKTBに改組されたが、同年のHKTB年次報告書にHKTA創設以降の観光振興の歩みが示されている（HKTB 2001, 2-9）。主に同資料に沿って、香港の観光政策の推移を跡づけてみたい。

HKTA設立の翌年、1958年の香港への来訪者数は約10万人で、その3分の2は英国および米国からの旅行者であった。そうした市場性を踏まえて、1960年代初頭にHKTAの海外拠点が欧米豪各地域に設置された。また、1964年には“The Orient is Hong Kong”をテーマとする誘客活動が行われた（HKTB 2008, 5-6）。欧米豪各地域に向けて異国情緒のある東洋の魅力を訴求することが、初期の主な取り組みだった。1964年の海外渡航自由化後、日本からの来訪者数も急速に増え、1965年には米国に次ぐ第2位の市場となった。1966年にHKTAの事務所が日本に設置され、アジア地域向けの取り組みの端緒が開かれた。1968年には、HKTAとキャセイパシフィック航空が共同で東南アジア向けの宣伝キャンペーンを行っている。同年の来訪者数は対前年比約17%増の約62万人となり、宿泊施設の不足が懸念されるようになった。

1970年の大阪万博開催に伴い、中継地として香港を訪れる旅行者が顕著に増加した。1971年に最大の市場となった日本は、1973年には全来訪者数の3割強を占め、同年、香港への来訪者の過半数がアジアからの旅行者となった。1975年、来訪者の滞在日数長期化を図るため、HKTAは“You’ll wish you could stay longer”キャンペーンを行った。同年、観光収入の6割強を旅行者による買物が占めることとなった。また、国際会議・見本市関連施設の整備や、尖沙咀地区の再開発等、観光関連のインフラ整備が進められた。1977年、中国が外国人旅行者の受け入れを開始したことは、香港の国際観光振興にも追い風となった。1978年、香港への来訪者は200万人を越え、東南アジアが最大の市場となった。注目されるのは、“Courtesy Program”が同年に開始されていることだ。前述したシンガポールにおける取り組みと同趣旨のものが同時期に香港でも行われていたのである。<sup>14</sup>

米中国交正常化の翌年、1980年には、米国からの来訪者の2割が香港と合わせて中国を訪れており、国際政治の状況の変化が香港を利することとなった。航空路線網の整備が進められたことも追い風となり、1985年に米国・カナダが東南アジアを抜いて最大の市場となった。他国政府観光局と連携した誘客活動が奏功し、特に遠距離市場からの来訪が促進された。1986年、“Hong Kong – Celebration for all Seasons”をテーマとする活動が展開され、特に「食」の魅力に焦点を当てて、“the culinary heart of Orient”を謳った取り組みが各市場向けに行われた。その一環として実施されたHong Kong Food Festivalは、最も優れた観光振興の取り組みとして、アジア太平洋観光協会から賞を受賞している。1988年、香港への来訪者数は500万人を超えたが、翌年は天安門事件の影響を受けて落ち込んだ。そのため、HKTAは近距離市場に焦点を絞り、“Stay an Extra Day”キャンペーンを1989年に実施した。1980年代は、中国の政治状況が香港の国際観光に大きな影響を与えた時期であった。重視された近距離市場の中でも、台湾は1980年代に海外渡航自由化が段階的に進められたこともあり急速に成長し、1990年には香港にとって最大の市場となった。翌年、湾岸戦争の影響が比較的少ないと考えられた近距離市場への取り組みが更に強化され、

東南アジアからの来訪者数が初めて 100 万人を超え、全来訪者数は 600 万人台に達した。珠江デルタ地域の観光振興を図るため、1993 年、マカオおよび中国広東省と共同で Pearl River Delta Tourism Marketing Organization が設立され、香港は近隣地域との連携強化にも着手する。1995 年、“Wonders Never Cease” キャンペーンが展開され、同年中に香港への来訪者が遂に 1 千万人を突破した。翌年、新たな観光関連プロジェクトに関するフィージビリティスタディが 5 億香港ドルを投じて実施された。“Events Capital of Asia” を標榜し、大規模イベントの誘致計画が開始されたのも同年である。

1997 年には、中国への返還前の駆け込み需要があった前年への反動や、アジア通貨危機等の影響により、香港への来訪者数は対前年比 11% 減の不振に陥った。そのため、観光振興のタスクフォースが設置され、HKTA は返還後も香港の魅力は何も変わらない旨の広報を強化することとなる。1998 年、“We are Hong Kong – City of Life” キャンペーンが展開され、躍動する国際都市としての特色、伝統と近代そして東洋と西洋の諸要素が混在する香港の魅力を前面に出し、とりわけ躍動的な人々の素顔を PR することが意図された (Information Services Department 1999, 267)。翌年、観光振興を担う政府の部局として香港初のものである Tourism Commission が設立された。2000 年、Tourism Commission は今後の観光振興の青写真 “Vision & Strategy Statement” を公表し、多岐に及ぶ行動計画を示した (Information Services Department 2001, 303)。そして、翌 2001 年 3 月、新たなキャンペーン “City of Life: Hong Kong is it!” を開始した。まだ十分に知られていない香港の観光魅力をアピールする試みが、翌月から HKTA の後を継ぐ HKTB に託されたのである。

2003 年、中国からの個人旅行での香港訪問を可能とする “Individual Visit Scheme [IVS]” が導入され、中国からの来訪促進に弾みがついた。<sup>15</sup> だが、重症急性呼吸器症候群 (SARS) による影響が懸念されたため、HKTB は “Hong Kong Welcomes You!” キャンペーンを開始して対策に取り組んだ (HKTB 2008, 12)。2005 年には、Asia World Expo (大規模な展示・イベント施設) や Hong Kong Disneyland の開業等、

観光関連のインフラ整備が進められた。それを踏まえて翌年、HKTB は 2 年間に亘るキャンペーン “2006 Discover Hong Kong Year” の実施を決めた。その一環として、“Culture & Heritage Celebration” 等の大規模な催しが 2006 年に開催された (HKTB 2008, 13)。2010 年代に入ると、“Hong Kong – Asia’s World City” を標榜する誘客活動が 2011 年に開始され、躍動性、東洋と西洋の諸要素の混在、コスモポリタンな生活様式等、香港の特徴を強調する取り組みが進められた (Information Services Department 2012, 315)。「アジアの国際都市」としての魅力をアピールする試みは、現在も HKTB が継続しているものである。

では、国際観光の振興のため香港ではどのような自画像が描かれてきたのか。前述した観光政策の推移を踏まえて概観してみたい。まず初期の段階では、“The Orient is Hong Kong” といったテーマに端的に表れているとおり、「オリエンタリズム」的な視点でイメージ発信が行われている。一見、シンガポールの初期の戦略と類似しているが、同国と異なり香港は当時まだ英国の統治下にあり、「西洋」の側からの視点で「東洋」の魅力が訴求された点で相違がある。この戦略は、1970 年代に入りアジアが最大の市場となるに伴い見直され、買物や食の「天国」としてのイメージが強調されるようになった。そして返還前の 1990 年代前半になると、珠江デルタ地域の一員としての自画像も描かれていることが注目される。

また、同時期に歴史的遺産の PR が行われるようになった (HKTB 2001, 6)。例えば、1993 年に整備された九龍半島中西部の屏山の “Heritage Trail” に関して、12 世紀以降の中国からの入植者の歴史が PR されている (写真 1 (次頁) 参照)。これは、香港のオーセンティシティの強調であり、返還に向けてアイデンティティの明確化を図る意図によるものでもあったと思われる。前述した 1998 年の “We are Hong Kong – City of Life” キャンペーンや、“Hong Kong – Asia’s World City” を標榜する 2011 年以降の取り組みは、返還後の新生香港による「オリエンタリズム」的な視点を排した自画像描写の試みと言えるだろう。買物や食の「天国」としてのイメージの強調から、人々の素顔や社会の伝統性にも焦点を当てる方向へ、香港のイメージ戦略は変化してきた。返還後も未だ



に過渡期にある香港では、引き続き様々な自画像描写が試みられるものと考えられる。

### 3.3 今後の展望：「中国化」の進行を巡って

以上の論考を踏まえて、香港の国際観光の振興を巡り私見を提示したい。前述したとおり、中国本土からの旅行者を除く香港への来訪者数は対前年比で微増に留まっており、停滞気味と言える状況である。主要市場の一つである日本を例にとりて来訪者数の推移を見てみると、1996 年に国籍・地域別で首位の約 275 万人であったが、5 年後の 2001 年には約 133 万人と半分以下に落ち込んでおり (HKTB 2003, 37)、近年は 100 万人台まで市場規模が更に縮小している。日本の事例のみに拠る推測はできないが、<sup>16</sup> やはり返還が国際観光都市としての香港の位置づけに少なからず影響を及ぼした可能性があると思われる。

返還後の「中国化」の進行に伴い、主要市場の中には、「アジアの国際都市」として香港に魅力を感じる人が減少している市場もあるのではないか。「中国化」の一例として、英語の通用度が一定程度減少していると指摘する向きがある。シンガポールと同様、香港では返還後も英語が公用語の地位を維持しているが、返還後は「植民地色を一掃し中国との文化的一体化をはかる政策」(山田 56) が採用された旨の指摘があり、独立後に英語に重きを置く「一言語優位型」の二言語主義 (綾部・石井 186) が推進されたシンガポールと対照的と言えるだろう。「アジアの国際都市」としての魅力の強調には、香港の「中国化」に伴う国際観光都市としてのブランド力低下を回避する意図もあるものと考えられる。

もちろん、「植民地色を一掃」する圧力の高まりは脱植民地後の社会で一般的に見られる現象であり、「中国化」の進行は必ずしも否定的に捉えられない。ただし、コスモポリタンな都市としての特徴の急速かつ大きな変容は、国際観光の振興の観点では議論の余地があるものと言えるだろう。「中国化」の進行と国際都市としての特徴の維持を両立させることは、一種のアポリアであろうが、その方途を探ることが国際観光都市としての香港の繁栄を保つ上で重要であると筆者は考える。中国の一部ではあるものの、全面的には同質化せず一定の固有性を維持すること。

それは、言うなれば「新たな香港」の創造である。

返還後まだ 20 年も経過していない現在、香港は過渡期にあると言えるだろう。「中国化」の進行に伴うアイデンティティの明確化の問題も少なくないと考えられ、前述した屏山の“Heritage Trail”整備のようにオーセンティシティの強調と見られる動きもある (写真 1 参照)。だが、中国の一部としての正統性を強調するだけでなく、中国的なものと同非中国的なものが共存する社会として独自性をアピールすることが、国際観光の振興の観点からは効果的であると考えられる。HKTB のウェブサイトでは、“Chinese”と“Colonial”の 2 種類の史跡が紹介されており、<sup>17</sup> これは上記の観点からも妥当なものと思われる。

#### 写真 1 屏山の“Heritage Trail”における表示例



出所：2015 年 9 月 22 日、屏山にて筆者が撮影。

中国的なものと同非中国的なものが共存する社会という点で、マカオも香港と同様の特徴を有している。そのため、マカオと組み合わせた観光の PR も有効と思われる。シンガポールの「借景」の発想と同様、観光資源の制約を近隣諸国・地域との連携で補い、相乗効果を発揮する戦略である。この点に関しては、Pearl River Delta Tourism Marketing Organization の設立に加えて、マカオとの「複合デスティネーション」の PR 等に関して協議するための会合が 2008 年 4 月に開始されており (Information Services Department 2009, 296)、HKTB では最近でもそうした取り組みの

重要性を明示している (HKT B 2014, 5)。一般消費者向け旅行見本市においても、香港、マカオ、広東省の 3 者が連携した PR が行われており、今後も観光分野の協力が進められる見込みである。

マカオも香港と同様に、1999 年の中国への返還後の過渡期にあると考えられるが、依然として東洋と西洋の諸要素が混在する独特の魅力を保ち、複数の世界遺産を有する点でも国際観光都市として優位性を維持している。また、文化的な異種混雑性を体現する「マカエンセ」と呼ばれるポルトガル人の子孫が暮らしている点でも、マカオは特徴的と言える。

「マカエンセ」とは、「マカオに十六世紀半ばに到来したポルトガル人が、現地ならびに近隣地域の人々と交わった結果生まれた「混血」の人々のこと」であり (内藤 2)、シンガポールの “Straits Chinese” に類似した存在と言えるだろう。「マカエンセ」の住居を含む建築物は博物館に指定され、マカオの文化的遺産として位置づけられている。そうした観光資源と組み合わせることで、訪れる人に独特の異国情緒を感じさせることができるだろう。

更に「借景」の発想に沿って考えれば、マカオや広東省など近隣地域に限らず、日本と組み合わせた旅行の PR も有効と思われる。前述したとおり、1970 年の大阪万博の開催が中継地としての香港を利することとなったが、東京オリンピックの開催を控えて日本への外国人旅行者の来訪が今後とも好調に推移すると見込まれるため、日本との連携を図ることは有益と言えるだろう。もちろん、現在では日本への直行便の乗り入れが進んでおり、1970 年当時と比べ中継地としての香港の位置づけが変化している点に留意する必要があるが、香港への日本人旅行者数が減少している点も勘案し、日本との相互観光交流を促進する観点から取り組みが強化されれば望ましい。

最後に、1978 年に開始された “Courtesy Program” (注 14 参照) に関して、その意義を再評価する視点を提示したい。外国人旅行者へのホスピタリティの向上に資する同趣旨の取り組みがシンガポールでもほぼ同時期に実施されていたことは前述したとおりであるが、香港やシンガポールの観光政策の考察に際してこうした取り組みは従来必ずしも注目されていない。観光関連インフラの整備や対外的観光 PR

の強化等に比べ、ホスピタリティの向上が観光振興に及ぼす効果は限定的と捉える見方もあるだろう。国際観光都市として成長が著しい日本においても、同様の政策の必要性を唱える声はあまり聞かれない。

だが、異邦人に対して優しい環境を整えることは、その社会が対外的に開かれていることを端的に示すものであり、その重要性は軽視できないと思われる。実際、商業施設の中には店員が客に対して無表情で釣銭を渡すといった接客態度をとるところもあり、それは旅行ガイドブックに掲載されるような施設の場合でも必ずしも例外ではない。単に習慣の問題に過ぎないかもしれないが、観光振興の観点から有益でないことは明らかであろう。なお、シンガポールでは外国人旅行者に限らず他者へ親切に接することが奨励されてきた点を指摘しておきたい。中国本土からの移民等の流入により、香港でも社会の構成員が変容しつつあると考えられる。文化や習慣を異にする人々の調和を図る上で、外国人旅行者に限らず他者へ親切に接することを奨励するシンガポールの取り組みは、香港にとって示唆に富むものと言える。

#### 4. おわりに

冒頭に示したとおり、小論では文化学的観光研究の視点で、国際観光都市としてシンガポールと香港を取り上げて、比較対照しながら考察した。両都市を巡る先行の観光研究において必ずしも十分には論じられていない以下の点について、論考を試みた。第一に、観光振興のためのイメージ戦略に関して、シンガポールにおける国民統合との関わりも視野に入れて戦略策定の背景を論じた。第二に、両都市で近隣諸国・地域との連携がいずれも 1990 年代半ば頃から模索された点について、「借景」の戦略に注目し論考した。第三に、言わばソフト面のインフラ整備として “Courtesy Campaign” が両都市でほぼ同時期に着手され、異邦人に対して開かれた社会の創出が志向された点を明らかにした。第四に、多文化社会や異種混雑性という特徴を巡り、“Straits Chinese” や「マカエンセ」を視野に入れて論じた。

両都市が国際観光都市として発展した要因は複数考えられるが、ハブ空港の整備を含む各種観光関連インフラの開発に加えて、以下の点が挙げられる。



第一に、1960 年代前後の時代は国際観光客の主要な送り出し市場は欧米であったが、両都市はいずれも欧米との関係が深く旅行者を受け入れやすい素地があったため、観光振興の黎明期の成長が促進された。第二に、両都市は東洋と西洋の諸要素が混在する点で特徴的であり、欧米を中心とする市場にアピールがあった。第三に、観光資源の制約を補完するため両都市では「借景」の戦略が用いられ、特に香港の場合は連携の枠組みも構築され、近隣地域との協力が進められてきた。第四に、中国との紐帯が強固であり、国際観光都市として近年の成長が促進された。

だが、第四の点については今後の行方が必ずしも楽観視できないことから、中国に過度に依存しない方向へ体質改善を図ることが望ましい。日本を始めとする他国にとって、それが有益な参考事例となることは明らかと思われる。観光資源の多様化に制約のある両都市にとって、国際観光都市として持続的成長を図ることは必ずしも容易な課題でない。だが、「借景」の戦略に基づく近隣諸国・地域との連携を強化することで、観光資源の制約を補うことは十分可能である。多文化社会としての特徴についても、シンガポールの場合はマレーシアと、香港の場合はマカオと組み合わせることで、来訪者により味わい深いものを感じさせることが可能と思われる。

異種混濁性という点では、シンガポールや香港と比べ日本は必ずしも特徴的でないが、豊かな歴史に基づく伝統性と先進的な社会としての近代性が混在する社会として、日本も独特な魅力を有していると言えるだろう。それをアピールしていくとともに、対外的に開かれた社会を創出していくことが肝要だ。シンガポールや香港の“Courtesy Campaign”に倣い、ソフト面のインフラ整備を強化することも、日本の今後の重要な課題である。そうした点においても、シンガポールと香港の歩みは大変示唆に富んでいる。

## 参考文献

綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいシンガポール (第 2 版)』弘文堂, 1994 年.  
 岩崎育夫『シンガポール国家の研究—「秩序と成長」の制度化・機能・アクター』風響社, 2005 年.  
 -----『アジア二都物語—シンガポールと香港』中央

公論新社, 2007 年.  
 太田勇『国語を使わない国—シンガポールの言語環境』古今書院, 1994 年.  
 奥村みさ『文化資本としてのエスニシティ—シンガポールにおける文化的アイデンティティの摸索』国際書院, 2009 年.  
 小林正典「中国の旅行遊覧法—旅遊と旅遊者の概念を中心に」『和光大学現代人間学部紀要 (第 8 号)』和光大学現代人間学部, 2015 年. ウェブサイト. 26 Sep. 2015 <<http://id.nii.ac.jp/1073/00003796/>>.  
 内藤理佳『ポルトガルがマカオに残した記憶と遺産—「マカエンセ」という人々』上智大学出版, 2014 年.  
 山田人士「香港の言語状況」『言語文化研究 (第 11 巻第 3 号)』立命館大学国際言語文化研究所, 1999 年. ウェブサイト. 26 Sep. 2015 <<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/11-3.htm>>.  
 Chang, T. C. “Configuring New Tourism Space’: Exploring Singapore’s Regional Tourism Forays” in *Environment and Planning A* 33 (2001): 1597-1619. Web. 26 Sep.. 2015.  
 Hong Kong Tourism Board [HKTB]. *A Statistical Review of Hong Kong Tourism 2002*. Hong Kong: HKTB, 2003. Web. 26 Sep. 2015.  
 ----- *A Statistical Review of Hong Kong Tourism 2014*. Hong Kong: HKTB, 2015. Web. 26 Sep. 2015.  
 ----- *Hong Kong Tourist Association Annual Report 2000–01*. Hong Kong: HKTB, 2001.  
 ----- *Shaping the Future – Hong Kong Tourism Board Annual Report 2013–14*. Hong Kong: HKTB, 2014. Web. 26 Sep. 2015.  
 ----- *50 Years of Hong Kong Tourism - Hong Kong Tourism Board Annual Report 2007–08*. Hong Kong: HKTB, 2008. Web. 26 Sep. 2015.  
 Information Services Department. *Hong Kong 1998*. Hong Kong: Hong Kong SAR Government, 1999. Web. 26 Sep. 2015.  
 ----- *Hong Kong 2000*. Hong Kong: Hong Kong SAR Government, 2001. Web. 26 Sep. 2015.  
 ----- *Hong Kong 2008*. Hong Kong: Hong Kong SAR Government, 2009. Web. 26 Sep. 2015.

- , *Hong Kong 2011*. Hong Kong: Hong Kong SAR Government, 2012. Web. 26 Sep. 2015.
- Lee, Kuan Yew. *From Third World to First: the Singapore Story, 1965–2000*. Singapore: Singapore Press Holdings, 2000.
- Singapore Tourism Board [STB]. *Annual Report on Tourism Statistics 2013*. Singapore: STB, 2014a. Web. 26 Sep. 2015.
- , *Tourism Fifty 1964–2014: A Journey Through 50 Years & Beyond: Singapore Tourism Board Annual Report 2013/14*. Singapore: STB, 2014b. Web. 26 Sep. 2015.
- , *Tourism Sector Performance Q4 2014 Report*. Singapore: STB, 2015. Web. 26 Sep. 2015.
- , *Unique Moments in A Unique Year: Singapore Tourism Board Annual Report 2004/2005*. Singapore: STB, 2005. Web. 26 Sep. 2015.

## 注

- <sup>1</sup> 観光振興は雇用創出等の点で有望視されるため、1965年の独立後にシンガポールの経済成長を図る上で、同国の「国父」Lee Kuan Yew が注目した政策の一つであった (Lee 68)。
- <sup>2</sup> 1964年の設立当時の名称は“Singapore Tourist Promotion Board”であったが、1997年に“Singapore Tourism Board” (以下、STB と略記) に改称された。
- <sup>3</sup> 旅行商品の価格を不当に低く抑え、その代わりに土産物店等からのレポートで収入を上げる旅行者やガイドの存在が問題視され、旅行者の権利を守る目的で「中華人民共和国旅遊法」が2013年10月1日に施行された。これに伴い、低価格で粗悪な旅行商品の取り扱いが規制され、「近隣諸国のツーリズム産業に大きな影響を与える結果となった」(小林 72)。
- <sup>4</sup> 例えば、Lee Kuan Yew は、国民が生来保守的であり雇用を巡る競争への恐れもあるため、外国からの人材流入に抵抗感を示すと指摘している (Lee 167)。
- <sup>5</sup> STB のホームページ (出所および参照日は表 1 と同様) および日本政府観光局のホームページ (日本政府観光局, 「統計発表」『日本政府観光局ホームページ』, ウェブサイト, 26 Sep. 2015) を参照。
- <sup>6</sup> この取り組みを踏まえて、対象を外国人旅行者に限らない国民的運動として“Courtesy Campaign”が1979年6月にLee Kuan Yew の提唱で開始された。同政策は2001年に“Singapore Kindness Movement”

という別の運動に吸収され、発展的に終了した。  
<sup>7</sup> 「家族の重視」、「民族・宗教間の調和の維持」等、五項目からなる「共有の価値観」が、アジア系の各民族の更なる統合を図る観点から、1991年1月に策定された (*The Straits Times*, 16 Jan. 1991)。

<sup>8</sup> Ministry of Information, Communication and the Arts. “Speech by Mr Lee Kuan Yew, Minister Mentor, at Tanjong Pagar National Day Celebrations, 15 August 2010, 8:45 pm at Tanjong Pagar Community Club.” *SG Press Centre*, 16 Aug. 2010. 26 Sep. 2015 <[http://www.news.gov.sg/public/sgpc/en/media\\_releases/agencies/mica/speech/S-20100815-1.html](http://www.news.gov.sg/public/sgpc/en/media_releases/agencies/mica/speech/S-20100815-1.html)>.

<sup>9</sup> “Peranakan” とも呼ばれる。これらの呼称はマレー系との混血の華人のみを指すものとする説があるが、早期の移民の子孫で言語や生活習慣が現地化した華人を含む呼称であるとの見解もある。

<sup>10</sup> シンガポール華人の言語環境に関して、「本家」の書き言葉が模範となる旨の指摘がある (太田 227)。

<sup>11</sup> 中国系の移民は15世紀にまずマラッカに渡来し、その後ペナンにも定住者が増えたという。太田は、シンガポールの“Straits Chinese”はマラッカおよびペナンからの再移住者が多かったと述べている (33)。

<sup>12</sup> 2001年に組織再編が行われ、HKTAはHong Kong Tourism Board [HKTB] へ改組された。HKTAは会員制の協会であったが、HKTBは観光産業全体の発展に資する組織として、観光のマーケティングを強化することが使命とされた (HKTB 2008, 12)。

<sup>13</sup> 2009年4月、中国から香港への訪問回数を限定しない通行許可証の発給が開始され、同年は約140万件だった発給件数が2014年には約1,490万件となり、5年間で10倍近く増加した。これを利用した「水貨客」の増加が社会問題となり、梁振英香港特別行政区行政長官は2014年6月に中国中央政府に対して同通行証の制度の見直しを求め、その結果、訪問回数を従来の無制限から週1回に制限する措置が講じられた (*China Daily*, 14 Apr. 2015)。

<sup>14</sup> HKTAはこの取り組みを1974年に行っているが、1978年、通年の取り組みとしてこれを強化している。

<sup>15</sup> 2003年の中国本土からの来訪者は約847万人で、その8%程度である約67万人がIVSで香港を訪れた (HKTB 2015, 8)。

<sup>16</sup> 例えば、韓国からの来訪者数は2001年には1996年の数値 (約47万人) の9割まで回復している。

<sup>17</sup> Hong Kong Tourism Board. “Historical Sites.” *Hong Kong Tourism Board Website*. Web. 26 Sep. 2015.

## 土地制度史における土地制度の構造とその経済性、土地の権利に関する一考察

井上 隆

日本大学大学院総合社会情報研究科

## Study of the Structure of Land Systems, its Economy, and Land Rights in the History of Land Systems

INOUE Takashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

This study analyzes the land ownership and occupancy rights in Western Europe, transformation of the land system structure in China, and an economic characteristic of the Indian land system in the history of land systems. Land usage and occupancy rights are important for land productivity. Centralized land systems that neglect this aspect are unstable and tend to collapse structurally. As productivity is an important element in land systems and land dominations, it is essential for designing land systems and land policies.

---

**1.はじめに—土地の有効利用と土地政策—**

土地制度と土地制度史の日本における先行研究では、法学者は土地の諸権利と所有構造を中心に、また、経済学者は土地の経済関係を地代、賦役等を中心として分析してきた。当論文は土地の有効利用のための土地市場の経済発展と社会的効用最大化という現代における土地政策の観点に立って、土地制度史を概観する。特に土地の所有権及び占有権、土地制度の構造変化と経済性を比較分析し、適正な土地政策の指針を探るものである。

斯かる分析観点から、以下、土地制度史における古代ローマと中世以降のイギリス及び西欧の土地の所有権と占有権の比較、そして、中国とインドの土地制度の変化に対する分析を通して、土地の有効利用の社会経済的な重要性を導出していく。

**2.日本における土地制度と土地の所有権及び占有権に対する研究の概括**

欧米社会では、土地制度において、絶対的所有権を原理としたローマ法と共同所有を優先するゲルマン法の時代からジョン・ロック等の自然権を基礎におく先占権と労働付加による土地所有権論を経て、

土地の所有権に社会的効用の面から制限を加える土地所有権の社会化の時代に至った。

日本における土地制度研究は法学分野を中心として行われてきた。戦前戦中においては借家借地権の強化を中心として、土地所有権の社会化も不十分ながら推進された。戦後、そのような状況にあって、西欧先進国の土地所有権の社会化に倣い、日本でも水元浩や渡辺洋三、甲斐道太郎等の法学者が社会厚生観点から借家借地権の強化を軸に分析を行い、1960年代後半から近代的土地所有権論を巡って論争が行われた。<sup>1</sup>だが、法学分野からの土地問題に対する具体的な対策としては借地借家権の強化以外には土地開発の規制や公共住宅の普及等の既存の土地政策をなぞる諸提案にとどまった。そして、高度経済成長期から1990年代初めまでは経済学等、多くの分野の研究者も土地問題を検証した。その後、所有権論や土地制度史の観点から実効性のある土地制度改革と土地政策の提言を行う研究が減少しており、欧米に比べて、社会科学面からの土地制度研究は貧弱な状況にあると言える。

**3.日本の土地所有制度と土地問題**

ローマ法や自然権を基盤とした絶対的土地所有権は先占権と相続権を固定的かつ永続的な法的権利として認めたものである。しかし、土地の経済的価値は市場において変動している。土地所有による効用は代々蓄積し、独占的な大土地所有制の弊害も土地制度史上、多く生じたが、先進諸国では土地所有権の社会化に則って、税制等の経済的制限と土地の利用権を優先する諸規制が強化されてきた。また、英米では伝統的に土地利用は占有権を中心としている。一方、日本では現代も大陸法型の強固で絶対的な土地所有制度を持つとともに、大きな土地問題を抱えている。それは日本人の強い土地所有意識に加え、有効な土地政策の欠如を主因とする。経済社会構造に深く根ざした土地問題の根本的な解決は土地の所有権と占有権のあり方を時代の進展に合わせて改革し続けなければ不可能である。そのためには土地有効利用へ向けた土地市場の経済発展と社会的効用の最大化という観点から、現代における土地制度の土地の所有権と占有権のあり方を再検討する必要がある。

## 4. 古代ローマと中世以降のイギリス及び 西欧の土地制度史における所有と占有

### 4.1 ローマ法と英米法の土地制度

現代のローマ法に淵源する大陸法とゲルマン法の伝統を受け継ぐ英米法の土地制度にも両者の違いは明白に現れている。ローマ法と英米法における土地関連の諸法は、古代ローマと中世以降の英国で、多くの変遷を経て、徐々に形成されていったものである。インドや中国等の他地域の古代中世の国家では土地所有と占有の違いは明確に規定されなかったのに比べ、ローマ法は土地に対する個人の所有権を明確に認めた点で画期的であり、現代社会に大きな影響を及ぼしている。一方、英米法では伝統的な共同体の土地共有と封建制の遺制の上に社会性の高い土地制度を構成している。英米法はドイツやフランス同様に特に資本主義発達の時代に徐々にローマ法の影響を濃くしていったものの、社会性を重視した慣習法中心の法体系によって、資本主義の諸問題に実利的な対応を可能とし、現代の社会政策が不可欠な社会制度にも適合している。以下、古代ローマと英

国及び西欧の土地制度を中心に土地制度史上の土地の所有と占有の実態と法的規定を比較する。

### 4.2 古代ローマの土地制度

古代ローマは前3世紀頃まで、小地主市民団を中心とする都市国家であった。氏族は農地を共有したと見られるが、絶対的土地所有権の確立は前200年前後と考えられる。<sup>2</sup>そして、公有地が大土地所有(ラティフンディウム: latifundium)の母体をなし、前2世紀以降、小土地所有の兼併が進んだ。護民官グラックス兄弟は、前133年以降、農地法を改正し、家族に1000ユーゲラ(約250ha)までに永久占有を制限し、貧しい市民に土地を分配した。前111年には500ユーゲラを完全な私有地と認める土地法が成立した。公有地の大部分は私有権を獲得し、大土地所有形成への障害はなくなった。<sup>3</sup>

古代ローマでも土地の占有権の所有権への転化を大土地所有成立の契機としている。小作地も普及し、紀元1,2世紀にはラティフンディウムと並び土地制度の根幹になった。ラティフンディウムの小作契約は自動的に更新ができた。<sup>4</sup>小作地の賃貸借は売買契約に酷似し、契約期間は5年の場合が多く、10年のこともあった。<sup>5</sup>独裁官であったスラ(Sulla: 前138年-前78年)やカエサル(Caesar: 前100年-前44年)も土地を分配し、小土地所有者の創出に努めた。<sup>6</sup>ローマは征服地の一部を公有地として一般市民に開放し、無期限で貸与したが、国家は随時回収の権限を持っていた。<sup>7</sup>この様に公有地、共有地の占有が徐々に大土地所有へと転じていくのはイギリスをはじめとする多くの封建制の崩壊過程にも見られる現象であると考えられる。

### 4.3 ローマ法における土地関連法の成立過程

土地法があったと推定される古代エジプトを除き、ローマは史上初めて土地法を明記した国家である。<sup>8</sup>ローマ法の土地所有権は基本的には国家と挑戦者に対する絶対性によって構成されていたが、その確立は共和制の発展と一致する。土地所有権は共和制土地法の原則であり、ローマの法律家は自由で完全な所有概念を持っていた。<sup>9</sup>このように所有権と占有権を明確に区別したにもかかわらず、公有地占有者は

富裕層によって占められ、私有地のごとく扱われ相続された。<sup>10</sup>また、空地占有者は地主が入るのを法的に拒むことが出来た。<sup>11</sup>ゲルマン法でも 1 年と 1 日の占有を続けると権利者は権利を喪失したが、古代ローマの最古の法典である十二表法によれば、2 年間の土地占有により占有権は所有権に対抗できた。<sup>12</sup>ラティフンディウムが拡大する時代において、占有訴権は富裕者層に有利に設計された。<sup>13</sup>

共和政下でローマ法は所有権を明確に定めたが、帝政期には逆に地役権によって所有権が脅かされるようになった。<sup>14</sup>コンスタンティヌス帝（在位：後 306 年–337 年）は期限付きの所有権を承認したが、古典ローマ法の用益権を以って所有権に等しいと見ていたと考えられる。<sup>15</sup>共和制下で通常 5 年の土地占有の契約期間は、帝政期には長期化が見られ、占有者（借地人）には占有訴権が与えられた。そして、4 世紀以降は土地の長期賃貸借関係は永借権として看做しうるものになったと言える。特にローマ帝国西部では永借権者は借地料を支払う限りは殆ど所有権者と変わりがなかった。<sup>16</sup>

このように古代ローマでも、時代とともに法的規定も変化し、支配層の占有地拡大等の現状に合わせて土地占有権が強化された。土地の占有訴権等による占有権の強化で、実質的な占有地の世襲化が可能となり大土地所有の拡大へとつながったと考えるべきである。そして、大土地所有の成立後においては土地所有権が大土地所有を絶対的かつ半永久的な強固なものとする法的保証となった。近代以降の西欧の土地制度史における借地権の強化を持って土地所有権の近代化として看做されるが、土地の占有権の強化は古代ローマで既に大土地所有の拡大にも利用されてきたのである。

#### 4.4 西欧諸国の中世以降の土地制度

フランスでは 11 世紀、ドイツでは 12 世紀、イングランドでも 11 世紀に、ほぼ共通の封建体制が形成されたが、それは重疊的支配であり、共同体的支配が行われた。当初、恩貸地保有は領主か家士の死亡時までには制限されたが、11 世紀には封の世襲は、フランスとドイツで一般化した。封はローマ法の占有に近い。農民も領主の支配を受け、耕作地の保有権

は世襲された。その封建体制も 13 世紀以降、衰退を始めた。<sup>17</sup>15 世紀末から 16 世紀初にかけて行われた囲い込みによって、ゲルマン法系の土地所有（保有）権は解体されていった。経済状況の変化に伴い土地所有の形態と構造も変化したといえる。<sup>18</sup>

ドイツの土地制度は、エルベ川西部ではフランスに類似したものだが、東部では 15、16 世紀以降、領主の直営大農場が発展した。ローマ法は 15 世紀末にドイツに影響を与え始め、農民は土地保有の世襲権を失い、直営大農場に編入された。大陸法型の法体系では物権としての土地所有権はまさに絶対的なものであり、東部ドイツでは三十年戦争後、ラティフンディウムに酷似した土地制度が 19 世紀に至るまで続いた。18 世紀末には直営大農場は賃労働者を基礎とするものになっていき領主はユンカーとなった。これらは共同体を中心とする社会におけるローマ法の継受による土地占有の所有への転化が社会的経済的強者の独占的な土地支配につながり、抑圧的な奴隷農場が現出した歴史的事例として指摘できる。<sup>19</sup>広義には地租改正後の日本の小作制も同様な経過の下に現出した。

中世のフランスでは共同地が存在し、領主もその存在を承認していたが、農民に土地の保有権を賦与した。それらは領主ら特権階級の貢租徴収権たる「直接所有権（上級所有権）」（*dominium directum*）と農民の耕作権たる「利用所有権（下級所有権）」（*dominium utile*）という重疊的構造を持っていた。14 世紀には領主は費用のかかる大土地経営よりも農民小作を選んだ。16 世紀に至って、農民の農地保有権は世襲化されたが、17 世紀には土地登記が 20 年か 30 年ごとに更新されるようになったため、領主の土地支配の強化につながったと考えられる。フランスではフランス革命によって、東部ドイツとは違い、ブルジョア階級と農民の下級所有権が土地所有権とされ、上級所有権が廃止された。こうして大陸法型の絶対的な土地所有権が定着し、資本主義的農業が発展していった。<sup>20</sup>

#### 4.5 イギリスの中世以降の土地制度

イングランドの土地財産制度は極めて複雑で、その土地法の歴史は法的な擬制と回避（*evasions*）の歴史とも言われる。伝統的に土地の権原は最終的に国

王にあり、占有を基礎としてきた。<sup>21</sup>現代でも、国民の保有地は「単純絶対封土権」(fee simple absolute possession)と呼ばれ、無期限で使用・収益の自由が認められているが、これらは、小作人の土地賃借権が資本家土地経営を経て、地主の土地所有権に優越するものに変化していった結果である。<sup>22</sup>

1066 年のノルマン征服後もイングランドはローマ法を直接継受せず、封建的土地保有が長く続いた。14 世紀後半までは、賃借権 (lease) の譲渡・転貸しは認められなかったが、封建的關係が解体し、農奴は 15、16 世紀には保有地占有権である贍本保有権 (copy hold) を持つ農民に転化した。しかし、保有者の地位は不安定で、一生涯から多生涯、あるいは数年という期間で保有していた。15、16 世紀にはまた、第一次困り込みが進展した。共有地も農場に転化し、定期的借地権 (lease hold) が土地制度の中心になっていき、1499 年には対抗力が認められた。土地賃借権はドイツでは 19 世紀末まで、日本では農地借地権は昭和初期まで認められなかったことをふまえると、イギリスではローマ法の影響が少なかったことが分かる。<sup>23</sup>

16-18 世紀には共同体的土地所有、封建的土地所有、資本家的土地所有が並存していたが、市民革命によって、土地所有権はより完全に近い所有権へ転化した。<sup>24</sup>土地賃借権も長期化し、譲渡・転貸も次第に認められるようになった。旧領主 (貴族) と新興地主層が自由土地保有権者となったが、その土地所有拡大を目的に行われた第二次エンクロージャーによって、18 世紀後半から 19 世紀前半までに共有地がほとんど姿を消してしまった。<sup>25</sup>そして、贍本保有権 (copy hold) は定期借地権へ強制的に転換された。<sup>26</sup>これはゲルマン法系の社会において、ローマのラテティフンディウム同様に土地の占有権が私有権、所有権に近づくにつれて起こった土地の独占化である。19 世紀中旬には大土地所有が形成され、イギリス全体の農地の大半が借地経営となった。19 世紀イギリスでは、資本制農業の発達とともに、土地所有 (地主)・経営 (定期的借地農)・労働の三分割制が進み、資本制農業が確立された。<sup>27</sup>

#### 4.6 近代イギリスにおける土地の相続権と

#### 占有権に関連する法律

イギリスの貴族階級による大土地所有はすでに 17 世紀に存在していた長子相続制度と継承的不動産権設定 (family settlement) を基盤とするものであった。19 世紀後半までの土地所有権 (保有権) は一代限りの限定された権利であったが、継承的不動産権設定によって、事実上の相続を可能としていた。それでも、占有権者がなしうるのは、21 年間以内の農地の賃貸に限られていたが、1882 年には所有地の売却と長期賃貸が可能となった。<sup>28</sup>

それらによって大土地所有制の解体が始まり、1925 年財産法 (Law of property Act, 1925) において、土地所有権は遂に物的権利とされるに至った。<sup>29</sup>ここにゲルマン法系の社会であるイギリスでも、現代資本主義の要件たるローマ法系あるいは大陸法型の個人による絶対的所有権を土地制度においても法的に受容したことになる。それはイギリス初の労働党内閣発足の翌年であり、19 世紀以来の社会政策によって、一定の社会保障が確立した時期であったことは偶然ではない。

さらに、1925 年に改正した継承的不動産権設定地法 (Settled land Act 1925) では建設用地や森林の賃貸では 99 年以下、その他の賃貸では 50 年以下に延長された。<sup>30</sup>現代でも、イングランドの一般的な土地保有形態は 1 年毎の更新による不確定期間の土地保有であり、個人が購入した土地でも厳密には 999 年の貸与という形が多い。建物賃借権は通常 99 年間に設定されている。継承的不動産設定としては 200 年から 1000 年というような長い期間が与えられている。<sup>31</sup>

#### 4.7 古代ローマと中世以降のイギリスにおける大土地所有制形成の類似性

ローマ法系の大陸法を基盤とする土地制度とゲルマン法系の英米法を基盤とする土地制度は、学術的にも比較対象として分析されてきた。しかし、古代ローマと中世以降のイギリスの土地制度はともに個人の土地に対する所有権あるいは占有権の明確化と大土地所有制へと変化していった。絶対的所有権の上に成り立つローマ法を形成した古代ローマの土地制度史において、占有権の強化による実質的な所有

権への転化が広大な公有地で行われ、ラティフンディウム形成の権原となってきた。それは近代イギリスにおける下封された占有地に対する囲い込みによる大土地経営の拡大と法的な占有権強化の過程と類似していると言える。

産業革命以降、大陸法型と英米法型の双方の土地制度下において産業化と工業化が土地無し農民や離農した農民の経済的受け皿とはなかったが、依然、大きな土地問題と農業問題を抱えていた。しかし、それらの国々における現代の土地制度の利用状況と実用性には大差がない。それは社会的効用の観点から、大陸法型の国家は絶対的土地所有権に規制を加え、英米法型の国家も国王や政府に留保されてきた土地所有の最終的な権原を土地政策として積極的に行使するようになってきたからだと言える。封建制における土地の上級所有権（所有権）と下級所有権（占有権）という法概念を現代国家の土地に対する行政権と民間の土地所有権との関係に援用するならば、土地制度史上の類似性はローマ法系とゲルマン法系の違いを超えて、より普遍性があると理解できる。

また、古代ローマでは絶対的な土地の所有権が確立したが、近代以降のイギリス同様に占有権の強化が大土地所有制の拡大に大きな役割を果たした。古代ローマと近代以降のイギリスにおいて、特に占有権の相続が安定的に確保された段階で占有権は実質的な所有権に転じたが、通常、長期間を要する大土地所有の形成には占有に対する時間的な制限の解除が決定的な重要性を持つことを明示している。それは同時に土地所有権の永続性が大土地所有制成立の前提となっていることをも改めて示している。

#### 4.8 土地制度史における土地の所有権と占有権の変化

土地の所有と占有の変化を社会構造から見れば、政治的経済的強者は封建制や土地国有制の下では占有権の強化により、土地私有制が認められた社会では所有地の増大により、土地経営を拡大する。そして、占有権の実質的な所有権への転化と土地所有の更なる拡大によって、大土地支配を強固なものとし、小農等の占有権を抑圧支配する現象も起こる。

制度の伸張とともに土地の所有権と占有権は一般

に集中する傾向があるが、社会の複合的な力関係を反映しつつ、集中と拡散をしてきた。また、土地の所有権と占有権の定義も、時代や状況による社会構造上の力関係を反映し、所有と占有の間で振幅してきた。土地の所有と占有は経済社会構造の基盤の大きな部分ではあったが、土地制度史は土地の所有権と占有権が相対的に定義され、補完的、代替的に設定された権利であったことを示している。

### 5. 中国の土地制度史における土地制度の変遷と循環性

#### 5.1 土地制度史に見られる循環性

古代ローマと中世以降のイギリス及び西欧以外の他国、他地域の土地制度史においても、土地所有あるいは土地支配の集中と大土地制の成立という過程は多くの事例に示されている。そして、インドや中国等の長い歴史を持つ国々においても、それは顕著である。王朝の交代とともに土地の支配層も交代し、前王朝の土地制度の要素を受け継ぎながらも、新しい土地制度を形成してきた。特に中国においては、古代から数々の王朝が同様の過程で興亡を繰り返したことは多く指摘される場所である。そして、その土地制度史も土地所有あるいは土地支配の集中から王朝の興亡による拡散、そして、新王朝による土地制度の再構築という土地制度の変化過程の循環性を観察する上で格好の事例である。<sup>32</sup>

#### 5.2 中国の古代から清代の土地制度

古代中国の土地制度史の中で、各時代を代表する制度として、夏殷周時代における「井田制」、秦漢時代における「阡陌制<sup>せんぼく</sup>」、隋唐時代における「均田制」の三つが挙げられる。これらの制度に共通するのは中央政府によって、農民への土地配分を平等にして、人民の生活安定を目的としたことである。<sup>33</sup>その後私有地に荘園制が大規模に発展し清代に至った。以下、これらの制度を中心に中国の土地制度史を考察していく。

#### 夏殷周時代（前 2100 年頃-前 771 年）

夏殷周の土地制度は西周（前 1046 年-前 771 年）において集大成された。西周の地租は労働地代と現物地代が併用された。孟子は上記の三時代の地租を

約 10 分の 1 と記している。西周の井田制は正方形の 900 畝(約 17ha)を基本とし、中央の 100 畝の公田を中心に 8 家の 100 畝(約 1.9ha)の私田が取り巻くものであった。漢書では公田を返還する還田の期限を 60 歳としているが、実際には世襲されたと考えられる。井田制の私田とは耕作の認められた公有地であり、売買や賃貸は認められなかった。<sup>34</sup>

### 春秋戦国時代-秦(前 770 年-前 207 年)

周は井田制を基盤として、封建制を築いていった。それは中国における封建制の頂点とされ、氏族関係を中心としたところに特徴がある。<sup>35</sup>しかし、封建制が行われていた時期については、殷代から、中央集権制と封建制の折衷した郡国制を行った漢代までの間で諸説ある。<sup>36</sup>東周では井田制は春秋時代(前 770 年-前 476 年)に次第に弛緩し、戦国時代(前 475 年-前 221 年)には崩壊した。封建制の崩壊とともに、中央集権的な国家制度が形成されていき、兵制と邑制、農地制度を一致させた阡陌制への移行が始まった。また、春秋時代の中葉から農民による土地私有が始まり、戦国時代には土地売買も可能となった。そして、大土地所有の形成とともに小作が出現した。<sup>37</sup>

秦(前 221 年-前 207 年)において、中国統一に先立つ前 350 年に導入された阡陌制では、税収増を目的に標準耕地が井田制の 2.4 倍に拡大した。始皇帝は法令(前 206 年)で、全国統一の土地私有権を確立し、阡陌制に集約した。<sup>38</sup>

### 漢-後漢(前 202 年-後 220 年)

漢は秦の土地制度を踏襲したが、大土地所有者の伸張に伴い、土地を失う農民が増加した。新(後 8 年-23 年)の皇帝王莽は井田制復活を試み、土地所有を制限し、さらに土地売買を禁じたが、3 年間で撤廃された。後 25 年には後漢の光武帝は 30 分の 1 の田租を復活させたが、地方豪族の土地兼併の制限に失敗した。<sup>39</sup>後漢末には中国周辺の異民族の侵攻もあり、農民の南部への逃亡が増加した。<sup>40</sup>新と後漢の土地改革も地方豪族の勢力拡大のために大土地所有の制限に失敗した。

このように、大土地所有制による小作の拡大は政府の税収機構の弱化と農民の流民化につながり、ついに反乱によって、国家が覆されるに至った。<sup>41</sup>中国ではすでに紀元前において、国家は土地制度と不可分なものとなっていた。国家の興亡とともに土地制度も上記の要因により、崩壊し、また再確立を繰り返す過程もすでにこの時代に現出している。

### 北魏-唐(後 386 年-906 年)

漢以来の大土地所有の進展により小農民は豪族の土地を小作するようになった。<sup>42</sup>北魏(後 386 年-534 年)の孝文帝は 485 年に均田制によって、華北の全ての男女に耕作能力のある間は 40 畝(約 2.15ha)の耕地を割り当てた。その後、戦乱による人口減少等によって、地税が 13 分の 1 の収穫に減税された。西欧の封建制と違い、中国では農民は皇帝に直接的な納税義務を負っていたが、新にも見られるように、中央集権的な王朝においても、農村の生産基盤が危機的になるに及んで、しばしば、大幅な減税を試みた。<sup>43</sup>

隋代(581 年-618 年)に、全土に拡大された均田制は、唐代(618 年-907 年)の 624 年にはさらに改変され、農民に 100 畝の農地を割り当てた。だが、均田制は、荘園の発達による配給地の不足、税制の混乱と弱化、過重な労役による逃亡農民の増加等を原因として、755 年の安祿山の乱以後、崩壊に向かった。<sup>44</sup>こうして、税収と農民の生活の安定化による国家制度の安定を企図した井田制と阡陌制、均田制という中央政府による一元的土地制度は全て失敗に帰した。

唐の中頃から均田制が崩壊に向かうに従い、荘園が各地に発展していった。中国において、私的な農場である荘園は既に漢代に形成され始め、唐宋代に大土地所有制として、繁栄を極めた。<sup>45</sup>荘園は貴族や地方豪族、官職者等が客戸や佃戸等と呼称された農業労働者を使用して、経営していた。荘園は清代に至るまで継続したが、そのほとんどの期間において、中国の土地制度の中心であり続けた。興亡の過程を繰り返した中国の土地制度史において、荘園という土地の支配構造が土地制度崩壊の要因であり続



けたのである。<sup>46</sup>

### 五代十国時代-元 (907 年-1368 年)

五代十国時代 (907 年-960 年) より宋 (北宋・南宋: 960 年-1279 年)、金 (1115 年-1234 年) にかけて荘園のさらなる発展とともに農民の地代は 4、5 割に達した。<sup>47</sup>唐代末と五代十国時代には貴族や官僚が荘園を所有していたが、宋・金代には武人と豪族が取って代わった。宋代の荘園を耕作した小作農や移住した農民は地主と隷属関係にあった。<sup>48</sup>

元朝 (1280 年-1368 年) では土地は寺院や貴族、高官、軍に配分され、農民はそれらの領主の小作となって、国家ではなく、領主に地代を払うこととなった。負担増大とともに農民の南部への移住が増加し、1330 年代には農民反乱が始まり、元は 1368 年に滅んだ。<sup>49</sup>

### 明-清 (1368 年-1912 年)

明朝 (1368 年-1644 年) では国有地は王族に配分され、官僚の管理の下、集約的な農業が行われた。1500 年頃には国有地の 7 倍程の土地が私有化されていた。<sup>50</sup>明朝初期に徴税権を持つ村の有力者等が寄生階級化したため、農民は保護的な地主の庇護下に入り、荘園の規模が拡大した。万曆帝 (在位 1572 年-1620 年) 治下の後期から租税負担の増大が起こり、飢饉と農民反乱に苦しめられ、明は崩壊した。<sup>51</sup>斯様に漢以来、明まで大土地所有の拡大と増税による農民の困窮化による農地制度の不安定化が繰り返して起こり、それを主因として諸王朝が滅亡していった。

一方、清朝 (1368 年-1912 年) では明代の国有地に加え、私有地も広く没収されたが、1712 年に租税に上限を定め、18 世紀までに農奴制を終らせた。農地経営の収益は商業と他産業のそれを下回るようになったため、地主は都市へと移住し、商業への参入が増加した。これらの変化から、荘園も世襲を経て、規模が縮小していった。<sup>52</sup>このように中国の清代においても西欧同様に、近代から現代に至る土地制度の変化は農業以外の産業の発展によるところが大きかったが、清は 20 世紀まで、地主制という前近代的

な農業構造を維持した。

中国の紀元後から清代までは、土豪地主や貴族等による荘園的土地所有と中央政府による国有地経営という官民の大土地所有制が支配的だった。同時に共同体的土地所有や農民の土地の所有や利用が縮小し、農民の経済的不安定化が起った。<sup>53</sup>それらが原因となって諸王朝と土地制度が解体し、再興する過程を長期間にわたって、繰り返した。これは大土地所有制が崩壊し、分解しても、再び集中に向かう循環過程の典型的な事例でもある。また、それは紀元前の封建制が中央集権制に移って後の歴史的現象であるが、国家あるいは官僚による政策として設計・構築された土地制度が徴税を主眼として、直接、土地制度を管理するものである以上、地方支配層の離反や農業生産の弱体化等により、中央政府の制度基盤にも直接、影響を与えるものでもある。それは中央集権的土地制度が、封建制以上に国家の安定に脆弱な面を持つことも示している。

### 5.3 土地制度史における土地の所有権と占有権の相対的変化

中国では異民族王朝である元と清を除いた王朝は農民に資する農地改革から施政を始めたが、支配層の利益に反するに至って、全ての農地改革は終止させられた。<sup>54</sup>そして、土地所有の集中による土豪の台頭や土地制度の荒廃による農民の逃亡や反乱等を原因として、諸王朝が交代した。同時に、古代の広範な村落の共有地の存在が認められる土地制度から時代が下るにつれ、土地私有制が拡大し、荘園に見られる大土地所有と小作制と農奴制が拡大した。この変化の過程は西欧の土地制度史においても同様である。

中国の土地制度史に繰り返し、現れているように、大土地支配は過度の集中によって、国家制度の安定を損なうものとなる。それが土地の権利関係の実態から、あまりに乖離するようになると、多くの場合、国家によって、土豪や領主等の大土地所有の所有権や占有権に制限が加えられたり、農民の占有権強化が行われ、土地制度が改変される。土地制度が改革され得ない場合は、国家や王朝の滅亡によって、土地制度も崩壊し、支配層が代わるとともに再構築

に向かう。その際、再び土地利用権が拡散し、一時的にせよ過度な集中が土地の生産関係の実態に近いものに回復することもある。

土地制度は土地支配層による土地収益の最大化に伴う農民の負担の増大によって、崩壊を繰り返してきた。しかし、土地制度は農業生産という経済的実態から大きく乖離できない。それ故に農業生産と土地制度の再構築の過程において、土地制度の崩壊期に見られるような農業生産を大きく損なう土地制度が現れることは少ない。それが土地制度の変化において循環性のある過程が生じることが多い原因である。

このような土地制度史の循環過程に現れる土地の所有権と占有権の実態の変化もある以上、近代的な法規定に基づく土地の所有権と占有権を厳格に、西欧以外の近代以前の土地制度史へ適用する法学的分析は技術的にも困難で結論も不明確なものとならざるを得ない。それよりも、世帯や氏族、村落共同体、荘園、地方と中央政府といった農業生産単位の上の重層的な土地支配構造に対する経済的、制度的な分析のほうが、ヨーロッパ以外の中国等の地域には有効な面が多い。そのような土地の支配構造に対する経済的、制度的視点に基づき、次章では、インドの土地制度史への分析を行っていく。

## 6. インドの土地制度史に見る土地制度の

### 特殊性と農民土地利用権の重要性

#### 6.1 インドの土地制度の特殊性

中国同様に長い歴史を持つインドにおいても、国家と王朝の交代とともに土地制度が形成と崩壊を繰り返してきた過程は多く観察しうる。そして、ここでも西欧の大陸法型と英米法型という分類に当てはまらない多くの要素が見いだしうる。インドでは地方差が大きく、村落共同体が常に一定の力を保持していたが、一般的に土地支配層の土地経営能力は低くかった。それは、徴税権を中心とした土地支配という新たな構造へとつながっていった。以下、インドにおける古代から特に土地支配層の苛斂誅求を極めたムガル支配以後のイギリス支配下の 19 世紀後半に至る土地制度史を通して、農業生産の基盤たる農民の土地の占有と利用、そして、農業労働者の制

度上の重要性を省察していく。

## 6.2 インドの古代からムガル朝までの土地制度史

### 古代インド（前 16 世紀-前 1 世紀）

前 1500 年頃、アーリア人はパンジャブ地方に進入を開始したが、その土地制度は農耕と牧畜のための土地利用が基盤であった。その時代に始まった土地私有化はアーリア人のガンジス川流域進出（前 1000 年頃）の後には確立していたとされる。アーリア人は土地を氏族ごとに家族単位で割り当て、土地を世襲化・私有化した。<sup>55</sup> マガタ王国の時代（Magadha：前 600 年頃-前 23 年頃）には大土地所有者が出現した。広大な王領地が形成され、その地方植民地における開拓農民は、一代に渡る保有地を与えられ、広範に実質的な世襲が認められた。<sup>56</sup> マウリヤ朝（Maurya：前 317 年頃-前 180 年頃）を経て、分裂状態となった古代インドでは国家の統治権と土地の所有権の区別も截然とせず、部族と村落が土地に対して大きな支配力を持っていたが、それは少なくとも 13 世紀のムスリム支配までは継続していた。<sup>57</sup>

バラモン律法経を元に成立したマヌ法典

（Manu-smṛiti：前 2 世紀-後 2 世紀に成立）は既成化していた土地私有の明確化および所有と利用を区別し、10 年間の他者の占有と耕作に対する所有者の黙認による土地所有権の喪失（第 8 章 117 条）を定めている。また、マウリヤ朝の宰相カウティリヤが著したものを元に形成されたとされるカウティリヤの実利論（Kautilya's arthashastra：前 4 世紀-後 2 世紀に成立）では、土地の 20 年間の不在放置で不動産権利が喪失されるとした（3 巻 16 章 31 節）。<sup>58</sup>

### グプタ朝-ムガル朝（4 世紀-18 世紀）

インドの封建制はグプタ朝（Gupta：後 320 年-550 年頃）、あるいは 8 世紀頃に成立し、ムガル朝とその支配を継いだマラータ同盟の時期は一般的に封建制の段階と考えられているが、多くの固有の特徴を持っていた。<sup>59</sup> グプタ朝では収穫の 4 分の 1 税や他の賦役を課したが、広大な領土の徴税には仲介者を必要とした。7、8 世紀から 12 世紀にかけてはヒンドゥー

教徒の支配者カーストであるラージプート等の支配層が各地方に土着し、地方分権的な政治形態が一般化した。13 世紀のムスリム支配まで、インドの南北において、全般的に地方分権化が進み、村組織は高度に発展した。<sup>60</sup>

インドは 13 世紀からムスリム支配下に入り、中央集権化が進行した。ムスリム支配下ではムスリム教徒であるジャーギールダール (jagirdar/jaghirdar) とヒンドゥー教徒であるザミンダール (zamindar) という二つの相続可能な徴税権を持つ土地支配層が出現した。<sup>61</sup>ムガル朝 (Mughal: 1526 年-1858 年) では、農民は永小作権というべき権利を持っていた。ムガル支配は全土に下級地方官僚を配置し、集権的な貢租徴収の行政機構を樹立しようとした。しかし、同じく取分を受領する村落の地主・富農階層とのバランスの上に成り立っていたと言える。取分権は重層的構造を持ち、農民からの徴収は非常に高い割合になっていった。<sup>62</sup>

農村では地主・富農・自作農・小作農・農業労働者等の階層があった。共同耕作はほとんど行われず、一般に耕作者の占有権は侵されることはなかった。<sup>63</sup>ムガル支配の土地制度の基盤となるのは自小作農民の農産物の剰余であった。そして、その剰余の最大化ではなく、それぞれの取分の最大化を目指す利益構造によって、農民の負担は増大した。そのような土地収益の分配体制は土地支配層をして、後にイギリス支配を受け入れさせる基盤ともなった。

### 6.3 インド土地制度史における土地所有権の 不明確性と土地支配構造における経済性

インドの土地制度史において、重要な点は土地の所有権よりも、重層的な土地支配構造における利益の取分権としての地租権あるいは地代権が重要であったことである。19 世紀までのインドでは中央政府、地方官僚、徴税人、部族、村落共同体、家族という重層的な土地支配構造の中で、土地の所有権と占有権の区別も不明瞭であり、ザミンダール制度に見られるように、最大の利益配分を得る徴税権を持つ者が実質的な土地所有者と看做されることが多かった。<sup>64</sup>

それは、当然、英米法型や大陸法型の近代的な土

地の所有権と占有権という法的基準に容易に当てはまるものではない。また、経済構造でもある中世西欧の封建制がその政治的・軍事的支配を明確にしているのに対して、インドの土地制度は政治的利権の重層的構造とも言える経済性を特徴としている。そのようなことから、インドの土地制度においては、中国の土地制度に対するのと同様に農業生産単位や土地支配構造への経済的、制度的分析のほうが、法的分析よりも、明快な分析の視点が得られることが多い。

それはまた、土地の支配構造がローマ法系とゲルマン法系というような法的な体系や所有権と占有権等の厳格な法的諸権利の規定によらずとも、経済的、政治的、社会的な利益の分配を目的として、形成されうることをも示している。むしろ、土地の法的権利よりも収益性が土地の支配構造において、優越した要素であることは土地の経済性の観点に立てば、当然とも言える。その経済性が明白に現れているところに、中世以降のインド土地制度史の最大の特殊性があると言える。

### 6.4 イギリス支配下インドの各地方の土地制度 (18 世紀後半から 19 世紀後半)

イギリス支配下のインドの土地制度がそれ以前と異なるのは、セポイの反乱前後で、イギリスがそのインド支配の維持のために、それまで土地支配者の地位が不明確のまま、農民層の困窮を看過していた土地政策を大きく変更した点にある。イギリス支配の基本となる制度の維持と土地下級所有権の安定という観点から以下、イギリス支配下のインドの土地政策を省察していく。

18 世紀末にイギリス統治が本格化したインドでは、土地制度が地方によって大きく異なっていたが、イギリスはそれらに応じた徴税制度を採った。18 世紀末、イギリス支配下にあった南インドのマドラス管区では、国家の支配者の直轄する村と土地世襲権を持つ地主層であるミラースダール (mirassadar) が私有地を持つ村があった。ミラースダールの土地はパヤカリ (pyacarris) と呼ばれる他所から来た小作人が耕作していた。また、定住するパヤカリはイギリスの保有地占有権を持つ農民であるコピーホル

ダー（贍本保有権保持農民: copy holders）に類似し、一生の間は土地権益を保持することができたが、ある種のパヤカリは世襲的な土地耕作権を持っていた。<sup>65</sup>南インドのカーナラ（Canara）地方では地主もしくは所有者の土地は住民の法に従って相続された。また、カーナティック（Carnatic）およびマイソール地方のバラモンに絶対的所有権がある村では、定期的な一種のくじ引きによって、所有地を転換させる割地制を行っていた。<sup>66</sup>

グジャラートでは 19 世紀初頭、農民村落とイギリスによってタールクダール（talukdar）と呼称された土地支配層が一村から数十村の土地財産を支配する土豪地主村落という二つの村落類型があった。<sup>67</sup>18 世紀末から 19 世紀前半にかけて、東インド会社政府はマドラス州、次いでグジャラートを含みボンベイ州に土地の所有権を政府に属するものとし、農民の土地への権利を占有に限定するライヤトワリー制度（raiyatwari settlement）を導入した。しかし、グジャラートのタールクダールの特権的所有地等は私有地として政府所有地から除外された。この制度下で政治的支配権を奪われたタールクダールは急速に寄生地主階級に墮していった。<sup>68</sup>

イギリス東インド会社はムガル皇帝から継承したベンガル州とオリッサ州、ビハール州で、1789 年にザミーンダール等の旧所領に所有権を付与し地税納入者として認めた。ザミーンダールは 1822 年の規則制定以降、農民への地税を強化し、追い立ても容易となった。1840、50 年代には小作料の高騰によって、農民暴動が起こるようになり、ついには 1857 年にセポイの反乱が発生した。<sup>69</sup>反乱鎮圧後の 1859 年には小作農の保護のために、ベンガル地代法（Act X of 1859 :The Bengal rent Act, 1859）が、ベンガルとオリッサ、ビハール、ベナレスの諸州及び北西州に適用され、小作層が創設され、一定の条件で永代占有権を与えられた。<sup>70</sup>

1801 年–1803 年にイギリスの支配下に入った北西州（North–Western provinces：現在のウッタル・プラデシュ州及びウッタラーカンド州の一部）では当初、太守政府の貢租官吏であったタフシールダール（tahsildar/tehsildar）に地税徴収権と課税地の所有権が賦与した。その結果、地税は太守政府による最高

徴収額を 19% も上回るようになり、世襲的耕作権を持つ農民も小作人へ転落した。<sup>71</sup>セポイの反乱後、北西州とアワド地方（Oudh:現在のウッタル・プラデシュ州東部）ではタールクダール（アワドでは旧領主層の意）やザミーンダール等の旧領主や土豪地主の懐柔のため、私的土地所有が承認され、寄生地主制が成立した。<sup>72</sup>同時に、1868 年にアワドでは小作化した農民の相続可能な占有小作権を認め、北西州でも 1873 年に地代が制限され、小作農の占有権が強化された。<sup>73</sup>

## 6.5 大反乱後の農民保護政策と 土地利用権の制度的重要性

イギリスは当初、インド北部の地主や旧領主、徴税人にイギリス本国の大土地経営者が担う様な土地制度上の機能を期待し、その地位保全の上に土地制度構築を試みた。それは東インド会社の利益最大化のために徴税制度の構築を主要な目的とするものだった。その後、インドの土地支配層の土地経営能力の低さと農民搾取に対して、不十分ながら徴税の取分の制限等を行ったが、遂にはセポイの反乱に至った。イギリスはセポイの反乱後、インド支配維持のためにザミーンダールやタールクダール等の土地支配層を土地所有者として認めて一定の懐柔を行うとともに、様々な小作農の経済的安定化策を導入せざるを得なかった。同時期はまた大飢饉後の英統治下のアイルランドでも近代的農地改革の嚆矢となった自作農創設策が推進させられていた。インドにおいても農民保護政策は非常に緩慢ながらも押し進められ、インド独立後についてザミーンダールが法的に廃止された。

インドの各時代の土地制度も封建制における下級土地所有権に比較できる小作や農家による土地の占有と利用、そして農業労働者による農業生産の基盤の上に構築されてきた。土地支配層の地租や地代、収穫物の過剰な徴収が農民の農業生産の基盤を脆弱化させ、政治支配と制度の崩壊の危機につながったことから、大反乱後のイギリスはインドの土地政策において広範な農民保護政策を導入した。これは近代国家として当然の政策と言える。そして、土地の所有権と占有権が不明確なインドにおける土地制度

の危機とその後の変革は大陸法型と英米法型の違いに拠らず、大土地所有制の制限と小作や小土地所有者の保護が制度と経済の維持にとって、極めて重要であることを示している。

## 7. 終わりに—固定的大土地所有制の弊害と土地制度改革の目的—

土地の有効利用には経済性が重要な基準となるが、土地の上級所有権（所有権）よりは下級所有権（占有権・利用権）が土地の実質的な利用と経済性を反映していることは、近代以降の土地所有権の近代化あるいは社会化を行ってきた先進国の土地政策の根拠であり、多くの法学者の主張するところである。そして、土地制度史において、土地経済が主に農業生産と農業生産者である農民によって、担われてきたことは論をまたない。したがって、土地の有効利用あるいは経済性における土地の下級所有権（占有権・利用権）の重要性は、土地制度史において、農業生産と農民が土地制度の安定にとって、最も重要な要素であったという当研究がここまで行ってきた分析とも一致する。また、現代では土地の経済性は農業生産から、第二次、第三次産業と居住に重点が移っており、市場経済全体の発展と社会的効用あるいは社会厚生を最大化こそが土地有効利用の基準となる。そのようなことから、土地の経済性や生産性から土地利用を規定する土地の所有と占有・利用の権利状態が乖離しないことが必要となる。

土地制度史において、中国とインドの事例で分析した通り、下級土地所有権を妨げる固定的な大土地所有制が大きな弊害となってきた。大土地所有制が土地の有効利用において、マクロ経済でも、社会厚生でも大きな弊害となってきたことは各国がそれぞれの土地制度史から得たほぼ共通の結論である。そして、各国がその結論に基づいて行った現代の農地改革において、社会主義国を除き、自作農創設は国際的に合意された目標となってきた。農地改革と住宅政策を含む土地政策全般において、現代では土地所有権の社会化は理論的な基盤の一部ともなっている。

以上の土地制度史の分析から得た結論は、現代の土地政策への指針も示唆している。それは、土地の

所有と占有及び利用を通じた経済的利益が資産層に偏重せず、経済を担う、社会の各層に適正に配分される安定した土地制度と土地の諸権利の法的規定が必要であるということである。そのような土地の経済性と制度・法規定の一致は、土地市場の経済発展と社会的効用の最大化を意味し、それが土地の有効利用につながる。したがって、適正な土地制度の確立には、経済の発展と人権の両面に配慮しつつ、社会全体の効用と厚生を最大化を基準とした土地政策と、公正でバランスの取れた土地の所有権と占有権、利用権の確立が求められる。

- <sup>1</sup> 甲斐道太郎『土地所有権の近代化』大阪市立大学法学叢書、有斐閣、1967。  
 水本浩『借地借家法の基礎理論』一粒社、1966 及び『土地問題と所有権』有斐閣選書、有斐閣、1973。  
 渡辺洋三「近代的土地所有権の構造」東京大学社会科学研究所編『社会科学研究 12(1)』東京大学社会科学研究所紀要、1960-09-12、pp.56-63。  
 日本では 70 年代に水本浩、渡辺洋三等の近代的土地所有権論における近代イギリス土地制度史を基にした土地所有の近代化の一般化に対して、椎名重明、戒能通厚、原田純孝等から、イギリスとフランスの土地法史に関する実証的研究を通じて、批判が行われた。詳しくは以下の論文を参照。  
 篠塚昭次『土地所有権と現代』NHK ブックス、日本出版協会、1974、pp.70-73。  
 甲斐道太郎「近代的土地所有権の比較法的考察—イギリスとフランスを中心として—」早稲田大学比較法研究所編『比較法学 4(2)』早稲田大学比較法研究所、1968-08、pp.153-164。  
 東海林邦彦「いわゆる『土地所有権近代化論争』の批判的検討」『北大法学論集、36(3)』北海道大学大学院法学研究所、北海道大学法学部、pp.343-390、1985-10-15、<http://hdl.handle.net/2115/16498>。  
<sup>2</sup> 篠塚、前掲、pp.29-31。  
 村上堅太郎『羅馬大土地所有制』日本評論社、1947、pp.5-8。  
 吉野悟『ローマ法とその社会』近藤出版社、1976、pp.128-131。  
<sup>3</sup> 浅香正「ローマ大土地所有制」石母田正他編著『古代の土地制度』学生社、1963、pp.71-72。  
 篠塚、前掲、p.31。  
 村上、前掲、pp.8-19。  
 吉野悟「共和政ローマの公有地と私有地—特に土地所有の側面から—」法制史学会法制史研究編集委員会編『法制史研究、法制史學會年報(通号 14)』、創文社、1964-11、pp.95-132。  
 吉野、1976、pp.137-141。  
<sup>4</sup> 篠塚、前掲、pp.32-34。  
<sup>5</sup> 村上、前掲、p.71。  
<sup>6</sup> 村上、前掲、pp.14-19。  
 Powelson, John P., *The story of land : a world history of land tenure and agrarian reform*, Cambridge, MA: Lincoln Institute of Land Policy, 1988, p.38。  
<sup>7</sup> 浅香、前掲、pp.57-58。  
<sup>8</sup> Powelson, op.cit., p.33。  
<sup>9</sup> 吉野、1976、p.119,144。  
<sup>10</sup> 浅香、前掲、p.58。  
<sup>11</sup> 一柳俊夫「古代ローマの共同体—E・M・シュタイエルマン『ローマの土地所有』について(一)」宇都宮大学教育学部編『宇都宮大学教育学部紀要第 31 号第 1 部』宇都宮大学教育学部、1981-12、pp.48-51。  
<sup>12</sup> 吉野、1976、pp.126-128。  
<sup>13</sup> 吉野、1976、pp.128-131,137。  
<sup>14</sup> 吉野、1976、p.148。  
<sup>15</sup> 吉野、1976、pp.159-162。  
<sup>16</sup> 吉野、1976、pp.154-158。  
<sup>17</sup> 篠塚、前掲、pp.35-42。  
<sup>18</sup> 篠塚、前掲、pp.44-45。  
<sup>19</sup> 篠塚、前掲、pp.57-64。  
<sup>20</sup> 甲斐道太郎・稲本洋之助・戒能通厚・田山輝明『所有権思想の歴史』有斐閣新書、有斐閣、1979、pp.69-113。  
 篠塚、前掲、pp.45-57。  
<sup>21</sup> 山口健治『土地は公のもの』財団法人大蔵財務会、2000、pp.203-206。

- <sup>22</sup>水本、1973、pp.37-39。  
<sup>23</sup>水本、1973、pp.31-36。  
<sup>24</sup>大澤正男『イギリスにおける土地所有権思想の変遷』日本土地法学会編『土地所有権の比較法的研究』土地問題叢書 9、有斐閣、1978、p.31。B.M.ラブロフスキー『近代イギリス土地制度史と地代論』未来社、1972、pp.49-50。  
<sup>25</sup>ラブロフスキー、前掲、pp.46-48。  
<sup>26</sup>大澤、1978、p.32。  
<sup>27</sup>篠塚昭次は近代イギリスの土地所有構造の三分割制を土地所有(地主)=資本、定期借地権(lease hold)=経営、労働者と分類するが、通常、定期借地権を資本あるいは経営資本と説明することが多い。  
<sup>28</sup>篠塚、前掲、p.71。  
<sup>29</sup>大澤、1978、p.32。  
<sup>30</sup>水本、1973、p.37。  
<sup>31</sup>椎名重明『近代的土地所有』東京大学出版会、1973、p.270.320-324.328-329。  
<sup>32</sup>野村稔『継承限定型連続的財産権設定に関する一考察(1)』『経済系:関東学院大学経済学会研究論集、第 213』関東学院大学、2002-10、pp.1-10。  
<sup>33</sup>水本、1973、pp.38-39。  
<sup>34</sup>椎名、前掲、p.329。  
<sup>35</sup>大澤正男『土地所有の構図』早稲田大学出版会、1985、pp.33-35。  
<sup>36</sup>フレデリック・ボロック(訳:平松紘、石井幸三、加藤哲実)『イギリス土地法—その法理と歴史』日本評論社、1980、pp.145-146。  
<sup>37</sup>Powelson,op.cit.,p.163。  
<sup>38</sup>馬場武敏『世界古代土地制度史:土地利用・土地価格・土地評価等の形成を中心に』住宅新報社、2000、p.503。  
<sup>39</sup>馬場、前掲、pp.505-512.524-528。  
<sup>40</sup>堀敏一『均田制と古代帝国』筑摩編集部編『世界の歴史、第 6(東アジア世界の変貌)』筑摩書房、1961、pp.4-6。  
<sup>41</sup>馬場、前掲、pp.550-556.560-563。  
<sup>42</sup>伊藤道治『中国古代国家の支配構造—西周封建制度と金文』中央公論社、1987、pp.77-153。  
<sup>43</sup>堀敏一『均田制と古代帝国』筑摩編集部編『世界の歴史、第 6(東アジア世界の変貌)』筑摩書房、1961、pp.4-6。  
<sup>44</sup>宮崎市定『中国上代は封建制か都市国家か』『宮崎市定全集 3、岩波書店、1991、pp.114-135。初出『中国上代は封建制か都市国家か』史学研究会編『史林』第 33 卷第 2 号、史学研究会 1950 年 4 月。宮崎は中国上代に封建制が行われたことは認めるものの、春秋時代を封建制よりも都市国家として把握する方が適切であるとする。  
<sup>45</sup>馬場、前掲、p.566.580-581.585-590。  
<sup>46</sup>馬場、前掲、p.580.592-627.639-642。  
<sup>47</sup>海邊信一郎『既得論』『東洋史研究、43(4)』東洋史研究会、1985-03-31、pp.638-662。(京都大学学術情報リポジトリ、<http://hdl.handle.net/2433/153972>)  
<sup>48</sup>馬場、前掲、pp.679-682.686-688。  
<sup>49</sup>堀、1961、pp.6-9。  
<sup>50</sup>Powelson,op.cit.,pp.158-159。  
<sup>51</sup>馬場、前掲、pp.683-684。  
<sup>52</sup>堀敏一『均田制の研究—中国古代国家の土地政策と土地所有制—』岩波書店、1975、p.278。  
<sup>53</sup>堀、1975、pp.1-277.401-438。  
<sup>54</sup>Powelson,op.cit.,pp.158-159,164。  
<sup>55</sup>堀、1975、pp.198-360。  
<sup>56</sup>Powelson,op.cit.,pp.164-165。  
<sup>57</sup>池田温『均田制—六世紀中葉における均田制をめぐって—』石母田編著、前掲、pp.137-172。  
<sup>58</sup>池田、前掲、pp.148-151。池田は均田制下の大地所有制の世襲財産としての不安定制から、荘園が形成されたとする。  
<sup>59</sup>堀、1961、pp.36-39。  
<sup>60</sup>周籐吉之『荘園の中国節』『アジア歴史事典』第 4 巻、平凡社、1992、pp.362-362。  
<sup>61</sup>堀、1961、pp.12-42。及び 1975。  
<sup>62</sup>宮崎市定『中国史上の荘園』及び『宋代以後の土地所有形態』『アジア史研究、第 4』東洋史研究叢刊第 44、東洋史研究会、1964。  
<sup>63</sup>宮崎は下記のように中国における荘園は漢代に実質的に形成され始めていたと考える。また、均田制は政府の経営による荘園とも見なせるものであり、荘園と均田制の同質性を指摘している。「中国における荘園的土地経営は既に漢代に胚胎し、南朝に盛んであり唐に続いた。曹魏から始まった屯田—課田—均田の系列をなす土地国有政策は、主権者による荘園経営と見なされるべきであり、私家の荘園に遅れて起り、私家の荘園に先んじて崩壊した。私家の中世的荘園も唐宋から五代宋初に没落する。」(宮崎『中国史上の荘園』前掲、p.37。)  
<sup>64</sup>一方、周籐吉之や堀敏一等は均田制の崩壊から大地所有が発生し、荘園の形成に繋がったとする。  
<sup>65</sup>Powelson,op.cit.,p.165。  
<sup>66</sup>周籐吉之『中国土地制度研究』東京大学出版会、1954、pp.3-5,16-23,153-161,175-288,611。  
<sup>67</sup>宋代の荘園と佃戸制の概要は、柳田節子『荘園と佃戸制』筑摩編集部編、前掲を参照。  
<sup>68</sup>Powelson,op.cit.,pp.165-168。  
<sup>69</sup>Powelson,op.cit.,p.168。  
<sup>70</sup>Powelson,op.cit.,pp.168-169。  
<sup>71</sup>Powelson,op.cit.,pp.169-171。  
<sup>72</sup>池田、前掲、pp.167。池田は「均田制は共同体的遺制の弱い地域程権力支配の徹底を伴ってむしろ強力に行なわれ、伝統の支配する封鎖的地域には浸透し難かった。」(池田、前掲、pp.167。)とし、均田制と共同体的遺制を結びつけることを批判している。  
<sup>73</sup>池田、前掲、pp.164。  
<sup>74</sup>Powelson,op.cit.,pp.171-172。  
<sup>75</sup>馬場、前掲、pp.343-362.394。  
<sup>76</sup>馬場、前掲、p.391.394-409。  
<sup>77</sup>Powelson,op.cit.,pp.190-193。  
<sup>78</sup>馬場、前掲、pp.414-421。  
<sup>79</sup>山崎利男『四—十二世紀北インドの村落・土地の施与』山崎利男・松井透編著『インド史における土地制度と権力構造』東京大学出版会、1969、pp.37-72。山崎はインド封建制の成立について、バラモン等に対する村落・土地の施与を以って、グプタ朝期に成立したとする R.S.Sharma の説と官吏や封建領主に対する土地施与を以って、8 世に成立したとするインド古代史学者 D.D.Kosambi の説を比較し、Sharma の説に批判的にインド封建制について分析している。  
<sup>80</sup>Powelson,op.cit.,pp.193-198。  
<sup>81</sup>Powelson,op.cit.,pp.193-194。  
<sup>82</sup>Powelson,op.cit.,pp.195-196。  
<sup>83</sup>松井透『ムガル朝支配期の土地制度と権力構造』山崎・松井編著、前掲、1969、pp.173-187。  
<sup>84</sup>松井、1969、pp.188-191。  
<sup>85</sup>小谷汪之『インドの中世社会—村・カースト・領主—』岩波書店、1989。本書で小谷は 13 世紀までにはほぼ輪郭を整え、18 世紀末まで続いたインドの中世社会の諸側面を分析している。  
<sup>86</sup>Powelson,op.cit.,pp.191-193。  
<sup>87</sup>重松伸司『イギリス支配前の南インドにおける村落様態と農民権益』辛島昇編『インド史における村落共同体的研究』東京大学出版会、1976、pp.57-84。  
<sup>88</sup>柳沢悠『十八世紀末南インドにおける土地保有関係—『イギリス下院インド問題特別委員会第五報告』にみる—』松井透編『インド土地制度史研究:史料を中心に』東京大学出版会、1971、pp.119-123。本論文はイギリス支配初期におけるベンガル管区とマドラス管区の土地制度に關してのイギリス下院インド問題特別委員会による報告書である *The Fifth Report from the Select Committee of the House of Commons on the Affair on the East India Company, 1984* に基づき、マドラス管区の土地保有(所有)の状況について分析している。  
<sup>89</sup>小谷汪之『第一部 土地と自由』『土地神話』を超えて』小谷汪之、山本真鳥、藤田進『土地と人間—現代土地問題への歴史的接近、シリーズ「21 世紀歴史学の創造」第 3 巻』有志舎、2012、pp.20-23。  
<sup>90</sup>柳沢、前掲、pp.123-129。  
<sup>91</sup>深沢宏『十九世紀英領グジャラートにおける大地所有』山崎・松井編著、前掲、pp.230-233。  
<sup>92</sup>小谷汪之『土地神話』と戦後歴史学』学術の動向編集委員会編『学術の動向、12(3)(通号)132』日本学術協力財団、2007-03、pp.57-60 及び小谷、2012、pp.5-51,104-105。小谷は、ライヤー・ワトワリー制は土地国有化ではなく、日本の地租改正に類似した政府の直接的徴税権の及ぶ政府支配地での土地制度と考え、ライヤー・ワトワリー制度が日本の地租改正に影響を与えたのではないかと推測している。  
<sup>93</sup>深沢、前掲、pp.243-277。  
<sup>94</sup>Powelson,op.cit.,p.209。  
<sup>95</sup>多田博一『一八五九年ベンガル借地法』松井編、前掲、pp.198-201,205-207。  
<sup>96</sup>多田、1971、pp.197-221、及び多田博一『十九世紀北インドにおける地主・小作関係』山崎・松井編著、前掲、1969、pp.293-298,300。  
<sup>97</sup>谷口晋吉『一八五九年ベンガル地代法の一考察、A Study in the Bengal Rent Act (Act X of 1859)』『一橋論叢 85(2)』、pp.196-217、1981-02-01、一橋大学、一橋学会、一橋論叢編集所編、一橋大学機関リポジトリ、HERMES-IR、(<http://hdl.handle.net/10086/11451>)  
<sup>98</sup>谷口晋吉『一八五九年ベンガル地代法の一考察』日本評論社、1981。  
<sup>99</sup>多田、1969、pp.279-283。  
<sup>100</sup>多田博一『アブドのタークダール地所の経営—十九世紀後半—一九三〇年代』辛島編、前掲、pp.207-238。  
<sup>101</sup>多田、1969、p.301,304。

# 国際学と情報学の融合

—国際情報学に関する 1 つの試論—

符儒徳

東京女学館大学国際教養学部

符雅娜

武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科

## Integration of International Studies and Informatics

- An Essay in International Information -

FU Ru-De

Faculty of Liberal Arts for Global Studies and Leadership, Tokyo Jogakkan College

FU Ya-Na

Department of Visual Communication Design, College of Art and Design, Musashino Art University

---

This paper deals with international information which is obtained by integrating both of international studies and informatics organically. Its main aim is to apply system method to structuralization. To do this, some new elements of system will be considered. Firstly, both of narrow- and broad-sense international information are considered. Secondly, 3 flanks and 4 systems exist in both of them are elucidated. Furthermore, it advances the understanding of globalization and innovation, and mentions paradigm shift of globalization. Finally, it arrives at a structural model which is obtained by arranging all elements to system in a well- balanced way.

---

### 1. 序論

時代は科学の時代から情報の時代へパラダイムシフトしてきているなか、研究分野の融合や学際研究の進展が大きな流れとなっている。新しい学問の方向は従来の科学的知見を「統合化・総合化」とともに「価値重視化と行動化」を目指すものとなった。そうした学問の変化ならびに情報技術 (IT) 革新等に伴う変化によって、「国際学」と「情報学」を有機的に結び付けたものとして「国際情報学」を考察する。

これを考える背景には、まずインターネットに代表される IT の進展により、世界中のあらゆる情報を瞬時に入手できる時代になり、国際情報の果たす役割はますます重要性を増している ([1], p. 47)。また、既存学問領域において研究を深化、厳密化させ

ることを重視する従来の発想よりも、むしろ人間社会で生じつつある問題を的確に認識し、その解決を図ることに重点を置いた研究を重視すべきであるという発想 (いわゆる問題発見・解決型の研究) の強まりである ([2], p. 22)。こうして、特定分野の視点から鋭く社会現象を切り込むというよりも、学際的研究が重視されるようになってきている。さらに、「異質のシステムの結合から統合へ、さらに融合した状態によって創造が得られる」 ([3])。そこで、例えば、筆者の一人が「インターネット」と「マネジメント」という 2 つの異質システムを統合することにより新たな創造やイノベーションを考案している ([4])。その意義は、複雑な企業活動であるマネジメントとインターネットを有機的に統合した異質 (混合型) システムの構造をモデル化し、視覚的に把握できる点



である。その複雑さは異質システムの周辺や外界にあることを明らかにした([5])。同様に、国際学と情報学の融合による国際情報学を考案し、その構造モデルを考えることが可能だろう。そうすると、情報学と国際学のどちらか他方への接近が可能であるゆえに、ある程度国際学の複雑さが回避できるだろう。なぜならば、情報学の立場から国際学へ接近していく方が、その反対の場合よりも取組は容易であろうから、そういう理由で国際学それ自体の複雑性を回避しえることになる。だが、国際学の立場から情報学へ接近する研究がなければ国際情報学は偏った内容になることは疑いない。一方、グローバルな環境変化(ブロードバンド化, BRICs など新興国の成長, デジタル化, 価値多様化など)に伴い、国際問題の研究における主体や視点および手法が変わり、国際学からグローバル学への新展開が必要になるだろう。しかも、国際学に類似する総合政策学も併せて考えるべきかもしれない (e. g. [2])。

いずれにせよ、「国際情報学」の発展はこういった統合または融合の流れに合致する研究方向にほかならない。これを言い換えれば、グローバルな視点とローカルな知を融合する研究の重要性が高まっている。「国際学」と「情報学」を有機的に統合した「国際情報学」を考察し、その構造モデルを構築するのが本稿ならびにこれ以降の研究目的である。

## 2. 学問を支える条件

### 2. 1. グローバル化

最近のヨーロッパでの難民問題についての各国の動きをみても明らかなように、多様な要因が複雑に絡み合った問題が次第に多くなっている。こうした問題を解明するために、学問のあり方に再考が求められている。

また、近年の研究視点を特徴づけるグローバル研究においては、国際政治学のほか、国際経済学、社会学、文化研究などを含む総合的な視点からの理解の必要性が強調されることとなった ([2])。要するに、学問の重心が総合的研究あるいは学際的研究へシフトした。ちなみに、グローバル化を齎す要因としては次のようなものがあげられる。ただ、グロー

バルは「世界を同じ1つのシステムにしようとする動き」である ([6])。①技術の革新 (インターネットの発展), ②市場経済の浸透 (同一システムの依存), ③規制の撤廃, ④国際共通語 (lingua franca)。

さらに、学問の変化や IT 革新および環境等に伴う変化によって、以下のような「学問を支える条件」の下で、「国際情報学」を新たに「国際学」と「情報学」の視点から捉えるべき問題として考察していくことが可能であろう。①社会的変化, ②技術的進展, ③利用環境の多様性 (ダイバーシティ)。

### 2. 2. パラダイムシフト

前述のように、時代がパラダイムシフトしてきているが、パラダイムは人の考え方や理論付けの方法および観察方法も左右する (図 1)。ここで、新しいパラダイムという枠組みでの対応が必要となり、外部的な環境変化などを基本的認識 (心の動き) しながら、新しいグローバルという視点を導入する必要があることを意識 (心の状態) する。そして、外の環境構造に適応できるような論理を思考し、人間の内なる行動規範あるいは論理的基準を重視する。ただ、目の前に思考ばかり執着させると、その先の理念に思考が届かないようなことがある。1つの例としていえば、冷戦期の東西体制間の対立・闘争に代わり、その後は国際関係のあり方として平和・共生・協働など新しい「理念」が出現したことがある。

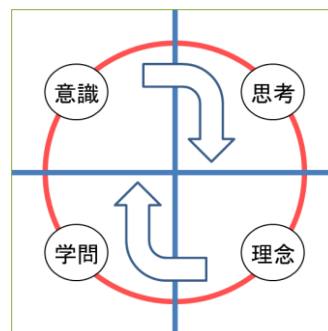


図 1. 意識・思考・理念 (概念)・学問のサイクル (出典) 筆者作成

図 1 に示された「意識・思考・理念 (概念)・学問」はこれまでの思考や理念の延長線上に基づいている。そして、「意識・思考・理念・学問」の根源的な出現時期がきたとき、「国際情報学」について、新たなパ



ラタイムシフトへの契機を提供するものとも感じられてならないのである。

### 3. 国際学と情報学

#### 3. 1. 国際学と情報学の統合：狭義の国際情報学

インターネットの普及とソーシャルネットワークサービス (SNS) の浸透により、世界中のあらゆる情報を瞬時に入手できる時代になった。海外でおきた全ての出来事に関する情報を全て正確で信頼性のあるものとして伝えなければならないのは国際情報の役目であろう。しかし、世界のあらゆる情報が瞬時に世界に配信されたからといって、その事実だけを見てそれをすべて国際情報と一括りにしてしまうのも短絡的である。そのため、折笠和文 ([1], pp. 47 - 48) が国際情報の研究領域とそのアプローチを 6 つほど取りあげている。これらは次のように要略できるだろう。①情報化と世界観の形成, ②国際環境と情報インフラ, ③国際化と多国籍企業活動, ④異文化コミュニケーション (コミュニケーション=情報と捉える), ⑤比較文化と経営, ⑥情報ネットワークと国際社会, ⑦国際政治・国際関係と国家安全保障。さらに, ①~⑦は, (1) 情報 (①~③), (2) 文化 (④~⑤), (3) 社会 (⑥~⑦), というふう集約できよう。要するに, 国際情報あるいは国際情報学は (1) 情報, (2) 文化, (3) 社会, といった 3 つの側面からアプローチできる (図 2 参照)。

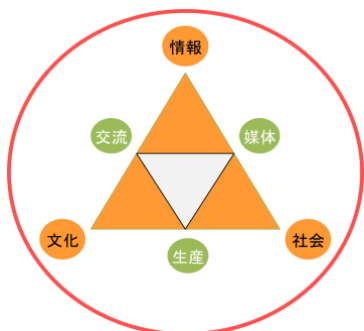


図 2. 国際情報学における 3 つの側面 (情報・文化・社会)

(出典) 筆者作成

図 2 に示したように, 文化は情報の所相として, 交流 (コミュニケーション) は情報の能相として相互に関わる。文化とは現象であり, その実体は情報

である。交流 (コミュニケーション) は, 現象と実体, すなわち文化と情報の間を取り持って, 両者の関係を機能化させる行為である。文化が社会構造を維持し再生産するような行動を不断に生みだすように編成されているとき, 両者の間には図 2 のような相互関係が成立し, 社会構造の再生産が保障されることになる。媒体 (メディア) は, インターネットとメディアの関係性によって形成される「情報社会」を「間メディア」とよび, その様相を多面的に検討することを目的とする。

このように, 国際情報 (学) は, 「情報・文化・社会における時間と空間」を直接に結び付けたもので, これらを総合的に研究するものであるといえる。

#### 3. 2. 技術系：情報技術と文化技術

各種技術革新が加速的に進展している中で, 「技術力の強化」が何よりも重要となっている。しかも「差別化した技術」が求められている。そういった技術のマネジメントが価値のマネジメントとなる。そこで, 例えば, ある関連の技術をどう市場の流れにマッチした競争力ある製品を送り出していくかがキー・ポイントとなるし, それをもって製品を開発し, 利用者に提供していき, 市場ができれば, やがてそれは産業, そして社会全体にインパクトを与えていく。こういった複雑な構造をもっているため, 関連要素が一体化できるような包括的コラボレーションが重要となるだろう。これを念頭におきながら, 図 2 に技術を付け加えて得たのが図 3 である。ただし, ここで, 改めて 4 つの系 (技術系・施設系・理念系・人間系) を導入することにする。

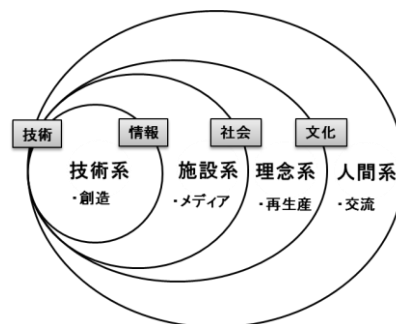


図 3. 国際情報学における 4 つの系 (技術系・施設系・理念系・人間系)

(出典) 筆者作成

片方善治 ([3]) によれば、一般に施設系は創造的適応基盤となるで、技術系（価値創造や価値向上のための技術など）による相互基盤をふまえた各種メディアおよびそれぞれの進化の過程における用語が選ばれることになる。人間系は異文化交流の問題解決型社会を指向する中での用語となり、全体としては異文化交流（異文化コミュニケーション）があげられる。理念系は社会構造を維持する中での用語となり、再生産的な文化と社会構造の再生産保障があげられる。また、森本典繁 ([7]) によれば、今までの科学技術は経済性、機能性、効率性、便利性を高めることを目的としてきたが、これからの科学技術は社会・経済のレイヤーを超えて、概念や意識のレイヤーにおいても、文化、芸術、人生観などの向上に貢献することが求められる。これは技術系の解釈とさせる。

### 3. 3. 国際学と情報学の融合：広義の国際情報学

現在、日本の大学にも国際情報コースや国際情報学科が散見される。その多くは人文・社会科学の幅広い国際的な知識と情報処理技術を合わせ持ち、絶えず変化する最新の国際情報を多角的に収集し、適格に分析・判断できる人材を養成することを主な目的としている。具体的に言えば、①情報の収集・コミュニケーションに必要な実践的な語学力の充実を図る、②収集された情報データを細分化されたものとしてではなく、総合的に活用する情報処理技術の修得を目指す、③国際問題の理解に対しては民族間、言語間、文化間の相互関係にも着目し、国家の枠を越えて動く世界情勢を洞察できる人材を育成する、④外国人留学生などを積極的に受け入れることにより、相互交流を図り、国際的視野と見識の養成を促進し、日本に対する理解を深める、など。

このような国際情報コースや学科におけるカリキュラムなどを検討するうえで役立つようなものが図 4 に示されたものである。これは主に、1) 情報学 ([3], [8]), 2) 国際学またはグローバル学 ([2]) などより作成したものである。とはいえ、岡部 ([2], p. 21) が指摘したように、国際学はその研究対象領

域や手法が多様であり、学問としての全体的な性格を単純化して規定することは難しい。

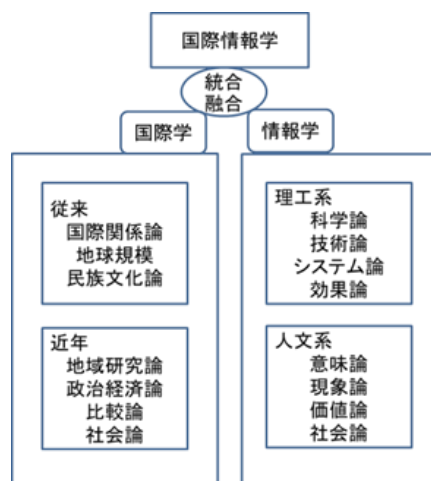


図 4. 国際情報学

(出典) 文献[2], [3], [8]などより筆者作成

そこで、片方 ([3]) の「情報学と文化学の融合」にならって、「国際学と情報学の融合」による国際情報モデルを考案した。つまり、大局からみればこのように示されるが、研究の着眼が小局に注がれ、全体像からみれば部分にとどまることであるのは当然であり、このような取り込みを積み重ねることによる国際学と情報学の融合があることはいまでもない。そういった統合・融合により、情報学と国際学のどちらか他方への接近が可能であるゆえに、ある程度国際学の複雑さが回避できるだろう。なお、国際学においては、様々な立場があるものの、人間の内的な行動規範あるいは倫理的基準が重視される面があることに留意する。

## 4. 構造モデル

### 4. 1. グローバル環境変化とイノベーション

前述したようにグローバル化を齎す要因が3つほどある。そして、グローバルに伴う環境変化はどんなものがあるかをいえば、次のようなものがあると思われる。①ブロードバンド化、②デジタル化、③BRICs など新興国の成長、④価値多様化、など。実はこのようなグローバルな環境変化によって求められるイノベーションの力点が変わる (図 5)。

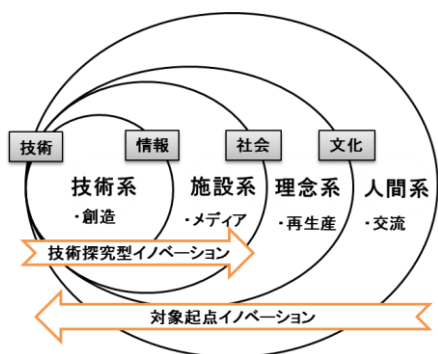


図 5. イノベーション力点のシフト

(出典) 筆者作成

図 5 に示されたように、グローバルな環境変化の影響で「技術探究型イノベーション」に加え、「対象起点イノベーション」を重視することが必要である。対象起点イノベーションとは、対象（社会の構成員など）となるものの本質的かつ潜在的な欲求などを汲み取り様々なサービスなどを組み合わせたモデル革新（イノベーション）を実現することである。

#### 4. 2. システムとしての国際情報の構造モデル

図 6 に示された構造モデルは、国際・社会を中心に、国家・関連の要素と各要素の属性（情報、文化、メディア、再生産、価値、差別；共同体、ブランド）を有機的にかつバランスよく取り入れたものである。これは、符儒徳（[5]）が提案した混合型システムの構造モデルを応用したものと考えられる。例えば、日本ブランド発信事業は、日本の強みや日本的な価値、精神性を海外に発信することで、日本文化に対する理解を促進するだけでなく、日本の良さに共感する外国人による再発信（再生産）を促すことを狙いとしているが、そのために、情報発信のメディアや共同体でのコミュニケーションが必要であり、また他国との違いや特異性（差別化）をわかりやすく説明できることと納得させるようなコミュニケーションも必要かつ大切である。ただ、コミュニケーションは意外と難しくて簡単にできることではない（[6]）。

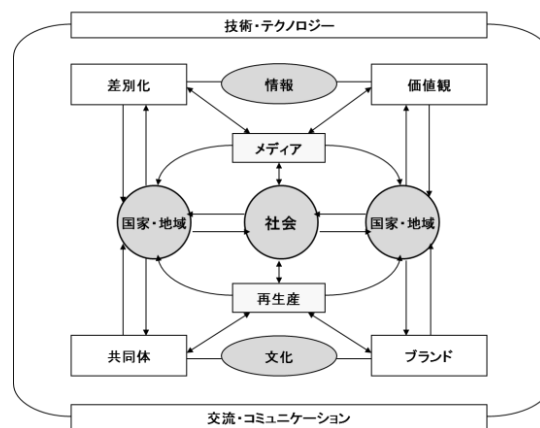


図 6. 国際情報の構造モデル

(出典) 文献[4]，[5]より応用し筆者作成

### 5. 結論

ここまで述べてきたように、「国際学」と「情報学」を有機的に統合することにより「国際情報学」を考察し、体系的な手法を適用することによりその構造化を試みた。結果的に、狭義・広義的な「国際情報学」が考えられ（図 4）、その両方に 3つの側面と 4つの系が存在することを明らかにした（図 2，図 3）。また、これらを構成要素とした「国際情報学の構造モデル」において、「国際・社会」や「情報」などの位置づけを明らかにしている（図 6）。さらに、世界的なイノベーション・ブームの最中、グローバルな環境変化の影響でイノベーション力点のシフトにも言及した（図 5）。

このような構造モデルを考案した意義は複雑化した問題を解明する時代ニーズを満たすのみならず、国際学と情報学を有機的に統合した国際情報学というシステムの構造を視覚的に把握できる点である。これは研究領域が学問分野として体系的に成り立つかどうかというよりも、むしろ新しい現実を理解・分析したうえ、それに対応するプランを導くことができるかどうかは時代の要請でより重要な提案となるだろう。この点、国際情報学は実体的に国際学と情報学の統合または融合から考えることによってそれを実現する方向性を目指しているといえよう。ただ、この構造モデルは一つの試論に過ぎず、一層の精緻化が欠かせない。

また、本稿はあくまでも一般に言われている社会

や自然における事象・現象に対して「合理的モデル」を想定したうえで「理論」を提唱した初期段階のものである。その理論的な枠組みの妥当性や有用性を確認していく一層の研究も求められよう。

## 参考文献

- [1] 折笠和文『国際情報論』(同文館, 2003 年)。
- [2] 岡部光明「国際学の発展—学際研究の悩みと強み—」『明治学院大学国際学研究』(36 号, 2009 年), pp. 1-28。
- [3] 片方善治「今後の「情報文化学研究」誌発刊の意義と役割—21 世紀における本学会の使命達成に向けて」『情報文化学研究 連合研究会論文集』(第 2 号, 2003 年), pp3. -4。
- [4] 符儒徳「インターネット・マネジメント融合の構造モデル」『東京女学館大学紀要』(第 12 号, 2015 年), pp. 79-88。
- [5] 符儒徳「混合型システムに内在化する情報文化空間に関する一考察」『情報文化学会誌』(Vo1. 22 No. 2, 掲載予定)。
- [6] 符儒徳「国際情報コミュニケーションに関する一考察—グローバル化時代の情報と文化の視野と共に—」『国際情報研究 (日本国際情報学会誌)』(第 10 号, 2013 年), pp. 113-123。
- [7] 森本典繁「ビッグデータで, レジリエントな社会の実現を」『IBM ProVISION 特集ビッグデータ活用時代』(No. 72, 2012 年), pp. 4-9。
- [8] 片方善治・今井賢『情報文化入門』(海文堂, 1999 年)。

# 報告論文

(研究ノート : Research Report)

報告論文は審査・査読を行っておりません。

## 北朝鮮における公式経済と非公式経済に関する一考察

### —北朝鮮経済は再建可能か?—

宮田 敦司

日本国際情報学会

#### 1. 序論

##### 1.1 本研究の目的

北朝鮮は 1970 年、第一次 7 カ年計画を当初より 3 年延長したうえで目標が達成されたと発表した。その後、長期経済計画は進められてきたわけだが、1993 年 12 月、北朝鮮は第三次 7 カ年計画が達成できなかったことを公式に認めた。これ以降、北朝鮮は長期経済計画を発表していない。つまり、長期経済計画が事実上破綻したのである。

さらに 1990 年代中盤、北朝鮮の配給制は一部を除いて崩壊した。その結果、人々は食糧を求めるために商売や金銭取引（金融業）を行うようになった。特に、1994 年の金日成死亡以降の極度な経済危機、すなわち「苦難の行軍」時期に、個人商売、密輸、ジャンマダン（注：最も近い日本語の概念として「闇市」「市場」があるが、本稿では原語である「ジャンマダン」をそのまま使用する。）などが増加した。すなわち、市場経済が急速に発達したのである。

本研究では、国家による経済を「公式経済」、それ以外の経済を「非公式経済」と定義づけ、特に国家が関与しない市場経済の急速な発達に国家の公式経済にもたらす問題について検討し、さらに、非公式経済の長期的な見通しと独裁体制維持の問題について考察していきたい。

##### 1.2 問題の所在

1982 年以降、北朝鮮当局は経済実績の公表を次第に行わなくなり、北朝鮮経済の不振ぶりが推測されるようになった。1985 年 2 月になって第二次 7 カ年計画の達成が公表されたが、発表された数値には具体性がなかった。

こうした経済不振の背景の一つには、金正日や金

正恩の恣意的な「思い付き」による指示による大きな混乱がある。こうした指示は、電力、原料、資材等、長期経済計画を推し進めるためのあらゆる要素で問題を生じさせることになった。

こうした混乱が結果的に「非公式経済」の急速な発展をもたらしたわけだが、政府は経済の統制すなわち、計画経済の復活を目指している。しかし、現下の北朝鮮経済は非公式経済によって持ちこたえているという現実がある。

本研究の問題の所在は次の 2 点である。

- ・非公式経済は長期にわたり存続することが可能なのか？
- ・長期経済計画を策定し、計画経済を復活させることは可能なのだろうか？

#### 2. 長期経済計画の混乱と破綻

北朝鮮は、これまで様々な経済政策を展開してきた。その中でも長期経済計画が中核となっている。しかし、北朝鮮における長期経済計画は、中国及び旧ソ連などにおいて実施されたような 5 カ年計画を中核とするものではなく、この後に 7 カ年計画、6 カ年計画、さらには目標を達成できなかったために「緩衝期」が設定されるなど、経済計画が乱雑に進められてきた。

具体的には、1993 年 12 月 8 日の朝鮮労働党中央委員会第 6 期第 21 回総会において、「第三次 7 カ年計画で予定された工業生産の総規模と電力、鉄鋼、化学繊維をはじめとする一部重要目標が達成できなかった」と総括された通り、同計画が失敗に終わったことを認め、その後 2~3 年間に緩衝期と定め、同時期に「農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義」で進むという総花的な「戦略方針」が決定さ

れた。

この困難に対応して、党は「予定経済成長速度を調節して経済規模を縮小しつつ、経済的自立性を強化する方向で経済構成を完備し、対外経済関係で方向転換する革命的方針を示した」という意味不明な政策を打ち出した。

こうした経済政策を打ち出す一方で、毎年 1 月 1 日付の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』には、その年の重点目標が示される。しかし、毎年のように重点目標が変更されるだけでなく、全ての分野において「勝利」すなわち、目標を達成することが求められる。このため、長期経済計画との整合性がなく、経済政策が全体として何を目的としたものであったかがよくわからないという状況になっていた。

こうした『労働新聞』を通じて示された目標に加えて、金日成・金正日・金正恩（以下、指導者と記述）は現地指導（工場や農場、軍部隊等に対する視察）の際に「思い付き」による指示を出すことが多々ある。これが、ただでさえ混乱している生産現場を一層混乱させることになった。指導者の指示は絶対を実現させなければならぬため、関連する工場等に指示の実現のために最優先で電力、原料、資材などを供給するため、これらが供給されない他の工場の稼働が停止するという事態が発生していた。

このため、年頭に示された重点目標は指導者の恣意的な指示により、簡単に覆されることになる。

そして、冒頭で述べたように 1993 年 12 月に至って長期経済計画は破綻した。

### 3. 計画経済の破綻

計画経済とは、経済の資源配分を市場の価格調整メカニズムに任せるのではなく、国家の物財バランスに基づいた計画によって配分される体制のことである。このため、北朝鮮では長期経済計画が策定できなくなったことにより、計画経済が破綻した。

北朝鮮では、このような事態が起きるほど電力を含むあらゆる物資が調達困難になったわけだが、これは、工場の稼働率が極めて低くなったことを示唆している。

このため北朝鮮経済は、計画経済の対立概念である市場経済へと非公式に転換していくことになった。

## 4. 非公式経済の実情

### 4.1 非公式経済の発展プロセス

北朝鮮では 1990 年代半ばの極度な食糧不足で配給制度が一部の特権階層等を除いて事実上崩壊した。その結果、国民は自らが生き延びる手段を探さざるを得なくなった。こうして非公式経済の発展が促された。

脱北者の証言に基づき、政府による不正な経済活動の発展過程を 3 段階に分けることができる。

第 1 段階となる 1970 年代には、外交官や政府高官が当時外交や貿易関係があった海外諸国に、薬物や偽造タバコなど様々な製品を持ち出し、密売していた。

第 2 段階となる 90 年代半ばからは、極めて精巧なドル紙幣を偽造するなど、不正品の製造に注力。外交官等に海外での製品の流通を委ねていた。

第 3 段階の 05 年以降は、非公式経済の拡大に伴い、05 年以降は薬物の製造・販売などの違法な活動を政府が一手に担うことができなくなった。これはすなわち、政府が担っていたものまで非公式経済が担うことになったということである。

### 4.2 外貨流通量の増加

北朝鮮には非公式に両替商が存在し、中国人民元や米ドル、ユーロ、円が自国通貨の北朝鮮ウォンよりも幅広く利用されている。これは、北朝鮮ウォンに対する信用が全くないことを示している。人々は現金を得ると外貨に両替し、タンス預金をしている。こうした事実は、金正恩をはじめとする指導部が経済への統制力を失っていることを示している。

北朝鮮の専門家や脱北者、中国国境の貿易業者らは、米ドルや人民元の利用が 2009 年に北朝鮮で実施された大規模な通貨切り下げをきっかけに加速したと語る。ソウルの北朝鮮関連ニュース情報サイト「デイリーNK」が提供する為替レートによると、闇市場における北朝鮮ウォンの価値は対ドルで 99% 以上下落した。

外貨の利用が増えれば、政府が経済政策を進めることがますます困難になる。その結果、国の手が届かない非公式経済が生み出されることになる。



### 4.3 非生活必需品の増加

非公式経済で収入を得る新興富裕層や中産階級が増えるに従い、化粧品やスマートフォン、輸入飲料や外国製衣料品などへの需要が高まっている。

人口 2400 万人の北朝鮮で、現在の携帯電話利用者は 250 万人に上る。国営企業のなかには、非生活必需品の需要に応えるため、配給用の必需品を生産する工場のラインを変えるところもあるという。

北朝鮮が「消費者天国」になるのはまだ当分先のことだが、非公式経済の拡大を背景に、「ドンジュ(金主)」と呼ばれる新たな富裕層が増えているのも事実だ。

韓国統一研究院(KINU)によれば、そうした新興富裕層のなかには、子供に英語の家庭教師をつけたり、韓国製や日本製の衣料品の購入に散財する人もいるという。

「ドンジュ」の多くは、非公式市場での売買や小さな事業を始めることで収入を得ている。一部には、国営企業の職員が半自立型の営利企業を設立する「官民連携」の形を取っているビジネスもあるという。

脱北者らによると、そうして稼いだ利益の約 70% は国家に入るが、残りは個人の手元に残る。

## 5. お金の循環

### 5.1 物が溢れる公設市場

社会主義を標榜してきた北朝鮮では、消費物資の生産は国営工場で行い、最終消費者に物資を販売するのは国営商店であるのが原則だった。その間の流通は国営企業の「商業管理所」が担ってきた。この社会主義計画経済に基づく流通システムは、今ではほとんど機能麻痺に陥っているのだが、建前上はまだ国営商店は生きていて、今でも全国で店を開けている。しかし、実際には軍需工場などを除けば、まともに稼働生産している工場は少なく、国営工場に十分に物を供給できないでいる。当然、国営商店は種類も少ないし、質も良くないので客もあまり来ない。

一方、公設市場には物が溢れ活気に満ちており、一見すると中国の地方都市の市場と変わらないほどである。

既に述べたように、北朝鮮では長期経済計画の破綻により計画経済が破綻し、公式経済も完全にはないが破綻した。このため、現在では非公式経済が北朝鮮経済の牽引役となっている。

市場にモノが溢れているのも、非公式経済によるところが大きいといえる。

### 5.2 お金の循環の構図

非公式経済が中心となり、さらに銀行が機能していない北朝鮮ではどのようにお金が循環しているのだろうか？

まず、お金の源泉、すなわち「最上流」にあるお金である。これは指導者の統治資金である。この統治資金は特権階層(体制維持者)に優先的に配分される。その次は治安機関要員に対する給与である。

いま、平壤ではデパートでのランチが流行し、24 時間営業のカフェもある。つまり、食糧不足の北朝鮮にあって特権階層や新興富裕層だけは、経済的にかなり余裕があるため、「生きるため」に生活している人々とはかけ離れた生活をしている。

そのような人々が、例えばデパートで買い物したとする。そうすると商品が売れる。この商品が輸入物でなければ、北朝鮮国内の工場で生産されたものがデパートに納品されることになる。

そして、その工場の従業員には給与が支払われる。しかし工場の従業員の給与はたかが知れているし配給もない。そのため彼らは、ジャンマダンで食糧をはじめとする生活必需品を買い求める。

その結果、ジャンマダンの商人が現金を手に入れる。こうして現金を手に入れたジャンマダンの商人たちは、自分たちが生きていくためにジャンマダンで食糧を買い求める。こうして末端の消費者にお金が「降りてくる」のである。

北朝鮮では現在、金融業が活況を呈している。これは、ジャンマダンなどで商売するための元手を必要とする人々がそれだけ多いということの意味する。もちろん金融業は非公認である。そして、無担保で貸し付けをするわけだから利息も高い。それでも商人は仕入れの元手や運転資金を必要とするために彼らからお金を借りる。こうして金融業を営む人々は現金を手にし、一部の成功者は「新興富裕層」とし



て、羽振りのいい生活を送ることになる。このような「新興富裕層」は上流の消費者となり、お金の循環に大きく手を貸すことになる。

さらにジャンマダンの商人たちが、「国家納付金」として国家にお金を納めることにより、お金が「上流」に戻っていくという仕組みである。北朝鮮ではこうしてお金が循環しているのである。

しかし問題なのは、ジャンマダンで商売をすることも出来ない人々である。彼らの生活は悲惨である。食糧を手にするために家財道具を売り、家まで売る人々もいる。こうして、コッチェビと呼ばれる浮浪者が増加した。コッチェビは 1990 年代後半の経済危機から増加をはじめるとともに、食糧を手にする事が出来ず、餓死者も出現するようになった。最近では自殺者も増えている。こうした末端の消費者にもなれない人々の存在は北朝鮮の暗部といえる。

このように、本稿では一例を挙げただけだが、経済危機にもかかわらず非公式経済によりお金が循環しているのである。そして、そのお金は公式経済に「国家納付金」として戻っていくという構図である。

このような文脈から、公式経済は破綻したと言われながらも、非公式経済と相互依存の関係にあると言える。

## 6. 結論

そもそも北朝鮮は建国以来、社会主義国でありながら計画経済が機能していなかった。それは援助の上に成り立つ経済構造だったからである。すなわち、北朝鮮の計画経済は絵に描いた餅であり、最初から成り立っていなかったのである。従って、自国の力だけで遂行する長期経済計画も策定することは出来ない。

中国及びロシア（ソ連）からの援助が途切れた現在に至って、公式経済が完全に破綻し、非公式経済が急速に成長を続けていると言われている。

しかし、「公式経済の完全な破綻」については、筆者は異なる見解を持っている。

特権階層の人々が使うお金は「上流」のお金であり、彼らは公式経済のなかで暮らしている（もちろん、非公式経済によって市場で売られている商品も買い求めることはある）。そして、そのお金は「下流」

の「非公式経済」のなかで暮らす人々が生きるために消費されることになる。

このような意味で、配給制度が崩壊したという意味で破綻したといわれる「公式経済」は、実際には「上流」の部分で特権階層の人々の間で細々と機能しているのである。このため、非公式経済との共存は長期的に存続していくことになるだろう。

しかし、非公式経済が永遠に存続するとは限らない。非公式経済の中で暮らす人々、特にジャンマダンの商人が何らかの理由で物資を調達できなくなった時である。家庭で作った餅などの食糧を細々と売る人々は影響を受けにくいだろうが、中国などから仕入れる電化製品など、比較的高価な品物を売る商人は直接打撃を受けることになる。

ジャンマダンの商人が商品を仕入れることができなくなる事態として挙げられるのは、金融業が国家の統制下に置かれた時である。このような事態が起きた場合、商人は自由に資金を調達することが出来なくなる。このため、非公式経済全体が縮小する可能性がある。これは、政府が一部の非公式経済を公式経済に取り込み、計画経済を復活させようとする動きが見られるため、可能性が全くないわけではない。

非公式経済の中で生きる人々は物資を調達できなくなれば、公式経済にも大きな影響を及ぼし、相互依存の関係にある公式経済と非公式経済は完全に破綻することになる。仮に非公式経済が破綻した場合、北朝鮮の経済は本当に立ち行かなくなる。それは、長期経済計画を策定できなくなり、計画経済が崩壊した時の比ではない。

その時、北朝鮮はどうなるのだろう。中朝関係は冷え切っており、中国が大規模な援助を行うことは考えにくい。

このため北朝鮮は、国家を存続させるために IMF（国際通貨基金）等の国際社会からの支援を受けざるを得なくなる。しかしこの場合、IMF 等は融資の条件として、北朝鮮の政治制度の変更、すなわち民主化を迫ることになるだろう。

つまり、国家の経済を守るために融資を受けることは、独裁体制を崩壊させることになるというジレンマに陥ることになる。

このような事態に陥ることを防ぐためには、北朝鮮政府が公式経済と非公式経済の共存を公式に認めることであろう。すなわち、二重の経済体制を存続させるのである。

しかし問題は、こうした矛盾した経済体制が長期的に存続できるのか、ということである。長期経済計画と計画経済を完全に捨てることは、公式に市場経済へと進むことになるからだ。

そのためには、金正恩の新年辞及び『労働新聞』で示される総花的な経済方針を改めなければならない。なぜなら、これらには、実現不可能と分かっているが示される計画経済の残滓が色濃く残っているからである。

金正恩が新年辞で述べたことは完遂しなければならない。しかし、実際には不可能な事の羅列である。金正恩が述べたことを完全に実現できるのであれば、計画経済は復活し、北朝鮮経済は非公式経済に依存する必要がなくなる。

このような非現実的な指針を金正恩が掲げているうちは、北朝鮮経済の再生は有り得ない。それ以前に、北朝鮮の長期経済計画は中国及びソ連からの援助を最初からあてにした計画であった。

このため、金正恩が非公式経済を認める現実路線を取ったとしても、外国からの援助を得ない限り餓死する国民をなくすことは出来ない。

結局、市場経済を認め、中国のように改革開放を行うしか道はないのである。これは、三代にわたって存続した独裁政権の終焉を意味し、場合によっては金正恩の死を意味する。

このような文脈から、北朝鮮で公式経済と非公式経済が長期的に存続することは困難であるといえる。二重の経済制度を公式に認め、存続させることはいつか矛盾が表面化することになるからである。

改革開放を採用した時、金正恩をはじめとする特権階層の人々は、自らの既得権益を手放すことが必要になるだろう。しかしそれは、極めて困難な事であると言わざるを得ない。なぜなら、彼らは十分な配給を受け取っており、何不自由のない暮らしを送り、「自由」を謳歌しているからである。こうした特権階層が「自由」や利権を捨てない限り、北朝鮮の経済再建を進めることは極めて困難であろう。

#### <主要参考文献>

- ・李政炫『北朝鮮の地下経済は市場経済の信号弾なのか』「月刊朝鮮」(2014年12月号)、ソウル、月刊朝鮮社。
- ・楊ムンス他5名『北韓経済争点の分析』ソウル、産業研究院、2013年。
- ・トン・ヨンスン『北韓式生存戦略、経済変化なのか』「月刊北韓」(2012年10月号)、ソウル、北韓研究所。
- ・姜ウンジュ『北韓の地下市場の動きの領域を明らかにする』「月刊北韓」(2015年3月号)、ソウル、北韓研究所。
- ・南成旭『当局と市場間の決闘、市場の逆転劇で終了』「月刊北韓」(2010年3月号)ソウル、北韓研究所。
- ・金ナンギ『社会主義経済の崩壊』「月刊北韓」(2011年11月号)ソウル、北韓研究所。
- ・延河清『北韓経済学習』ソウル、韓国学術情報、2002年。
- ・趙ドンホ他5名『北韓経済発展戦略の模索』ソウル、韓国開発研究院、2002年。
- ・リュウ・ギョンオン『北朝鮮経済官僚秘密インタビュー「我が国の経済動向」①』石丸次郎訳「リムジンガン」創刊号、アジアプレス、2008年。
- ・リュウ・ギョンオン、シム・ウィチョン『またも始まった市場の「抑制」』石丸次郎訳「リムジンガン」創刊号、アジアプレス、2008年。
- ・リュウ・ギョンオン、ケ・ミョンビン『北朝鮮経済官僚秘密インタビュー「我が国の経済動向」②』石丸次郎訳「リムジンガン」第2号、アジアプレス、2008年。
- ・リュウ・ギョンオン、ケ・ミョンビン『北朝鮮経済官僚秘密インタビュー「我が国の経済動向」③』石丸次郎訳「リムジンガン」第3号、アジアプレス、2009年。
- ・シム・ウィチョン『北朝鮮の市場経済①』石丸次郎訳「リムジンガン」第4号、アジアプレス、2010年。
- ・リ・ジンス『混迷深める北朝鮮経済』石丸次郎訳「リムジンガン」第5号、アジアプレス、2011年。

## エネルギー安全保障における核燃料物質の価値 —災害時の有利性を中心に—

泉谷 清高  
日本国際情報学会 安全保障研究部会

### Merits of nuclear fuel materials for the energy security of Japan —Focusing on advantages in emergencies—

IZUMIYA Kiyotaka  
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies Security Research Group

---

At the time of the Great East Japan Earthquake, Japan's power generation mix consisted of hydroelectric power generation (8%), thermal power generation (67%), and nuclear power generation (25%). Currently, all nuclear power plants are offline. As a result, thermal power generation now supplies 90% of the total power demand (kWh). Regarding the makeup of the remaining power generation in kWh, even combined, hydroelectric power generation and renewable energy (geothermal, solar, wind) supply only 10%. There are not many days of inventory maintained for thermal power station fuels. There are sixty-six days of supply of oil products, thirty-three days of supply of coal, and only thirteen days of supply of LNG. On the other hand, Japan possesses an abundant amount of the uranium used as fuel in nuclear power plants. If imports of oil products, coal, or LNG were disrupted following a great earthquake or international conflict, thermal power generation would soon stop. One merit of nuclear power is that once fuel has been loaded it can operate for a number of years without refueling. Evaluating it on this merit, I would like to demonstrate the advantages of nuclear power generation.

Keyword: Great East Japan Earthquake, earthquake that directly hits the Tokyo area, nuclear power generation

---

#### はじめに

2011年3月の東日本大震災以前、日本における発電電力量のエネルギー別の構成は、水力発電(8%)、火力発電(67%)、原子力発電(25%)であった。

東京電力福島第一原子力発電所(以下福島第一原発と呼称)では、地震動と津波の影響により、炉心溶融など放射性物質の放出をともなった原子力事故を引き起こした。

2013年7月、福島第一原発事故の教訓や海外の知見などを取り入れ、原子力規制委員会は、原子力発電所の新しい規制基準を制定した。この新しい安全基準では、基準が厳しくなるとともに、新たに竜巻や火山の影響を考慮し、内部溢水対策、シビアアクシデント(過酷事故)対策が盛り込まれた。2012年5月5日より現在まで、被災地に立地した原子力発

電所はもとより、定期検査等により停止した全国の原子力発電所についても再稼働に至っていない(2015年8月末日現在)。

現在は、火力発電で電力需要(kWh)の9割を賄っている。火力発電所は、燃料別に石油火力、石炭火力、LNG火力(液化天然ガス)に区別される。火力発電の構成は、LNG火力(58%)、石炭火力(26%)、石油火力(16%)となっている。残りの発電電力量(kWh)の構成は、水力発電、再生可能エネルギー(地熱、太陽光、燃料電池、風力)をすべて合わせても1割にしか過ぎない。

火力発電所の燃料の在庫日数は、LNGが約13日、石炭が約33日、石油が約66日である。この在庫数の意味することは、何らかの理由で、石油、石炭、LNGが一斉に輸入途絶した時に、13日経つとLNG

火力発電が停止し、それから 20 日後に石炭火力発電が停止し、さらに 33 日後に石油火力発電が停止、国内の 9 割の発電所が停止することである。

一方で、我が国は原子力発電所の燃料である核燃料物質のウラン (U)、トリウム (Th)、プルトニウム (Pu) を大量に保有している。

本稿では、我が国が保有する核燃料物質をエネルギー量の観点から他の燃料と比較し、核燃料物質の価値を明らかにする。

次に、巨大地震等の自然災害で港湾施設が長期間使用できない、または国際紛争などでシーレーンの安全を確保できないことから石油、石炭、LNG の輸入が途絶した場合に備蓄燃料が尽きれば火力発電所は停止してしまう。原子力発電所は燃料を換装すると数年単位で長時間運転ができるという特長の価値について考察し、原子力発電の有利性を示したい。

### 1. 東日本大震災前後の変化

東日本大震災後は、原子力発電がほぼゼロとなり、総発電電力量は 5.7% 減となる。火力発電が 90% を超える偏った電源構成になっている (図 1)。火力発電では、石油、LNG の使用割合が増えている (図 2)。

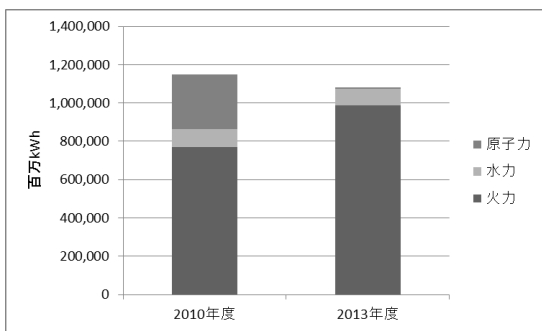


図 1 震災前後の発電電力量の変化

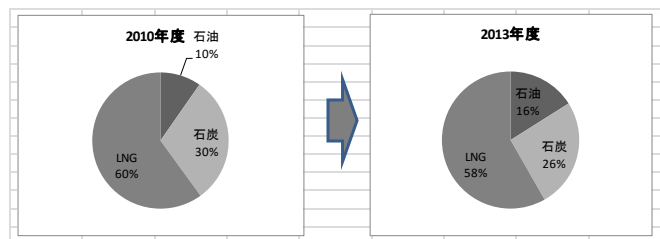


図 2 震災前後の火力発電構成の変化

出所：図 1、図 2 は、省エネセンター『エネルギー・経済統計要覧 2015 年版』202-203 頁から作成。注：一般電気事業者の合計発電電力量を 100% とした。

### 2. 我が国の核燃料物質保有量

#### (1) 核燃料物質保有量の公表状況とその背景

1970 年に「核兵器の不拡散に関する条約 (NPT : Non-Proliferation Treaty)」が発効してからおよそ 45 年余りが経過した。しかし、世界各国における核燃料物質の保有量が、まとめて公式に発表されたことはない。プルトニウムおよび高濃縮ウランについての年報の類は存在しない。

これは、その大部分を保有する国々が NPT で公式に核兵器国として扱われており米国、旧ソ連 (現ロシア)、英国、フランスおよび中国、これらの核兵器国が NPT 上自国の核物質・核施設について情報を提出する義務を負っていないためである。NPT では、それ以外の締約国は、非核兵器国として扱われ、自国内のすべての核物質を国際原子力機関 (IAEA) の保障措置対象とされ、在庫量を IAEA に報告することになっている。核兵器国の IAEA との保障措置協定は自発的なものなので、これら核兵器国の核物質はほとんど申告ないしは査察されていない。

しかし、1994 年に、プルトニウム利用の透明性を向上させるため、9 か国 (米国、ロシア、英国、フランス、中国、日本、ドイツ、ベルギーおよびスイス) によって国際的枠組みの検討が進められ、1997 年に「国際プルトニウム指針」が採択された。この指針では、関係 9 か国が、自国の民生用プルトニウムの利用方針を明らかにするとともに、自国の民生用プルトニウムの管理状況を公表することを定めている。1998 年に、IAEA は、この指針に基づき報告された各国のプルトニウム保有量などを公表した。当然のことながら核兵器国の軍事用在庫は入っていない。

表 1 IAEA 公表の主要国プルトニウム保有量 (2012 年末) (単位：トン)

主要な国	未照射プルトニウム	使用済燃料中のプルトニウム
報告義務なし	—	—
米国	40.9	595
ロシア	50.7	135.5
英国	120.2	31
フランス	80.6	261.4

中国	(13.8kg)	(報告対象外)
報告義務あり	—	—
日本	9.3	159
ドイツ	2.4	106.2
ベルギー	未報告	未報告
スイス	(50kg 未満)	17

出所：内閣府原子力政策担当室『第 31 回原子力委員会定例会議 資料 3 号【参考 5】』(2014 年 9 月 16 日)5 頁より作成。

注：数値は自国内にある量、民生プルトニウム及び防衛目的として不要となったプルトニウムを対象としている。

### (2) 日本の核燃料物質保有量

我が国では、原子力規制委員会より「我が国のプルトニウム管理状況」が毎年公表されている。表 2 より、核分裂性物質である <sup>235</sup>U は 468 トン、濃縮ウランは 21,940 トン保有している。公表されている資料には、濃縮ウランの濃縮度についての記載はない。しかし、軽水炉用の低濃縮ウランなので濃縮度は 3% から 5% と考えるのが妥当である。

濃縮度からすると、<sup>235</sup>U は、5% の場合で 1097 トン、3% の場合で 489 トン保有していることになる。他にトリウム (Th)、プルトニウム<sup>(1)</sup> (Pu) も公表されている。天然ウラン<sup>(2)</sup> と劣化ウラン<sup>(3)</sup> に含まれる <sup>235</sup>U を算出し表 3 でまとめた。

表 2 我が国の核燃料物質の保有量 (単位：トン)

核燃料区分	天然ウラン	劣化ウラン	トリウム	濃縮ウラン	<sup>235</sup> U	プルトニウム
合計	1,050 t	15,685 t	5 t	21,940 t	468 t	175 t

出所：原子力規制委員会『我が国における保障措置活動の実施結果』(2013 年 12 月末) 6 頁より作成。

表 3 <sup>235</sup>U の保有量 (換算値) (単位：トン)

種別	保有量	<sup>235</sup> U 含有率	<sup>235</sup> U 換算値
天然ウラン	1,050 t	0.7%	7.35 t
劣化ウラン	15,685 t	0.3%	47.0 t
濃縮ウラン	21,940 t	3%	658.2 t
<sup>235</sup> U	468 t	100%	468 t
合計	—	—	1,180 t

注：プルトニウム 175,099kg のうち、約 66% が核分裂性プルトニウム <sup>238</sup>Pu (115,565kg) と試算。比率 66% は、内閣府原子力政策担当室『第 31 回原子力委員会資料第 3 号』(2014 年 9 月 16 日) より類推。英国とフランスに保管中のプルト

ニウム量は 36,312kg である。輸入時は MOX 燃料に加工され輸入される。この 36,312kg のうち約 66% (24,130kg) は核分裂性プルトニウムである。

### 3. <sup>235</sup>U と <sup>239</sup>Pu の基礎数値

図 3 には、100 万 kW 級の各種の発電所を 1 年間運転するために必要なウランの量を示しているが、計算の初期条件と過程がないので、本稿での基礎数値として利用できない。そのため、最初に原子力発電所 1 基分 (100 万 kW) が 1 年間で発電する時に必要な <sup>235</sup>U の量を計算し基礎数値とする。

<sup>235</sup>U の 1 原子が 1 回の分裂につき、利用できるエネルギーは、約 200MeV である<sup>(4)</sup>。

また、1MeV=4.45×10<sup>-20</sup>kWh である。<sup>235</sup>U 1g 中には 2.56×10<sup>21</sup> 個の原子があるから、<sup>235</sup>U が 1g 全部核分裂すれば、2.278×10<sup>4</sup>kWh となる。これが 24 時間に行われるとして、

$$2.278 \times 10^4 \text{ (kWh)} \div 24 \text{ (h)} = 949.3 \text{ (W)}$$

原子力発電の熱効率は約 30% であるから、100 (万 kW) の電気出力では、333 (万 kW) の熱出力を必要とする。

100 万 kW 級原子力発電所の <sup>235</sup>U の消費量が、24 時間当たり約 3.5kg となる計算経過は

$$1 \text{ (g)} : 949 \text{ (kW)} = X \text{ (g)} : 333 \text{ (万 kW)} \text{ より}$$

$$X \text{ (g)} = 1 \text{ (g)} \times 333 \times 10^4 \text{ (kW)} \div 949 \text{ (kW)}$$

$$= 0.35089 \times 10^4 \text{ (g)} = \text{約 } 3.5 \text{ (kg)}$$

これにより、<sup>235</sup>U が約 3.5kg/日の消費となる。

1 年間 (365 日) 分だとの 1,278kg/年 (約 1.3 トン/年) の消費となる。

電気出力 100 (万 kW) 級の加圧水型軽水炉 (PWR) では <sup>235</sup>U の濃縮度 3.3% の濃縮ウランを約 90 トン (<sup>235</sup>U 換算で 2.97 トン)、沸騰水型軽水炉 (BWR) では、2.6% 濃縮ウラン約 130 トン (<sup>235</sup>U 換算で 3.38 トン) が、初期装荷燃料として必要である。

この燃料のうち、PWR では 1/3 (30 トン)、BWR では 1/4 (32.5 トン) を毎年交換することになっている。したがって、燃料体は、平均して、PWR では 3 年間、BWR では 4 年間原子炉に置かれることになる。すなわち、3~4 年間にわたり燃料補給無しに運転できることになる。

(1) PWR 炉内にある核燃料が 90 トンで、ウラン濃縮度 3.3% の場合は、 $^{235}\text{U}$  は 2970kg となるから  $2970(\text{kg}) \div 3.5(\text{kg}/\text{日}) \div 365(\text{日}) = 2.119(\text{日})$  となり、計算上 2 年と 119 日間は燃料無補給で運転できる。

(2) BWR 炉内にある核燃料が 130 トンで、ウラン濃縮度 2.6% の場合は、 $^{235}\text{U}$  が 3380kg となるから  $3380(\text{kg}) \div 3.5(\text{kg}/\text{日}) \div 365(\text{日}) = 2.35(\text{日})$  となり、計算上 2 年と 235 日間は燃料無補給で運転できる。

図 3 にある「原子力発電所 1 基分 (100 万 kW) が 1 年間で発電する電力量を他の発電方式で代替した場合に必要な燃料」において、「1 年間で使用する濃縮ウラン 21 トン」の計算根拠は不明であるが、おおよそ、①ウランの濃縮度 (2~5%)、②原子力発電の熱効率 (30% 台)、③1 年間で燃料を交換する割合 1/4 から 1/3 を主な変数として計算された数値と類推する。

核燃料を交換する理由は、燃料である  $^{235}\text{U}$  を原子炉で燃焼 (核分裂) させると、核分裂によって核分裂片 (核分裂生成物) が燃料中に蓄積し、これが核分裂に必要な中性子を無駄に吸収する。そうすると連鎖反応を維持するための中性子の数が少なくなり、燃焼し難くなるため、最後の  $^{235}\text{U}$  が燃えるまで待てない。したがって、 $^{235}\text{U}$  が残っていても新しい燃料に交換することになる。



図 3 主な電力源の投入燃料規模と在庫状況の比較  
出所：経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会『第 2 回会合資料 1』(2014 年 8 月) の 4 頁。注：国内民

間在庫日数とは、洋上在庫含まず、電力会社の発電用在庫 (2012 年度平均在庫日数等) で計算した。

(3)  $^{239}\text{Pu}$  の計算

同様に原子力発電所 1 基分 (100 万 kW) が 1 年間で発電する時に必要な  $^{239}\text{Pu}$  について計算すると、約 3.5kg/日の消費となる。1 年間 (365 日) 分だと 1,278kg/年の消費となる。軽水炉で、 $^{239}\text{Pu}$  を燃料として使用する場合は、燃えにくいウラン  $^{238}\text{U}$  と  $^{239}\text{Pu}$  を混ぜ合わせて作った MOX (Mixed Oxide) 燃料として使用する。MOX 燃料は、 $^{239}\text{Pu}$  を 4~9%、 $^{238}\text{U}$  を 91~96% の割合で混ぜ合わせて作る。

表 4 100 万 kW の原子力発電所の  $^{235}\text{U}$  消費量

1 日 (24h) 当り	3.5kg
1 年 (365 日) 当り	1,278kg

4.  $^{235}\text{U}$  1 トンの他の燃料への換算値

1 トンの  $^{235}\text{U}$  のエネルギー量を石油、石炭、LNG に置き換えた場合の数値を計算する。

$^{235}\text{U}$  の 1 原子が 1 回の分裂につき、利用できるエネルギーは、約 200MeV である<sup>(5)</sup>。

1 トンの  $^{235}\text{U}$  には、 $2.56 \times 10^{27}$  個の原子が含まれるから、1 トンの  $^{235}\text{U}$  のエネルギー量は

$200(\text{MeV}/\text{個}) \times 2.56 \times 10^{27}(\text{個}) = 5.12 \times 10^{29} \text{MeV}$   
次に、 $1\text{eV} = 1.6 \times 10^{-19} \text{J}$  だから、ジュール (J) に換算すると  $5.12 \times 10^{29} \text{MeV} = 8.2 \times 10^{10} \text{MJ}$  となる。

(1) 石油 (C 重油)<sup>(6)</sup> への換算値

C 重油 1 リットルのエネルギー量 (熱量) は 41.9MJ である (41.9MJ/ リットル)。

1 トンの  $^{235}\text{U}$  のエネルギー量  $8.2 \times 10^{10} \text{MJ}$  は、 $8.2 \times 10^{10}(\text{MJ}) \div 41.9(\text{MJ}/\text{リットル}) = 1.9 \times 10^9$  リットル

$1.9 \times 10^6$  キロリットル = 190 万キロリットル

190 万キロリットルの重量を求める。重油の比重は  $0.80 \sim 0.96(\text{g}/\text{cm}^3)$  なので、最大値と最小値の間である  $0.88(\text{g}/\text{cm}^3)$  を採用すると

$190 \text{万キロ (リットル)} \times 0.88(\text{kg}/\text{リットル}) = 167.2 \text{万キロ (kg)} = 167.2 \text{万トン}$

(2) 石炭 (発電用一般炭) への換算値

発電用一般炭 1kg のエネルギー量 (熱量) は 25.7MJ である (25.7MJ/kg)。

1 トンの  $^{235}\text{U}$  のエネルギー量  $8.2 \times 10^{10} \text{MJ}$  は、



$$8.2 \times 10^{10} \text{ (MJ)} \div 25.7 \text{ (MJ/kg)} = 3.19 \times 10^9 \text{ kg}$$

$$3.19 \times 10^6 \text{ トン} = 319 \text{ 万トン}$$

(3) LNG への換算値

輸入天然ガス 1kg のエネルギー量 (熱量) は 54.4MJ である (54.4MJ/kg)。

$$1 \text{ トンの } ^{235}\text{U のエネルギー量 } 8.2 \times 10^{10} \text{ MJ は、}$$

$$8.2 \times 10^{10} \text{ (MJ)} \div 54.4 \text{ (MJ/kg)} = 1.5 \times 10^9 \text{ kg}$$

$$1.5 \times 10^6 \text{ トン} = 150 \text{ 万トン}$$

表 5 <sup>235</sup>U 1 トンに相当する各燃料への換算値

燃料種	相当する量
石油 (C 重油)	167 万トン
石炭 (発電用一般炭)	319 万トン
LNG (輸入天然ガス)	150 万トン

注：エネルギー源別の発熱量は、資源エネルギー庁『エネルギー源別標準発熱一覧表』(2015 年 4 月 14 日) 1 頁。

5. 保有する核燃料物質の価値

(1) 日本の保有核燃料の平均運転年数

1180 トンの <sup>235</sup>U を原子力発電所の燃料として使用すると、何年間運転できるかを計算する。

現在、日本の原子力発電所は、48 基 4426.4 万 kW の発電設備能力がある (2013 年度末)。これは、おおよそ 100 万 kW/基に換算すると 44 基分あることになる。100 万 kW/基を 1 年間運転するのに必要な <sup>235</sup>U の量は、約 1.3 トン/年だから全国 44 基 (4400 万 kW) の原子力発電所を運転に必要な燃料の量は、

$$1.3 \text{ トン} \times 44 \text{ 基分} = 57.2 \text{ トンとなる。}$$

保有する <sup>235</sup>U は 1180 トンだから、これを 57.2 トン/年で割ると、

$$1180 \text{ (トン)} \div 57.2 \text{ (トン/年)} = 20.6 \text{ (年)}$$

すなわち、保有する 1180 トンの <sup>235</sup>U で、全国 44 基の原子力発電所を約 20 年間運転することができる。

表 6 より、原子力発電所の発電設備能力 (kW) は全体の 17% である。しかし、発電電力量 (kWh) でみると 25% を賅っている (表 7)。つまり、設備の構成比は 17% であるが、実際に発電した量でみると 25% を構成していることになる。

表 6 日本の発電設備能力 (2013 年度末)

発電方式	千 kW	構成比
水力発電	48,932	17%

火力発電	191,258	66%
原子力発電	44,264	17%

出所：省エネルギーセンター『エネルギー・経済統計要覧 2015 年版』197 頁より作成。

表 7 日本の発電電力量 (2009 年度)

発電方式	百万 kWh	構成比
水力発電	83,832	8%
火力発電	742,522	67%
原子力発電	279,750	25%

出所：省エネルギーセンター『エネルギー・経済統計要覧 2011 年版』195 頁より作成。

(2) 日本の保有核燃料の他燃料による換算発電年数  
1180 トンの <sup>235</sup>U を他の燃料に置き換えた量 (質量) を計算する。

1 トンの <sup>235</sup>U に相当する量は、既に計算されており、それに保有している <sup>235</sup>U は 1180 トンであるから計算し、表 8 に示す。

表 9 より 1180 トンの <sup>235</sup>U は、エネルギー量としての価値は、C 重油としては日本で使用する 90 年分の価値がある。同様に石炭の場合では 19 年分の価値がある。LNG の場合では、20 年分の価値があることが分かる。

表 8 1180 トンの <sup>235</sup>U に相当する各燃料の換算値

燃料種	1 トンの <sup>235</sup> U に相当する量	1180 トン分に計算した量 (1180 倍)
石油 (C 重油)	167 万トン	19 億 7060 万トン
石炭 (一般炭)	319 万トン	37 億 6420 万トン
LNG	150 万トン	17 億 7000 万トン

表 9 各燃料の年間使用量に対する 1180 トンの <sup>235</sup>U の相当するエネルギー量 (使用年数分)

燃料種	1180 トン分に計算した量：①	年間使用量：②	①÷②=相当する年数
C 重油	19 億 7060 万トン	2,190 万トン	90 年分
石炭	37 億 6420 万トン	19,559 万トン	19 年分
LNG	17 億 7000 万トン	8,773 万トン	20 年分

出所：省エネルギーセンター『エネルギー・経済統計要覧 2015 年版』155 頁、171 頁、182 頁より算出。注：国内販売量 193.5 百万キロリットルに比重 0.88 を乗じ重量換算した。年間使用量は、原料炭、一般炭、無煙炭を合計した年間輸入量とした。国内生産分は僅かなので含めていない。

### 6. 石油備蓄量との比較

我が国では、1975 年 12 月、第一次石油危機を経て、「石油の備蓄の確保等に関する法律」（以下：石油備蓄法と称す）が制定され、現在では、国家備蓄で 110 日分、民間備蓄で 83 日分、合計 193 日分の備蓄がある。その内訳は、80%が原油、20%が石油製品である。原油は、民間備蓄(1,990 万キロリットル)、国家備蓄 (4,911 万キロリットル) で、合計 6,901 万キロリットルである。154.4 日分 (193 日×0.8) に相当する。

この原油備蓄量と 1180 トンの <sup>235</sup>U を比較する。1180 トンの <sup>235</sup>U を原油に換算する。

原油 1 リットルのエネルギー量(熱量)は 38.28MJ である (38.28MJ/ リットル)。

表 9 より、1180 トンの <sup>235</sup>U に相当する C 重油は、19 億 7060 万トンである。C 重油 1 リットルのエネルギー量 (熱量) は 41.93MJ である (41.9MJ/ リットル)。このことから原油の単位発熱量は、C 重油と比べて約 9% (38.28/41.93≒0.91) 少ない。したがって、原油 (容量) を求めるには、C 重油の容量に 1.009 倍 (0.91 の逆数) を乗ずる。

表 10 より、保有する <sup>235</sup>U のエネルギー量は、原油 25 億 3941 万キロリットル相当であり、全国に備蓄している原油 (6901 万キロリットル) の 36.8 倍を有していることになる。154.4 日の 36.8 倍は、5682 日である。これは、15 年と 208 日分に相当する量である (表 11)。

表 10 1180 トンの <sup>235</sup>U の相当する原油の量

燃料種	1 トンの <sup>235</sup> U に相当する量	1180 トン分に計算した量 (1180 倍)
原油 (トン表示)	183 万トン	21 億 5850 万トン
原油 (キロリットル表示)	215 万キロリットル	25 億 3941 万キロリットル

表 11 我が国の原油備蓄量に対する 1180 トンの <sup>235</sup>U の相当するエネルギー量 (倍数と日数分)

—	1180 トン分に計算した量:①	備蓄量:② (154.4 日分)	①÷②=
原油	25 億 3941 万キロリットル	6901 万キロリットル	36.8 倍 (5682 日分)

### 7. 化石燃料の移送コストと保管コスト

我が国は、石油備蓄を運用するために、年間約 1000 億円の予算を組んでいる。維持管理費と備蓄タンクの借用費用が予算の多くを占める。エネルギー密度の視点から評価すると、核燃料のようにエネルギー密度が高い燃料ほど、輸送コスト (エネルギー量)、保管コストは安く済むことを以下で示す。

輸送コスト (エネルギー) を考えるうえで、一例を挙げる。2012 年の世界の石炭消費量は 3,879 (石油換算百万トン) <sup>(7)</sup> である。このうち中国の消費量は、1,969 (石油換算百万トン) である。中国の消費量は、世界の 50% を占める。

また中国の確認可採埋蔵量は、米国、ロシアに続き第 3 位 (シェア-12.8%) である。しかし、その確認可採埋蔵量の 60%強が山西省、陝西省、内蒙古自治区西部 (いわゆる「三西」地域) に集中しており、また生産量の約 45% を占めているため、この地域から大消費地である東部沿岸部まで遠距離輸送している<sup>(8)</sup>。中国の石炭輸送方法としては鉄道、道路、水上輸送があるが、鉄道輸送が主力であり、鉄道貨物輸送の約半分が石炭輸送である<sup>(9)</sup>。

2005 年の中国の石炭生産量は、22.05 億トンである。そのうち鉄道輸送分は、12.88 億トン (58%) である。12.88 億トンを仮に 1000km 輸送する場合のエネルギー量を計算する。

輸送機関ごとに、ロードファクター (積載効率) が 100% の場合の単位輸送量当りのエネルギー消費量<sup>(10)</sup>を利用して計算すると、鉄道 (ディーゼル機関車、けん引量: 500 トン) の場合は、60 (kcal/トンキロ) となる。この係数を使用した計算例を示す。

ディーゼル機関車を使用して石炭 1000 トンをけん引して、500 キロ (km) 輸送した場合は、輸送エネルギーが 3000 万 kcal 必要という計算になる。  
1000 (トン) × 500 (キロ) × 60 (kcal/トンキロ) = 3000 万 kcal

ここで中国における石炭輸送の 1 つのモデルを計算する。

(1)ディーゼル機関車を使用して石炭 12.88 億トンを仮に 1000km 輸送する場合のエネルギー量を計算する。(参考: 西安と南京の距離は、1086km)  
12.88 億 (トン) × 1000 (キロ) × 60 (kcal/トンキロ)



$=12.88 \times 10^8 \times 10^3 \times 60 = 12.88 \times 10^{11} \times 60$   
 $=7.728 \times 10^{13}$  (kcal)・・・必要なエネルギー量  
 次に、このエネルギーを得るための石炭の量を計算する。石炭の平均発熱量を 6000 (kcal/kg) とすると、  
 $7.728 \times 10^{13}$  (kcal)  $\div$  6000 (kcal/kg)  
 $=7.728 \times 10^{13}$  (kcal)  $\times$  1/6000 (kg/kcal)  
 $=1.288 \times 10^{10}$  (kg)・・・必要なエネルギー量

12.88 億トンの石炭を 1000km 輸送するのに要したエネルギー（石炭換算値）は、 $12.88 \times 10^6$  (トン)  
 $12.88 \times 10^6$  (トン)  $\div$   $12.88 \times 10^8$  (トン) = 1 (%)  
 つまり、石炭の場合は、ディーゼル機関車を使用して輸送する場合は、運ぶ石炭の 1%のエネルギーを消費することになる。

(2)普通トラック（積載量：8 トン）の単位輸送当たりのエネルギー消費量は、310kcal/トンキロとなり、トラック輸送の場合は、鉄道輸送の 5.1 倍の輸送エネルギーが必要となる。トラックで輸送する場合は、輸送した石炭の約 5%の輸送エネルギーが消費されることになる。

<sup>235</sup>U の場合は、12.88 億 (トン) の石炭に相当するエネルギーの <sup>235</sup>U の重量は、表 7 より 319 万分の 1 であるから、404 (トン) である。重量が、319 万分の 1 ならば、輸送エネルギーも 319 万分の 1 となる。

以上からエネルギー密度の高い燃料が、輸送コスト（エネルギー）が少ないといえる。

保管コストの課金される単位としては、保管貨物の個数、容積、重量、使用面積が一般的である。このことから保管コストもエネルギー密度が高い方が、安いといえる。

本計算では、核燃料を輸送するための容器の寸法重量を加味していない。核燃料輸送では、原子燃料サイクルの過程で、原子燃料はいろいろな形状に変わる。新燃料体、使用済燃料、放射性廃棄物など、原子燃料等の輸送において、それぞれの性質に合わせた最も適切な輸送容器が用いられる。例えば、4.2 トンの使用済み燃料（PWR）を輸送するために、4.2 トンの約 20 倍の 75 トンのキャスク（遮蔽容器）が使用される<sup>(11)</sup>。輸送容器の寸法・重量を加味した場合は 1 桁程度の補正が必要である。

### 8. 他の燃料に置き換えた場合の価値

1,180 トンの <sup>235</sup>U を他の燃料に置き換えた場合の資産価値を計算する。表 8 の 1180 トンの <sup>235</sup>U に相当する各燃料の量に、各燃料の単価を乗ずる（計算結果は、表 12 による）。

すなわち、1180 トンの <sup>235</sup>U のエネルギー量を C 重油に換算すると 159.3 兆円の資産価値がある。同様に石炭の場合は、40.6 兆円の資産価値がある。LNG の場合は、148.1 兆円の資産価値がある。

我が国の 2013 年度の石炭輸入額は 2 兆 3073 億円であり、40 兆円は約 17 倍分に相当する。同様に、LNG は 7 兆 590 億円であり、148 兆円は約 20 倍である。C 重油は、大部分を輸入した原油を国内で精製しているため輸入量が少ない。2014 年度では、国内生産量の 30%程度である。

表 12 <sup>235</sup>U を各燃料に置きかえた場合の価値

—	1180 トン分に計算した量：①	各燃料の単価：②	①×②=相当する金額
C 重油	22 億 3932 万 キロリットル	86,428 円 /キロリットル	193 兆 5399 億円
石炭 (一般炭)	37 億 6420 万トン	12,914 円 /トン	48 兆 6109 億円
LNG	17 億 7000 万トン	86,428 円 /トン	152 兆 9776 億円

注：経済産業省電力需給検証小委員会『第 3 回電力需給検証小委員会 資料 3』2013 年 4 月 17 日、3 頁の 2013 年度単価にて計算。

### 9. 貿易における化石燃料の位置づけ

我が国の 2013 年度の総輸入額は 81 兆 2425 億円、このうち化石燃料（石炭、原油、石油製品、液化ガス LNG）の合計は、27 兆 3888 億円であり、輸入額の約 34%を占める。食料品は、6 兆 4731 億円であり、輸入額の約 8%を占める（表 13）。燃料は、食料の 4.2 倍の額である。

このように、我が国は、海外から 6 兆円の食糧品と 27 兆円の化石燃料を買い国民生活を維持している。食料も燃料も、需給により市場で価格が決まる。

東日本大震災以降、我が国の発電状況は、火力発電が 9 割という偏重した状況になっている。

当然、売り手は、日本が化石燃料を多く使用せざ

る得ないことから、価格が高くて買わざる得ない状況であることを見透かしている（図 4、図 5）。

これも要因となり、高値で買わざる得ない状況が続いている。特に LNG 価格の高止まり状態での輸入増は、依然として貿易赤字に与える影響は大きい（図 6）。

この LNG を安く購入する方策は 2 つあり、第一に電力業界、ガス業界を超えた共同購入の計画・枠組みである。第二にパイプラインを構築することにより、備蓄に余裕のある箇所から余裕のない箇所へガスを融通することで、市場価格が高値の時には買わずに、安値時に買うことで、共同購入のメリットをさらに引き出すことである。震災後より、この方策については、官民を挙げて推進している。

表 13 化石燃料の総輸入額に占める比率

一	2000 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
輸入総額	100%	100%	100%	100%	100%
化石燃料 輸入額	20%	29%	34%	34%	34%
食料品輸入 額	12.1%	8.6%	8.6%	8.3%	8.0%

出所：二宮書店「世界各国要覧と最新統計」2012 年版から  
2015 年版の項目「日本のおもな輸入品の輸入額の変遷」  
135 頁より作成。

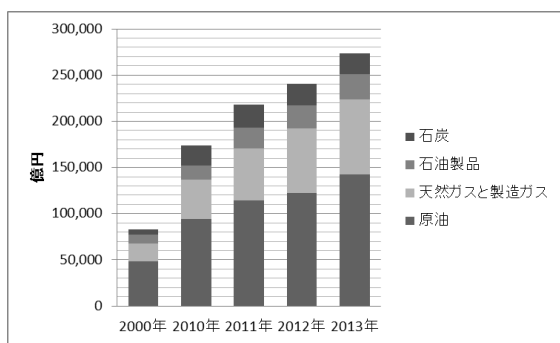


図 4 日本の化石燃料の輸入額推移

出所：二宮書店「世界各国要覧と最新統計」2012 年版から  
2015 年版の項目「日本のおもな輸入品の輸入額の変遷」  
135 頁より作成。

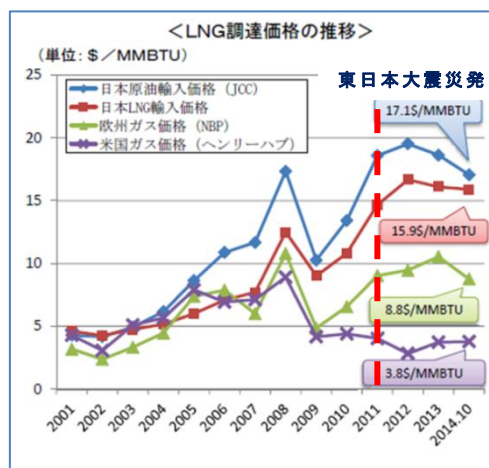


図 5 LNG 価格の推移

出所：資源・エネルギー庁 資源・燃料部『石油・天然ガスの政策動向について(資料 2-1)』(2014 年 12 月 25 日) 11 頁。

注：MMBTU は、MBTU は英国熱量単位である。

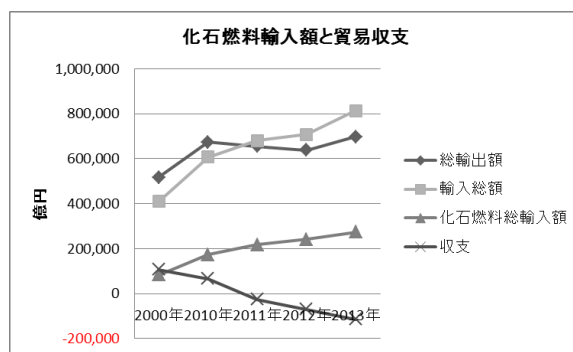


図 6 貿易に占める化石燃料輸入額

出所：二宮書店「世界各国要覧と最新統計」2012 年版から  
2015 年版の項目「日本のおもな輸入品の輸入額の変遷」  
135 頁より作成。

### 10. 化石燃料産出地域とシーレーン

我が国の原油輸入は、中東地域から 84.2%、ロシアから 7.0%、南方地域（ブルネイ、マレーシア、インドネシア）から約 5%、アフリカ地域から約 2%、その他 1.8% である。

原油輸入先は、中東地域に極端に偏っている。ホルムズ依存度 (Strait of Hormuz dependency)<sup>(12)</sup> は 80%、マラッカ依存度 83% である。

地理的な条件は大きく異なるが、米国の輸入先は、カナダ、サウジアラビア、ベネズエラ、ナイジェリア、メキシコ、ロシア、イラク、英国、ノルウェーなど 20 カ国以上に分散している。

LNG の輸入先は、カタール 19.3%、オーストラリア 19.2%、マレーシア 1.3%、ロシア 8.7%、インドネシア 7.8%、その他 26.7%である。輸入先は、比較的分散されている。ホルムズ依存度は 24%、マラッカ依存度 34%である。

石炭の輸入先は、オーストラリア 64.3%、インドネシア 16.0%、カナダ 6.6%、ロシア 6.0%、米国 4.3%である。マラッカ依存度 0%である。(いずれも 2013 年度)

地域の政治的な安定度を見ると、中東、アフリカ地域では、2010 年 12 月のチュジアのジャスミン革命以降、現政権に対する抗議・デモ活動はその他の地域にも拡大した。

2012 年に入り、政権の打倒が実現したエジプトやリビアでも国内の対立や衝突が起きるなど民主化に綻びが見られた。遅れて反政府デモが盛り上がりを見せたシリアでは深刻な内戦状態に突入した。

そして 2014 年に入ると、過激派組織 IS (イスラミックステート)がシリアとイラクをまたぎ台頭し、この地域が流動化している。このように産出国とその周辺での政治的な安定度は低くなってきているといえる。

我が国は、トン数ベースで貿易量 (輸出入合計) の 99%を海上輸送に依存しており、海上輸送は我が国の生命線である。これまでのホルムズ海峡、マラッカ海峡のリスクに加え、我が国の南西航路上では、中国による南シナ海のスプラトリー諸島で大規模な埋め立てがあり、港湾や通信・監視、後方支援施設、滑走路などを建設しているなど、我が国のシーレーンの脅威が増している。

### 11. 世界のエネルギー消費動向

世界の一次エネルギー消費動向を概観する。図 7 から、世界の一次エネルギーの消費動向は増加傾向にあることが分かる。特に 2000 年から 2010 年では増加率が大きいのが分かる。

図 7 から、先進国 OECD の 34 か国に注目すると 2000 年から 2010 年は横這いである。しかし、非 OECD に注目すると 2000 年から 2010 年は約 1.5 倍に急増している。

図 8 で石炭に注目すると、非 OECD 諸国で石炭の

消費が急増していることが分かる。石炭の特徴は、熱量当りのコストが安いこと、同じ熱量を得た時の二酸化炭素排出量が多いことである<sup>(13)</sup>。つまり、新興国は、経済的合理性により、安い燃料で発電し、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を増加させている。

長期の世界エネルギー消費を展望と非 OECD 諸国の傾向からすると、長期の傾向も新興国を中心とするエネルギー需要の増加による一次エネルギー消費量が増加を続けることが分かる。エネルギー資源の争奪が激しくなることが十分に予想される。その競争や争奪に勝つためには、国家として経済の健全性の確保が必要不可欠である。この意味でも、燃料の輸入額が、貿易赤字の要因になるようなエネルギー政策をしてはならない。

エネルギー自給率の極めて低い我が国が、原子力発電を全て停止し、これまで蓄積した 1180 トンの <sup>235</sup>U の壮大なエネルギーを使わないという選択には、合理性が見出せない。

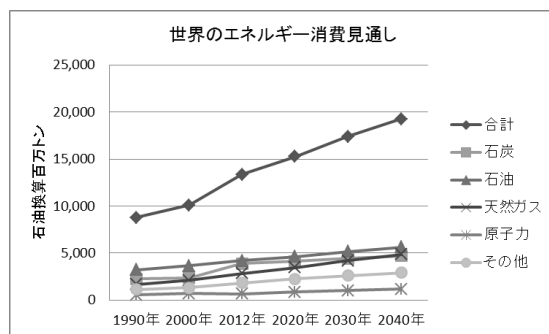


図 7 世界のエネルギー消費見通し

出所:省エネルギーセンター『エネルギー・経済統計要覧 2015 年版』232 頁から 237 頁より作成。

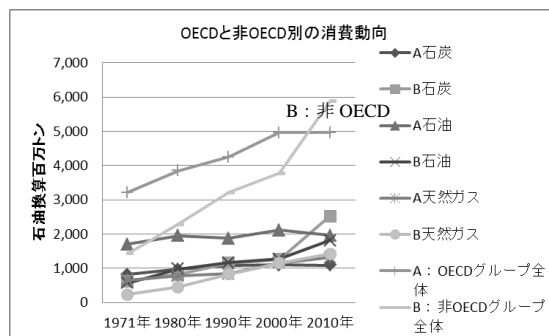


図 8 OECD と非 OECD 別の消費動向

出所:省エネルギーセンター『エネルギー・経済統計要覧 2015 年版』197 頁より作成。

## 12. 原子力発電所の設置基準と抗堪性

### (1) 商用原子力発電炉に係る新規制基準

原子炉等規制法は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の略称である。この法律は1957年に制定された。これまでも原子力施設における事故の発生や規制体制の改革等を受けて、改正が行われてきた。

こうした中で、2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震（震災名：東日本大震災）で福島第一原子力発電所の大事故が発生したことを機に、安全規制強化の一環として原子炉等規制法も大幅に見直された。

規制組織としては原子力安全・保安院と原子力安全委員会が廃止され、安全規制行政を一元的に担う新たな組織として原子力規制委員会が2012年9月19日に発足した。

ア. 福島原発事故以前の安全規制への主な指摘は、下記のとおりである。

- (ア) 外部事象も考慮したシビアアクシデント対策が十分な検討を経ないまま、事業者の自主性に任されてきた（国会事故調<sup>(14)</sup>）。
- (イ) 設置許可された原発に対してさかのぼって適用する（「バックフィット」といわれる）法的仕組みは何もなかった（国会事故調）。
- (ウ) 日本では、積極的に海外の知見を導入し、不確実なリスクに対応して安全の向上を目指す姿勢に欠けていた（国会事故調）。
- (エ) 地震や津波に対する安全評価を始めとして、事故の起因となる可能性がある火災、火山、斜面崩落等の外部事象を含めた総合的なリスク評価は行われていなかった（政府事故調<sup>(15)</sup>）。
- (オ) 複数の法律の適用や所掌官庁の分散による弊害のないよう、一元的な法体系となることが望ましい（国会事故調）。

イ. 新規制基準の前提となる法改正が行われ（2012年6月公布）。新たな原子炉等規制法<sup>(16)</sup>では、規制行政の責任機関を原子力規制委員会に一元化するとともに、発電用原子炉等に関して、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を既存の施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限等の規定を追加し

た。このような背景を受けて、新規制基準の基本的な考え方と主な要求事項が整理された（図9）。従来の基準と新基準を比較すると、新規制基準を満足した原子力発電所は、津波対策の大幅な強化や火山・竜巻・森林火災についての対策を強化したことから火力発電所等よりも、自然災害に対しての抗堪性（survivability）が高くなったと考える（図10）。

特に福島第一原子力発電所における重大事故の原因である①地震による外部電源喪失、②津波による所内電源喪失・破損、③水素爆発に至るまでの安全機能喪失（冷却停止→炉心損傷→水素発生→格納容器破損による水素漏えい→水素爆発）についての対策は、確実に新規制基準として盛り込まれたと判断する。

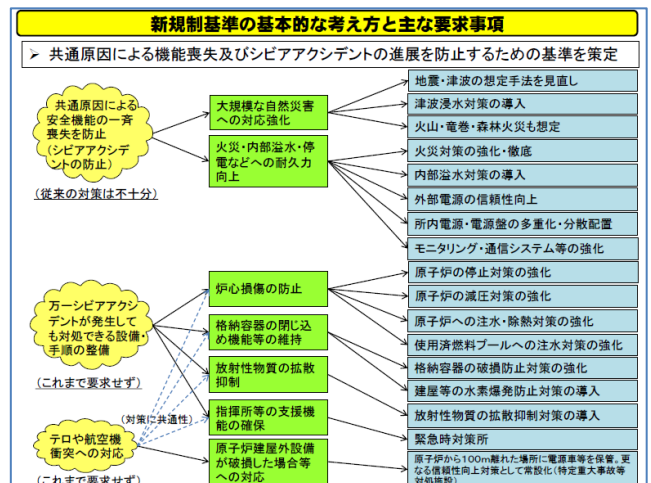


図9 新規制基準の基本的な考え方と主な要求事項

出所：原子力規制委員会『実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準について（概要）』を加工。

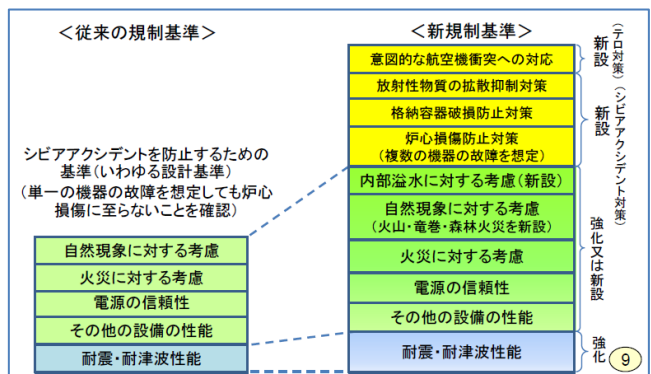


図10 従来の基準と新基準の比較

出所：原子力規制委員会『実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準について（概要）』を加工。

## (2) 非常用電源の要件

非常用電源に必要な要件は、大きく 2 つある。第一に、生き残りの可能性が高いこと。すなわち、抗堪性が高いことである。

非常用電源としての原子力発電所の抗堪性とは、施設が自然災害やテロなど攻撃を受けた場合に、被害を局限して生残り、その機能を維持する性能をいう。これを実現するために、新規制基準では、次の徹底と強化を要求している。

- ・ 目的達成に有効な複数の対策（多層の）対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策を期待しない。これが「深層防護」の徹底である。
- ・ 共通要因故障をもたらす自然現象等に係る想定的大幅引き上げとそれに対する防護対策を強化する。具体的には、地震・津波の評価の厳格化、津波浸水対策の導入、多様性・独立性を十分に配慮、火山・竜巻・森林火災の評価も厳格化する。
- ・ 自然現象以外の共通要因故障を引き起こす事象への対策強化。具体的には、火災防護対策の強化・徹底、内部溢水対策の導入、停電対策の強化（電源強化）である。

第二の要件は、燃料を補給しないで長時間発電できる能力である。これまで論じてきたように一度の燃料装荷で数年間の運転が可能である。また、燃料備蓄の点でも心配がない。

原子力発電所は、非常用電源としての 2 つの要件を十分に満たしている。今後予想されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震の想定被害では、火力発電所の停止は想定されている。図 3 で分かるように、火力発電の燃料の備蓄は多いとはいえない。地震、津波等で港湾施設の機能停止が長期化し、海外からの火力発電用燃料の荷受けができない非常事態も十分想定される。

このように自然災害や火力発電用燃料の途絶という非常事態を考えた時、商用電力の構成の中に原子力発電を組み込むことは有効な方策である。この見地からも、現在停止中の原子力発電所のうち安全が確認されたものから順に再稼働することが望ましいと考える。

## おわりに

我が国が保有する 1180 トンの  $^{235}\text{U}$  は、エネルギー量の観点から 100 万 kW 級の原子力発電所 44 基分を約 20 年間運転できることが分かった。

東日本大震災における福島第一原発事故以降、火力発電が 9 割以上と極端になっている。火力発電の内訳を燃料別にみると LNG 発電が 58% と一番多い。

ところが一番発電量の大きい LNG の在庫日数が 13 日分と一番少ない。燃料途絶のリスクを考えると火力発電についても一つの燃料種に偏らず、石油、石炭、LNG のバランスの良い構成が必要である。

貿易面では、我が国の化石燃料の輸入額が全輸入額の 30% を超え、震災以降は、火力発電用燃料の増加により、貿易収支が赤字に陥っている。エネルギーコストの増大による国民生活への負担増と輸出品の国際競争力の低下がある。エネルギーコストの増加はできる限り抑えるように政策を進めるべきである。

福島第一原発の事故後、原子力規制委員会による新規制基準が作られ、発電用原子炉等に関しては、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を既存の施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限等の規定を追加した。このことから新基準を満たした原子力発電所は、津波対策の大幅な強化や火山・竜巻・森林火災についての対策を強化し、自然災害に対しての抗堪性が高くなったといえる。

安全が確認された原子力発電所を稼働させることは、水力発電、火力発電、再生可能エネルギーとバランスのとれた発電構成でエネルギー安全保障に寄与するだけでなく、自然災害に強く、長期の燃料輸入途絶の影響にも強い発電能力を確保することになる。

しかし、震災後は、原子力発電所の危険ゼロ、被爆による健康リスクのゼロを求める考え方が一部に根強い。福島第一原発の原子力事故の影響に鑑み、自然な考え方と思う。

安全の国際規格である ISO/IEC Guide51 では、安全はリスクを経由して定義される。「受容できないリスク」がない、または「許容可能なリスク」が達成されることをもって、「安全」と規定している。すなわち「安全とは危険ゼロの状態ではなくリスク最小

の状態を指す」ことが安全の定義である。

原子力発電所、核燃料施設の安全性も「安全とは危険ゼロの状態ではなくリスク最小の状態を指す」ことの例外ではないと考える。

エネルギー安全保障に係わる自然災害のリスクを見たとき、原子力発電所等からの放射性物質の漏えいだけではない。石炭、石油、LNG など燃料の入口である港湾設備から発電施設、石油化学プラント、石油液化ガス、LNG 貯蔵施設、ガス供給網、備蓄、輸送手段などリスクは多岐にわたる。

エネルギー安全保障に関係する予算は限られている。予算執行は、原子力発電所など特定の施設に対しての部分最適ではなく、全体最適の考えをもってリスクの最小化すべきである。

リスク管理は、単に現世代のリスク最小化ではない。重要なことは、次世代へ繁栄を継続する仕組みを継承することである。国が貧しければ、大きな自然災害後の復興は難しい。自然災害の多い国が、存続するには、繁栄を継続する仕組みが必要である。

我が国は、エネルギー資源の貧しい国である。我が国は、この認識に立ちエネルギー政策を「エネルギー安全保障の確保」、「経済性の重視」、「環境性の重視」をバランスよく考え、繁栄を維持してきた。このバランス感覚こそ存続と繁栄の要諦である。

(1) 原子炉級プルトニウムは、軽水炉から燃料棒を取り出し、それを再処理して得られるプルトニウムをいう。これに対して  $^{239}\text{Pu}$  が 94%以上のものを兵器級プルトニウムという。兵器級ウランは、 $^{235}\text{U}$  が 90%以上のものをいう。

(2) 天然ウランにおける核分裂性  $^{235}\text{U}$  と  $^{238}\text{U}$  の比率 0.71% : 99.29%である。

(3) 軽水炉燃料用の低濃縮ウランは  $^{235}\text{U}$  の比率が 3~5%程度に濃縮される一方で、劣化ウラン中の  $^{235}\text{U}$  の濃度は 0.2~0.3%で元の天然ウランにくらべて低い。一般に、低濃縮ウラン 1kg を製造すると、劣化ウラン 5~10kg が濃縮プロセスの残りカスとして生まれる。

(4) 200MeV の値について

核分裂生成物の  $\beta$  壊変に伴って約 10MeV もエネルギーが中性微子として放出される。中性微子は原子炉内で殆ど相互作用をしないので、この分のエネルギーは原子炉内で熱に変ることなく外部に失われてしまう。しかし、原子炉では核分裂で発生した約 2.5 個の中性子のうち次の核分裂連鎖反応に用いられる 1 個を除く 1.5 個が原子炉を構成する材料に吸収されて中性子の結合エネルギーに相当する捕獲  $\gamma$  線を放出するので、中性微子に持ち去られるエネルギーにほぼ相当するエネルギーが原子炉に与えられるため、最終的に 1 核分裂毎

に約 200MeV のエネルギーが原子炉内で熱として利用できることとした。

(5)  $^{239}\text{Pu}$  の計算過程 :  $1(\text{g}) : 949(\text{kW}) = X(\text{g}) : 333(\text{万 kW})$  より

$X(\text{g}) = 1(\text{g}) \times 333 \times 10^4 \times (\text{kW}) \div 949(\text{kW}) = 0.35089 \times 10^4(\text{g}) = \text{約 } 3.5(\text{kg})$   $^{239}\text{Pu}$  の計算で異なる点は、1 グラムの  $^{239}\text{Pu}$  中に含まれる原子の数だけであり  $(6.02 \times 10^{23}) \div 239 = 2.5188 \times 10^{21}$  個となる。 $^{235}\text{U}$  の場合は、 $(6.02 \times 10^{23}) \div 235 = 2.5617 \times 10^{21}$  個となり、1 グラムに含まれる原子の個数の差は、 $^{235}\text{U}$  のほうが僅かに 1.7%多い。したがって 1 日の消費量は、 $^{235}\text{U}$  と同じ 3.5kg になる。

(6) 重油の種類は、動粘度により 1 種 (A 重油)、2 種 (B 重油) 及び 3 種 (C 重油) の 3 種類に分類される。

(7) 石油換算トン (tonnes of oil equivalent, toe) とはエネルギーの単位で 1 トンの原油を燃焼させたときに得られる約 42 ギガジュールのエネルギーを 1 ユニットとしたものである。世界で統一された数値は、1 toe = 42 GJ である。

(8) 佐川篤男、小泉光市『中国石炭の現状と展望』日本エネルギー経済研究所、(2008 年 7 月) 4 頁。

(9) 『中国の輸送インフラ』一般財団法人石炭エネルギーセンター

[http://www.jcoal.or.jp/coaldb/country/13/post\\_35.html](http://www.jcoal.or.jp/coaldb/country/13/post_35.html) > 2015 年 5 月 30 日アクセス。

(10) ロードファクター 100% の場合の単位輸送当たりのエネルギー消費量は、旧運輸省発刊の運輸白書 (昭和 54 年度) の 2-2-28 表より引用した。

(11) 日本原子力文化振興財団『核燃料と原子炉材料』、121 頁、2001 年

(12) ホルムズ依存度とマラッカ依存率とは、資源エネルギー庁が、化石燃料の輸入リスクについて中東依存度に加えて同様に公表している 2 つの指標がある。それは、ホルムズ依存率とマラッカ依存率である。

(13) 燃焼して同じ熱量を得るために排出される二酸化炭素の比 (= 排出係数の比) は、石炭 : 原油 : LNG = 10 : 7.5 : 5.5 である。

(14) 正式名称は、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」。

(15) 正式名称は、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」。

(16) 「原子力規制委員会設置法」原子力規制委員会

<[http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%8c%b4%8e%71%97%cd&H\\_NAME\\_YOMI=%82%a0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_FILE\\_NAME=H24H0047&H\\_RYAKU=1&H\\_CTG=1&H\\_YOMI\\_GUN=1&H\\_CTG\\_GUN=1](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%b4%8e%71%97%cd&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H24H0047&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)>

「原子力規制委員会設置法関連」原子力規制委員会

<[http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kettei/01/01\\_02.html](http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kettei/01/01_02.html)>2015 年 5 月 30 日アクセス。

## 参考文献

- 1 原子力規制委員会『実用発電用原子炉に係る新規規制基準について』2013 年 7 月
- 2 原子力規制委員会『実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド』2013 年 11 月
- 3 原子力規制委員会『加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド』2013 年 11 月



## 大震災におけるエネルギー供給システムの信頼性 — 非常用電源を中心に —

泉谷 清高  
日本国際情報学会 安全保障研究部会

### Reliability of the energy supply systems following earthquakes —Focusing on a backup power source —

IZUMIYA Kiyotaka  
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies Security Research Group

Section 1 demonstrates how Japan's energy supply facilities such as petroleum refineries and thermal power stations are primarily located in the projected areas for earthquakes directly hitting the Tokyo area and Nankai megathrust earthquakes. In section 2, it is evaluated whether, from the viewpoints of reliability and risk, the focus of energy supply facilities in specific regions has an effect on the reliability of Japan's energy supply. In section 3, the restoration process of oil products distribution following the Great East Japan Earthquake is organized, with an extract of the issues that are predicted for an earthquake directly hitting the Tokyo area. In the last section, a plan is proposed for increasing the reliability of Japan's energy supply system after expected great earthquakes.

Keyword : Great East Japan Earthquake, reliability, redundancy, energy supply facilities, risk,

#### はじめに

我が国では、1975 年 12 月、第一次石油危機を経て、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下：石油備蓄法と称す）が制定され、現在では、国家備蓄で 110 日分、民間備蓄で 83 日分、合計 193 日分の備蓄がある。その内訳は、80%が原油、20%が石油製品である。液化石油ガス（LPG）は、国家備蓄で 27.9 日分、民間備蓄で 62 日分、合計 89.9 日分である（2014 年 3 月時点）。

しかし、これだけ大量の備蓄があるにもかかわらず、2011 年 3 月の東日本大震災では、被災地のみならず関東圏でも石油製品の不足が約 1 ヶ月続いた。

東日本大震災をエネルギー消費量でみると、被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の最終エネルギー消費量の合計は、全国の約 3%である。その内訳は、石油製品消費量が全国の約 3%、電力消費量が全国の約 5%である。

これに対して、首都直下地震で想定される影響が大きい 1 都 3 県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）の最終エネルギー消費量は、全国の 22.5%であ

る。そのうち石油製品消費量が 21%、電力消費量が 22.5%である。

最終エネルギー消費量でみると、1 都 3 県の規模は、岩手、宮城、福島 3 県の約 7 倍の規模である。

次に、エネルギー供給量の面でみると、東北 6 県にある製油所は 1 箇所だけであり、製油能力は 14.5（万バレル/日）で全国の 3.6%である。1 都 3 県では、製油所は 7 箇所あり、製油能力は 136.3（万バレル/日）で全国の 34.5%である（2014 年 4 月）。製油能力でみると、約 10 倍となる。製油所だけでなく、全国の化石燃料の関連施設をみると石油タンク、LNG 基地、LPG 基地の多くが首都直下地震と南海トラフ巨大地震の想定地域に集中している。

発電能力でみると、岩手、宮城、福島 3 県の火力発電所の電力供給能力は、約 280 万 kW である。1 都 3 県の火力発電所の電力供給能力は、約 3,145 万 kW である。電力供給能でみると、約 11 倍の規模である（2012 年度）。このように 1 都 3 県の電力の消費量、供給量に注目すると、首都直下地震でのエネルギー施設のダメージが、我が国に及ぼす影響度を定量的

に比較することができる。

本稿では、第一に、我が国の製油所や火力発電所等のエネルギー供給施設が首都直下地震と南海トラフ巨大地震の発生予想地域に集中していることを具体的に示す。第二に、このエネルギー供給施設が特定地域に集中していることが、我が国のエネルギー供給に、どのような影響を与えるかを信頼性とリスクの視点で考察する。第三に、東日本大震災における石油製品流通を中心に復旧過程をたどり、さらに首都直下地震で想定される課題を抽出する。最後に、我が国で予想される大震災でのエネルギー供給システムの信頼性を向上に向けての具体的な事項を示したい。

### 1. エネルギーの種類

我が国においてエネルギーは、家庭、オフィス、工場、輸送等のさまざまな分野で、石油製品、電力、都市ガス等のいろいろな形で利用されている。これらのエネルギーは、その供給源であるエネルギー資源の段階から最終的に消費される段階まで、一次エネルギー供給、二次エネルギー供給、最終エネルギー供給と三分類して表わすことができる。

一次エネルギーとは、原油、石炭、天然ガスなどの化石燃料資源、原子力発電所の発電用燃料であるウラン、水力・地熱・太陽光・風力等の再生可能エネルギーなど自然界で生成されたままの投入エネルギー源のことをいう。

二次エネルギーとは、最終的なエネルギー消費のために都合のよい形態に一次エネルギーを変換・加工して得られる以下のようなエネルギーをいう。

- ・原油から精製されるガソリンや灯油等の石油製品
- ・石油、石炭、天然ガスなど化石燃料の燃焼や原子力から得られる電力
- ・天然ガスを主原料とする都市ガス

最終エネルギーとは、エネルギー転換により得られたガソリン・軽油・灯油等の石油製品、電力、都市ガスなどを燃焼・分解などで最終的に消費されたエネルギーをいう。

### 2. 供給システムと信頼性

製油所は、二次エネルギーである石油製品を生産

し、それを供給するシステムである。また、発電所は、石油、石炭、天然ガスなど化石燃料の燃焼や原子力から得られる二次エネルギーである電力を供給するシステムである。燃料供給も電力供給も供給システムとして捉えると、システムの高い信頼性を得るために必要な設計のルール、信頼性を予想する方法、信頼性の管理のしかたを考える際に、信頼性工学の手法を利用することができる。

#### (1) 信頼性と信頼度の定義

日本工業規格で、信頼性は「アイテムが与えられた条件の下で、与えられた期間、要求機能を遂行できる能力」と定義される。また、信頼度は「アイテムが与えられた条件の下で、与えられた時間間隔 (t1, t2) に対して、要求機能を実行できる確率」と定義される。

#### (2) 生産能力と供給信頼性

実際とは異なる数値を用いて、2つの条件を掲げ3つの例を作り、生産能力と供給信頼性について説明する。

条件1は、我が国全体の石油製品の生産能力（供給能力）を100単位とし、生産する。我が国全体の供給システムを「システム」として扱う。

条件2は、東京湾地域、伊勢湾地域、大阪湾地域、瀬戸内海地域で、地域毎に25単位の生産能力を有している。各地域の供給システムを「サブシステム」として扱う。

ア. 4地域に生産能力を均等に分散した例 (図1)

東京湾地域に大震災があり、生産が停止した場合は、全体の生産量は、

$$25 \text{ (単位/地域)} \times 3 \text{ (地域)} = 75 \text{ 単位となる。}$$

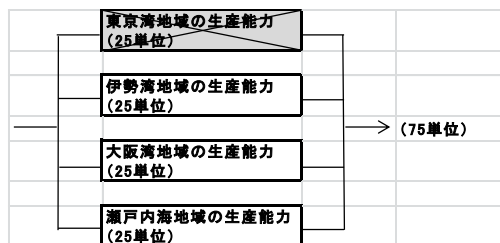


図1 4地域に生産能力を均等に分散した例

イ. 4地域に生産能力が均等に分散し、余裕度を加味した例 (図2)

この例では、余裕度を加味する。東京湾地域に大震災があり生産が停止した場合は、全体の生産能力



は、

$25 \text{ (単位/地域)} \times 3 \text{ (地域)} = 75 \text{ 単位}$ である。  
ただし、被災地以外の製油所がフル生産（実稼働を 20%向上）すると、全体の生産能力は

$25 \text{ (単位/地域)} \times 1.2 \text{ 倍} \times 3 \text{ (地域)} = 90 \text{ 単位}$ となる。

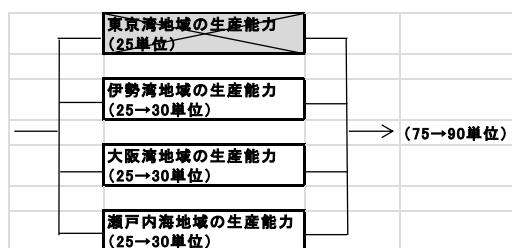


図 2 4 地域に生産能力を均等に分散、  
余裕度を加味した例

ウ. 4 地域に生産能力が均等に分散し、3 地域で 100%補完可能な例（図 3）

この例では、冗長システムの考え方を導入する。東京湾地域、伊勢湾地域、大阪湾地域、瀬戸内海地域で、地域毎に 34 単位の最大生産能力を持たせる。考え方は、最初から 100 単位を 3 地域で賄う能力を持たせるといことである。すなわち、1つの地域に 100 単位を三等分する以上の能力を持たせるといことである。

この場合、 $100 \text{ 単位} \div 3 = 33.3 \text{ 単位}$ の小数第一位を切上げ、34 単位とする。平時は、4つの地域が 25 単位を分担して生産しているが、もし東京湾地域に大震災があり、生産が停止した場合は、全体の生産能力は、一時的に 75 単位となるが、その後、健全な 3つの地域の稼働率を 100%に上げると、必要な生産能力 102 単位となり、必要な 100 単位を満たすことになる。

$34 \text{ (単位/地域)} \times 3 \text{ (地域)} = 102 \text{ 単位}$

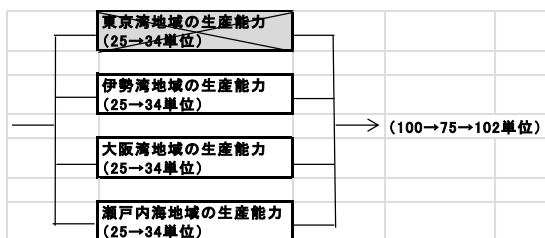


図 3 4 地域に生産能力が均等に分散し、3 地域で 100%補完可能な例

### (3) 稼働率と生産能力の関係

製油所は、原油を精製し石油製品を生産する。その生産量は、製油所の生産能力（バレル/日）とその稼働率で決まる。例えば、2009 年度と 2010 年度の全国の製油所の平均稼働率は 78.9%と 74.5%である。このように、実際の稼働率とフルに生産する設備能力の差がある。この場合の余裕度は、平均 23.3%である。

### (4) 直列系システムと並列系システム

システムには、直列系システムと並列系システムがある。直列系システムは、サブシステムが直列に結合していて、1つのサブシステムが故障（停止）したら全体が止まってしまう性質がある。並列系システムは、サブシステムが並列に結合していて、1つでも作動していれば全体が生きている性質がある。

図 1、2、3 は、並列系システムである。並列系システムの信頼性は、サブシステムが多ければ多い程、1つのサブシステムが停止した場合にシステム全体への影響度が小さいといえる。例えば、システムが 2 個のサブシステムで構成している場合の 1 個のサブシステムが停止した場合の影響度は 1/2 であり、10 個のサブシステムで構成している場合のシステム全体に与える影響は 1/10 である。

### (5) システム設計の実際

実際のシステムは、システムの規模や種類にかかわらず、並列・直列にサブシステムが混ざった構成になっていることが多い。その理由は、システムを設計する時に、複数の要求事項とコストとの兼ね合いで、決定されるためである。例えば、航空機の設計で、1つのエンジンが故障する確率（故障率）が同じ場合に、エンジントラブルで墜落する確率を下げるためには、単発エンジン機より双発エンジン機、双発エンジン機より 4 発エンジン機の順で墜落する確率が小さくなる。

一方で、出発前にエンジンの故障が発見される確率は、単発エンジン機より双発エンジン機、双発エンジン機より 4 発エンジン機の順で故障が発見される確率が大きくなる。これは、エンジン故障が発見されれば修理の必要があり、出発遅れ（運行遅れ）の確率が大きくなることを意味する。このように墜落する確率と運行遅れの確率とコスト等の要求条件

の兼ね合いで、信頼度に関する数値を決め、設計することになる。

**(6) 冗長化**

システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害が発生した後もシステム全体の機能を維持継続できるように予備システムを平常時からバックアップとして配置し運用しておくことを冗長化 (Redundancy) という。図 3 の例のように常時 4 つの製油所 (サブシステム) が稼働して、冗長化しているシステムを「常用冗長システム (active redundancy system)」という。特に、システムの機能維持に必要な数に加えて 1 サブシステムを余分に用意しておくことで、1 つのサブシステムの故障によるシステム停止を防止する仕組みを N+1 冗長 (N+1 redundant system) という。これに対し、非常用発電機のように平時は待機し、停電発生時に起動するシステムを「待機冗長システム (stand-by redundancy system)」という。

**(7) 信頼性を補う方法**

一般的には、信頼性が高いほうがよい。しかし、信頼性を向上させるには、労力もコストも多く掛かる。このことからシステムを設計する際は、信頼性のほうは一応の水準で妥協し、その代り①故障が起こっても致命的な惨事とはならない、②容易に修復できるという 2 つの性質を持たせ、費用と効果のバランスをとることが多い。アイテムに故障が起こってもシステムとしては、一応の安全が確保する性質をフェール・セーフ (fail safe) と呼ぶ。このような信頼性工学の視点で、現状を分析し、エネルギー供給の信頼性の向上に向けて具体的な事項を探っていきたい。

**3. エネルギー供給施設**

**(1) 燃料供給施設と火力発電所の所在**

我が国のエネルギーの施設を見渡すと、太平洋側に燃料供給基地や火力発電所が集中している。このため首都直下地震や南海トラフ巨大地震 (東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震) が発生すれば、エネルギー供給能力が著しく損なわれる。

表 1 より、製油所は、全国の 79% が首都直下地震と南海トラフ巨大地震の発生予想地域にあり、全国

の 38% が首都直下地震の発生予想地域にあることが分かる。以下石油タンクから石油火力発電所まで表 1 のとおりである。

このように首都圏には、製油所 (38%) と石油タンク (26%) が集中している。我が国では原油を輸入し、国内で精製する「消費地精製方式」を採用している。製油所の立地条件は、荷役のための港湾条件が整っていること、消費地が近いことが挙げられる。首都圏に製油所と石油タンクが集中していることには、このような経済的合理性がある。

表 1 首都直下地震緊急対策区域、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にある拠点 (全国比)

施設	首都直下地震と南海 巨大地震の地域にあ る拠点	首都直下地震の地域 にある拠点
製油所	79%	38%
石油タンク	60%	26%
LNG 基地	86%	41%
LPG 基地	84%	36%
LNG 火力発電所	84%	44%
石炭火力発電所	39%	5%
石油火力発電所	79%	38%

出所：資源エネルギー庁『エネルギー供給レジリエンスの向上』2013 年 8 月 8 日、3 頁を加工。(集計時期 2012 年 7 月末)

注：石油精製：製油所の原油処理能力の対全国比率、石油タンク：製油所・油槽所等のタンク容量の対全国比率、LNG 基地：稼働中の輸入基地における受入規模の対全国比率、LPG 基地：輸入基地における実貯蔵能力の対全国比率、LNG 火力：LNG 火力の発電設備容量の対全国比率、石炭火力：石炭火力の発電設備容量の対全国比率、石油火力：石油火力の発電設備容量の対全国比率

**(2) 燃料供給システムの生産能力の計算**

前出の図 3 に、表 2 にある実際の地域別製油能力数値と 2012 年から 2014 年の平均余裕度 23% を使って、燃料生産能力を試算する。東京湾の構成比 34% を 34 単位として扱う。

図 4 の見方は、

- ・平時の生産能力は、5 地域合計 100 単位である。
- ・東京湾地域の生産能力が、震災により 34 単位から 0 に低下する。

- ・残り 4 地域の生産能力は、合計 66 単位となる。
- ・4 地域の稼働率をそれぞれ 100%まで引上げることで、生産能力を増加(66 単位から 83.7 単位)。
- ・不足した生産能力 16.3 単位は、石油製品を輸入して補うしかないことが分かる。

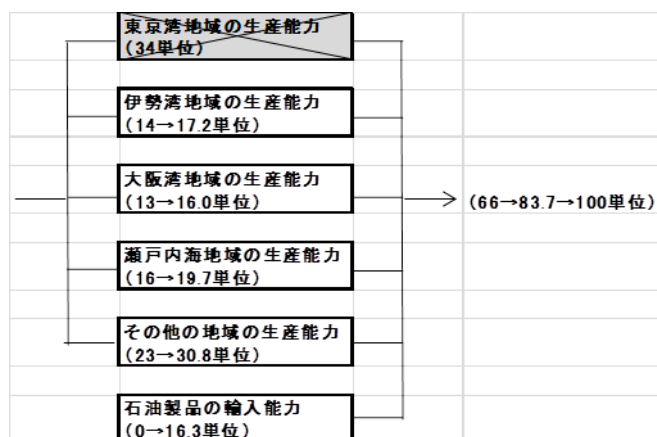


図 4 生産能力と輸入能力との組合せ

表 2 地域別 製油能力の分布

地域 (製油所数)	製油能力 バレル/日	構成比
東京湾 (7)	1,363,000	34%
伊勢湾 (3)	542,000	14%
大阪湾 (4)	503,000	13%
瀬戸内海 (4)	627,200	16%
その他 (5)	911,500	23%
合計 (23 ヲ所)	3,946,700	100%

出所：石油通信社『平成 26 年 石油資料』、145 頁。

### (3) 輸入ができる港湾の条件

航路が啓開されていること、タンカーが着棧できること、石油製品を貯油するためのタンクに余裕があることである。この港湾条件を被災地が満たしていることが望ましいが、被災地にアクセスのよい代替港でもよい。太平洋沿岸で発生する南海トラフ巨大地震と首都直下地震を想定したときに、代替港を日本海沿岸に準備しておくことが望ましい。実例として、東日本大震災の時は、仙台塩釜港にある製油所が被災し長期期間停止、東京湾にある製油所も緊急停止し、点検のため一時的に停止した。この間、全国の健全な製油所は稼働率を引上げ増産し、不足分は緊急輸入して急場をしのいだ。

震災直後は、東北の太平洋沿岸にある港湾は使用できず、石油製品は、日本海沿岸の港湾にある油槽所に貯油され、タンクローリーで太平洋沿岸の被災地に輸送された。

冗長化の観点からは、日本海沿岸にも製油所があることが望ましい。しかし、経済的合理性から 2012 年 12 月に新潟県上越市にあった最後の日本海沿岸の製油所が閉鎖した。

### (4) 我が国の偏った電力構成

電力 10 社の 2014 年度の発電電力量 (kWh) の構成は、火力発電 (88%)、水力発電 (9%)、再生可能エネルギー (2%)、原子力 (1%未満) である。個々の火力発電の構成比率は、LNG 発電 (45%)、石炭発電 (30%)、石油発電 (13%) である。

発電用燃料の備蓄量をみると、在庫日数は、LNG が約 13 日、石炭が約 33 日、石油が約 67 日である(図 6)。この在庫数の意味することは、何らかの理由で、全国の石油、石炭、LNG が一斉に輸入途絶した時に、順に 14 日目に LNG 火力発電が停止し、それから 34 日目に石炭火力発電が停止し、さらに 68 日目に石油火力発電が停止、国内の約 9 割の発電所が停止することを意味する。

電力供給システムは、並列系システムである。この信頼性を向上させるには、単位量が均衡のとれたサブシステムで構成することである。現在の電力供給システム構成は、極端に火力発電に偏っており、非常に均衡を欠くシステムの構成となっている。これでは、火力発電燃料の輸入途絶が発生した場合に、他の水力発電、再生可能エネルギー、原子力発電で補うことができない(図 5)。

前出の燃料生産モデルとの決定的な差は、電力は不足分を輸入できないことである。一方、送電網が繋がっていれば、遠地からでも電力を送ることができる。

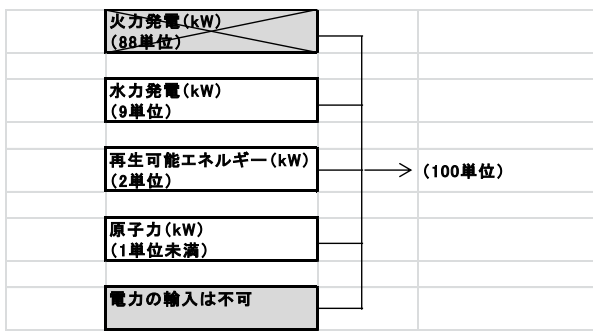


図5 日本の発電電力量



図6 主な電力源の投入燃料規模と在庫状況の比較

出所：経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会『第2回会合資料1』（2014年8月）の4頁。

注：国内民間在庫日数とは、洋上在庫含まず、電力会社の発電用在庫（2012年度平均在庫日数等）で計算したもの。

**(5) 東京電力の偏った電力構成**

東京電力の2014年度の発電電力量(kWh)の構成は、火力発電(92%)、水力発電(6%)、再生可能エネルギー(2%)、原子力(0%)である。火力発電電力量の92%の構成は、LNG火力発電が68%、石炭火力が17%、石油火力が7%である。

東京電力管内には、東京電力の火力発電所が15箇所と共同火力発電所が4箇所、合計19箇所ある。19箇所の分布は、東京湾内15箇所(3,777万kW)、太平洋沿岸4箇所(1,174万kW)で、合計4,950万kWある。

東京電力は、電力需要の92%を火力発電に依存している。その火力発電所の76%が東京湾に集中している。つまり、東京電力の発電量の70%が首都直下地震の予想地域の上にある。このように、同じ地域に偏在すると電力供給システムの信頼性が大きく低

下する。その説明には、「リスク」の概念を導入する必要がある。

**ア. リスクの定義**

機械安全のISO/TC 199の定義は「リスクとは危害の発生確率と危害のひどさの組合せ」である。これは、危害や損害が起きる確率と危害やひどさの積で表せる。

(リスク) = (損害のひどさ) × (損害の発生確率)  
リスクとは個別の危険源についての概念であり、「何のリスク」と危険源を示した表現となる。

例えば、東京電力の発電能力の100%が東京湾に所在しており、その地域の地震発生による停電の発生確率が100年に1回だとする。すると、東京電力が、地震により停電するリスクは、100年に1回というリスクとなる。次に、東京電力の発電能力50%が東京湾、残りの発電能力50%が新潟県に所在しており、その地域の地震発生による停電の発生確率がそれぞれ100年に1回だとする。すると、東京湾地域と新潟県の両方同時に、地震により停電するリスクは、

(1/100年)の二乗で(1/10000年)、1万年に1回というリスクとなる。

一般に、A地域、B地域、C地域とあり、その地域の地震による損害のひどさ(全停電)が同じで、地震発生確率も同じであれば、全停電になるリスクは、3地域に発電能力を分散した場合が一番小さく(1/100年)の三乗で、100万年に1回となる。次に2地域に発電能力を分散した場合が、二番目にリスクが小さく(1/100年)の二乗で、1万年に1回となる。最後に、1か所に集中させた場合のリスクが一番大きく100年に1回となる。

**イ. 偏りリスク**

本稿では、ある要素・方面に集中して、全体の均衡を欠いた状態になること、すなわち「偏りがある」ことにより生じるリスクを「偏りリスク」と呼ぶ。一般に、1か所に全ての発電所を集中する、水力発電、火力発電、原子力発電など複数種の電源種で構成される発電システムで1つの電源種の構成比が極端に大きい、火力発電の燃料種も1種類に大きく依存するなど、方面や要素に偏りある場合、すなわち偏りリスクが大きいとき、そのシステムの信頼性は低下する。西洋の諺で“Don't put all your eggs in

one basket.”があるが、その意味は「一つの籠の中に全ての卵を入れておくと、万が一その籠が落ちてしまったら、全ての卵を失うが、別々の籠に入れておけば、たとえ一つの籠を落としても、全ての卵を失うことはない」ということを表しており、リスクを分散することの大切さを説いている。

#### (6) 電力供給システムの信頼性向上

##### ア. LNG 供給のネットワーク化

東京電力は、京浜地区に 3 か所、千葉地区に 5 か所の LNG 火力発電所がある。東京電力は、LNG の相互融通により効率運用と LNG 火力発電所の安定化のために、東扇島火力発電所（神奈川県川崎市）と富津火力発電所（千葉県富津市）の間を東京湾海底で結ぶ天然ガスのパイプライン（東西連係ガス導管）を運用して燃料供給の冗長化を講じている。

一般に、パイプラインの敷設は、燃料供給の信頼性向上の冗長化施策として有効な施策である。

##### イ. 現有する発電設備の利用

首都直下地震を想定したとき、柏崎刈羽原子力発電所からの電力供給は、地域的にも太平洋沿岸に対して日本海沿岸にあること、電源種も異なることから電力供給の信頼性向上の有効な冗長化である。

燃料備蓄の観点では、LNG の国内民間在庫日数（約 13 日）に対して原子力発電所の国内民間在庫日数（約 2 年間）は、燃料の補給間隔の比でみると 56 倍もあり、燃料補給なしでの長期間運転できるというのは原子力発電の優れた特長といえる。

一般に、電力の安定供給の取組みとして、電源のベストミックスとよく言われる。具体的には、水力発電、火力発電、原子力発電、再生可能エネルギーのベストミックスである。この意味は、電源の偏りリスクを軽減するという意味である。火力発電も LNG、石炭、石油など燃料別の偏りリスクを軽減すること、発電所所在の偏りリスクを軽減することが重要である。具体的には、現有する発電設備の利用として安全が確認された原子力発電所の再稼働である。

##### ウ. 電力融通

電力は、沖縄電力を除く 9 電力会社が、送電網を介して相互に電力融通することができる。東日本の 50Hz エリアと西日本の 60Hz エリア間でも周波数変換所を介して電力融通することができる。

この電力融通も、電力供給システムの冗長化であり有効である。現在、周波数変換所の容量は 120 万 kW である。2015 年 4 月、経済産業省より、東日本と西日本の間での送電能力を現在の 120 万 kW から 2.5 倍の 300 万 kW に拡大する方針がだされた。これは大規模災害に備え、全国規模で柔軟に電力を融通できるようにするための方策である。計画では、2020 年代後半の完成を目指す。

#### (7) 燃料の国家備蓄と原子力発電所

我が国の石油備蓄事業は、国の直轄事業として実施している国家備蓄と、民間石油会社等が石油備蓄法により義務付けられて実施している民間備蓄の 2 本立てとなっている。国家備蓄は、全国 10 か所の国家石油備蓄基地と 民間石油会社等から借上げたタンクに原油および石油製品が貯蔵されている。国家石油ガス備蓄基地については、全国 5 か所ある。国家石油備蓄基地は、全国に分散されている。原子力発電所は、福井県、新潟県、福島県に多く立地している。沿岸別にみると、日本海沿岸（58%）、太平洋沿岸（29%）、東シナ海（8%）、瀬戸内海（5%）となっている。

発電所は、原子力発電所、火力発電所、水力発電所にかかわらず、基本的に NIMBY（ニンビー）施設<sup>(1)</sup>である。国家備蓄基地も同じく NIMBY 施設であることから僻地に立地していることが多い。結果として、製油所とその石油関連施設と火力発電所は、経済的合理性より太平洋沿岸と瀬戸内海沿岸に人口が多い地域に集中し偏りリスクが高い状態である。これに対して国家石油備蓄基地（原油）と原子力発電所は、日本海沿岸、東シナ海沿岸もしくは僻地に分散している。首都直下地震と南海トラフ巨大地震を想定したとき、大震災による被害が少なくする考慮といえる。

#### 4. 東日本大震災での燃料不足から復旧過程と課題

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災での燃料（石油製品）不足からの復旧過程を概観する。

##### (1) 石油施設の被災状況（3 月 12 日）

- ・製油所は、東北、関東にある 9 製油所のうち、仙台、鹿島、千葉 2 箇所、神奈川 2 箇所の計 6



箇所が稼働停止した。この稼働停止により、設備能力で日量 140 万バレル、我が国の約 3 割の製油能力が減少した。

- ・油槽所は、太平洋沿岸部では八戸、気仙沼、塩釜、小名浜、日立が、内陸部では盛岡、郡山が、地震と津波の被害で、出荷不能となった。
- ・タンクローリーは、約 150 台が津波で喪失した。
- ・給油所は、岩手、宮城、福島 3 県で約 4 割、680 軒が営業停止した。営業停止の原因は、地震や津波による損壊のほかに、大規模な停電による給油機の停止と供給網の途絶による在庫切れである。給油所の機能が回復しない限り、この上流の供給網や生産体制が復旧しても、一般消費者へは燃料が届かない。

## (2) 石油連盟の被災地への対応

### ア. オペレーションルーム設置

石油連盟<sup>(2)</sup>は、震災直後に災害対策本部を連盟本部に設置。翌日には、オペレーションルームを開設し、24 時間体制で、官邸、経済産業省からの要請に基づく個別供給先への緊急支援に対応した。このなかには、緊急車両用燃料、非常用発電燃料（病院向け等）、暖房用（避難所等）が含まれる。3CI システム（command, control, communication and information system: 指揮・統制・通信・情報システム）の早期立上げと連続運用できたことが、被災地への対応する基礎になった。

対応上の問題点は、①被災地からの要請に調整する枠組みや共同利用する油槽所等の事前の取り決めがなかったこと。②政府より原子力発電所事故で屋内退避地域への燃料供給のためにタンクローリーの供出を要求され、石油会社に輸送会社の説得を求められたこと。③石油業界から政府に対して自衛隊の活用等の要望にも関わらず、政府より石油業界による直接被災地へのドラム缶によるガソリン供給を求められたこと。④精算方法など商取引の重要事項を明確に示さない政府からの被災地への緊急要請に民間の石油業界が対応したことである。教訓は、平時から災害時の政府との具体的協力体制について検討、協議しておくことである。東京には官民の中核機能が集中している。首都直下地震では、この中核機能が災害の渦中にありより深刻な混乱が想定されるた

め、官民の協力体制を検討、協議し行動計画を取決めておくことが大事であることがわかった。

### イ. 被災地へ陸路での輸送

被害の軽微な日本海側の新潟、山形、秋田、青森等の油槽所から被災地へタンクローリーで輸送した。また、首都圏からの一部の緊急輸送は、東北道、常磐道を使用しタンクローリーで輸送した。

教訓は、災害応急対策活動等を迅速に行えるようにするため、走行中の一般車両に対する規制とともに、発災後の一般車両の利用を制限する具体的手法を検討する必要があることが分かった。これは発災初期の燃料不足の緩和にも効果がある。

### ウ. 被災地の近傍の油槽所へ海上輸送

被害の軽微な日本海側の新潟、山形、秋田、青森等の油槽所へ北海道（室蘭、苫小牧）、西日本地区の製油所からタンカーで輸送した（約 2 万キロリットル/日）。この時、西日本の製油所の稼働率 95%以上であった。教訓は、被災地以外の代替港湾選定から運用までの協力体制の検討、協議し、行動計画を取決めておく必要がわかった。

### エ. 被災地へタンクローリーの投入

首都圏、西日本地区等からタンクローリー約 300 台を東北地方に投入した。教訓は、東北 6 県の白油タンクローリー数は 809 台、関東（1 都 10 県）では 1821 台、全国では 5550 台（2012 年度末）であり数は十分である。元売会社の系列を超えた油槽所とタンクローリーの統制された運用ができるように取り決めておく必要であることがわかった。

### オ. 被災地への鉄道輸送

JR 貨物は、使用不能の東北本線を迂回し、横浜発新潟経由の郡山行き、新潟・青森経由の盛岡行きのタンク貨車による臨時列車を JR 貨物が運転した。

横浜・盛岡ルートでは、1 日当り 1200~1400 キロリットル、累計 36,849 キロリットル。横浜・郡山ルートでは、1 日当り 1200 キロリットル、累計 19,892 キロリットル。3 月 18 日から 4 月 14 日の両ルート合計 56,741 キロリットルが輸送された。

そもそも、石油輸送では日本海側ルートでの長距離輸送は前例がなかった。そこで JR 貨物と JR 東日本との間で線路、橋脚の耐性やダイヤについて調整した。その結果、横浜（根岸駅）から新潟を経由し

復旧した磐越西線を利用して郡山へ向かう石油列車も運行が開始された。同線内には、急勾配の区間があるため、石油の輸送には DD51 型ディーゼル機関車による重連牽引が必要となり、全国から同型の機関車を集め、運行の実現にこぎつけた。石油専用列車は通常の運行距離は 20~200km 程度、1000km 以上も大量の石油製品を毎日運んだ経験は鉄道 103 年の歴史になかった。

教訓は、東日本大震災では我が国の鉄道の対処能力の底力を示したものの首都直下地震や南海トラフ大地震を想定した緊急輸送のプランを検討と協議をしておく必要があるということがわかった。首都直下地震では、JR 貨物と JR 東日本のほかに JR 東海、JR 西日本との連携も必要になる。

カ. 被災地へ海上輸送

3 月 17 日から塩釜油槽所が在庫出荷を再開。同油槽所のタンク貯蔵量は、2.5 万キロリットル。出荷能力は、約 5000 キロリットル/日で、3 月 21 日からタンカーによる入荷が再開した。

3 月 21 日から 3 月 26 日まで、2000 キロリットル級タンカー 8 隻 (累計 16,000 キロリットル)。3 月 27 日から 3 月 31 日まで、5000 キロリットル級タンカー 12 隻 (37,000 キロリットル)。合計 53,000 キロリットルが輸送された。これにより、北海道や首都圏、西日本地区の大量の輸送が可能となり、被災地向け供給が飛躍的に改善された。その間、塩釜油槽所は会社の枠を超え、元売り 5 社で共同利用された。タンカーによる輸送により、輸送量が飛躍的に伸びた理由は、積載量が多いだけではない (表 3)。石油輸送トン数は、自動車 (59%)、内航海運 (36%)、鉄道 (5%) の順に多い (図 7)。

しかし、輸送量の実態を表わす貨物量 (トン) と輸送した距離 (km) の積であるトン・キロメートル (t・km) の尺度でみると、内航海運 (82%)、自動車 (13%)、鉄道 (5%) の順となる (図 8)。

遠方から大量の物資を輸送するには、海上輸送の正常化が必要条件となる。これは、内航海運だけではなく、外航海運でも同じである。

教訓は、被災地の臨海にある油槽所の復旧を急ぐ必要であるということである。被害の大きな箇所は、栈橋、配管、タンク、タンクローリー出荷場であつ

た。これらの施設の強化が必要であることがわかった。航路啓開には、大型浚渫兼油回収船<sup>(3)</sup>が必要であるが、国土交通省には、「白山」「清龍丸」「海翔丸」の 3 隻しかない。民間活用を含め必要な能力の再検討が必要である。

表 3 輸送手段と積載量の比較

輸送手段	積載量：キロリットル	比率
タンクローリー	約 20	1
鉄道貨車	約 1200	60
内航白油タンカー	約 2800	140

出所：鉄道貨車は、日本オイルターミナルのホームページより、1 車両 (編成) の積載量 1200 キロリットルを採用して計算した。内航白油タンカーの積載量は、全国内航タンカー一海運組合のホームページの統計値 (2014 年 3 月末) より (積算量/隻) = (総タンク容積) ÷ (隻数) = 847604 ÷ 305 = 2779 (キロリットル/隻) として算出した。

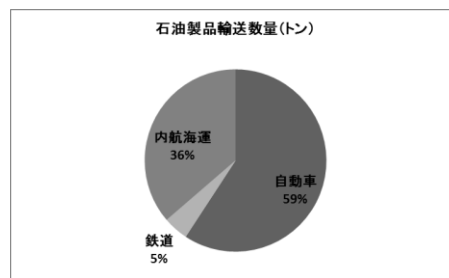


図 7 石油製品輸送数量の構成 (トン)

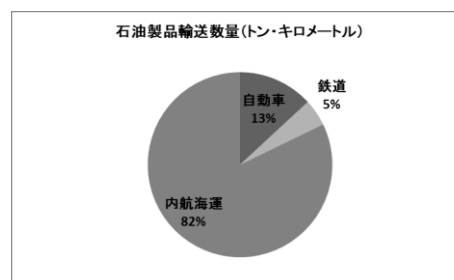


図 8 石油製品輸送数量の構成 (トン・キロメートル)

出所：JX 日鉱日石エネルギー『石油便覧』第 4 編第 5 章第 4 節 表 4-5-3「物流提携・効率化による効果」を加工。

キ. 製油所の稼働率を上げ不足分を補う

操業停止となった製油所の生産不足分を補うため西日本の製油所では稼働率を 95%以上まで上げた。地震直後 3 月 12 日、精製能力は 312 万バレル/日。3 月 21 日、精製能力は 400 万バレル/日となる。9 日間で約 28%増強した。

教訓は、出荷基地では耐震補強工事、電気設備の防水対策と非常用電源の配備が必要であることがわかった。また、震災時は緊急支援物資としてドラム缶出荷が多かったためドラム缶出荷設備の維持・増強が必要であることもわかった。

#### ク. 石油製品の輸出停止と緊急輸入

まずは輸出分をキャンセルし、生産分を国内に振り分けた。さらに緊急輸入を実施した。

東日本大震災で石油製品不足が生じた原因は、全体として在庫は十分であったにもかかわらず、港湾や道路等の社会インフラの麻痺とあいまって、物流上の障害によるのであった。このことから、災害時にタンクローリー、鉄道貨車、タンカーによる輸送を再開できる準備しておくことが大事である。

#### ケ. 給油所の空白地区の対応

4 月半ばでも、10km 圏に給油所が無いいわゆる「給油所空白地域」に仮設給油所を設置した。具体的には、ISO コンテナタンク<sup>(4)</sup>を利用した仮設スタンド、自衛隊と地元当局によるドラム缶と手回しポンプ、足こぎポンプでの給油をおこなった。教訓は、首都圏では給油所空白地区の存在はないと思われる。しかし、給油所が機能停止した場合は、それより上流が機能していても最終消費者へ石油製品を販売できない。停電時に稼働できるように非常用電源の設置が必要である。

#### コ. 関東圏への対応

関東圏の製油所における製品在庫を取り崩した(約 3 万キロリットル)。西日本の製油所における製品在庫の取り崩しと関東圏へ転送した(3 日以内に 5 万キロリットル)。

これまで見てきたように、東日本大震災での燃料不足は燃料が無くなったことではなく、燃料を十分に輸送できなかったことと大規模な停電による給油所の機能停止が主な要因である。

## 5. 首都直下大震災の被害想定

### (1) 首都直下地震の被害様相

2013 年 12 月、中央防災会議 首都直下地震対策検討 WG より「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」が発表された。この報告書の構成は、建物被害、火災の発生などの区分ごとに 3 つの構成

で記載されている。①阪神・淡路大震災や東日本大震災等の我が国で発生した大規模地震による被害状況を踏まえた「被害様相」、②「更に厳しい被害様相」として、上記で想定した「被害様相」より厳しい被害様相の記載、③「主な防災・減災対策」として、被害の最小化やできるだけ早く復旧するための対策が記載されている。本稿で扱う首都直下地震とは、上記最終報告書での「防災・減災の対象とする地震」と「防災・減災の対象とする津波」の範囲である。

#### ア. 防災・減災の対象とする地震と津波

この地震は、切迫性の高い M7 クラスの首都直下地震を対象とし、複数の想定のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる都区部直下の都心南部直下地震を設定している。

対象の津波は、東京湾の津波の高さは、3m 程度或いはそれ以下としている。太平洋側で想定する津波は、地震から 5~10 分以内で 6~8m 程度の高さと設定している。

#### イ. 前提条件(想定シーン)

ライフライン被害、交通施設被害及びそれらを起因として波及する生活への影響想定では、最も被害の大きい「冬・夕方、風速毎秒 8m」を対象として推計している。

#### ウ. 人的被害・物的被害の想定

- ・揺れによる全壊家屋：約 17,500 棟
- ・建屋倒壊による死者：最大 11,000 人
- ・地震火災による焼失：最大 約 412,000 棟(倒壊等と合わせて最大 約 610,000 棟)
- ・火災による死者：最大 約 16,000 人(建屋倒壊と合わせて最大 約 23,000 人)
- ・帰宅困難者：平日の 12 時に地震が発生し、公共機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する人(自宅のあるゾーン外への外出者)は、23 区内で約 800 万人となる。内訳は、事業所や学校で被災する人約 650 万人、街中で被災する人約 120 万人、鉄道に乗車中に被災する人約 30 万人である。



表 4 被害様相 インフラ被害と復旧見通し

項目	被災直後	1 週間後	1 か月後
上水道	(断水率) 31%	18%	3%
下水道	(機能支障率) 4%	3%	僅か
電力	51%	52%	94%
固定電話	(不通回線率)	48%	9%
携帯電話	(停波基地局率) 4%	46%	9%
都市ガス	(支障率) 17%	13%	5%
道路	①橋梁・高架橋の機能支障に至る大被害は首都地域内で約 50 箇所発生。高速道路は大被害の発生を想定せず。②一般道の中小被害は約 1030 箇所を想定。		
鉄道	①大被害は僅か。②機能障害に至る鉄道構造物の中小被害が首都地域内の鉄道 (JR・私鉄・地下鉄計) で約 840 箇所発生。		
港湾	前提として、首都直下地震においては、東日本大震災に比べ津波規模が小さいと予想している。東京湾内の重要港湾にある 923 の岸壁のうち、地震直後に約 250 箇所 (27%) の岸壁が被害を受ける。		

出所：中央防災会議『首都直下地震の被害想定と対策について (最終報告) 【別紙資料 2】』2013 年 12 月、1~46 頁。

注：電力は、ピーク需要に対する供給能力。

## (2) 首都直下地震における非常用発電機の使用限界

東京には、政府・行政サービスの中核であることに加え、金融、クレジット、情報通信、物流、航空、医療など重要なインフラの本社機能が集中している。中核機能を支えるのは、3CI システムである。この 3CI システムの維持には、安定した電力が必要である。首都直下地震の想定では、発災 1 週間後の電力供給能力は 52%であり、約半分は停電状態である。3CI システムは、非常用発電機でバックアップされている。しかし、多くの使用制限があることを示す。

非常用発電機があっても、停電対策は万全とは言えない。「官庁施設の総合耐震計画基準 (平成 8 年 10 月 24 日)」の中に、非常用発電機の運用ガイドラ

インがある。これには、自家発電設備の分類があり、甲類は大地震動後に施設の継続的な活動が可能となるもの。運転時間は 1 週間 (168 時間) 程度、燃料備蓄量は 72 時間程度とある。乙類は、大地震動後に避難、消火等の人命の安全のための設備機能が確保できる。運転時間と燃料備蓄量は 10 時間程度とある。

すなわち、連続運転は、最大で 3 日間として、その後は燃料補給が正常に行われるという前提である。たとえ燃料補給が正常であっても、他にも連続使用するには制限がある。

ディーゼルエンジン式非常用発電機の使用制限は 3 つある。①72 時間連続運転が標準的なメーカー保証時間であること、②250 時間毎にエンジン潤滑油交換ならびに潤滑油フィルタ交換が必要なこと (約 10 日間に相当)、③累積運転時間 4000 時間毎にオーバーホール (分解して検査・修理) が必要なことである (166 日間に相当)。

ガスタービン式非常用発電機の使用制限は、①潤滑油は、運転中に給油することができないことから減速機下部の潤滑油タンク内残油量により連続運転可能時間に制約を受けることである。機種により異なるが連続で 250 時間が目安である。②累積運転時間 1000 時間毎にオーバーホールが必要なこと (約 41 日に相当)。

このように非常用発電機は、常用発電機とは仕様が異なり、保守作業無しに 10 日間以上の連続使用することは出来ない。災害時の保守を迅速かつ確実にできるように人と物の両面について準備する必要がある。非常用電源を過信することなく、商用電力の早期復旧することが、現代社会のインフラ復旧の基礎となる。

## おわりに

電力供給システムの信頼性向上のためには、発電所の地域分散と発電燃料の種類分散で実現することができる。具体的には、水力発電、火力発電、原子力発電、再生可能エネルギーのベストミックスと、さらに火力発電では LNG、石炭、石油など燃料別のベストミックスが必要である。原子力発電所の再稼働は、発電所の地域分散と燃料別のベストミックスの 2 つに貢献する。

電力融通も冗長化の手法の一つであり、周波数変換所の増強は必要である。周波数変換所の増強は、東西の融通をやすくするだけでなく、大手電力会社の従来の供給エリアを越えた販売競争を促し、太陽光や風力などの再生可能エネルギーも全国規模で送電しやすくなり、再生エネの導入拡大にもつながる。

東日本大震災における燃料不足の事態は、燃料が無くなったことではなく、燃料を運べなかったことが主要因であった。燃料供給システムの信頼性向上のためには、製油所と油槽所の棧橋、配管、タンク、タンクローリー出荷場のなど入出荷機能の強化が必要である。

限られた予算内で多くのハードウェアを整備することになる、また計画から完成までには長い時間がかかる。現有のアイテムとシステムで、何をどの程度までリスク管理できるかを検討し、行動計画を取決めしておくことをソフトウェアの課題としてとらえ推進する必要がある。

首都には、各方面の中枢がある。首都直下地震では、その中枢が災害の渦中になることを念頭におき、政府、地方自治体、業界団体との間で統制された運用ができるように、事前検討と取り決めを行っておくことが必要である。

ただし、現代社会では、3CI システム無しでの統制された運用は不可能であるので、この部分の整備は先行すべきである。

---

#### 参考文献

- 1 中央防災会議『首都直下地震の被害と対策について（最終報告）』2013年12月
- 2 中央防災会議『南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）』2013年5月
- 3 資源エネルギー庁『東日本大震災石油製品流通調査事業』2012年2月
- 4 石油連盟『今日の石油産業』2012年版から2014年版

- 
- (1) ニンビー（NIMBY：not in my backyard）とは、必要性は認めるが、居住地の近くに作られるのは困るという対象の施設である。日本では、「忌避施設」「迷惑施設」「嫌悪施設」と呼称される。
  - (2) 石油連盟は、1955年11月、わが国の石油精製・元売会社、すなわち原油の輸入・精製、石油製品の全国的な販売を行っている企業の団体である。
  - (3) 浚渫（しゅんせつ）は、港湾・河川などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事のことである。
  - (4) ISO タンクコンテナとは、国際基準(ISO 規格)に基づいて造られた安全性の高いコンテナにタンクを内蔵している。

# 日本国際情報学会誌規程

## 日本国際情報学会誌規程

### 第1条 (目的)

1 日本国際情報学会（英文名：Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という）は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』（英文名：The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という）を発行する。

### 第2条 (編集委員会)

- 1 学会誌の企画、原稿の募集（依頼）及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各 1 名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

### 第3条 (執筆者の資格)

- 1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。
  - (1) 会員
  - (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。
- 3 会費未納者については執筆資格を停止する。

### 第4条 (原稿の要件)

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 未発表の原稿であること。
  - (2) 完成原稿であること。
  - (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。
    - ① 研究論文 (審査論文: Original)
    - ② 報告論文 (自由投稿論文: Review、研究ノート: Research Report)
    - ③ 書評 (Book Review)
    - ④ その他編集委員会が認めたもの
  - (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め 12 ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400 字原稿用紙で 20 枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めたときはこの限りではない
  - (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
  - (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。
- 2 年度における投稿は、研究論文、報告論文、及び書評で各 2 稿以内、または合計 3 稿までとする。ただし共同執筆は、この数に含まない。

#### 第 5 条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第 4 条・第 7 条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、不採用とする。また不採用になった原稿の執筆者は、結果に対する異議申し立てをできないものとする。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家(レフェリー)に投稿原稿の審査を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
  - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
  - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、編集委員長に伝達される。
  - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
  - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
  - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

第 6 条 (学会誌の発行)

- 1 学会誌は、各年度 1 回発行することとし、各年度の原稿募集（依頼）・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

第 7 条 (論文原稿の形式)

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、「日本国際情報学会誌執筆要領」ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

第 8 条 (論文等の転載)

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。

第 9 条 (校 正)

- 1 校正是著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 10 条 (原稿料)

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

第 11 条 (改 廃)

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。  
平成 17 年 5 月 第 5 条を改定する。  
平成 21 年 12 月 第 1 条を改定する。  
平成 22 年 6 月 第 4 条、第 5 条を改定する。  
平成 23 年 8 月 第 3 条 2 項、第 4 条 2 項を追加する。

初回 平成 15 年 8 月 30 日理事会決定

第 4 回改定 平成 23 年 8 月 8 日理事会決定

## 編集後記

今回の通巻第 12 号では、今までにない多彩な内容の論文がしかも多数掲載された。学術論文は自分が専門とする分野のものを読むのが普通である。専門が異なれば興味は湧かないものであるし、見向きもしないのは当然である。しかし、全く異なった領域や主題のなかに各人の研究に繋がるヒントが埋もれてないだろうか。ためしにどれか一つでも覗いて見られることをお勧めする。と言うのも、今年度の本学会の大会での多彩な研究発表を聞いた時、異なる分野の参加者からのコメントが、その研究の更なる発展に寄与すると思える場面に幾つか遭遇したためである。それは分野を超えて共通する方法や、目的と言ったものではなかろうか。



編集委員会 委員長 佐々木 健  
委 員 川原 有加  
委 員 立石 佳代  
委 員 坊農 豊彦  
委 員 増子 保志  
委 員 村上 恒夫

『国際情報研究』第12号(12巻1号)2015年度 日本国際情報学会誌

2015年12月25日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会  
静岡県静岡市駿河区谷田 52-1  
静岡県立大学国際関係学部  
諏訪一幸研究室  
TEL 04-2996-4160  
FAX 04-2996-4163  
URL <http://gscs.jp/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず